

## 平成25年第4回（12月）伊豆市議会定例会会議録目次

### 第 1 号 （11月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	9
○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長報告、質疑	11
○報告第13号の報告、説明、質疑	14
○議案第88号、議案第89号の上程、説明	15
○議案第90号～議案第99号の上程、説明	21
○議案第100号の上程、説明	29
○議案第101号～議案第107号の上程、説明	29
○発議第9号の上程、説明	34
○散会宣告	36

### 第 2 号 （11月28日）

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した者の職氏名	37
○開議宣告	38
○議事日程説明	38
○一般質問	38

杉山 誠 君	3 8
山下 尚 之 君	5 1
小長谷 朗 夫 君	6 3
木村 建 一 君	7 4
小長谷 順 二 君	8 8
森 良 雄 君	1 0 2
西島 信 也 君	1 2 2
○散会宣告	1 3 7

### 第 3 号 (11月29日)

○議事日程	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 3 9
○欠席議員	1 3 9
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 3 9
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 9
○開議宣告	1 4 0
○一般質問	1 4 0
室野 英 子 君	1 4 0
三田 忠 男 君	1 4 7
青木 靖 君	1 6 4
○散会宣告	1 7 6

### 第 4 号 (12月3日)

○議事日程	1 7 7
○本日の会議に付した事件	1 7 7
○出席議員	1 7 7
○欠席議員	1 7 8
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 7 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 7 8
○開議宣告	1 7 9
○議事日程説明	1 7 9
○議案第88号の質疑、委員会付託	1 7 9
○議案第89号の質疑、委員会付託	1 8 3
○議案第90号～議案第99号の質疑、委員会付託	1 8 3

○議案第100号の質疑、討論、採決	183
○議案第101号～議案第107号の質疑、委員会付託	184
○発議第9号の質疑、討論、採決	193
○散会宣告	208

第 5 号 (12月13日)

○議事日程	209
○本日の会議に付した事件	209
○出席議員	209
○欠席議員	210
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	210
○職務のため出席した者の職氏名	210
○開議宣告	211
○議案第88号～議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決	211
○議案第90号～議案第99号の委員長報告、質疑、討論、採決	214
○議案第101号～議案第107号の委員長報告、質疑、討論、採決	223
○日程の追加	230
○発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
○推薦第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	231
○閉会中の所管事務調査の申し出	232
○閉会宣告	232
○署名議員	233

## 平成25年第4回（12月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成25年11月25日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長報告
- 日程第 6 報告第 13号 専決処分の報告について（施設事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 7 議案第 88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）
- 日程第 8 議案第 89号 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 日程第 9 議案第 90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 91号 伊豆市緊急地震・津波対策基金条例の制定について
- 日程第11 議案第 92号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の制定について
- 日程第12 議案第 93号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 94号 伊豆市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 95号 伊豆市税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 96号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 97号 伊豆市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第17 議案第 98号 伊豆市教育施設の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第 99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正について
- 日程第19 議案第100号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第20 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）
- 日程第21 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）
- 日程第22 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（菅湯）
- 日程第23 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）
- 日程第24 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）
- 日程第25 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）
- 日程第26 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

**出席議員（16名）**

1 番	永岡康司君	2 番	三田忠男君
3 番	小長谷朗夫君	4 番	山下尚之君
5 番	山田元康君	6 番	青木靖君
7 番	大川明芳君	8 番	梅原正次君
9 番	小長谷順二君	10 番	西島信也君
11 番	森島吉文君	12 番	杉山誠君
13 番	室野英子君	14 番	森良雄君
15 番	飯田正志君	16 番	木村建一君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名**

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	森下政紀君		

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事務局 長	森修司	次 長	飯田勝久
主 幹	稲村栄一		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（飯田正志君） 本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成25年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（飯田正志君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（飯田正志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。6番、青木靖議員、7番、大川明芳議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田正志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月13日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので御了承ください。

次に、休会日についてお諮りします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（飯田正志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、去る9月定例会にて可決されました地方税財源の充実確保に関する意見書については、内閣総理大臣を初め関係方面に提出いたしました。

次に、伊豆市インバウンド推進プロジェクトチームチームリーダー長谷川氏から、伊豆市への外国人観光客誘致に向けたシンガポール観光プロモーションへの参加依頼により、去る11月6日から9日まで、静岡県東南アジア駐在員事務所、丸紅シンガポール事務所、大使館、現地旅行代理店、旅行雑誌社へのプロモーション活動に同行し、伊豆市の観光をPRさせていただきました。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果及びその他議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で報告を終わります。

引き続きまして、各常任委員会の行政視察報告を行います。

初めに、第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） おはようございます。

第1委員会委員長の杉山誠です。

議長から報告を求められました第1委員会行政視察報告を行わせていただきます。

第1委員会では、平成25年度の行政視察を10月22日から10月24日の3日間行いました。場所は岩手県遠野市、大槌町、釜石市、陸前高田市と宮城県南三陸町です。目的は、東日本大震災による被災地の現状を視察し、その防災対策、復興支援対策、社会インフラ整備等を含めた行政運営についての調査、研究を行うためです。

1日目の10月22日は、岩手県遠野市の遠野市総合防災センターにて研修を行い、本田敏秋遠野市長から説明を受けました。遠野市は、内陸部と沿岸部の自治体の中心に位置し、それぞれの自治体とは国道で結ばれています。本田市長は、遠野には海がない、津波が来ない、だから関係ない、ではない、だからこそ果たすべき役割があるはずだと、震災が起こる前から沿岸部の津波災害を想定し、支援体制の構築をすべく後方支援拠点づくりに着手、2007年に沿岸自治体の協力を得ながら協議会を設置して、地震、津波災害における後方支援、拠点施設整備構想の提案書をまとめ、さらに実践的な防災訓練にも力を入れてきました。2007年は沿岸部への医療救護訓練と救援物資輸送訓練を実施し、2008年には2日間にわたり、同市を拠点にした陸上自衛隊東北方面隊震災対処訓練を行いました。関係機関や住民ら約1万8,000人が参加しての大規模訓練だったそうです。

この訓練が生かされ、市長は地震発生14分後には支援隊の活動拠点となる遠野運動公園の

開放を指示、受け入れ準備を直ちに整えました。市役所庁舎が全壊するなどの被害に遭いながらも迅速な対応につながったのは、この訓練が生かされたものです。また、市内面積が825平方キロメートルと広大な中で発災日の夕方までに市内の被害状況を把握できたのも、市職員のみならず、区長、消防団、民生委員、そして地域住民との連携があったため、これもこれまでの訓練が生かされた結果とのことです。

2日目の10月23日は、岩手県大槌町、釜石市を視察しました。大槌町では、大槌町議会議員の東梅守さんの案内で、被災箇所や避難所の状況を研修しました。大槌町はこの震災で行方不明者が最も多かった自治体です。また当時の町長を初め、多くの幹部職員が津波の犠牲になっています。東梅議員は震災当時議員ではなかったそうですが、被災者支援に積極的にかかわってきており、丁寧な説明、案内をしていただきました。大槌漁港に面した赤浜地区では甚大な被害をこうむりながら、翌日には住民みずから協力して道路を片づけ、支援車両が通れるようにするなど、地区の団結が非常に強く、避難所運営も素早く行えたそうです。一方で、広域避難所に指定されていたところでも津波や火災で多くの方が犠牲になり、また、浸水を免れても水や食料、毛布などの備蓄がなくて空腹と寒さで避難者が苦しんだことなど、当時の悲惨な状況も伺いました。

宮城県沖地震が30年以内に99%の確率で発生すると言われていた中で、遠野市が後方支援体制を整えていったのに比べて、沿岸自治体の備えがおくれていたことも意外なことです。ここでも多くの教訓とすべきことを学んでまいりました。

この後、碓川豊大槌町長と面会して、被災時の状況や復興計画の進展などの話を伺いました。漁師町として住民同士のつながりが強く、力を合わせて大変な状況を頑張ってきた一方で、震災から2年7カ月が経過し、将来の生活設計ができずに町を去る人も多いようです。

大槌町では、さらに森の防潮堤づくりを目指してモデル的に実施されているYOKOHAMA千年の杜活動の現場を視察、震災瓦れきの有効活用と植樹による防潮効果を学びました。コンクリート堤防だけでなく自然景観を形成できる緑の防潮堤構想は、今後の防災対策への活用が期待されています。

午後からは釜石市で研修を行いました。釜石市は死者、行方不明者が1,000人を超える中で、学校管理下での児童生徒の犠牲者は一人もなく、釜石の奇跡として、津波防災対策の重要性を示したことで有名になりました。この防災教育は、次世代への防災意識を伝承し津波と向き合う地域の文化を築いていくとされています。この日は、静岡県からの支援で建設されたふじのくに絆ハウスを訪問し、釜石市の災害対応について研修後、仮設住宅の内部視察を行いました。また、嶋田賢和副市長と面会して懇談しました。

3日目となる10月24日は陸前高田市で研修を行い、市民ボランティアの案内で市内の視察を行いました。陸前高田市は、この震災で最も多くの犠牲者が出た自治体です。市街地では逃げる時間はあったのに、停電のために津波情報が伝わらず避難しなかった人が多い一方で、海岸付近の施設で働いていた人は、いち早く避難して難を逃れたそうです。日ごろからの危

機意識が明らかに違っていたとのことで、津波で建物が全て破壊され、海がこんなに近かったのかと、多くの市民が初めて気づいたそうです。

午後は、宮城県南三陸町の旧防災対策庁舎を視察して帰路に着きました。赤さびた鉄骨だけになったこの庁舎は、後世に津波の脅威を伝える震災遺構として、保存か解体かで議論が続いています。過去に何度も津波被害に遭いながら、結局浸水区域に居住してしまう、この繰り返しを断ち切るために、今度こそしっかりした計画を立てたいと考えるのは当然ですが、まだ多くの課題をクリアしなければならないようです。

今回の視察では、東日本大震災の甚大な被害の状況と、復興のために奮闘する被災地の姿を直接確認し、委員全員が防災意識を新たにすることができたと思います。自然災害をなくすことはできませんが、その被害を最小限にとどめるために、事前の防災、減災の備えを行政と関係機関、そして地域住民が一体となって築いていくことが大切であることを学んだ視察研修でありました。

以上で報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 第2委員会報告を行います。

11月12日から14日までの3日間、介護予防、小中一貫教育、ごみ焼却場建設選定という3つのテーマで、4つの自治体、地域を視察しました。視察終了後、委員会としての総括会議の日程が、きょうまでまだ組めておりません。視察で何を学び、何を行政に反映するのか議員同士の意見交換の中で明らかにするなど、委員会としての一致した報告は、きょうはできません。12月議会の中で、休会中活用しながらこの総括会議を行う予定であります。したがって、きょうは、視察先に前もって質問項目を出しておりますが、それに対する視察したときの回答、これが中心の報告になります。

まず最初に、12日に訪問した山梨県北杜市が実施している介護予防活動、日常活動支援総合事業について報告をいたします。この事業は、介護保険法の改正により、平成24年度から自治体の判断と裁量で実施するものでありますが、北杜市はこの事業に既に取り組んでいますので、伊豆市に反映できることはないかということで視察をいたしました。この事業の趣旨は、元気な高齢者、支援もしくは介護が必要な状態になるおそれの高い状態の高齢者、支援が必要な高齢者、このように大きく高齢者を3グループに分けて、それぞれ一次、二次、三次予防と呼んでいますが、この3つの予防事業に切れ目なく取り組んでいくという内容であります。

北杜市は、国のモデル事業として平成24年度実施に向けて、平成22年度に市民アンケートを実施しましたが、その中で、1週間に1回も外出しない人が45%と買い物難民がいること、また介護予防事業の一つとして、高齢者みずからが介護ボランティア事業に参加する仕組みを取り入れていること、その事業に参加するとポイント制を取り入れているということであ

ります。北杜市で実施している、そのほかいろいろと報告を受けましたが、この事業は全体を見ますと、伊豆市で実施している介護予防ケアマネジメントとして取り組んでいる事業と重なる部分がありましたが、伊豆市に反映する介護予防は何なのか、充実すべきことは何なのかということは、今後のそれぞれの議員同士の意見交換の中で、具体的に明らかにして反映させていきたいというふうに思います。

視察2日目、13日午前中は、小中一貫教育に取り組んでいる長野県信濃町信濃小中学校を視察しました。伊豆市の教育制度としての検討課題にはまだ上がっておりませんが、現在及び将来の教育を考えたときに、そういう選択肢もあり得るし、この小中一貫教育の中で伊豆市に反映されるべきこと、学ぶことがあるのではないかと趣旨での視察であります。

2012年4月に開校した新築の校舎は、地元の木をふんだんに使っております。この学校で、1年生から9年生634人の児童生徒が学校生活を送っています。先生も小中で一つの職員室に机を並べております。

校長先生からの報告の幾つかを述べます。その1つは、中学3年の生徒、信濃小中学校では9年生になりますが、同じ15歳ですが、異質である、いい意味での異質であります。子供たちにはさまざまなストレスが、特に9年生、受験生にとって、この小中一貫教育の中で生かされているということでもあります。9年生男子が、俺たち廊下を走れないな、7歳違いの小さな小学1年生と同じ廊下を行き来している、走ればぶつかり転倒させけがをさせるかもしれないという思いを持ってくる、また下級生にとって小学5、6年生では憧れの存在になりにくい部分があるが、9年生がこんなお兄さん、お姉さんになりたい、1年生、2年生から見て、こういう憧れの的として見られているというお話も伺いました。2つ目は、学級支援や高等部には複数の副担任を置くなど、教師同士のチーム支援体制、地域の人が学校を支える応援団、スクールカウンセラー、NPO法人などとの連携などと組織づくりをしている。3つ目は、授業が楽しい、学校生活が楽しいという児童生徒が90%いますということでありました。まだたくさんありますが、主なことだけ報告しておきます。

視察2日目の午後は、北アルプスの広域連合でのごみ処理施設建設候補地選定の経過、最終日3日目は、千葉県野田市で同一内容での視察を行いました。このことは、伊豆市も伊豆の国市と共同で取り組んでいる重要な課題であります。市当局任せではなくて議会としても重視する必要があるという立場から、委員会は2カ所を視察いたしました。当局が選んだ候補地がいずれも反対に遭う、そして新たに住民からの公募を取り入れたということで、そういう意味で伊豆市に共通した経過をたどっております。

1市2村での北アルプス広域連合の取り組みについて報告します。建設反対の自治会からアンケートをとり、寄せられた反対理由の多くから、漠然とした不安が払拭できず、施設にかかわる情報を十分に受け入れられなかったことが明らかになったとのこと。このため、先進地視察、専門家の講演会などを行い、住民の理解を得る取り組みをしたということです。一般論として、ごみを家庭から出すことを含めてごみにかかわる機会が多いのは女性だから、

女性の焼却施設の見学も重視した、実施したとのことでした。そして地元の合意を前提に、自治会、区などで了承された候補地6カ所から推薦が上がりました。選定会議は信州大学教授、公害の専門家などの学識経験者の助言を受けながら、3自治体の市長、村長が候補地の決定を行いました。

千葉県野田市の焼却施設候補地選定の経過について報告します。市が決めた候補地選定を地元の反対で白紙撤回した後、公募したところ、地権者から応募2カ所が上がりましたが、複数候補地からの選定という条件だったため、事務局から9カ所選び、候補地を選定する審議会には、公募した市民、千葉大教授、福祉大教授などの学識経験者、議会側から各会派の議員などが入り審議した結果、事務局からの候補地2カ所を選び、その2カ所の環境アセスを行い、候補地を1カ所に選ぶとのことでした。この2カ所については、地権者が応募した2カ所には含んでおらないと、事務局が選んだ9カ所から2カ所選んだという報告もありました。

総括的に3日間で、私たち委員会は約60万円、1人当たりにはすると6万7,000円の視察研修費用を使わせていただきました。市民の皆さんの貴重な税金を使わせていただきました。報告の最初でお話したように、委員会として何を伊豆市に反映するのかという中心的課題は、本日は整理されていませんので、今後議会だよりなどを通じて、学んだこと、また議会として、議員活動として今後に生かしていくことが、税金の無駄遣いだと言われないう視察の報告をきちっとまとめて、今後の活動に生かすことを市民の皆さんにお約束して、報告を終わります。

以上であります。

○議長（飯田正志君） 続きまして、田方地区消防組合議会の報告について、4番、山下尚之議員。

〔4番 山下尚之君登壇〕

○4番（山下尚之君） おはようございます。

4番、山下尚之です。

去る10月31日、田方消防本部にて田方地区消防組合議会第2回臨時会が開催されましたので、報告いたします。

開会后、杉村消防長から福岡県の病院火災を受けての管内病院の消防設備の点検の実施、また伊豆大島台風26号災害救助支援の状況報告、平成25年度現在までの火災や救急出動件数の報告、例年よりやや少な目という業務報告の後、議長から議事録署名人の指名があり、会期を1日と決定いたしました。

続いて、田方地区消防組合管理者から上程された議案第10号 平成25年度田方地区消防組合補正予算第2号について事務局から説明があり、協議の結果、全員一致で可決されました。内容は、予算総額に歳入歳出それぞれ2,025万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ16億6,295万8,000円とするものであり、内訳は、議決を受けての駿東伊豆地区消防通信指令事

務協議会負担金282万円、平成25年度早期退職者4人分退職手当組合負担金1,643万円、平成26年度採用者被服費100万円であります。

続いて、議案第11号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について、小笠老人ホーム施設組合が指定管理者制度移行のため脱退との事務局説明があり協議の結果、全員一致で可決され、閉会といたしました。

臨時会終了後、2市1町の管理者、行政担当、組合議員、消防組合幹部の顔ぶれも変わりまして、第1回の意見交換会が行われ、決意新たに有意義な会となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（飯田正志君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

行政報告申し上げます。

まず1つ目、駿東伊豆地区消防救急広域化の状況について。

駿東伊豆地区の消防救急広域化については、関係市町における手続を経て、10月25日、駿東伊豆地区消防救急広域化法定協議会の設置に関する協議書を県に提出いたしました。11月1日、同法定協議会が設置され、会長に沼津市長、副会長に伊東市長及び函南町長が選出されました。協議会経費の関係市町負担割合は、均等割が30%、人口割70%と定め、今後は協議会規約に基づき広域消防運営計画の作成に歩を進めてまいります。

2つ目、家庭内家具固定の推進事業について。

地震による被害の防止及び軽減を目的として、本年度は65歳以上の方の世帯及び障害の程度が1級または2級の方が同居する世帯等を対象に、伊豆市建築専門部会に委託し70世帯に家具等の固定を実施いたしました。平成17年度以降の累積として、これまで合計547件の事業実績に達しております。

3つ目、災害対策に関する協定等の締結状況について。

これまで締結した各自治体、民間企業等に加え、ことし開局しましたFMIS（みらいずステーション）との災害時における緊急放送に関する協定のほか、8月には県内初となる桃太郎助産院との母子支援に関する協定を結んだところです。出産前後の若いお母さん方にとって大きな安心材料になるものと思います。

さらに10月には、災害時において配慮や支援を必要とする方々の受け入れについて、駿豆学園、中伊豆リハビリテーションセンター、ニチイケアパレスに協力をお願いする協定を結

ばせていただきました。今後も引き続き、市民の安心・安全に向けた取り組みを進めてまいります。

4つ目、伊豆の国市・伊豆市広域一般廃棄物処理施設建設候補地の公募について。

先月21日に、市内の各区長に対する説明会を行いました。公募の概要として、建設候補地の応募の必須条件や好ましい条件などに加え、応募者は候補地の地元区長、あるいは複数区にまたがる場合は当該全区長であること、応募期間は10月22日から平成26年3月31日までとすること、そして新施設建設地区への支援として、地域活性化施策等を行うことなどを明示した上で、広く候補地を募っているところでございます。

5つ目、インバウンド推進事業について。

外国人観光客の誘致、いわゆるインバウンド推進事業については、伊豆市の観光交流事業の主要事業と位置づけ、富士山の世界文化遺産登録を好機と捉え、静岡県と連携して、経済成長著しい東南アジア諸国からの訪日観光客誘致に取り組んでいるところです。

9月には、富士山静岡空港からの就航先であり、これまでも現地で観光プロモーションを実施してきた台湾の旅行会社12社の商品造成担当の方々を伊豆市にお招きし、市内の観光施設を実際に見ていただくことで新たな旅行商品の造成に取り組んでいただくとともに、伊豆市の魅力を直接PRいたしました。

また、11月には、東南アジアの経済、交通の中心地であり、所得水準や高度情報化が進むシンガポールにおいて、伊豆市インバウンド推進プロジェクトチームによる観光プロモーションを行ってまいりました。現地の日本政府観光局や静岡県東南アジア事務所では、東南アジア諸国の旅行ニーズが把握できたほか、都市国家ともいえるシンガポールの方々にとって、伊豆市の美しい自然や温泉、旅館文化、あるいはサイクリングなどのアウトドアレクリエーションといった観光資源は、十分魅力があるものと認識いたしました。

なお、10月に赴任された竹内春久大使は、内閣官房勤務時の私の直属上司であったことから、来年以降の御支援もお約束いただきました。このような人脈を最大限生かすためにも、今後は、可能な限り速やかに、伊豆半島全域で連携したインバウンド推進に移行すべきであると考えています。

最後に、私の名誉毀損訴訟について。

10月に判決がございました名誉毀損訴訟について申し上げます。本訴訟は私が個人として行ったものですから、判決の内容とその意味については、議会で説明する性格のものではないと思いますが、西島議員からの一般質問に含まれておりますので、その答弁の中で御説明いたします。ここでは、裁判の過程で明らかになった議会との関係についてのみ報告申し上げます。

まず、小森勝彦氏が問題となったピラを作成、配布した目的ですが、6月19日に御本人の陳述が行われ、その中では、去年、つまり平成24年の3月時点のことだそうです。そして小森氏は、私たちが市長に批判的な立場で対抗馬を立てたという立場をわかってもらう、また

は、それに至った評価のもととなった出来事を市民の皆さんに知らせて、少なくとも選挙の前までには、市民の皆さんがそういうことを理解した上で次の市長を選んでいただく、それが必要であると考えたがための行動ですと、目的を話されています。

また3月21日に裁判所に提出された、これは小森氏側の陳述書には、次のように書かれています。私は、平成24年2月初旬に、西島議員が市長選に出馬する意向を知り、同氏の後援会事務所開設後に支援活動に加わりました。再び集まった前出の4名、これは文章の中の一部でございますけれども、そのうち3名は、当時の市議会議員でいらっしゃいました、と某議員の5名は、菊地市政の問題点を事前に有権者に知ってもらい、その上で次期市長選の投票行動を決めてもらいたいと考えていました。そのころ西島氏の後援会事務所内では、旧天城湯ヶ島支所減額貸付問題以外にも、湯の国会館指定管理者選定と天城会館の指定管理者選定についても問題だとする意見があふれていました。

そして、ことし10月9日の判決において、本件のビラに事実ではない内容が含まれることが認定され、これを小森氏も受け入れて、判決確定後、速やかに慰謝料は支払われました。

以上のことから、名誉毀損を構成する内容を含んだ当該ビラは、市長選挙のために作成、配布され、作成に当たっては複数の市議会議員が関与し、市議会議員の後援会事務所において作成あるいは協議されたことが明らかになりました。

本事案は、伊豆市の民主主義のあり方において、深刻な問題を含んでいるものと考えます。私は、訴訟で提出された準備書面、陳述書、判決文全てを伊豆市議会に報告する意志があり、ただその際、当事者である私と小森氏、現在も公人である西島氏以外の個人名は、黒塗りで秘匿する必要があります。関係者の中で当時市議会議員であった方々については、公表に同意いただくべきものではないでしょうか。ぜひ伊豆市議会として関係した当時の議員の方々の同意を得ていただき、事実関係を確認した上で、伊豆市における民主主義のあり方について真剣に御議論いただくことを強く期待いたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 以上で行政報告は終わりました。

#### ◎伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長報告、質疑

○議長（飯田正志君） 日程第5、伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長報告を行います。

同委員会より、会議規則第39条第1項の規定により最終報告の申し出がありますので、これを許します。

伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長（小長谷朗夫君） おはようございます。

3番、小長谷朗夫です。

それでは、伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会の調査終了報告ということでさせていただきます。

伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会は、本年6月議会におきまして、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与するために調査、研究を行うことを目的に設置されました。7月から5回にわたり、我々議員各位が伊豆市議会議員としての職責を十分認識され、市民の信託を受けた市民の代表として、万が一にも市民の信頼を失墜するようなことがないように特別委員会を開催し、伊豆市議会議員としての政治倫理について調査、検討を重ね、本日委員会発議により伊豆市議会議員政治倫理条例の制定について上程する運びとなりました。

なお、この条例の目的、内容につきましては、議員各位には全員協議会にて説明させていただくとともに、さらに市民の方々にはパブリックコメントを通じ御意見を伺い、条例案を取りまとめ、本日に至った状況であります。

今後は、この条例が制定され、我々議員各位にとり政治倫理の戒めとなるとともに、市民に信頼される民主的な市政のさらなる発展に寄与できることを期待するものであります。

以上をもちまして、伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会の調査報告といたします。

○議長（飯田正志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑に先立ち、注意申し上げます。

この場合の質疑であります。条例案については本日、日程第27、発議第9号にて上程され、別途質疑の機会が設けられますので、ここでは、条例案を除く委員会の審議の経過等についてのみ質疑を許します。

質疑はありませんか。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

まず、検討委員会の諸君にお伺いしたいんですけれども、私たちの国には、日本国憲法第21条というのがあります。ここでは、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障するとあります。この点についてどのような検討がなされたのかお伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 答弁をお願いします。経過ですので、そういう話があったかどうか、あったとしたらこんなですよというような答弁をお願いします。

小長谷朗夫議員。

〔伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長（小長谷朗夫君） 森良雄議員の質問にお答えいたします。

憲法第21条、表現の自由ということでお尋ねがあったことだと思います。これにつきましては、私どもの委員会です。まず上位法、憲法が一番国の骨格をなすものですから、それを尊重

するのは当たり前のことである、その上で私どもが基準の7項目にあえて入れさせていただいた経緯については、やはり言葉に責任を持つということじゃないかなということで、私ども委員会では、要するに同意を得て、そういう方向で7項目が入っていったという、そういう経緯でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 言葉に責任を持つということなんですけれども、我々は政治活動をする上で、言葉だけでなく日常活動は全て責任を持ってやっているのではないんですか。まず一点、その辺、小長谷議員にお伺いしたい。

それと、もう一度言いますけれども、日本国では、全ての法令、この場合は地方自治体の条例も含む、憲法を超えるものがあるとは思わないと思うんですけれども、その辺はどうお考えか。

もう一点、憲法では、一切の表現の自由は、これを保障するとあるんですよ。この辺、あなたはどのように考えているんですか、お伺いしたい。3つですよ。ちゃんと教えてくださいね。

○議長（飯田正志君） これは質疑がありますので、経過について、委員会の経過についてですから。

[「その辺ちゃんとやったのかどうか聞いているんだ。あなたに聞いているんじゃないんだ」と言う人あり]

○議長（飯田正志君） やったかどうかですね。いや、質問の内容を確認しないと答弁できませんので。先ほど申し上げたように、経過についてですから。委員会の終了報告ですので、委員会の内容についての質問ですから。

[「やったかどうか答えて」と言う人あり]

○議長（飯田正志君） では、小長谷朗夫議員、今のことについて委員会としてやったかどうか。

○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長（小長谷朗夫君） 3点については、委員会で、私どもは十分だと思っていますが、審議をいたしました。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 今おっしゃったことについて、議事録はあるんですか。

[発言する人あり]

○議長（飯田正志君） 委員会では議事録があるそうなんです。

[「それじゃわかんないよ、答えになんないよ、ちゃんと答えて」と言う人あり]

○議長（飯田正志君） では、担当の事務局のほうから説明を。

○議会事務局長（森 修司君） 通常どおり委員会が開かれますと、会議で決定したこと、概

要書のみ作成されると。本会議ではございませんので、委員会条例にのっとった形で概要のみ、決定したこと、そういうふうになったことのみ会議録として残っています。

以上です。

〔「小長谷議員が教えてくださいよ」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） いや、これは会議録ですから、事務局の。

以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田正志君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまの委員長報告をもって、伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会の調査を終了いたします。

### ◎報告第13号の報告、説明、質疑

○議長（飯田正志君） 日程第6、報告第13号 専決処分の報告について（施設事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第13号 専決処分に関する提案理由を申し上げます。

今回報告するものは施設事故にかかわるものであり、和解及び損害賠償の額が決定したため報告するものでございます。

詳細について、観光経済部長に説明させます。

○議長（飯田正志君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、報告第13号について補足説明をさせていただきます。

本報告は、施設事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。平成25年9月27日に議員の皆様にご説明をさせていただきました、天城農村環境改善センター屋根の落下事故に係る和解及び損害賠償の相手方3社のうちの一つである春風会伊豆中央ケアセンター、こちらに損害賠償額13万3,255円を支払う内容でございます。賠償内容につきましては、落下した屋根材で伊豆中央ケアセンターの車両を破損させたための修理代金となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で説明は終わりました。

質疑に入る前に念のために申し上げます。本報告案件は伊豆市議会として専決処分を市長に委ねたものであり、議決案件ではありませんので、報告内容に対する質疑がある場合は、あくまでも報告内容の確認にとどめていただくように申し添えます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私はこの専決処分につきまして、2点ほど質疑をしたいと思います。

まず一点目、この損害賠償13万三千幾ら払われたというか、決まったわけですがけれども、この金額については、公の施設の保険とかそういうのにはかかって、保険はどうなっているのか、一点お伺いをいたします。

それから、この屋根の修繕ですがけれども、これは老朽化に伴って風が吹いて吹き飛んだということだと思うんですが、この屋根の修繕についてはやったと思うんですが、根本的といいますか、ほかにも危ないところがあるようなところはやるのかどうなのか、壊れたところだけやったのか、その2点についてお伺いします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） ただいまの西島議員の質問にお答えいたします。

保険適用かということですがけれども、施設賠償保険に入っております、そちらで適用されております。

それと、もう一点の今回破損箇所のみかということですが、今回については、破損箇所のみ修繕をいたしました。ほかの部分については、随時点検をしながらということ考えております。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 以上で質疑を終結いたします。

#### ◎議案第88号、議案第89号の上程、説明

○議長（飯田正志君） 日程第7、議案第88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）及び日程第8、議案第89号 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第88号及び議案第89号について、提案理由を申し上げます。

平成25年度一般会計補正予算（第4回）については、歳入歳出それぞれ2億6,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億6,920万円とするものです。

歳入において、平成24年度の国の補正予算措置によります地域の元気臨時交付金の交付額1億194万6,000円、それから緊急地震・津波対策交付金1億1,200万円などを計上いたしました。歳出については、緊急地震・津波対策基金の創設1億1,200万円のほか、早期退職等に伴う退職手当組合負担金の追加や障害者支援、生活保護、観光施設の改修など、新たに追加が必要となりました経費について予算措置をお願いするものです。

平成25年度国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、療養給付費に不足が見込まれること及び国、県への返還金が発生したことから、歳入歳出それぞれ1億1,580万7,000円の追加をお願いする内容となっています。

詳細について、総務部長及び市民環境部長にそれぞれ説明させます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第88号について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから、議案第88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お配りの議案書のほうですが、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきまして、事項別の詳細につきまして御説明申し上げます。

まず、分担金でございます。12款分担金及び負担金のところで、農地災害の分担金30万円を計上させていただきました。これは歳出のほうでも説明申し上げますけれども、中伊豆西地区におきまして、台風の災害等におきまして2件農地の災害が発生したものでございまして、この10%に当たるものを分担金として徴収をいたします。

続きまして、14款の国庫支出金でございます。民生費の国庫支出金でございますが、まず一つが障害者医療国庫負担金、これは更生医療・育成医療分につきまして2分の1の負担となっております。また生活保護につきましては、扶助費の部分から自己負担を差し引きました4分の3が、国の負担となっております。

続きまして、2項の国庫補助金でございます。まず1点目が総務費の国庫補助金でございます。こちらにつきましては無線システム普及支援事業補助金ということで、地デジの難視聴対策でございます。今回対象となっております船原新田、吉奈、せせらぎ共聴組合、こちらのほうの事業費が増額となったために補助金が増額となっております。

それから、説明のところの2、地域の元気臨時交付金、こちらにつきましては、国の平成24年度の予算措置ということで予算措置がされておりましたが、このたび申請事業対象分の

枠が決まりましたので、改めてここで予算計上させていただきました。主に建設事業等に充当する事業ということで、伊豆市のほうでは滝下橋の駐車場のトイレ改修事業、あるいは市道の改良事業、その他観光施設のユニバーサルデザイン化、こういったものに使用するというので、今回予算計上を改めてさせていただきました。財源の変更等がございます。

続きまして、災害復旧費の国庫補助金になります。こちらは先ほど申しあげました農地災害の2分の1の額、300万円の2分の1ということで150万円を計上させていただいております。

続きまして、15款の県支出金でございます。まず民生費につきましては、先ほど国庫負担金のところで御説明しました障害者の部分でございます。県のほうは4分の1の負担となっております。残り4分の1が市の負担となるわけでございます。

それから、保育士等の処遇改善臨時特例負担金、こちらにつきましては、全額、10分の10の負担ということで支払いがされております。

それから、次のページ、11ページ、12ページになります。

県の補助金のほうになります。まず民生費の県の補助金でございます。保育対策の促進事業補助金、こちらにつきましては病後児保育事業に対する補助ということで、3分の2が補助されます。

6目の商工費県補助金でございますが、こちらにつきましては、観光施設の改修事業といたしまして、旭滝のトイレの改修を予定しております。こちらの経費の3分の2が事業の補助ということで補助されます。

それから、8目の消防費の補助金でございます。こちらにつきましては、先ほど市長の提案理由の中でも申しあげましたとおり、緊急地震・津波対策交付金が交付されます。これは、平成25年から平成27年にかけて市のほうで行います地震対策・津波対策に対する事業をまとめて交付して基金を設置します。その基金を財源として事業をなささいというふうになってまいりました。このため、これまで予算計上しておりました大規模地震対策等総合支援事業補助金というものが、基金事業に変わるということで御理解いただきたいと思っております。

なお、こちらにつきましては、積立金といたしまして歳出のほうで出てまいります。

それから、18款の繰入金でございます。ただいま申しあげました緊急地震・津波対策、これを基金化いたしますので、基金からの取り崩しということで繰り入れをいたします。これを財源として振替事業を行います。また歳出のほうで財源振替等で記載をされておりますが、学校等で予定しております防災資機材等の整備あるいは防災倉庫等の資機材の購入、こういったもの、あるいは津波避難タワーを予定しておりますが、そのボーリング調査であるとか自主防の資機材、漁港の堤防整備、そういったものの基礎調査、こういったものにも充当をいたします。

20款の諸収入でございます。まず6目の介護給付費収入ということで、介護予防サービスの計画費収入が123万6,000円計上されております。こちらにつきましては要支援認定者の増

ということによります。25件分増加をいたしました。

それから、7目の雑入でございます。こちらは新たな難視聴対策ということで、デジサポのほうからの助成金になります。小土肥地区の1施設を実施するもので、当初予定をしておりました金額に対しまして1件で済んだということで減額措置となります。また当初予定をしておりました大野あるいは筏場新田につきましては、デジサポのほうが市のつけ回し負担がございませんので直接実施するというので、そちらのほうは減額の対象となっているということでございます。

続きまして、歳出の詳細について御説明を申し上げます。

ページのほうは14ページ、15ページになります。

まず、総務費でございますが、職員給与費で宿日直手当230万円追加をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、本年台風がございまして、その警戒ということで職員を2日、2回にわたりまして警戒に当たらせております。また避難所等も開設をしたということで、宿日直手当の増額をお願いしたいというものでございます。

また、次の総合事務組合退職手当特別負担金でございます。こちらのほうは早期退職が4名、それからこの3年間での昇格等に伴います追加負担、こういったものが3名ほど出ております。総額で2,241万1,000円となるものでございます。

次の財産管理費、生きいきプラザ管理事業、こちらにつきましては空調及び2階の廊下の漏水、こういったものの補修でございます。

8目の企画費になります。まず地域づくり推進事業につきましては、ふるさとづくりといたしまして、八木沢バス停をアイデア地域づくりで実施するというので12万3,000円の追加をさせていただきたいと思っております。また定住促進事業につきましては、今現在の受理件数26件ございます。問い合わせ等の状況から不足が予定されておりますので、670万円の追加をお願いしたいというものでございます。

次の、2の花いっぱい事業でございます。こちらにつきましては浜名湖花博から10周年を迎えるということで、市町村のPR花壇を制作していただきたいという依頼を受けまして、予算措置をお願いするものでございます。

また、4のバス路線の維持事業でございますが、こちらにつきましては前年度の精算をいたします。精算の結果、不足が生じたので、この部分につきまして追加の補助をしたいということでございます。

50のその他の事務事業でございますが、地デジ対策といたしまして小土肥地区の共聴の追加によりまして、390万円の追加をお願いしたいということでございます。

次の、16ページ、17ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、賦課徴収費でございますが、滞納者の電話催告等の委託ということになっておりまして、この委託業務の中には窓口での対応というものも含まれて委託契約で一本でやっております。その関係上、申告を迎える時期に伴いまして窓口業務のほうの強化を図りたいとい

うことで、追加をお願いするものでございます。

3款の民生費でございますが、民生費の中の3目心身障害者福祉費でございます。こちらにつきましては歳入でも触れさせていただきましたけれども、障害者の総合支援事業といたしまして更生医療・育成医療に係る経費の追加ということでございます。

また、4の地域生活支援事業につきましては障害者の一時支援事業ということで、就労支援及び家族の負担軽減、そういったことから30万円をお願いしたいということでございます。これは新規利用者の増ということによるものでございます。

それから、8目の介護保険費でございます。介護保険の予防計画の作成業務の追加ということで、これは要支援者の認定者が増加したということで136万9,000円の増加をお願いしたいというものでございます。

次の、18ページ、19ページでございます。

保育所費になります。まず、2の保育園の一般事務事業でございますが、こちらにつきましては、また条例等の改正等でまた御説明があると思いますが、子ども・子育て支援会議と子育て会議というものを設けます。こちらのほうの委員報酬等で16万6,000円、費用弁償8,000円等が出てまいりました。また保育士等の処遇改善特例事業負担金、こちらにつきましては、先ほど歳入の中でも申し上げましたけれども、民間の保育園、こども園等に対します支援措置ということで交付金が交付され、市のほうから実施を負担金としてお支払いをするということになっております。

また、7の病児病後児保育事業、こちらにつきましても歳入の中で御説明したとおりでございます。単価の加算等がございまして増額となるものでございます。

同じ民生費の中の生活保護費、扶助費でございます。こちらのほう、歳入のほうでもちょっと若干触れましたが、生活扶助、こちらにつきましては15世帯の追加、また住宅扶助が12世帯分、医療扶助が16名、施設入所が11名分の追加、このようになっております。

20ページ、21ページ、ごらんいただきたいと思えます。

中ほど農林水産業費でございますが、2目の漁港費、こちらのほうで50万円予定をしております。こちらにつきましては測量設計委託料となっておりますが、八木沢漁港の海岸保全施設の検討調査ということで予定をしております。50万円を追加させていただきたいということでございます。なお、財源といたしましては270万円ということでございますが、先ほど歳入のほうで申し上げました緊急地震・津波対策等の関係、繰入金、こちらのほうの財源の変更がございまして、270万円という財源になってございます。

7款の商工費でございます。まず観光振興費のほうでジオパークの推進事業、こちらのほうで旭滝の公衆トイレの改修工事を実施いたします。その金額の追加をお願いしてございます。

また、観光施設管理費のほうにつきましては、ドームでの夜間の使用の増、あるいは開放トイレの利用者が増加したというようなことで、電気料、上下水道料等が増加をしております。

ます。

ページのほう22ページ、23ページをごらんいただきたいと思います。

一番上に商工費の中で、施設改修工事118万6,000円がございます。こちらにつきましては、源泉のセンサーの交換工事を行うということで計上させていただきました。

ページのほうは24ページ、25ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほう、財源振替ということで記載がございます。先ほど申し上げました大規模地震等の補助金から基金繰入金への財源の変更ということで出てきております。

最後になりますが、26ページ、27ページをごらんいただきたいと思います。

まず、災害復旧費でございます。こちらにつきましては歳入のほうでも御説明申し上げましたけれども、中伊豆の西地区で農地災害が2件発生しておりまして、320万円を計上させていただいております。

また、基金費でございますが、緊急地震・津波対策の交付金をそのままここで一旦積み立てるための予算1億1,200万円、財源振替等で生じます一般財源の調整ということで財政調整基金のほうに積み立てといたしまして3,766万円を予定していると、このように予算措置をさせていただきました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第89号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、私のほうからは、議案第89号 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の補足説明をさせていただきます。

議案書31ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,580万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,338万8,000円とするものでございます。

議案書39ページをお開きください。

先に歳出の説明をさせていただきます。

一般被保険者に係る医療費、療養給付費及び高額療養費が見込み以上に伸びていることからの増額補正と、平成24年度の実績による国及び県の支出金の精算による返還金の補正でございます。

次に、歳入でございますが、議案書37ページになります。お開きください。

これは、先ほどの歳出で説明をさせていただきました療養給付費及び高額療養費の増額補正に伴う国庫負担金及びこれらに充当するための繰越金を補正させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号及び議案第89号の2議案に対する質疑は、12月

3日開催予定の本会議にて行います。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時54分

○議長（飯田正志君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第90号～議案第99号の上程、説明

○議長（飯田正志君） 日程第9、議案第90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第18、議案第99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正についてまでの10議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第90号から議案第99号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第90号は、人事院による55歳を超える職員の給与抑制策に係る勧告に対応するほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い災害派遣手当の支給について規定するなど、所要の改正を行うものです。

議案第91号は、伊豆市緊急地震・津波対策基金条例の制定ですが、静岡県では、市町が緊急的に取り組む地震・津波対策を支援するため、市町が設置する基金の造成に必要な経費を交付することとなったことから、当該交付金を受け入れるため基金を設置するものです。

次に、議案第92号については、修善寺温泉における道路交通の円滑化を図り、市民の利便性の向上及び観光交流を推進することを目的に、修善寺温泉駐車場を設置するものでございます。

議案第93号は、修善寺駅周辺整備事業により、旧牧之郷幼稚園跡地に整備した公園について、さくら堤公園として公園の名称を改めるものでございます。

議案第94号は、平成25年法律第5号による租税特別措置法第93条第2項において、利子税の割合の特例基準割合が改正されたことから、本条例における延滞金の割合の特例を措置法に準じた取り扱いに改正するなどの対応を行うものです。

議案第95号及び議案第96号については、地方税法等の改正に伴い条例の一部改正を行う内容です。

議案第97号は、平成24年法律第65号子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、伊豆市子ども・子育て会議を設置するものです。

議案第98号は、小中学校体育館の使用の見直し等により所要の改正を行うものでございま

す。

議案第99号は、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要などのため、所要の改正を行うものでございます。

詳細については、それぞれ担当する部局長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第90号、議案第91号について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、まず、議案第90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書のページでいきますと47ページ、新旧対照表を参考資料としてつけてございます。こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、国の人事院勧告等で55歳の昇給抑制というのが打ち出されておりました。これにつきましては、現在、伊豆市におきましては臨時の減額措置を行っておることから、来年4月1日以降の実施ということで条例改正をさせていただくということにいたしました。

ページのほう47ページ、新旧対照表の第4条第6項でございます。これまで55歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における、この昇給の適用ということで、通常職員が4号給上がるところが、55歳を超え、56歳なんです。2号昇給ということで半分に抑制をしてございました。この抑制措置がさらに厳しくなりました。通常の成績では昇給はさせないということになりました。極めて良好である場合に、または特に良好である場合に行うものとしということでございまして、これまで通常の職員ですと8号給上がるところが、55歳を超える職員にあつては2号給、6号給上がるところが1号給、通常4号給上がるところがゼロということで、抑制措置がさらに厳しくなるということでございまして、この措置につきまして、国家公務員に準じて伊豆市におきましても適用させるというのが一点でございます。

続いて、ページのほう新旧対照表48ページをごらんいただきたいと思います。

災害派遣手当につきまして、第28条の改正でございます。これまで武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律、これに規定する部分でございました。この規定のところに、新型インフルエンザ等対策特別措置法を含めるという改正が行われました。加えて、東北で起きました大規模災害等の市町村職員の派遣というのがございまして、そういった場合にも適用させて災害派遣手当を支給したいということでございます。改正文のほうにつきましては、及びのところからになります。新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律、これに当たる場合にも手当を支給するというふうに改正をするものでございます。

それから、別表の第3条関係というのがございます。これは給与表の関係でございます。こちらにつきましても高齢者の抑制対策の一環ということになるかと思いますが、これまで最高号給のつけ足しというのが各市町行われてきておりました。伊豆市におきましても部分的に給与構造改革等で8級制から6級制、そして7級制に変更したという平成18年からの一連の改正の中で、それぞれの職員の級のところが足りなくなるというようなことでつけ直しをまいりました。こういったものに対します国からの指導措置、県を通しての指導になります。最高号給に達したならば昇給をさせませんよと、そういう制度に変えなさいということで見直しが求められておりました。

まず、ページのほうでございます。54ページになります。

ここの表の再任用のところをちょっと見ていただくと一番説明しやすいので、左から3つ目、25万7,600円と書いたところがございます。ここのところの113というところに35万4,700円という記述がございます。これまでは121の35万8,100円までもっておりました。これを35万4,700円に圧縮するということになります。それから、同じように次のところ、41万800円、グレーのちょっと網がかかっているところなんです。これを廃止いたしまして、前のページでございます。53ページのところの104、39万5,100円、ここまで短縮をするということでございます。同じように121の42万4,000円というところまでございましたものを、40万5,300円ということで短縮をまいります。同じようにしていきますので、国の基準と近づくということになります。

なお、4級、5級につきましては、まだこの級にいる職員がございまして、そのところにつきましては、退職等が発生した場合の基準の金額ということもございまして、ここについては若干国の基準よりも加算をした級数、号数になってございます。まず左から4列目になります。ここにつきましては、先ほど104の39万5,100円と申し上げました。ここにつきましてはまだ在職職員がおりますので、国の基準ですと93の38万8,300円ですが、ここまで伸ばしてございます。また、隣の5級につきましても、国の基準でいきますと85号の40万600円でございますが、92号の40万5,300円ということで措置をさせていただきたいと思っております。

なお、6級、7級、課長級、部長級につきましては国と同じ基準ということで対応させていただきます。

以上が職員の給与に関する条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきました。

続きまして、議案第91号 伊豆市緊急地震・津波対策基金条例でございます。

こちらにつきましては、先ほどの補正予算の中でも御説明させていただきましたが、新規の条例で基金を造成するというところでございます。これにつきましては県の交付金でございますので交付金の交付要領、また事業の実施要領というものがございます。この基金を、県の交付金を積んで実施するわけですが、県のほうは平成25年から平成27年となっております。当然この期間で事業を全て使用し終わればいいんですが、この残金が出ますと、県のほう

うはこの交付金を返しなさいということになっておりますので、基金に積んであったものが使い切れないと、それを返すということになります。ただし、これは市町等で寄附金等ももらってやる、そういったケースもございますので、基金そのものは伊豆市の場合、廃止をしないということにしてございます。そのかわり一般財源で返す金額が出た場合は、一般財源で措置をして県にお返しをします。それで基金のほうはそのまま継続をさせていただきたい、このように思っております。

それでは、条例の中身でございます。設置につきましては、第1条で、今後予想される大震災から市民の生命、身体及び財産を守るためということで、設置の目的並びに基金を設置するという設置条例、第1条で規定してございます。

第2条、積立金でございます。基金に積み立てる額は、予算で定めるところによるということで、先ほど予算の中で御説明しました1億1,200万円、それを一旦この基金に積みます。そして、今年度の事業の分につきましては、基金の取り崩し金ということで財源の変更をさせていただくという説明をさせていただいたところです。

それから、第3条の基金の管理でございます。基金に属する現金は、というところで、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない、これらにつきましては、ほかの基金条例と同じつくりになってございます。

また、第5条で処分という規定をしてございます。これは実際に事業をしたときの財源に充てるということでございます。基金は、第1条に規定する地震・津波対策事業の経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部、又は一部を処分することができる、という規定になってございます。当然この基金を廃止すれば、それは一般財源等に収納して処理をするということになりますが、先ほど申し上げましたとおり一般財源措置をして県にはお返しをしたい、基金は存続をさせたいということで伊豆市のほうは考えてございます。

そのほか委任事項といたしまして、基金の管理に関する必要な事項につきましては、市長が別に定めるという規定になってございます。

以上が伊豆市の緊急地震・津波対策基金条例の制定についての補足説明でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第92号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第92号 修善寺温泉駐車場条例について補足説明をいたします。

事前にお配りしてございます議案説明資料、最終ページのほうの地図もあわせてごらんください。議案書については59ページをお開きください。

設置場所については修善寺1135番地の1、俗に滝下橋の隣というふうに説明をしたほうがおわかりになるかと思えます。駐車場の面積は2,200平米でございます、現行大型車5台、普通車31台という設定をしてございますが、普通車のみ使用の場合は54台駐車ができるよう

になっております。そのほか身体障害者用2台の駐車スペース、こちらを確保してございます。使用料金につきましては、平成25年11月1日に行われました伊豆市使用料金等審議会におきまして、御幸橋駐車場や近隣の民間駐車場の料金を参考とし、同額の24時間で大型自動車1,000円、普通自動車500円との設定金額を諮問いたしましたところ、本件に係る料金設定は妥当と判断するという答申を受けております。それによりまして本条例を制定してございます。

条例の構成ですけれども、59ページから御説明をいたします。

第1条、第2条に設置並びに名称及び位置を規定してございます。第3条にただいま述べました使用料金を規定してございます。第4条、第5条には使用料金の減免、還付を規定いたしました。ページをめくっていただきまして、第6条、第7条に駐車拒否、供用の休止を規定してございます。第8条には禁止行為を、第9条に損害賠償の義務、第10条、第11条に指定管理者による管理の規定を規定してございます。第12条に規則への委任、第13条に不正に対する過料を定めた構成としてございます。

附則にも書いてございますが、条例の施行日を平成26年1月1日とし、市直営での運営を実施して、平成26年4月1日より指定管理による管理を実施する予定で現在動いております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第93号、議案第94号について、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第93号 伊豆市都市公園条例の一部を改正する条例の議案説明をさせていただきます。

議案書の63ページ、議案説明資料の2ページをお願いします。

本年10月に完成しました牧之郷公園ですが、修善寺駅前周辺整備事業のまちづくり交付金で幼稚園舎の取り壊しまで該当させたくて申請するに当たり、名称を検討する時間がなく、仮称で申請をしました。牧之郷幼稚園だったものですので牧之郷公園ということで、仮称で申請を行いました。現在、狩野川堤防の駅前、東洋酒販のところから牧之郷の沖の原、野尻川までですけれども、これを国交省との河川占用をさくら堤として占用を行っています。今回の公園の植栽も桜を計画しています。また市民の皆さんに親しまれる公園の名称、そして狩野川堤防沿いという公園であることから、今回、さくら堤公園と名称を変更するものです。

続きまして、議案第94号 下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について説明します。

議案書の67ページ、議案説明資料の2ページをお願いします。

今回の改正は、本年9月議会において議決いただきました伊豆市税外収入督促に関する条例の一部を改正する条例と同様に、延滞金の取り扱いについての改正を行うものです。内容としまして、現在の低金利の状況を踏まえ、市民の負担の軽減を図る観点から、今回の改正をお願いするものです。改正文では、特別基準割合の算出方法を変えて軽減を図っていま

す。ただ、この文だけではどのくらいの軽減になるのかちょっとよくわからないもので、平成22年度で試算してみますと、特別基準割合、これが改正前では4.3%ですが、今回の改正を行いますと、この特別基準割合が2%となります。これによって延滞金の軽減を図れるということになります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第95号、議案第96号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、私のほうからは、議案第95号 伊豆市税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

条例議案説明資料2ページ、それから議案書は71ページからで、議案の参考資料は75ページからということになります。

先ほど市長からも説明がありましたとおり、地方税法の改正に伴い、市の条例も一部改正する必要があるものでございます。今回の改正も一般的に聞きなれないような言葉が出てきますが、御容赦願いたいと思います。

改正の主な概要でございますが、公的年金等からの市民税の特別徴収について、市外へ住所移転した場合でも特別徴収を継続することができるようになったこと、仮徴収税額の算定方式を改正し、翌年度以降の税負担の平衡化を行う改正、居住用財産の買いかえ、特定居住用財産の譲渡による損失、損益通算、繰越控除等について、改正前の株式等に関する規定が上場株式等と一般株式等に分離されたための改正、公社債、上場株式、非上場株式等の利子、配当、譲渡所得について所要の申告方式、課税方式を改正し均衡化を図るとともに、損益通算の範囲を拡大する改正、金融所得間の税率の均衡化、損益通算範囲の拡大及び非課税口座内上場株式の廃止等の理由による条項が不要になったため廃止するための改正、租税条約を締結している相手国の社会保障制度に基づいて支払われた社会保険料は、市民税の所得控除の対象から削除されていたため廃止を行う改正などが主な改正でございます。

施行期日につきましては平成28年1月1日、ただし公的年金の特別徴収に関する改正規定は平成28年10月1日、金融所得税に関する改正規定は平成29年1月1日となります。

以上、補足説明をさせていただきました。

続きまして、議案第96号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

条例議案説明資料3ページ、議案書101、102ページ及び議案参考資料として103ページから107ページとなります。

改正の要旨でございますが、地方税法の改正に伴い、所得税及び住民税において金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式が変更されることに伴い、これに準じて国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容ですが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象に特定公社債の利子を追加する改正、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組みかえる改正、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設する改正、課税標準の計算に係る細目の定めについて地方税法の附則に定めがあることから削除する改正、条約適用配当等に係る分離課税の対象に特定公社債の利子等を追加する改正、それから東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を、平成31年12月31日をもって削る改正、その他条項ずれの項番を改めるものでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第97号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから子ども・子育て会議条例の設置について補足説明をさせていただきます。

議案書の109ページをお願いいたします。

これにつきましては、平成24年の3党合意、子ども・子育て支援法、これに基づきまして設置するものでございます。条文の内容ですが、第1条、設置につきましては、特定保育、保育施設の利用定員の設定、それから子ども・子育ての支援計画、その他児童福祉に関する調査、審議ということで、特定施設、これはこども園、幼稚園を指します。ですので、就学前児童の全ての施設のものはこの条例で定めるということでございます。組織15名以内とする、それから任期につきましては2年、それから会議の中に会長、副会長を置くということで、会議につきましては会長が招集するというところでございます。

それから、1枚めくっていただきまして110ページ、庶務につきましては、第6条ですが、健康福祉部において処理をすると、それから、委任につきましては必要な事項は市長が別に定めるということでございます。

それから、111ページ、新旧対照表のほうをお願いします。

こちらにつきましては、改正前、市内の保育所条例の中に保育所運営委員会、これが設置されております。保育所の運営については保育所運営委員会をもって内容の審議を行っていくということでございますが、この条例を制定した後は、この条例に基づいて審議を行っていくということで、附則の3に書いてありますが、保育所条例を改正するというところでございます。

以上で私のほうからの補足説明を終わりにします。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第98号、議案第99号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） それでは、議案第98号 伊豆市教育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書113ページ及び115ページの新旧対照表、それから条例議案説明資料、こちらは3ページをお願いいたします。

現在、各学校の体育館、グラウンドなどの教育施設につきまして、教育上支障がない範囲で一般の利用に供しております。また学校体育館につきましては、アリーナやステージ以外にも、ミーティングルームなどの多目的室を備えた体育館が市内7校ございます。現行の別表の規定ですと多目的室の位置づけがございませんので、多目的室のみの利用であっても、形式的には体育館の全館を利用する申請となります。使用料も1,000円となります。今回の改正は、利用者の実態に合わせ、体育館の多目的室のみの利用に対応するため別表を改正し、使用料を500円とするものです。またアリーナのみの利用は今までと同額の1,000円ですが、アリーナと多目的室の全館を利用する場合は、1,500円ということではなく、現行の全館利用の場合と同額の1,000円といたします。

また、夜間照明の利用につきましては、旧湯ヶ島小学校の夜間照明使用料として3,000円を規定しておりましたが、廃校に伴いまして教育施設ではございませんので、今回の改正で削除いたします。

そのほか第6条の使用料の納付時期につきましても、施設利用の許可を受けたときの納付から、原則、施設を利用するまでの前納に改正するものでございます。

なお、多目的室の使用料と各使用料の納期限につきましては、市の運動施設に準じて定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書117ページ及び119ページの新旧対照表、条例議案説明資料のほうは4ページでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして社会教育法の一部が改正され、平成26年4月1日から施行されます。この改正で、これまで社会教育法で定める基準で定められていた社会教育委員の委嘱の基準が、文部科学省令に定める基準を参酌し、条例で定めることとなりました。このことから伊豆市社会教育委員条例に委員の委嘱の基準を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、委員の委嘱の基準については、社会教育法に基づき文部科学省令で定める基準を参酌して、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱すると改正をいたしました。

なお、この基準につきましては改正前の社会教育法と同じ、なおかつ、文部科学省令に定める基準と同じになってございます。それに伴いまして、条項ずれの修正と第2条の追加に伴い第5条の解嘱の規定を整備いたしました。

最後に、施行期日を社会教育法の一部改正の施行期日と同様、平成26年4月1日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第99号までの10議案に対する質疑は、12月3日開催予定の本会議にて行います。

#### ◎議案第100号の上程、説明

○議長（飯田正志君） 日程第19、議案第100号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第100号の提案理由を申し上げます。

平成26年3月31日をもって小笠老人ホーム施設組合の施設が指定管理制度に移行することに伴い、当該施設組合の常任職員が不在となることから、静岡県市町総合事務組合事務のうち、市町職員退職手当事務から脱退することとなったもので、地方自治法の規定に基づき規約変更の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号については、質疑に続き、討論、採決を12月3日開催予定の本会議にて行います。

#### ◎議案第101号～議案第107号の上程、説明

○議長（飯田正志君） 日程第20、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）から日程第26、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）までの7議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第101号から議案第107号まで一括して提案理由を申し上げます。

平成26年3月31日をもって指定期間が満了する公の施設7施設について、指定管理者として、まず議案第101号で、中伊豆体験農園を中伊豆体験農園管理組合、議案第102号において、修善寺自然公園を一般財団法人伊豆市振興公社に、議案第103号において、修善寺温泉管湯

を一般社団法人伊豆市観光協会に、議案第104号において、恋人岬関連施設を土肥温泉旅館協同組合に、議案第105号において、萬城の滝キャンプ場を一般社団法人楽っ季伊豆に、議案第106号において、伊豆市中豆授産所を社会福祉法人春風会に、最後に議案第107号において、中伊豆室内温水プール及び天城温泉プールを有限会社伊豆スイムサポートに指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、それぞれ担当する部局長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第101号から105号までの5議案について、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第101号から順次補足説明をさせていただきます。

議案第101号、125ページからお開きください。

本件は、指定管理協定の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るものでございます。指定管理者を指定する公の施設の名称は中伊豆体験農園、指定管理候補者となる団体は中伊豆体験農園管理組合、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間ということにさせていただきます。

提案に至る経緯でございますが、中伊豆体験農園は農業を通じてゆとりある余暇と安らぎの空間を提供し、地域と都市の交流を深め、地域農業の活性化に寄与することを目的に設置され、現在、地元農業者や地域住民により組織されました中伊豆体験農園管理組合、これを指定管理者として管理、運営されております。農業体験や農園事業を通じまして都市住民と農村との交流、グリーンツーリズム推進等、魅力と活力を創造するまちを目指すための事業の継続性という観点、それと、現指定管理者としての管理、運営等の実績から、引き続き指定管理者として指定することが適当であると判断をいたしまして、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第3号に基づき、指定管理者の候補者として選定し、伊豆市指定管理者審査会に諮問をいたしました。

その結果、引き続き指定管理者と指名することを適当と認めますという答申を受けましたので、条例第6条の規定によりまして、中伊豆体験農園管理組合について、指定管理者の候補者として議会の議決を求めるものでございます。

団体の概要につきましては議案書の127ページ、こちらに概要が載っておりますので説明は省かせていただきます。

続きまして、議案第102号、修善寺自然公園について補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては129ページです。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、修善寺自然公園でございます。指定管理者となる団体については一般財団法人伊豆市振興公社、指定の期間は、平成26年4月1日から平成

31年3月31日までの5年間としております。

提案に至る経緯ですが、平成24年度に実施されました指定管理者審査会の業務実績に関する評価の結果、これについては、現在の指定管理者一般財団法人伊豆市振興公社についておおむね良好と認めるという答申をいただいております。

また、平成25年8月15日付で一般財団法人伊豆市振興公社から、指定管理者の継続についての要望書が提出されております。その内容は、これまで培ってきました経営ノウハウを利活用し、来園者に感動、喜び、楽しさを提供する取り組みを進めるため、次期指定管理者として施設の運営にかかわりたいとの要望でございました。同公社は活力ある地域活動と緑豊かな地域づくりの促進を目的としており、市民の福祉増進と地域文化の向上において、公募によらない指定管理者の選定が有利であると判断をいたしました。

続きまして、9月27日に指定管理の継続に係る提案書というものが出されております。このために、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の公募によらない候補者の選定第5条第1項により、指定管理者の候補者として選定のための審査会へ諮問をいたしましたところ、指定管理者として指定することは適切とするという答申を受けましたので、条例第6条の規定により指定管理の候補者、一般財団法人伊豆市振興公社ということで議会の議決を求めるものでございます。

こちらの団体の概要については131ページにございますので、御確認をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第103号でございます。

議案書が133ページ、団体の概要については135ページにありますので、両方を見ていただきたいと思っております。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、修善寺温泉筥湯でございます。指定管理者となる団体は、一般社団法人伊豆市観光協会、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としてございます。

平成24年度に実施されました指定管理者審査会の業務実績に関する評価、こちらの結果は、おおむね良好と認めるという答申をいただいております。本年度に入りまして、7月1日に、指定管理者制度による管理、運営の継続について同協会から要望書が提出されております。その内容は、回数券の発行等集客策により、平成23、24年度については利用客の増加傾向にあり、気軽に楽しめる立ち寄り湯として施設利用の活性化と修善寺温泉全体の活性化を推進するため、次期指定管理者としての選定を要望するものでございます。

同協会は伊豆市における観光事業の中核機関であり、誘客PRにおける上で、また当該施設を含めた修善寺温泉全体の活性化を進める上でも、公募によらない指定管理者の選定が有利であると判断をいたしました。このため、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の公募によらない候補者の選定条文第5条第1項により、指定管理者の候補者として選定のために審査会への諮問をいたしました結果、指定管理者として指定することは適切

であるという答申を受けましたので、同条例第6条の規定によりまして、指定管理者の候補者、一般社団法人伊豆市観光協会について、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第104号でございます。

議案書が137ページ、団体概要については139ページ、そちらを両方見ていただきたいと思います。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、恋人岬関連施設でございます。指定管理者となる団体は、土肥温泉旅館協同組合、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までということでございます。

こちらについても、平成24年度に実施されました指定管理者審査会の業務実績に関する評価の結果は、おおむね良好ということで答申を受けております。こちらも本年25年の7月1日には指定管理者制度による管理、運営の継続について同組合から要望書が提出されております。

その内容は、自然災害や経済情勢の影響により利用者は年々減少している中、宣伝活動に取り組み、施設利用の活性化と土肥地区全体の活性化を推進するために、次期指定管理者としての選定を要望するというものでございました。

同組合は地域団体として、地元雇用のみならず、地元業者や地元団体との協力体制の構築による地域への波及効果が期待できることや、宿泊施設との連携が期待できることから、公募によらない指定管理者の選定を進めることが市にとって有利であると判断をいたしました。このために、条例の公募によらない候補者の選定第5条第1項により、指定管理者の候補者として土肥温泉旅館協同組合を審査会に諮問をいたしました結果、指定管理者として指定することは適切であるという答申を受けましたので、条例第6条の規定により同組合を指定管理者として、議会の議決を求めるものでございます。

最後になりますが、議案第105号でございます。

議案書は141ページ、団体の概要については143ページをごらんください。

こちらも指定管理者の期間満了に伴う次期の選定ということでございます。指定管理者を指定する公の施設の名称は、萬城の滝キャンプ場でございます。指定管理者となる団体、こちらは一般社団法人楽っ季伊豆と申します。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの、こちらは3年間としてございます。

こちら、提案に至る経緯でございますが、平成24年度に実施された指定管理者審査会の業務実績に関する評価の結果は、現在指定管理を行っております中伊豆山葵漬協業組合、こちらについておおむね良好と認めるという答申をいただいております。しかしながら、本年度に入りまして5月17日付で同組合から次期指定管理者の選定について辞退し、あわせて萬城の滝キャンプ場内に同組合が整備した施設は指定期間満了時に市へ寄附する旨の申し入れがございました。このために伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第2条によりまして、本年8月26日から9月27日まで公募を行いました。結果、一般社団法人楽っ季

伊豆から応募がございました。

143ページの団体概要を見ていただくとおわかりになるかと思いますが、一般社団法人 楽っ季伊豆は、中伊豆上地区の有志により平成23年に設立された地域づくり団体であります。設立は平成25年8月2日、こちらで法人として登記をされてございます。活動の内容といたしましては、主にワサビ、シイタケなどの地場産品のPR、地域資源を生かした誘客活動や販路の拡大を手がけておるようでございます。平成23年2月には河津桜まつりにて、地元食材を用いた飲食物の販売、同年3月にはバスツアーを誘致し、地産フェア、ツアーを企画し、延べ2,400名、バス60台を集客しておるということでございます。また平成24年4月には東北復興チャリティーフェスにおいて、伊豆市産のシイタケ、伊豆天城生ワサビ等を提供しているということでございます。

この一般社団法人楽っ季伊豆のほかには公募について応募がございませんでしたので、同法人を指定管理者の候補者として選定のため審査会に諮問をいたしました。その結果、指定管理者として指定することは適切であるという答申を受けましたので、条例第6条の規定により指定管理者の候補者として一般社団法人楽っ季伊豆ということで、議会の議決を求めるものでございます。

以上で私のほうからの説明を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第106号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから、議案第106号の補足説明をさせていただきます。

すみません、145ページをお願いいたします。

指定管理を選定する公の施設の名称ですが、伊豆市中豆授産所でございます。指定管理となる団体、社会福祉法人春風会、指定の期間ですが、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

伊豆市中豆授産所の指定につきましては、平成18年度から社会福祉法人春風会を指定管理者として、現在も管理をお願いしているところでございます。平成26年3月末をもって指定管理が切れることから、公募によらない指定管理者として引き続き管理をお願いしたいということで議会の議決を求めるものです。伊豆市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の、公募によらない選定ができる施設ということで3号、対応の継続性が特に必要な社会福祉施設等で現受託団体等が引き続き管理、運営をすることが適当であると認められる場合、それと、4号の施設の事業内容によって、事業の継続的という観点や現受託団体の実績から、現受託団体を引き続き指定管理として指定することが適当であると認められる団体ということの理由からお願いするものです。

なお、伊豆市指定管理者審査会より、引き続き指定管理者として指定することが適当であるという答申をいただいております。概要につきましては147ページのほうをごらんいただ

きたいと思います。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第107号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） それでは、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール及び天城温泉プール）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは149ページをお願いいたします。

指定管理協定の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るものでございます。指定管理者を指定する公の施設は、名称は中伊豆室内温水プール、天城温泉プールでございます。指定管理者となる団体は、有限会社伊豆スイムサポート、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

提案までの経緯ですが、平成24年度に実施された運営状況の中間評価におきまして指定管理者審査会の審査の結果、現指定管理者有限会社伊豆スイムサポートについて、おおむね健全な管理運営が行われているとの評価でございました。この答申結果を受け、伊豆市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の、公募によらない候補者の選定条文第5条第1項第3号の規定に適合すると判断をいたしました。このため、同条例第5条の2に基づき、指定管理者の候補者として選定のために審査会への諮問をいたしました。その結果、引き続き指定管理者と指定することは適切としますとの答申を受けましたので、同条例の第6条の規定によりまして、指定管理者の候補者、有限会社伊豆スイムサポートについて議会の議決を求めるものでございます。

会社の概要につきましては、議案書151ページ、記載資料のとおりでございます。よって省略をさせていただきます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号から議案第107号までの7議案に対する質疑は、12月3日開催予定の本会議において行います。

#### ◎発議第9号の上程、説明

○議長（飯田正志君） 日程第27、発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

先ほどは失礼いたしました。

それでは、私のほうから発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例の制定について、提出者を代表し、提案理由を説明させていただきます。

この条例の目的については、本日の私の委員長報告にて、また内容については、さきの全員協議会にて説明させていただいたとおりであります。議員の皆様におかれましては既に御承知のとおり、我々議員各位が伊豆市議会議員としての職責を十分認識され、市民の信託を受けた市民の代表として、万が一にも市民の信頼を失墜するようなことがないように、特別委員会にて調査、検討を重ね、本日、委員会発議により伊豆市議会議員政治倫理条例の制定について上程する運びとなったものであります。

第1条の目的において、伊豆市議会議員が市民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とすると定め、その責務として、第2条にて、議員は、市民全体の代表者としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、市民の信頼に値する高い倫理性を保たなければならない。また、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにしなければならないと定めております。

そのための政治倫理基準については、第3条にて、市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。地位を利用していかなる金品も授受しないこと。また、議員の発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実により他人の名誉を毀損する行為をしないことなど、7項目にわたり具体的に議員が遵守しなければならない項目を厳しく定めております。

これに違反する行為があった場合には、一定条件のもとに、議員のみならず、市民からも議長宛てに審査の請求ができる条例であります。この請求は、受理した日から1カ月以内に議会に伊豆市市議会政治倫理審査会を設置し、当該事案について一定基準に照らし審査が行われ、出席委員の3分の2以上の賛成により、政治倫理基準に違反する行為があったと認められる審査対象議員に対し、議長に措置を講ずるよう求める旨の決定がされることとなります。

この措置には、議場において政治倫理基準を遵守させるための文書による警告、議場において政治倫理基準に違反した行為に対する謝罪文の朗読、議長、副議長、委員長等の役職辞任の勧告、出席自粛の勧告、議員の辞職勧告等があります。この結果は、審査会から議長に報告され、議長は速やかに審査対象議員に、または審査請求者に通知することとなっております。

さらに、議会は、審査結果の公表並びに審査会の報告を尊重し、必要な措置を講ずること

となるものであります。

以上、条例の骨子を述べ、皆様の御賛同をお願いし、発議第9号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例の制定については、質疑に続き、討論、採決を12月3日開催予定の本会議において行う予定ですので、御承知ください。

#### ◎散会宣告

○議長（飯田正志君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、11月28日午前9時半から開催し、一般質問を行います。

なお、当日は、発言順序1番の杉山誠議員から発言順序7番の西島信也議員まで行います。

また、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は11月28日正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時56分

平成25年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年11月28日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森修司	次長	飯田勝久
主幹	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成25年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（飯田正志君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（飯田正志君） 日程に基づき、一般質問を行います。

続いて、質問に先立ち、質問者と答弁者に御注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないよう、答弁者にあつては質問の趣旨に沿い、答弁をしていただくようお願いをいたします。

今回は10名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。本日は、発言順序1番の杉山誠議員から発言順序7番の西島信也議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（飯田正志君） 最初に、12番、杉山誠議員。

〔12番 杉山 誠君登壇〕

○12番（杉山 誠君） おはようございます。

12番、杉山誠です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、データヘルスの導入による健康管理の推進と医療費適正化について市長に伺います。

データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことで、レセプト・健康診断情報等を活用し、意識づけ、受診勧奨などの保険事業、すみません、ここでは保険事業の「険」が健康の「健」ですので、修正させていただきます。保健事業を効果的に実施するために作成するものです。

自治体において積極的にデータヘルスを導入することで、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなります。その先進的な事例が広島・呉市で、レセプトの活用によって医療費適正化に成功している「呉方式」として注目を集めています。

呉市は、65歳以上人口比率が約31%に上り、同規模人口の都市では高齢化率が全国第1位、当然医療費も膨れ上がり、2008年には1人当たりの年間医療費が約60万円と全国平均より4割も高いという状況でした。このため呉市は、まず国保加入者のレセプトのデータベース化に着手し、患者が処方された医薬品や診療内容を把握し、独自に分析した上で、ジェネリック医薬品の利用促進を図った結果、ことし3月までに薬剤費の削減累計額は5億円を超えたそうです。国民医療費は年々ふえ続け、2011年度は38.6兆円となり、5年連続で過去最高を更新しています。当市においても、国保財政は年々厳しくなっていると思います。高齢化が進展する中で医療水準を維持するとともに、財政改善効果が期待できるこのようなデータヘルスの導入について、当市の取り組みはいかがでしょうか。

次に、高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らし続けるための施策について市長に伺います。

政府は、社会保障・税一体改革の中で、介護分野の柱として地域で医療、介護などのサービスを一体的・継続的に提供する地域包括ケアシステムの構築を打ち出しています。このシステムの構築に向けては、ヘルパーや看護師の人材確保のほか自治体や地域社会を初め、ボランティアなど社会を上げての協力がないと難しいとされていますが、介護が必要になった高齢者も、住みなれた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援、住まい」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制の構築に向けて、当市の計画はいかがでしょうか。

また、できるだけ介護に至らずに自立した生活を送るためにも健康管理は欠かせませんが、高齢者世帯や単身高齢者世帯が増加する中で、通院などに必要な移動手段確保が難しいとの声をよく聞きます。自家用車や路線バスを利用できない高齢者の通院手段確保が必要と考えますがいかがでしょうか。

最後に、図書館における「雑誌スポンサー制度」の導入について、市長、教育長に伺います。

近年、企業・団体または個人が、図書館が所蔵する雑誌の購入代金を負担し、その見返りとしてスポンサー名の掲示や広告の掲載を行う「雑誌スポンサー制度」を導入する自治体が全国に広まりつつあります。静岡県内でも掛川市、島田市、磐田市、袋井市、牧之原市、焼津市、浜松市、富士市など多くの自治体に広まっています。

具体的には、雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、かわりに雑誌最新号のカバー表紙にそのスポンサー名、裏面に広告を載せたりする仕組みが一般的です。図書購入費の財源確保と地元企業などのPRにもつながる有効な施策と考えますが、当市の取り組みはいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（飯田正志君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず1つ目のデータヘルスについてですが、当市においては、特定健診結果を健康管理システムによって分析し、支援が必要と思われる市民については、保健師による訪問指導のほか、当市で有病患者が多い糖尿病、高血圧、脂質異常症予防の各講座の開催やメタボ対策の教室の開催などを実施しています。

さらに、具体的な施策については、市民環境部長から説明をさせていただきます。

次に、高齢者の方の対策ですが、御承知のとおり80歳以上の在宅高齢者を対象に福祉タクシー・バス等の助成事業を行っているところです。

また、一部の医療機関では、送迎等を自助努力で行っている医療機関もありまして、これとの連携というのも、これから選択肢としてあるのかなと考えております。

ともあれ伊豆市内において、高齢の方と子供の交通の足の確保、これは非常に重要な課題だと考えております。先ほど市内対象にアンケート調査も行ったところで、公共交通機関をどのような方向に維持し、改善していくのか、検討をしているところでございます。まだ結論は得ておりません。

最後の図書館における「雑誌スポンサー制度」ですが、これは、雑誌スポンサーに限らず、図書館の活性化の方向について市長としては考えてまいりました。昨年、地元の方からも指定管理等の御提案をいただいたのですが、現在、教育委員会のほうで図書館協議会を設置して検討したいということでございましたので、現時点では教育委員会のほうに検討を委ねているところでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。

それでは、杉山議員の図書館における「雑誌スポンサー制度」の導入についてお答えいたします。

雑誌スポンサー制度は、平成20年度に雑誌購入の財源確保のため岐阜県の岐南町の図書館で始まったとされております。県内の図書館でも、先ほど杉山議員からもありましたけども、幾つかあると聞いております。昨年の静岡県市立図書館協議会の館長会議の議題にも取り上げられました。

当市においても、独自に平成23年度から導入している島田市、磐田市について情報を収集してきましたけれども、導入に向けての本格的な検討には至りませんでした。現在、県内の23の市、西部、中部地区を中心に9市で導入しているということは、先ほどありましたとおりです。当市においても、有効な制度か先行事例等を参考に来年度から設置します図書館協議会に諮り検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、1番について、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） おはようございます。

市民環境部長でございます。

それでは、データヘルスにつきまして説明させていただきます。

当市ですね、当市というよりも、昨年度から国保連合会が開発をいたしました「茶っとシステム」というシステムがございます。これを活用することによって、保険者ごとの医療費比較分析、それから疾病ごとの状況などが容易に分析が可能となるシステムが導入されました。このシステムや健診結果に基づいて、新たな透析患者を増加させないため、健診の数値がよくない市民に対して医療機関へ再受診の勧奨や慢性腎臓病に関する講座を実施するなど重症化予防に力を入れております。

今後も、当システムのデータを活用し、一層効果的な保健事業の取り組みを行うことで医療費の適正化に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） それでは、最初にデータヘルスの件で、呉方式を例に挙げたんですけども、ここで、呉方式で大きな成果をおさめたジェネリック医薬品の利用促進、これについては、答弁の中に見られなかったようなんですけども、この辺のところは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が市長になりまして、市内の医師会の方と年に1回定期的に意見交換会を行っています。それで二、三年前に当時の日赤の院長さんから、ジェネリック等についての活用の仕方、また、行政の側からもジェネリックをより広めていくためには、どのようなことが必要であるのか等々議論させていただきました。問題は十分に認識しております。ただ、なかなかいろんな背景があるようでございまして、十分には広まっておりませんが、しかし、ジェネリックの利用を広めることによって、医療費軽減につながるところは、幾つかの事例があるようでございますので、さらに、具体的にどこをどのように改善したら広げることができるのか、地元の医師会等とも含めて具体策については、さらに検討してまいりたいと考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 私も3月定例会でしたか、ジェネリック医薬品のことについて質問

させていただいたんですけれども、その中で、やはり呉市でも最初に鍵となったのが、行政と医師会との協力関係ということで、やはりジェネリック医薬品の利用に対する理解度、これがなかなか混乱を招いたということで、今市長からも、医師会、医療関係者との話し合いをしているということでございますけれども、呉市では、国保の運営協議会というものがあるようで、医療関係団体の代表、これは医師会・病院・歯科医師会・薬剤師会、そして広域代表として学識経験者、そして被保険者代表として自治会や女性連合会、利用者代表として協会・健保などが参加して、国民健康保険の運営について議論する場があるということでありまして、当市におけるそういった協議の場というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 当市においても、国保の運営協議会という協議会はございます。先ほど市長のほうからも話がございましたように、ジェネリックの導入につきましては、医師会との話が非常に重要なものと、医師会の協力も得ながらやっていきたいんですが、なかなかその導入に至るまでの問題点、医師会との協議のところ、どこの市町も苦慮してるような状況と他市の状況も聞いておりますが、うちのほうも、ジェネリック導入については、いろいろ検討をして導入をしていきたいというふうには考えております。医師会との関係もそうなんですが、実は当市もジェネリックの導入についてのチラシをことしから保険証を交付するときに、それと一緒にチラシと一緒に配布をさせていただいてるということで、国保の加入者の方に、そういう周知もさせていただいてるというような状況でございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 呉市でも、やはり導入に際して混乱があったということで、先ほど話させていただいたんですけれども、差額通知を行ったところ、こんな通知を出してくれるなというすごい反発があったそうです。やはりそれには医師会の理解が得られてないということがあろうと思うんですけれども、医師会としての現状、どのような理解を示されているのか、市のほうで把握してるのでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 医師会、ちょっと私も大変失礼ですが、4月から来て、医師会とのジェネリックの協議のところ、どのように進んでるかというのは、ちょっと勉強不足で、大変申しわけないですが、ちょっと話ができない状況でございます。すみません。

○議長（飯田正志君） 杉山議員。

○12番（杉山 誠君） やはり医師会との調整がまずネックになるということですので、これを解決するためには、やはり呉市でもそうなんですけれども、粘り強く協議を続

けるしかないということです。

あともう一つは国保財政、この逼迫した状況を本当に真剣に訴えて、これを何とかしたいんだという、その意思を行政が強くと示す、そこから理解が始まるということです、行政として、国保財政の今の逼迫した状況、これを強く訴えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、これは、国のほうでも相当な議論がなされているところで、全体で見れば、マクロで見れば、特に医療・介護の受益者は高齢の方であり、マクロで見れば、個々の差はあるけどマクロで見れば、日本の金融資産は高齢の方が持っておられるわけです。そうすると、行政サービスを受ける方に負担していただくというのが、マクロ政策で見れば、日本ではできる話なんですけれども、そこはなかなか1つは現状との制度変更でかなり難しいということを国が考えてるんだろうと思います。

二つ目に財源安定として、県への広域化、これも市長会のほうは広域化を求めているわけですが、県知事会のほうはまだ反対が根強いようであって、これもなかなか進んでいません。ただ、伊豆市の場合には、県広域になると国民保険料がかなり上がりますので、市民にとってそれがいいかどうかは、ちょっと異質の問題もあるんですけども、しかし、長期的に制度的に見れば、広域化っていうのは避けられないんだろうと考えています。基本的に一番問題なのは、国保の制度が中期的に安定できるような財源をどこで確保するというにかかわってきますので、市長としては問題は重々認識しておりますけれども、基本的にやはり我々と地方3団体と国がしっかり話をして、全体の枠組みを決めていくということに尽きるのではないかと考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） マクロのお話、国のお話はわかりますけれども、やはりここで取り組むべきことは、市として現状をどう改善していくかということであると思います。この差額通知、確かにジェネリック医薬品に対する何でも全てジェネリック医薬品を使っていいということではなくて、呉市でもジェネリック医薬品を使用した場合の先発医薬品との差額が大きい上位の3,000名を対象にして、その中でも、精神薬と抗がん剤は除外したそうです。精神薬については、薬の変更すること自体が効能に影響を及ぼす恐れがあるということと、抗がん剤は本人への告知がなされているかという、そういう懸念があったということで、そういうことを検討して慎重に選択した上で通知を行ったということです。ですから、そんなことも含めて、ぜひこれは話し合いを積極的に進めていただきたいと思います。ジェネリック医薬品に対する医療費の削減効果、これはもう周知されていることですし、ジェネリック医薬品のほとんどは効能は変わらないけれども値段が安い、ただ構成する物質が若干違うも

ので、アレルギーに注意しないといけないということもありますけれども、ほとんど効果が大きいということはもう検証されていますので、ぜひこれをまずここから始めていただくことが、データヘルスの効果を発揮していくことだと思います。

先ほど人工透析、これを減少させるためにいろいろなことを取り組んでいるというお話がありました。これはこれで結構でございます。そのほかにジェネリック医薬品の利用促進以外にも、レセプトを活用して、保健師や看護師による訪問指導、これも行っていただいているということですが、そのほかにもいろいろな相談業務、これを行って過剰受診、受診回数が通常よりも多い人、またあるいは同じ病気で月に3つ以上の医療機関で受診しているとか、併用禁止の薬を服用している可能性があるとか、そういうことがこのデータからわかるそうですので、訪問指導の成果を上げていただきたいと思います。

実際に、本市において、そういう訪問指導あるいはいろいろな働きかけによって、人工透析を受ける人にどのような効果があらわれているか、その辺の実績はわかりますでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） それについては、もしデータを持っていれば答弁をさせます。

御指摘のようにジェネリックについても、もちろん広めることができれば効果があるんですが、実際に医師会の先生方の話を伺うとほとんど同じという認識の方と、その微妙な違いを気にされる方がいるわけですね。微妙な違いはほとんど同じという認識の方もいるし、微妙な違いが気になるという方もいて、なかなか市からお医者さんに対して、こちらでもう徹底してくださいということは言いにくいところは、実態としてはあるんですが、しかし、他方、全部が全部ではないかもしれないけれども、ジェネリックで十分に効果があることに対しては、医師から処方していただく必要がありますので、医師会との意見交換、情報交換というのは、引き続き継続をしていきたいと思っています。

それから、予防的医療については、きのうからきょうにかけて、県のほうがメタボ、全国最低、ずっと課長が何度も何度も記者会見に出ていましたが、あの課長も伊豆市の糖尿病等の問題は特徴的だと、伊豆市に特性のある状況だということで、非常に伊豆市のことを心配していただいております。データについては、もちろん伊豆市でも掌握はしておりますけれども、県の担当部局とも連携をしながら、より効果的な予防的な対策については、進めてまいりたいと思っております。

ちょっと不思議なんですね。どうして伊豆市でこういう症例が多いのかなと思うんですが、まさに県がやってるメタボが少ないという反対、静岡県は全体的によく歩く、地元の野菜をよく食べる、お茶は静岡市だけではなくこちらもあるんでしょうが、そうすると逆に言えば、伊豆市の人はあんまり歩かない、地元の野菜をあんまり食べないということになっているんだらうかと、これは非常に皮肉な結果でございます。それはやはり市民と認識を共有することで改善できるだろうと思っておりますが、健康の勉強会に来られる方はいいんです

ね。意識を持つてる方は逆に心配ないので、来られない方、そういう通知を読まれない方、そこにどういふふうに行行政から入っていくか、実は一番苦勞してるのはそのところで、非常に対策に苦慮しているところでございます。

実績・データについては、部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） まず、新規の人工透析予防事業ということで、eGFRという数値があるんですが、このeGFRというものは、推定糸球体ろ過量というものでございます。これは、血清クレアチニン検査との数値とそれから年齢、性別から算出する数値なんですけど、腎臓にどのくらいの老廢物をろ過して尿をつくり出す能力があるかという数値なんです。この数値が健診によってわかるわけです。当市においては、50歳未満の方は医療機関へ受診していただきますということで進めてます。それから、あと60歳未満の方は要注意ということで、実は昨年この数値の60歳未満の方につきましては、研修会を、教室ですね、慢性腎臓病教室というものをやりました。対象が670人ぐらいに通知を出しまして、そのうちの263人が教室のほうへ出ていただいた、受講していただいたという数字は出ております。

それから、もう一つ先ほど市長のほうからも話がございましたが、慢性腎臓病、CKDと、これにつきまして、伊豆地域に特化して非常に多いということで、これにつきましては、県、それから県立大等と当市のデータを使って、分析、研究していただけるということで、今話が進んでいます。特に、伊豆地域、伊豆市にこういう患者の方が多いということで、この調査をしていただいているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 伊豆に透析患者が多いということを以前から聞いていたんですけども、これほど深刻だということに改めて伺いました。

また、それにはしっかり取り組んでいただきたいと思うんですけども、先ほどのジェネリックのお話に戻りますけれども、今、処方せんの中に、以前は書き方が変わって、ジェネリック医薬品に変えても差し支えないという書き方、ちょっとすみません、記憶が定かでないですけども、非常に使いやすい状況になったことでもあります。ですから、差額通知を出して選ぶのは患者ですから、その中で判断できることですので、差額通知を出すことに対しては、医師会の反発というのではないような気がするんですけども、そういうふうな指導で処方せんがなっていますので、あとは薬剤師会の方ともよく相談して、本当に患者にあったものを選んでいただければいいと思うものですから、差額通知を出すことには、問題がそれほどないように思うんですけども、あと、慢性病の患者さん、そういう方たちにとってやっぱり医薬品は、かなり量を使うものですから、より効果が大きいとも思うんですけども、その辺のなかなか取り組めない状況をしっかり整理していただいて、取り組めるような方向

で差額通知、これを考えていただきたいと思うんですけれども、どうなんでしょう、今の現状で、決定的に取り組めない理由っていうのはあるんでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども言いましたように、定期的に地元の医師会の皆さんと話をしていますので、そこで、この問題も出ておりますので、引き続き医師会の方々、そして薬剤師関係の方々との議論は進めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） この件は最後にしますけれども、医療保険制度の役割として、被保険者の病気やけがの際の医療費の一部を保険者が支払う保険給付事業、これは少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化、経済成長の鈍化などの社会環境の変化の中で、少ない現役世代で多くの高齢者の医療費を賄い続けていくということで、大きな課題になっています。

そして、2つ目の役割ですけれども、加入者の疾病予防や早期発見、健康づくりを支援する教育・相談・保健知識を広めるPR活動などを実施する保健事業、この2つが医療保険制度の役割として挙げられております。やはりこれらの事業の実施には、相応の費用が必要になるということですので、厳しい財政状況の中で効果の見込めない漫然とした事業を見直すことも従来からの課題になっているそうです。事業内容の点検、これらの整理については、伊豆市ではどのように行われているのでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 事業の見直しということですが、すみません、ちょっとその辺は、まだ頭が整理できてございませんで、今即答できないです。すみません。

○議長（飯田正志君） 杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 次に移らせていただきます。

高齢者に対する施策ですけれども、先ほどは交通手段についての答弁がありましたけれども、その前の在宅で安心して暮らし続ける地域包括ケアシステムということは今求められているんですけれども、広島県尾道市にある公立のみつぎ総合病院というところでは、全国に先駆けて、1984年から寝たきりゼロや在宅ケアの充実を目指して医療・保健・福祉・介護、そして住民の連携、統合を実現して、地域包括ケアシステムを構築してきたそうです。その結果として、在宅高齢者の寝たきり率を大幅に減らすことができたということが報告されています。この医療・介護の連携、これが今求められていますけれども、当市の病院における医療・介護の現状、これは脳卒中とかで倒れられて、その回復期に適切な医療を施すことによって、また社会復帰ができるということが連携によって実現できることが言われていますので、当市の病院における状況をどのように把握しておられるのでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 現在、作成されております第5期の介護保険計画の中の地域ケアシステムでございますが、現在、地域包括支援センターを中心として、地域包括ケアの実現に向けまして、当然ですが、地域包括の職員、それからケアマネジャー、それから病院のケースワーカー等を入れて、地域の課題、また先ほど言いました適切な医療について、個々のケースであったり、または地域のケース、いろんな課題がありますので、それについて検討は行っております。

また、27年から第6期ということで始まります。その中でも、より一層強く打ち出していきたいというふうに考えてます。ですので、今現在は病院のケースワーカー、それから先生も含めまして、個人のケースにつきましては、ケア会議を行ってるということでございます。以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） なかなか現実を聞くと厳しいという病院の状況を伺います。確かに検討はされているようですけれども、患者さんにとっては、十分な対策が施されていないということも伺いますので、ぜひこれは対策を早めていただきたいと思います。

あと、少子高齢化が進み、財政状況の厳しい中で、共助、そして公助、これの大幅な拡充を期待することが難しい状況であると思います。今、言われているのが、自助、そして互助、互助というのは互いに助け合うということで、ボランティア活動や住民活動、これらのことを言われるそうですけれども、まず自身が健康管理に対する取り組み意識を強く持つことと、そして、お互いに助け合うような社会づくり、これについて今後の計画としては、どのように考えられているのでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 全体的な基本的な考え方を私から申し上げて、それから部長から説明させたいと思いますが、国の在宅ケアを誘導すると言ったら言い過ぎかもしれませんが、実質、方向に行くのは、私は難しいんじゃないかと思うんです。というのは、これから、これから社会がまた別の方向に行けば別ですけども、これまで日本はずっと所得が下がっている、今、内閣のほうで保育を充実しろということで一生懸命やってますけど、保育を充実するっていうことは、お母さんに働けということなんですね。所得は全然上がらないで、若いお母さん方がもっと働く環境をつくりなさいと言われてる。

つまり、家でお年寄りの介護ができる人材がどんどん減っている、それから余裕も減っていく、そして他方、製造業の単純労働者はどんどんアジアに流れていって、国内では研究開発とか新しい産業を起こせとあって、つまり知的なレベルはもっと要求されるわけですから、もっと子供たちは高校、大学で高い教育を受けなければいけない、そういうときに在宅介護あるいは地域の若い人たち、現役世代の30代ぐらいの方々が余り家にいなくなるような社会

を想定してる中で、そこで、どのように助け合ってやっていくのか、私は論理的に考えれば、非常に難しいことを今やろうとしてるんじゃないかと思うんです。

その中で、高齢化の一番厳しいのはこれから20年、30年ですから、そこで、当然入所施設は必要になると私は思っている、今、先ほど申し上げたような社会環境の中で、入所施設を現在の数で維持するとか、あるいは減らすっていうことはどう考えても考えにくい、そうすると一定数の入所施設を20年、30年に限り、限りですね、充実させることと、それから介護予防をしっかりとやることと、それから環境が整った方は在宅ケアのほうで選択をしていただくこと等、それぞれのメニューを準備しておかないと、ただお金を軽減、負担を軽減できる方向に政策誘導することは、多分うまくいかないだろうと思っているんです。ですから、ともに助け合うこと、可能な方が支え合うことは全くそのとおりで思っておりますし、例えば土肥ホームでは、地元の方々約100人のボランティアがいらっしゃるわけですね。そういった地元による介護のサポートもしっかりやりながら、やりながら、しかし行政としては、いろんな選択肢をちゃんと確保していくと、こういうことが必要なんだろうと、私は基本的に考えております。

より詳細、具体的なことについては、担当の部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 先ほども少し話をさせてもらったんですが、27年度から介護保険制度が若干国の制度が変わります。今まで要支援1、2の者はヘルパー、それからデイ、これは介護保険のほうから外されます。逆に、地域支援事業のほうに回っていきます。ということは、地域で新たな事業を相互の互助の関係で事業を考えなさいということになってます。

ですので、例えばごみ出しだとか、洗濯を干したり畳んだり、それから食器洗いとかいうものは、今まで介護保険ではできなかったんですが、それができるようになります。そういうことで、新規事業のほうで、そういうものをNPOまたは今社協でやっています「おたがいさまサービス」というものを利用しながら、もう少し事業を新たな形で進めていきたいというふうに考えて、今、これから来年度になります、私どもだけではなくて、実際に事業を行ってる事業者を含めまして、その内容、どうやったら一番いい形で地域でできるのかというものを打ち合わせていくということで、今各事業者のほうにもお願いをして、そういう形で進めていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 答弁をいただきましたかったのは、部長のお答えのほうで、市長の御意見は御意見として、確かに理屈は通るんですけれども、2025年に団塊の世代が高齢化のピー

クを迎えるということで、その後は減少していくわけですので、今現状は確かに足りません  
ですよね、施設は。ですからある程度は必要ですけども、それにも限度があると思います。  
現実、伊豆市でまた施設をとということになると、どうでしょう、これから難しいかと思うん  
ですけども、そんな中で、やはり地域での助け合い、若い人は確かに働かなければなりま  
せん。そして、家庭の中で介護するっていうことは、非常に大変なんですけども、そこで、  
これから活躍していただけると期待されるのが、やはり高齢者の参加だと思うんです。

高齢者が、先ほどの互助ですけども「おたがいさまサービス」のような制度を利用して  
いただいて、元気なうちに働いて、また人のために働くということは、自身の健康管理、ま  
た心の健康にも非常に効果がありますし、よく私もボランティアと一緒にやらせていただく  
高齢者の方に言われるんですけども、私たちもいつかお世話になるんだからと言いながら  
やってるんですけども、なかなかいつまでもそういう状態になりません、いつまでも元気  
です。やはり人のために働くということは、自身の健康を維持するためにも非常に効果がある  
ことですので、先ほど部長からお話がありましたような社会福祉協議会でやってるような  
「おたがいさまサービス」であるとか、そういったボランティアをしていただけるような市  
としての支援・応援、それから啓発活動、これを進めていっていただきたいんですけども、  
この辺の考えは、市長はいかがでしょう。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申しあげましたように、市民の中での相互支援を全然否定して  
るわけではなくて、実際にされているわけですね。ただ、やっぱり行政がこうしなさい、あ  
あしなさいっていうことは、やはりなかなか受け入れられにくいので、できれば今生懸命  
シニアクラブの方々が会員数の低下をみずから何とか維持、増加させようとしている努力と  
同じように、それと同じように、やはり自分たちの人間らしい生活の仕方というものをお互  
いに考えていただいて、そして足りないところを行政が支えていくと、そういう進め方をし  
ていただければ、より心強いなというように考えております。

○議長（飯田正志君） 杉山議員。

○12番（杉山 誠君） ぜひ行政の応援というのは、市民にとっては心強いものですので、  
啓発活動、また支援をさらに充実させていっていただきたいと思います。

あと通院の手段ですけども、先ほど話がありましたけれども、高齢者の通院というのは、  
ほぼ定期的に行われているということですので、例えば長野県の辰野町というところでは、  
本年度から国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金というものを利用して、予約制の乗  
り合いタクシーの運行を開始しているそうです。病院に行く高齢者などに大変喜ばれている  
ということで、ある議会でデマンド交通のことについて質問がありましたけれども、それも  
含めてやはり行政、運送事業者、病院関係で連携して送迎システム、これが考えられないか  
と思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、医療機関で送迎車を出していただいているところがあって、ちょっとほかの病院はわからないんですが、柿木をカバーしてる病院は、やはり曜日が決まってるわけですね。火曜日が8時ごろ家の前を通る、そういったものを実際に医療サービスを提供されてる方々がそういった送迎サービスをしていただき、さらに、行政がそれを支援したり足りないところを補うことが必要であれば、そこは補填する意味で検討させていただきたいと思います。

ただ、前にも私、議会で申し上げたことがあると思うんですが、一番気になるのは医療と介護の分離ということで、介護予防にせいかくデイサービスに行ってるときに、そこで薬をもらってこれないというのは、何としても行政の論理だと思うんです。デイサービスは、日にちが決まってるわけですから、そこから30分離れてお医者さんのところに行って薬をもらうことが、どうして国に認めていただけないのか私は全く理解不能であるんですね。デイサービスに行かれる方は要支援1とか2ですから、そこの方々にもう一回改めて通院をさせる制度はどう考えたって、これは今議員御指摘のところは、一番現状にあってないと思うんです。ですから、そこを引き続き強く国に訴えつつ、伊豆市の特性として足りないところがあれば、行政のほうも支援策を考えていきたいと、このように考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 今、市長のお話がありましたように介護と医療の連携、それも地域包括ケアシステムの中で、もう考えられているようですので、また行政としても訴えて、引き続き国のほうにも訴えていただきたいと思います。私たちも政党を通じて、そういう話をつなげるようにしていきたいと思っております。

あと、これはちょっと病院とは直接は関係ないかもしれないんですけども、路線バス、これも減少傾向にある、これはやはり何としても食いとめていかないといけないと思うんですけれども、以前、かつて私、情報提供させていただいたんですけども、京都府の京丹後市で上限200円バスというのが運行されているということで、これが、先日見たらすごい成果をおさめていて、利用者、そして収益ともに増加しているそうなんです。

京丹後市というのは、500平方キロの面積を有しているそうです。伊豆市よりも広いんですけれども、そんな中で、かなりの距離を走ると思うんですけれども、その上限200円バスを導入したところ2006年10月からこれを導入して、スタート前の1年間、17万4,000人の利用者が2011年10月から1年間では39万3,000人と2.3倍に増加したということで、運賃収入も1.3倍、そして市の補助金の負担が1,800万円削減できたということです。確かに200円ですと、どうなのかなという考えもあったんですけども、成功しているということで、今パス券を発行して100円で乗れる制度がありますけれども、やはり最初のパス券の購入が負担になるのではないかなとは思いますが、こんなことも1つ成功例がありますので、また、公共乗り合いバスのことについては、ぜひ幹線道路を維持できるような取り組みをこれ

からも進めていていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） ただいま議員御発言にございました京丹後市でございます。このバスの事業については、ことし既に私どもの地域づくり課の職員と、それから東海・伊豆箱根の両バス事業者さん、合同で視察に行つて調査をさせていただきました。伊豆市の場合に当てはめると、若干運行形態で異なるところがございますので、伊豆市の場合は観光路線等いろいろ自主運行路線も抱えております。そういったことで、すぐには難しいかなとは思いますが、既にそこは調査をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 今、観光客にというお話もありましたけれども、京丹後市でも観光客が非常に利用してることですので、さらに調査を進めていていただきたいと思います。

あとは、図書館のスポンサー制度なんですけれども、市長からも最初の答弁がありましたように、スポンサー制度を初めとしていろいろな取り組みをされている図書館がありますので、ぜひ活性化をしていただきたいと思います。実際に行われてるスポンサー制度、それほどスポンサーの費用負担、スポンサー料、雑誌の購入費ですので、それほどかからないということですので、できれば始めてみたらいかがかなと思うんですけども、再度どうでしょうか。

○議長（飯田正志君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほどもお答えさせていただきましたけども、来年度から設置いたします図書館協議会において、この件についても諮ってまいりたいと。

また、情報につきましては、幾つか私たちも今出ておりますけれども、さらにその委員がまた、それらの情報を検討していきたいと、させていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（飯田正志君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

#### ◇ 山下 尚 之 君

○議長（飯田正志君） 次に、4番、山下尚之議員。

〔4番 山下尚之君登壇〕

○4番（山下尚之君） 4番、山下尚之です。

通告に従い、市長に次の2件について質問いたします。

1つ目として、新たな地域づくり制度の推進と対策について、自助・共助によるみずから

考え、みずから行動する組織、地域づくり協議会の設立の提案、市内13地区、この取り組みが軌道に乗り、さまざまな事業が地域ごと展開されれば伊豆市再生・地域活性のため、継続されたすばらしい事業となることに期待いたします。

地域一丸となってを旗印に“場の力”である地域の輪が団結力となり、地域交流や地域振興、福祉の援助・防犯・防災・環境整備・文化芸能の継承等、それぞれ各人の得意分野を生かしたやりがいや張り合い・生きがいの持てるあすにつながる地域づくりが各地域・地区で推進され、そこから新たな伊豆市にとっての救世主となり得る“モノ”であったり、“こころ”であったり、何かが発見されることと思います。

ただし、やはり触らぬ神にたたりなし、火事は川向こうという人ごとの考えが強く、組織づくりや事業計画等相当熱意とパワーのあるリーダー、また仲間づくりが必要となる中、大変よい事業ゆえに設立できるどころ、できないところといった不公平・不平等感がないように組織立ち上げまでは、行政の援助が必要と思われるが、推進と対策に対して、市長のお考えはいかがでしょうか。

1つ目として、あえてと言わせていただきますけれども、あえて交付金をつけてまで、この事業に期待するものは何でしょうか。それが、市にどのような利益をもたらすとお思いでしょうか。

②として、組織体制づくり、事業実施のための市の援助体制をどのようにお考えでしょうか。

③、10月まで申し込みというようなことがあります。現段階での状況は地区数とか、事業内容、また金額等について、どうなっているでしょうか。

④、ことは5月だったんでしょうかね、第1回の区長会で区民に区長会を通じて、区民に周知して、8月のタウンミーティング、意見交換会が臨まれたわけですがけれども、今後のPR・推進活動はどのように行うのか、どのような計画を持っているのかお伺いいたします。

⑤として、来年度、26年度からの目玉事業と思われませんが、今後の法令や予算措置等の対応はどうされるのでしょうか、お伺いいたします。

大きな2つ目として、光ファイバー網の整備構想についてですが、ちょうど1年前、このことについて一般質問をさせていただきました。市長になってから、ずっと極めて優先度の高い課題だと考えていた、近々市長として判断した上で皆さんに御相談させていただき、本当に最後の判断のタイミングを迫られているところであるとの答弁でした。その後1年が経過して、この光ファイバー網の整備について、新しい新たな動きはございますでしょうか。市として、整備について、どのようにお考えかお伺いいたします。

こちらについても、①として、情報通信基盤整備の中に高速回線の整備など情報推進基盤を整備し、行政・医療・福祉・産業・文化等、行政全般の情報ネットワークの形成を促進するとありますが、整備されたとき、具体的にどのような行政サービスが可能になり、どのようなサービスを提供しようとお考えでしょうか。

②として、整備することに越したことはないと思いますが、何を躊躇しているのか、判断をおくらせている要因は何でしょうか。

③として、県内15%が未整備、85%が整備済みと聞いておりますが、この差については何が原因か、行政判断なのか、業者の介入の可否、有無なのか、それともほかに物理的なもの等がありますでしょうか。

④として、整備に向けてのさまざまな障害を判断・決断するために市民会議や市民アンケート等、何か次に向けての政策・施策はお考えでしょうか。

以上2点について市長にお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（飯田正志君） ただいまの山下尚之議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、新たな地域づくり制度ですが、これは基本的な考え方、枠組み等も既に御説明しておりますので、②から⑤までは、後ほど部長に説明をさせますが、この事業に期待するもの、①についてのみ、もう一度私から申し上げたいと思います。

これは予算の節約だとか、事業の効率的な推進とか、そういった余り具体的なミクロのことではなくて、そもそも、そもそもですね、私がやっぱりこういう制度が必要ではないかと思ったのは、市民の皆さんがこの地域に生活し住み続けることを幸福に感じているのだろうか、ということを考えてわけです。

それぞれの世代が、もちろん今うちは人口減少が大問題、出生数の低下が大問題ですから、その世代に向けた政策はやるわけですが、しかし、それによって全ての世代がカバーされるわけではない、それぞれの地域の皆さん、一番コミュニティが近い顔と性格がわかる方々のコミュニティで幸福な生活を維持していくためには、地域の皆さんがそれぞれ世代を超えて協力し合って、話し合って、そして地域を自分たちでつくっていくということが一番大事なんだろうと私は考えているわけです。そこで行政が中伊豆はこうしなさい、修善寺はこうしなさいと、市長が将来像を示して、そこに予算をつけていくことで、市民の皆さんが日々の生活に幸せを感じるとはとても思えない。やっぱりその地域は、地域の皆さんが主体であって、主役であって、それを実現させるための支援策を行政が考えていく、そのようなことが根底にあったことを繰り返し申し上げておきます。

2つ目の光ファイバー網についてですが、①のどのようなサービスが可能になり、どのようなサービスを提供しようとしているかというのは、これはある意味、逆であって、例えば新たな医療のサービスとか、企業誘致とか、光ファイバーがないことにはできないということなんです。誤解を恐れずに気持ちを込めて言えば、光ファイバーがないところはもう日本ではないという感じですね。ただし、そのときに技術的に有線の光ファイバー網がどうしても必要なのか、無線でそれが新しい技術でできないのか、まずそこを検討させました。

しかし、その後一、二年を経ても、やはり光ファイバー網がないとまず企業誘致の話をし

でも、話は最初は聞いてくれるけども、途中で、えっ光ファイバーがないという話になると、もうゼロに戻ってしまう、その話はなかったことにしてください。もうあたかも日本国内ではないような表情をされるというのが現状なんです。そこで、もう一度、有線網による光ファイバー網整備に立ち返ったわけです。

そこで、ことしの前半に総務省でのある検討会に私も声をかけていただきましたので、そのときに担当の局長とか課長とかに話を伺うと、県ですよと、やはり富山県とか徳島県とか、県が手早くその必要性を地デジ導入とともにタイミングを合わせて県内全域に整備している、それは静岡県と御相談くださいということで、改めて県のほうにカバーされていない15%はどういうことなのか、どうするのかということで、相談申し上げたところ、伊豆市については、公設民営よりも民間に投資してもらって、そこに今ある補助金の制度を当てはめることのほうが適切ではないかということを確認をさせていただき、ただし、そこで県が今枠組みをつくった補助金の制度と現状が合わないわけです。それを民間事業者に打診したところ、県が想定しているよりも3倍程度の補助金を市が出せということでございますので、その内容が確認できておりません。県のほうにもう一度、県からこういう補助金の枠組みでお諮りしたんですが、内容がわからないところを伊豆市の単独負担として求められている、その中身については県のほうで、県はその事業者とは、常に連絡をとってますから、その中身はどういうことなのか、それは県の補助金ではできないのか、伊豆市の将来の財政事情というのは、県もわかってるわけですから、そこはしっかり県のほうで再検討いただきたいというのが現時点での状況なんです。

そこで、伊豆市としては平成26年に、あるいは26年、27年の1年もしくは2カ年で、現行の補助制度を活用して、光ファイバーを整備する方向で県とは今準備を進めています。もしどうしても、県が想定している補助制度の数倍の伊豆市負担が必要な場合には、そこでもう一度検討するかもしれませんが、まずは県のほうで事業者としっかり事業者の主張をしっかり検討していただき、確認をしていただき、伊豆市の財政負担に耐えられるような光ファイバー網整備というものを県と今協議している、このような状況でございます。

1つ目については、担当する部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、山下議員のまず地域づくりについての質問で、2番目からお答えをさせていただきます。

まず、組織づくりとか事業実施のための市の支援・援助体制でございます。市のほうは、支援員制度あるいは交付金ということで、支援をしていくということでございまして、支援員については、1協議会当たり5名、全体で65名になりますが、職員を派遣をしまして、準備段階から準備会等から積極的に支援員には参加をしていただいて、少しでも早く協

議会が稼働できるような支援をしてまいりたいと思います。

また、この支援員だけではなくて、地域づくり課の職員、また支所の職員が一緒になってこれは事業を進めるということでございます。

それから10月までの申し込みの現状ということでございます。今現在、協議会ができたというところは正直なところございません。ただ、準備会ということでは、湯ヶ島地区が既に区長さん方の話し合いを通して、市民の方、代表の方を2名、3名程度加えた形で準備会を進めているところでございます。こちらにつきましても支援員も参加しながら、会議を開催をしている現状でございます。

ただ、10月からと申しますと、これは翌年度の予算措置、これが確保するのにできていると予算を取るという意味合いでは、間に合うというところから10月とさせていただいてるということで御理解をいただきたいと思います。

今後のPRとか推進活動でございますけども、当然今後も広報紙や会議等の機会あるごとに御説明申し上げまして、推進をしてまいりたい、このように考えております。

また、FM等にも実際に稼働が始まれば、そういったところの方に出ていただいて、PRに参加していただければと、こんなふうにも思っております。

それから、今後の法令・予算措置等の考えということですが、当面、モデルケースということで、今要綱を作成しまして、要綱の中で実施をしているところでございます。条例等基本的な理念ということになりますので、これらについてはモデルケースを運営しながら、さらに検証をして条例等の整備というほうにつなげていければというようなことは考えておりますが、当面は要綱の中で運営をしていくということでございます。

また、予算措置につきましては、先ほど1件動き始めている、また、もう1件土肥地区の八木沢、小下田地区ですね、そちらでも個々に区長さん方も話し合いをされております。こういったところが間に合えば、予算措置として2件程度1,000万になりますけども、させていただければというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下尚之議員。

○4番（山下尚之君） ありがとうございます。

それでは、大きな1番目、新たな地域づくり制度から再質問のほうをさせていただきます。

まず、2番目の②ですね、②の設立に向けての行政の援助体制、それと④の推進活動、今後どうしますかっていう部分なんですけれども、8月のタウンミーティングでこの制度の説明が主に行われてきたわけなんですけれども、議事録等を見ますと、これちょっとその前の流れを私もよく承知しておりませんが、4月、5月の区長会あたりで一度流して、地域の意見を持ってきてちょうだいよで8月にやったのかどうか、ちょっとそこらがわかんないですけども、市民の声として、突然の話で事業の内容がなかなか理解できなかった、どうやってやっ

ていけばいいのとかっていう部分が具体的にわからなかったとか、どっちかっていうと経費の節減っていいですか、縮減のために地域へとそういう事業をなすりつけていくとか、役所の業務放棄だとかっていう声も多少ではありますけれども、上がっているようなことも聞いております。地域ごとにこの組織が確立されて、将来を見据えた長期短期によらず、事業構想や年間計画が企画立案されてくれば、それに向かって場の力といいですか、地域の力もありますので、一丸となった行政区、区を超えた地域での地域は地域ということで、活力に満ちた住みやすい、できれば雇用等が発生して、利益をもたらしてくれれば一番いいと思うんですけれども、そのような地域活動も夢ではないと思っております。

そんな中で、このような環境をつくっていくために、行政が、また地元の、今部長の答弁の中で支援員5人、どういう方が支援員になってくるかというのは、ちょっとわからないんですけども、地元の職員あたりが地域の、地区の火つけ役とか地域リーダーとなって、何とか組織づくりまで行政主導でお願いしたいと。一住民がそれだけの熱意やパワーを持っているかっていうのが心配されますので、まずは組織をつくるために行政が職員が主導して、組織づくりをお願いしたいと強く思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げる前提を少し確認させていただきたいんですが、御承知のとおり、今、伊豆市の下に120を超える区があります。そういう体制になってるんですね。山下議員は、今の区の制度を維持するほうが、こういった広域な協議会をつくるよりも効果的だという御前提でしょうか。それとも、こういう方向で進めてほしいからという御質問でしょうか、そこだけ確認させていただきたいんですが。

○議長（飯田正志君） 議員、お願いします。

○4番（山下尚之君） そうですね、旧町時代から区単位でそれぞれのことを行ってきて、また、小さいところについては連合していく部分があったわけですけども、いろんな部分の中、人口の減とか転出、いろいろ等の部分で、地区ごとっていうのも、今市長の言ったとおり百幾つかありますから、なかなか難しくなってきましたし、パワー不足っていう部分も出てますので、今市が考えた地域づくり制度のようにもう学校単位っていいですかね、地区をもっと広域した地域単位での活動のほうが、より充実した活動ができると思っておりますので、市の考えと同じような地域づくりをしていきたいなと思っております。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） それでは方向性が同じですので、そのやり方について、私の考え方を申し上げたいんですが、どういう組織をつくるか、どういう事務をやるか自体を話し合ってくださいですね。何かその方向があって、あるいは組織はこういうもんですよというものをサジェスションしてね、そこでみんながやっていくということでは、やはり地域の皆

さんで押しつけられた感があるんだろうと思うし、そこで話し合うこと自体がやっぱり地域の共同作業だと私は考えているんです。

ですから、例えば上大見の地区と湯ヶ島小学校区と八木沢、小下田と、組織も違っていいし、組織のつくり方も違っていいし、事業の内容も違っていいし、私はそこにこそ要するに地方自治法とか条例に定められていない新しい組織を追求する意義があるんだろうと思ってんです。ですから、来年4月に幾つかモデルがスタートしていただければありがたいけども、来年の年度途中であっても、27年でも構わないんですが、その話し合いをぜひ私はまずお願いをしたいと、こう考えてるんです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） そのとおりといいますか、それに向けて地域任せだと組織がつくっていただけるのかなっていう部分を懸念しておりますので、何とかその地域に組織をつくるまでは、行政に頼っていいものができるかっていう部分もあるんですけれども、何とか気運を高めていただければなと思っております。

地域づくり制度の先進地ということで、つい最近資料をいただきまして、兵庫県の朝来市、ここではもう条例等もつくってございまして、その中に職員はみずからも地域社会の一員であると認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならないというような条文もうたっております。

地域の人々の思いを引き出して、市民に見える化、見えるようにし、次の活動へとつなげていくのが役割というようなことにしております。そんな中で8月の懇談会については、参加率も余りよくなかったと。この地域づくり制度についても、自主的なものもありますので、説得力や強制力もない中で、どうしても聞いている側は人ごとのような聞き方になってしまって、地域でも、地区でも、地域でも余り話題になってないんですよね。こっちからやろうよ、やろうよと言っても、あんなもんでできるもんじゃないとかって、誰がやるのとかっていう、そういう話になって、なかなかかわりたくないような部分も多いわけなんですけれども、そんな中で、何とか大変いい事業になっていくと思いますので、組織だけつくれば何とか場の力、地域の力が発揮できるのかなと思っております。

そんな状況の説明会、市民の理解ですので、新たに組織づくりのためにPRや周知を図っていただいて、今の段階では準備段階ですけども、2地域あたりが準備会でやってるそうなんですけども、一部の地域が栄える、組織をつくって動いていくということでなく、どの地域も等しく活性化できる基盤づくり、そのために13地域、どこも欠けることのないような地域づくり協議会、これらができていけばいいのかなと。できていかなければ、逆にいけないのかなと思っておりますので、ぜひ行政主導の組織づくりまでをぜひお願いしたいということで、そこが何とか形が見えれば今の伊豆市、また各地域の場の力、地域の力では、何かしらの事業を計画して、遂行していくような気がしますので、そこを強く行政には期待して

おりますけれども。

3番目の現在の状況については、今部長のほうからお話がありましたけれども、やはりまだ正式に申請事業が具体的に上がってきて、それを市と支援員等、地域づくり課等のアドバイスやヒアリングや許可を受けて、また、今後どのように推進していくかのリードをとってもらってという部分にはなっていないようなお話でした。流したばかりということもありますので、なかなか二、三カ月の間で組織づくりまで事業計画までっていうのは、難しいのかなとも思っておりますけども、26年度からスタートできれば越したことはないと思いますが、何とか組織が確立されるような手立てを市として取り進めていただきたいと思っておりますけども、新たな組織づくりのためのPRとか、周知についてを進めていく、また、こういう形でもっと地域へ投げかけていこうかというような、新たなこの制度を確立するための政策・施策をとるようなお考えはありますでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど部長からもありましたように、職員としては各旧小学校区を想定しているところに5名のサポーターを既に配置し、それから全ての職員に職務とはかかわらず、現に居住しているところの区民として、地域住民として、こういったことに積極的に参画することも指導しておりますし、そこは行政は全く無関心であるということではありません。

ただ、私は伊豆市の地域力の潜在的な力というものを非常に高く評価しておりまして、八岳小学校区においても、万城の滝のキャンプ場のところ、結局地元の皆さんがかつてあった任意団体を、あれNPOにしたんだったかな、組織化して、法人化して、そして受けていただく提案もいただき、今回お諮りしてはありますが、そういった若い力もあるわけですね。

他方、残念ながら伊豆市でも民生委員が100%切ったり、あるいは自主消防団の運用が難しくなったり、そういう広域化が必要な課題も皆さん認識してるわけです。ですから、私は課題もはっきりしているし、地域力もある中で、実はそんなに難しくお考えいただくこともないだろうなと思ってるんです。

ただ、その組織の立ち上げのときは、どういうふうにつくっていただいてもいいんですが、最初の話し合いではやっぱり現区長になるんだろうと、こう説明会でも申し上げたとおりなんです。そこが動きにくければ、支所長なりサポーターのチーフなりからもう一回働きかけていただくこともあるし、それからぜひ議会の皆さんも、それぞれの地域に帰ればやはり地域住民、ある意味代表としての公人としての職責もあるわけですから、みずからの地域で働きかけていただきたいと思っておりますし、そこで難しい問題があれば、また私どもに御相談いただきながら、まさに行政執行部と議会、議員等、それから各地域、区長を初めとする各地域の皆さんが話し合いながら、問題を克服しながら、組織をつくり事業をつくっていく、大変難しいことは承知しておりますけれども、その全てのプロセスが新しい地域づくりのあるべ

き姿だろうと、このように考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） そうですね、一番大事なのがスタート点、組織づくりですけども、これは、地域の力も行政の力も大変期待しております。

5番目の法令とか予算の措置の関係なんですけれども、各地域で手を挙げて事業をやって、提案してやってく中で、いろんな事業があると思う、各分野いろいろな分野の事業があると思うんですけれども、どのような事業になっても、市単独の事業となってしまうのか、また、どういうことをやれば国や県の補助金が該当するよっていうものがあるのかどうか、全然ないようでしたら、予算がだんだん縮小されていく中、どこかを削りながらと思われまじけれども、13地区、理想は13地区全て100%取り組んでいただいて、地域の活性化を目指していただきたいんですけども、そうすると、毎年500万掛ける13で6,500万かかってくるよというようなことになってしまう、しまうって言葉がよくないかもしれないけど、なるんですけれども、そのようなところ、予算的にはどのようなところから捻出されるつもりか。

また、法制業務的なもので、先ほどお話、答弁もありましたけれども、条例づくりとか、要綱づくり、もう要綱はできてるようなお話だったんですけども、どのタイミングで施行していくのかっていう部分、そこらを含めて、要綱ができてるようでしたら、また、見せていただきたいといいますか、公表していただきたい部分もあるんですけど、どんなでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 基本的なところは私から申し上げて、制度については部長から説明をさせます。

今まで、補助金の制度とか、いろんな支援策を国とか県から示されて、天城湯ヶ島町はどうですか、中伊豆町はこの補助金制度を使いますか、どちらかという、そういうやり方だったんです。市も例えば花いっぱい事業だとか、こういう補助金があるけど、これ使いませんか、やっぱりそこが主客が、私は本来の国民主権に戻るべきだと思ってるんです。ですから、伊豆市であればまず伊豆市のあり方を先につくる、地域であれば地域のあり方を先につくる、そこに当てはめられるような補助金をもちろん活用していく、それを否定してるわけではないし、財政力豊かなところではありませんから、いっぱい使える補助金を使うっていうのはそのとおりなんです。

しかし、こういった補助金制度があるから、それを引っ張ってくるのではなくて、まず地域をどうしたいのか、そこに市・県・国の補助金をうまく活用して、ですからまず地域づくりのコンセプトというものを地域で考えている、そこは何ていうんでしょうかね、基本的な考え方を私は変えるべきだと思ってるし、各地域の皆さんにどう変えていただくべきだろうと、そのほうがより市民の幸福な生活につながるだろう、もし違っていけば、そこはまた

話し合いをさせていただきたいと、そういうふうに基本的に考えております。

○議長（飯田正志君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 支援のための要綱でございますが、これは、ことしの5月28日、告示のほうでもう処理をさせていただいております。既に策定をしております。

また、県からの設立マニュアル、こういったものを今内容を見直しをしておりますけども、この中には一般的な規約の案であるとか、申請の様式とか、そういったものも1つにしたマニュアルですね、こういったものを今整備をしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） 考え方がいいですか、その市長と同感の考えなんですけども、事業を策定して、それについてる国・県・市の補助金があるかっていう、あればそれでいいと思うんですけど、こういう補助金があるからこういう事業をやれっていう形じゃなくて、この地域として、こういうことをやりたいから、それにはどういう補助金なんかがついてるのかな、国とか県の補助金があれば、それだけ市の負担も少なくなってくるから、そういうことで、そのヒアリング等で、そういう話もまた具体的には出てくるとは思いますけれども、考え方はそういう考えで、今の要綱の話なんですけども、来年の5月、ことしの5月にもう施行されてる、そうなんです。

そんな中で、施行されてるっていうことで、まだ見てないんですけども、その中身は説明会のときに、新たな地域づくり制度というチラシが入ってまして、これを見させてもらった中で、経費の部分の該当する部分と該当しない部分、羅列されてたわけですけども、この事業に取り組むには、一連の作業として、まずは地域の住民への周知と理解、これを図って、その中から組織をつくって、組織のメンバーが事業を計画して、市の許可をとって、その事業を遂行して、最終的には実績を出していくと。

大変な知恵も出したり、汗もかいたりっていう部分の中ですけども、じゃ今の段階でこういう作業を一体誰がやるのっていう、しかも無償でボランティアで、大変心配しておりますけども、人材発掘や人材育成の点からも、この交付金の経費の見直しもできるものならしてもらいたいと。事業経費の中の対象外になってる部分に構成員に対する人件費や謝礼というものがあるわけですけども、構成員というのは、もう地域全員が構成員だよっていう考え方だそうですけども、そうすると全部ボランティア、奉仕、無報酬、奉仕っていう形の事業になってくる。市のこの制度の目的がそういうことでコミュニティ、地域づくり的なものでいいのかもしれませんが、やはり地域の人と人とのつながりや市民一人一人の生きがいややりがい、張り合い、これを引き出すのを1つの目的としてる事業ですので、知恵を出したり、汗をかいたりしてくれる人には、報酬として多少でも見返り対価あたりを与えてもらって、生活のためでもいいですし、その事業に対する懇親や慰労、また今後の課題等、

対策等を含めた地域、団体の輪づくりのために何か使えるような人件費、労務費といった部分を手立てしてもらえないのかなとは思っております。

どういう金額にするかとか、詳細については、難しい面もあろうかと思えますけれども、何か見返り対価があって、それで、今度また地域の輪、話し合いの場ができていくような単位でしていければいいなと思っておりましたけども、そんな中で、先進地の兵庫県の朝来市は、その交付金として、事業費という部分はあるわけですけども、そのほかに地域の自立には、事務局体制の充実が必要として、事務局の運営費を年間280万としているようです。それだけあれば常勤といいますかね、そういう事業形成とか何かこうする、面倒見てくれる、その雇用もできてくるという部分、事業に対するコミュニティも図っていけるような部分を280万を手立てでいくと、用意してるっていうようなことが出てましたけれども、そこまではと言わず、多少何か見返り的な、汗かき賃とか、知恵の出し賃というようなものがあれば、組織ももう少しいろんな話し合いができる場もできますし、いいような気もしますけれども、そこらの点について、要望等にそれが入っているのかどうかちょっとわかりませんが、もし事業を進めていく、組織をつくっていく、制度を遂行していくためにちょっとここがネックになってるなっていうところがあれば、また要綱改正等はお考えはあるんでしょうか。もうこれでいくよっていう、もう変えれないよっていう部分があるんでしょうか、そこらを少し教えてください。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 要綱はまだまだとにかくモデル事業も始まってませんので、逐次改善すればいいと思うんですが、やはりボランティア及びボランティア的な奉仕というものは、ずっと無償では続かないと思うんです。収益があるか、あるいは物すごく楽しいか、どちらかでない人間続かないと思うんですね。必ずしも収益だけはないと思うんですね。やっていることが楽しければ、やはりそれは見返りという言葉がいいかどうかわからないけれども、やはりインセンティブにはなると思っているんですね。

そこで、今までのように120の区から5つずつの区要望が出てきて、はい、これやりました、これやりません、これやりません、これやりませんというだけの行政と区のキャッチボールが楽しいかっていったら、絶対に楽しくないと思うんです。もう区長会をやれば必ずこの不満が毎年出てきてるわけです。でも、そこに話し合いがあって、この用水はできないのか、じゃこっちはどうなんだ、行政と話をしながら地域じゃできないからこっちはやってくれ、そのかわりこちらの用水やるから、そちらの川はやってくれというような、やはりやりとりがあって、そして、今まで進まなかった公共的事業あるいは公共事業が少しでも進捗して、その結果、その地域が住みやすくなる、みんなも参画していく。

さっき杉山議員からも御指摘があったように、例えばお年寄りのケアだって、地域の中でみんなで作って行って、いろんな世代が協力していく、そういう形になって行って、ああ、

ここのまちづくりは楽しいよなということが幸福感になっていくということなんだろうと私は思ってるんです。ですから、基本的に市の職員も減らさなきゃいけない、給料もふやせられない、だからみんな地域で汗かいてねっていうことではなくて、その地域に住むことの幸福感というものをどうやったら皆さんにより強く感じていただけるような地域づくりができるだろうかということが私は本質的ななんだろうと思うんですね。

中伊豆の協働の会もございますし、私の地元の狩野城の会もありますし、土肥でもいろんな、あるいは修善寺も修善寺総研とか、ノスタルジックとか、いろいろな活動をされてる中で、また、高齢者の方は高齢者の方でいきいき友の会とか、いろんな会合をされてく中で、やっぱり参画されてる方は、それぞれにやりがいを持って続けられている事業がある、それを少し、少しエリアを広くして、ある程度の整理整頓ができないだろうかなということですので、私はそんなに全く難しい新しいことをやるということではなしに、今やっていることを少し楽しい方向に改善していただくということで、始めていただければいいんじゃないかと、こう考えてるんです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） 多少ではっていう部分もあるでしょうけども、見返り部分っていいですか、対価を得て今後の活動につなげていこうっていう部分はぜひ、今のこの資料によると、ありませんよということですので、何かこう少し考えていただければなと思っております。

そんな中で、このままいってしまくと、事業の対象となる経費の中で請負契約すると、その工事等のものについては対象になりますよ、地元の構成員が事業をすると無償ですよ、そうするとどこかのその業務をやってる会社、業者なり、業務委託、委託契約して、業者任せでその事業をやっちゃうよという一番大事であるコミュニティが発生してこなくなっちゃうよという部分がちょっと懸念するっていうか、見え隠れしてますので、できれば何かの見返りがあって、中心的にはその地域の輪とか団結力とかそういうものをつくっていくっていう第一の目的があるでしょうけども、そこらとその兼ね合いをうまく報酬、お金の話になってしまいますけども、そこらで調整していけばいいんじゃないかと思っております。いずれにしても、何とか各地域とも、この事業を軌道に乗せてもらって、伊豆市や地域の活性化への起爆剤として機能するよう行政当局の最大限の推進に対する努力を期待して、この件についての再質問は終わらせていただきます。

余り時間がないので、続いて、光ファイバー網の整備構想についてですけども、補助金の関係、国・県の補助金の関係は、どんなものがあるかっていう金額で、伊豆市はどのくらいかかって、それをどうしますかってことで再質問させていただきたいなと思ったんですけども、先ほど市長の答弁の中で、県とまた事業者とのいろんなやりとりの中で調整してるよっていう話でしたので、そんな中で期限的にも2年というようにお話も出ました。大変先の見えた光の差し込んだような気もしております。

私たち世代は、こういう話は余り得意ではないんですけども、どっちかというアナログ世代っていうようなところで、どういうことをすればどういう状況になって、どういう効果が発生してくるのかって、余りよくわからない中で質問してるわけですけども、市民への行政サービスの有無、また企業誘致への有利性、事業経費の措置等、さまざまな面からやるかやらないか、やるならいつか、やらないならなぜか、専門家や有識者を集めまして検討し決断や判断する、そのようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 光ファイバーを含む高速通信は、もうこれはナショナル・ミニマムですね。本当は国策として全国に整備すべきなんだろうと思います。したがって、国や県の立場としては、だから補助金制度をつくりましたので、あとはよろしくっていうことなんでしょうけども、したがって、伊豆市としては光ファイバーは整備をいたします。県の補助金を活用させていただきながら入れますが、極端に著しい過疎地であるがゆえの負担というのは、もうこれ耐えられるわけないですから、そこをいかに補填していくかについては、引き続き県とも協議をさせていただきたい、県には強く申し入れていきたい、このように考えております。

○議長（飯田正志君） 山下議員、あと35秒ですから、お願いします。

○4番（山下尚之君） はい、ありがとうございます。大変心強い御答弁をいただきました。

いろいろ聞いてるわけですけども、多くの若者や企業からの要望や不安の声も多くあるんですけども、そんな状況になっておりますので、早急な結論をお願いいたしまして、再質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（飯田正志君） これで山下尚之議員の質問を終了します。

ここで10分程度休憩をしたいと思います。再開を20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

○議長（飯田正志君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（飯田正志君） 3番、小長谷朗夫議員。

〔3番 小長谷朗夫君登壇〕

○3番（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

今ちょうど時計を見ますと、12時まであと40分しかないわけですが、前回は質問の途中で

切られた経緯がありますので、きょうは12時にびったり終わるように簡潔明瞭にかつ慎重に質問をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、伊豆市市内の公立小中学校再編について幾つか質問をさせていただきます。

伊豆市における学校再編については、この1年、議会においても何人かの先輩議員から一般質問があり、その都度、答弁もあり、教育委員会の考えを聞くことができました。その上で、今回、自分なりの質問を用意させていただきました。

土肥地区の土肥小学校、南小学校の統合から始まり、中伊豆地区の中伊豆小学校、本年4月1日の天城地区における新生天城小学校の開校と着実に市内の小学校が統合されてきました。3地区の統合された各小学校は、「新しい学校である」という認識から、自校の教育効果を上げるためにたゆまない努力をされていると思います。

しかし一方、この再編成のための目的も当初から若干変化してきたことも事実です。そこで、今後進められるであろう修善寺地区の4小学校及び4中学校統合問題について、教育長に伺います。

1つ目としまして、最初に確認になりますが、今、教育委員会が考えている再編成をしなければならない、こうこうこういう目的でしますというそれを確認したいと思います。

2つ目に、議会の答弁の中で保護者はもちろんのこと地域住民と十分な話し合いのもとという発言もありました。具体的にはどのような場、または保護者等からの声はどのようなものがあつたか。

それに関連しまして、3点目に第2次学校編成計画を策定する、見直しをかけて策定するという話もありました。その内容、中身に保護者の声、思い等を生かしたものなのか、または、いつごろ編成計画ができ上がってくるのかお聞きいたします。

それから、4点目にやはり答弁の中で、修善寺地区4小学校が統合した場合の児童数を取り上げて、修善寺地区の小学校は五、六年先をと話された、「た」が抜けておりますので、訂正します。「た」を入れてください、と私は記憶していますが、ほかに裏づけとなる理由はないのでしょうか、お尋ねします。

5つ目に、土肥地区においては、新たな再編成として、小中一貫校も視野に入れるという話もありました。なぜ小中一貫校なのか、また、そのメリット等はどこにあるのか、お伺いいたします。

5番がダブってますので、そこも⑥番と訂正させていただきます。6番目に、仮に土肥地区が小中一貫校になった場合、残りの他の3中学校で統合するのか、また、ほかにさらに積極的な方策があるのか、お尋ねしたいと思います。

私は基本的には、伊豆市の子供たちを取り巻く今日的な課題が解決できる新しい学校づくりのためには、どのような再編が望ましいのか、また、中長期的に考え、将来に汚点を残さない再編成でなければならないと考えております。

以上、6点お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正志君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、小長谷議員の伊豆市公立小中学校再編についてお答えをいたします。

まず1点目の再編をしなければならない目的についてですが、教育委員会では平成21年1月の教育振興審議会の答申及び同年3月策定の学校再編計画の趣旨に基づき、少子化傾向が顕著である中で、子供たちのよりよい教育環境、学習環境を整えることを目的として、学校再編を進めております。

2点目の具体的にはどのような場、または保護者等からの声は、どのようなものであったかについてです。

9月定例議会において、西島議員の御質問にお答えしたとおり、修善寺地区の4小学校につきましても、各小学校で修善寺地区小学校の今後の状況について説明をさせていただきました。その際、いただいた主な御意見、御要望としましては、具体的には何年後に再編するのか、再編した場合、児童の通学の負担と安全対策をどう考えているのか、再編は重要だと思うが、学校がなくなると地域の人口がますます減ってしまうのではなどといった旨の御質問、御意見をいただきました。また、これ以外にもいろいろな御意見をいただいております。

また、中学校の再編につきましても、来月、この12月から各中学校区等で説明会を開催しますので、その場で教育委員会の考え方を示し、保護者や地域の方の御意見を伺う予定であります。

3点目の第2次学校再編計画を策定するという話もあったが、保護者の声、思い等を生かしたものなのか、時期はいつごろかについてですが、教育委員会では平成21年3月に策定しました学校再編計画については、同計画で示している学校を再編するという基本的な考え方を踏まえつつ、児童生徒数の推移、保護者や地域の方からいただいた御意見などを参考に見直しをし、第2次の再編計画といたします。見直しの内容につきましても、修善寺地区を4小学校と中学校のそれぞれの再編時期を見直すとともに、中学校につきましても、4校をどのように再編するのかなど具体的な計画とする予定であります。また、時期につきましても、今年度末、もしくは来年度の最も早い時期までには、見直しをする予定であります。

4点目の修善寺地区の小学校の再編について、五、六年先をとっては、児童数のほかに裏づけとなる理由はないかについてですが、9月議会で再編時期につきましても、6年後あたりだろうと踏んでいるというふうにお答えしました。これは、修善寺地区の児童数も6年後には、五百十数人まで減少することが見込まれるという児童数のことが主な理由でお答えしました。それ以外にも、また児童数以外にも、4小学校を再編するにはハード面・ソフト面の整備な

ど準備期間も必要でございますので、6年後あたりが妥当であると考えております。最終的には、中学校の再編のこともございますので、これらを総合的に判断してまいります。

5点目のなぜ小中一貫校なのか、そのメリット等はどこにあるのかについてです。

今後の土肥地区の児童生徒数及び土肥地区の地域に置かれてる地理的状况を考えますと、土肥地区においては、小中学校を施設一体型の一貫校として、教育活動を進めることが望ましいと考えております。そのメリットについてですが、9カ年の一貫した指導と継続した活動により子供たちの知・徳・体のバランスのよい成長を見守り続けることができること。

それから、小中学校の教員が相互に授業を実施することで、各教員の専門性を生かした指導により質の高い授業が期待できること。

さらに、9学年の区分分け、例えば連続した9カ年を4、3、2、そういう区分ですね、それでいくということではありませんが、そういう区分分けということです。区分分けや学校行事などの工夫で地域の実態にあった特色ある教育活動を展開できることなどが考えられます。

6点目の仮に土肥地区が小中一貫となった場合、一貫校となった場合、3中学校で統合するのか、残りの天城、中伊豆、修善寺、3校で統合するのか、ほかに積極的な方策があるのか、そういうふうに質問を捉えました。についてですが、土肥地区につきましては、来月、小中一貫校に向けた説明会を開催する予定ですので、その中で保護者や地域の方の御意見を伺う予定でおります。ただ、説明会の前ですので、議員御質問のように仮のお答えとなりますが、土肥地区における小中一貫校の方向性が定まった場合は、修善寺中、天城中、中伊豆中学校の3中学校による再編を推進してまいりたいと考えております。

今後の各地区での説明会につきましては、土肥地区の小中一貫校と3中学校による編成についての考えを具体的に示していく予定でおります。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○3番（小長谷朗夫君） それでは、幾つか御質問させていただきますが、最初に、今市民の皆さんの関心事の1つに一体修善寺地区の小学校、4小学校はこの先どうなっていくのか、または中学校の再編はどういうふうになるのかということ、やはり注目していることだと思います。その中で、この1年間、議員になってから、この議会で拝見させていただいて、聞かせていただいて、公の場、要するに議会という場で教育長さんが1年間、答弁してきたことを私なりにまとめると、1つは保護者、地域の方と十分話し合いをしますよ、時系列的に並べると一番最初にそういう御答弁があったと思います。

それから、次に、今新たな年度、修善寺地区については、6年先ぐらいをという具体的な数字が今示されました。そのお話がありました。それから、土肥中学校、土肥地区においては、小中一貫を視野に入れますと。それから、4つ目に見直しをかけた第2次学校編成計画

を今後やっていきますという4つの点をここで答弁なさったと思います。ですから、市民の皆さんは、そこがよりどころなんです。

きょう、今教育長さんの答弁を聞いていまして、力強さと具体的な数字も出てきましたので、私は大いに評価したい答弁であると、最初に申し上げますが、そういう感想を今持ちました。市民の皆さんによりわかりやすく御答弁いただいたなと思っております。その上で、あえて幾つか聞いていきます。

先ほど、今後再編するときの目的はその学校編成計画に書かれている適正規模と適正配置、よりよい学習環境に基づいてやるんだというお話がありました。そこで、私1つ注文があるんですが、前回の議会のときに西島議員の質問で、こういう質問がございました。要するに、複数学級あるほうがよりよい学習環境になるんだという押さえが片やあるわけです。ところが、既にもう単学級になっている、編成されても単学級になった学年、学校の学年があるということは、私は教育委員会として、ぜひそれについては是正をなさるべきだなと思います。というのは目的がそういう目的ですから、ですから市単事業で新たに教諭職を1人2人市の財政の中で雇ってあげて、雇用して、そしてその単学級の学年を運用の面で2学級にするということは、県下の中でもたくさんやられてることですよね。ですから、ぜひそれは統合したという、教育委員会が市民との合意でやってるわけですけど、それにしても、ちょっと無責任なところがあるんじゃないかなと私は思います。ですから、来年度以降、単学級になっている学年は、ぜひともそのあたりを是正していく方針をとられたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） この再編の目的につきましては、先ほど教育環境、学習環境を整えるということということで、2つの文言で答えましたが、やはり中身としましては、今まで私がこの定例議会の場で木村議員、それから西島議員の中でお答えしてきたものとしましては、例えば、この再編の動機はクラスがえができる学校にすることかという木村議員の質問がありました。そのときでも、私はこういう答え方をしたと思います。子供の人格の発達には、やはり集団生活を通して、人とのかかわりの中で切磋琢磨、単なる競争ではないということを行いましたけども、主体性や社会性、思いやる心を育て、育み、それから確かな学力を身につけること、これがあると。学校という場においては、この人格の発達には、やはり各学年複数学級、要するに大集団、大きいな集団のほうがよりよい教育環境にあるというふうに考えておりますと。あくまでも、先ほど前提とした子供の人格の発達、ここに重点がありますよということ。

それから、西島議員につきましても、その再編の目的についてはどういう目的かと、教育的な観点からということで質問がありました。やはり学校教育が目指す子供の姿というのは、集団生活を通して人とのかかわりの中で切磋琢磨しということで、木村議員と同じような御

答弁をさせていただいて、目指す子供の姿を実現するために、子供たちによりよい学習環境、それから、そういうことが学校再編の目的であるということ述べてみました。

したがって、そのことを考えますと、やはり先ほど言いましたように、その環境を例えば単学級としてなった場合についても、できる限り、極端に言えば30、伊豆市の35人の学級づくり、法的にこれはかなり困難な部分がありますが、それをいかにクリアしていくかということがありますけれども、それを目指している、先ほど小長谷議員が言われたように、その部分については、やはり教育委員会としても十分再編の目的であるということ捉えて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○3番（小長谷朗夫君） ありがとうございます。

続きまして、教育長さんの保護者、地域住民の思いを御意見を十分把握した上でということについては、私はほかのことは手段だとかやり方のことですので、このところに一番いいなっていうふうに、正直言いますと、そうでないと学校って再編できないんじゃないのっていうところを感じました。

その中で、再編された地区においては、学校は廃校になって寂しくなったとか、または子供の声が聞けなくて寂しくなったねという、私は最終的にはその地区が合意して、同意して、その方向に進んだわけですから、そんなことは学校がなくなるなんていうので寂しくなるのは、もう目に見えて当たり前のことなんです。100年間、140年間、そこにさん然と輝いていた学校がある日なくなるわけですよ。だから、寂しくなるのは当たり前のことなんですけど、大人の感覚で考えると、そこが寂しいよねっていうけど、果たして子供にとってはどうかっていいますと、子供にとってはよりよい環境のほうがいいわけですから、私は子供の学習ということに関しては再編はペケではないと。

ただし、住民の意見、保護者の意見を十分聞きなさいっていうところは私は強調したいんです。過日、行政視察で長野県の信濃小中学校へ行ってきました。大変すばらしい学校でした、正直言います。私も同じ学校に元勤めてた人間として、すばらしい経営だな、すばらしい教育活動してるなと感心したんですが、この小中学校ができるまでの過程の中に、それはそれは丁寧な懇談会を何回となくやってるんです。そうしないと住民からのコンセンサスは得られないわけですよ。ですから、ぜひ今後そのあたりを酌んであげてほしいなって思います。これはお願いになります。

次の質問に行きます。

そこで、教育長さんは教育委員会の代表ですから個人的な考えというのは、言葉があいませんですが、あえて教育長さんのお考えを伺いたいんですが、今後、我が国の教育の枠組みってというのは、どういう方向に進むのかちょっと、もし答えられないっていえばそれでいいです。答えられたらお聞かせください。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 私なりに答えさせていただきます。

私の頭の中にある学校教育ビジョン2024、要するに来年から伊豆市になって10年たちました。それから10年先のビジョン、どういう伊豆市があるかということですが、これは1つは学校再編、これによって先ほど申しましたように地域に実情によってそこをよりよい、ベストではないけれどもよりよい、そういう環境をつくる、土肥はやはり小中一貫校だろうと、そして中学校は、やはりこれから1クラスになっていきます。もう10年、2024年になると、かなりの天城、中伊豆でもなります。そうすると、やはりこのところは3校を1つにしていく、新しい学校をつくる、そして修善寺地区については、やはり4校を1つにしていく、ただし、その前提はあくまでもその通学において、また通学する子供たちの安全、それから精神的、身体的な負担にならないという、このことが大前提ですね。その上で4つを1つ、中学校も3つを1つにしていく、それが10年後の姿。

それからもう一つは、これは小中一貫教育です。これは先ほど土肥は併設、小中が1つになった学校、その1つの学校を、要するに一貫教育であります。じゃあどの地区はどうするか、例えば恐らく天城小、中伊豆小、それから修善寺に1つできたとします、小学校があります。それから中学校は例えば1つになります。そうしたら、そこにも、これは連携型ですね。連携した小中の教育、要するにカリキュラム、9年間のカリキュラムをつくる中で、共同的に行事ですとか、それから先生方の交流をやったりとか、そういうことがあります。そういう連携型の小中一貫教育、伊豆市には小中一貫教育、ただし、そこに括弧書きで幼・保・子ですね。幼稚園、保育園、こども園のもしできれば、そののところも1つになった連携の教育、一貫の教育が目指せばいいかなというふうに思っています。

それからもう一つは、先ほど確かに地域がなくなります。例えば学校がなくなったという地域がふえてきます。じゃそういう地域、でも子供たちはそこにいるわけです。いるわけですので、やはりこれは私の私見ですが、学校づくり協議会、いわゆる学校運営協議会、それぞれの学校のところに協議会をつくります。いわゆるコミュニティスクール、これは伊豆市版、本当のコミュニティスクールっていうのは人事権だとか、それから予算を獲得して、予算を学校によこせとかっていうことまであるようですが、そこまではいかないまでも、とにかく伊豆市版のコミュニティスクールを学校につくります。その中で、例えばその議員さんたちが、協議会の議員さんたちが学校づくりに参画するんです、参画する。今は評議委員会とか、そういうのがありますけれども、あれは意見を言うだけです。参画して実際にその学校をつくっていく、みんなでつくっていく。

それから地域の教育力、生かして教育の充実を図っていくとか、あとは、地域ぐるみでそこにいる子供たち、学校から離れた子供たちを地域ぐるみで育成健全だとか、安全確保を図っていく、そういう地域づくりですね。

それから、あと学校施設や地域の教育支援を活用した教育力、要するにその協議会が地域の教育力だとか、家庭の教育力、そこまでも学校がではなくて、その地域が教育力を高めていってもらい、協議会を中心として、そういう学校づくりの協議会、いわゆる伊豆市版のコミュニティスクール、こういう姿が自分としては、今後、これは国の政策もやはり進めなさいというのが、この小中一貫を掲げてます。それからコミュニティスクールをなさい、これは、県もこれを重点施策として上げているところです。そういうところで、この再編等を含めながら進めていく、全体像として考えていく。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○3番（小長谷朗夫君） 伊豆市版の10年後の様相っていうのがありますが、教育長さんのお話を聞いてよくわかったんですが、全国的、もっと教育を大局的に考えたときに、なぜ小中校、一貫校が出てきたのか。今現在、全国には100校ほどございます。東京の18校を先頭に47都道府県に必ず1つだとか2つずつあるわけですが、この近辺では、来年ちょうど隣の沼津市の静浦中に小中一貫校ができてくわけですが、なぜ小中一貫校が出てきたか。それは、やっぱり近年の子供の発達段階、要するに6・3・3制っていうのがあってないよと。戦後、私たちの国は五十数年間、それで来たわけですね。だからちょうどそれが今の子供の発達段階にあってないから小中一貫校も出たし、特に東京都の2017年に開校予定の小中高一貫校は、4・4・4制をとるわけですね。6・3・3制を4・4・4制という新しい枠組みの中で教育をしていこうじゃないかっていうことで出てきたわけです。だから、そこら辺の考えを私は具体的に今言ったんですが、いかがでしょうか、教育長さん。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほどの小中一貫のメリットを挙げさせていただいたとおり、やはり9年間を通して子供たちを育てる、もちろん就学前の子供たちも含めてですね、やはり教育はずっと連続していきますので、学びの連続っていうんですか、それを確保していくっていうことが本当に大事なことだというふうに思っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○3番（小長谷朗夫君） 質問の中にもありましたけど、大局的な枠組みは多少の教育委員会と私の価値観の相違ですから、ここで幾ら述べても差が出るのは当たり前ですので、ちょっとこれはもうここで終わりにします。

続いて、土肥地区の小中一貫校については、先ほど教育長さん、幾つかメリットを述べておりました。まさしくそのとおりであって、ただ、私は少なくとも土肥地区の一貫校を推進するときに、今京都府の宇治市で問題になっている要は子供の児童生徒の数が少なくなった

から、やりますよじゃ余りにも情けなくて、住民、保護者の反発を食らうと思います。そうでなくて、やはりおらっちの地区に新しい学校をつくるんだよっていう、そういう気概がなければ、やはり保護者、住民、その後できた後の地域のかかわり合いがないと思います。ですから、その辺は十分進めるときに、来月からやるということですので、私はやっていただきたいなと思います。

そこで、小中一貫校が仮に、これは仮ですよ、できた場合、全て今仮の話をしてるんですが、私なりに問題を3つ持っております、課題を。ここがクリアされないと、どうしても小中一貫校は成功しません。先ほどの教育長さんの話の中でその3つの中の1つはクリアできましたので、私安心しました。要するに一体化、要するに距離感が問題なんですね、小学校と中学校の距離感が、成功させるには、だから分離型だとか隣接型もあるわけですけど、やはりどうせおつくりになるならば、一体化のほうがいいと。信濃小中学校のような立派な施設をつくるには二十三、四億円かかりますから、そこまでしろとは言いません。言いませんが、一体化でなければならない。

2つ目に、教育長さんのメリットの中にありましたけど、多分同じ職員室に小学校の先生と中学校の先生が同居すると思うんです。今でもわりかし中学校が小学校に何か言うと、うるさいこと言ってるな、自分たちは何にもできないくせに、なぜ小学校のせいにするかっていう話も現実にあるわけですね、私が現役時代そういう話もありました。逆に、小学校はできなくて申しわけなかったなっていうこともあります。そのときに、教師間の本当の意味の相互交流をしないと、この小中一貫校は成立しない。ですから、それが私2つ目のお願いになります。

それから、距離は言いましたよね、一体化、3つ目に1年生から9年生まで入るわけですね。したがって、やはり新しい学校をつくるということは、保護者、地域住民に要するに説明をするときに、ただ一緒になることが新しい学校じゃない、要するにどこの小中一貫校も、1年から9年生までに太い1本の柱をつくってますよね。それがないと新しい学校の感覚が認識できないと思います。例えば、東京都の品川区でいけば市民科という新しい教科に似たものをつくった、それで1年から9年まで同じ土俵の上で、この部分はやっていきましょうと。それから京都の九条地域でいけば、キャリア教育が1本筋がどーんと通って、教育実践をしていく。

ですから、今言った3つのうちのほかにもたくさんあるわけですが、ぜひここはそういうふうになさらないと、せつかくの小中一貫校でも何だったのっていうことになります。いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 2点目の教員の相互乗り入れ、交流ですね、やはりこれは当然1つ一体型になる、職員室が同じになれば、その配置する教員は小学校の免許も持っていて、そして、しかも中学校の免許、各教科の免許を持っている、そういう教員を配置する、どち

らかの免許ではなくてですね、両方の免許を持っている教員を配置する、これに極力努めなきゃならない、そういうことによって、小学生、中学生ということではなくて、やはり1つの自分たちの学校の児童生徒、子供だということで、子供たちとのかかわりができる。また、先生方の研修も高まっていくというふうに考えております。ありがとうございます。

それから、1本の柱ですね。やはりこの伊豆市にとっては、私自身はこの小中連携ですね、これが一体型でなくても連携型にしても、やはりその柱は必要だということは、ここの自然、この地域の自然、この伊豆市はすごいです、自然もあります、文化もあります、歴史もあります、そういうふるさとをふるさと科、これは特区をとらなきゃなりません、恐らく総合的な学習の時間で対応できると思います。そういう例えばふるさと科というもの、その中に今度はコミュニケーション、そこには英語だとか、そんなものが入ってくるかもしれませんが、そのふるさと科、ふるさとという歴史と自然、それから文化、それらを1本の勉強の柱にしていく、こういう形も考えなきゃならない、そうしなければこの連携というのは、なかなか、特に小中の連携になりますので、それぞれがやったんでは、これは実らないことだというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○3番（小長谷朗夫君） だんだん終わりのほうになってきましたので、時計が12時に近くなりましたので、急いでいきたいと思うんですが、先ほど教育長さんのお話の中に地理的なこともっていうお話があったんですが、私は小中一貫校を想定したならば、ぜひとも地理的ななんていう、遠いからとか、そういうことはぜひ説明会の中では、僕はタブーにしてほしいなって、そう思います。要するに、遠いからするのって、逆を言えばね、簡単な短絡的な思考でいけば、そういうことになりますよね。ですから、確かに現実はそのんですけど、そこについて説明していくっていうのは、私はあんまりよろしくない説明の仕方の1つの言葉であるということで、ぜひその辺は留意してほしいなって思います。

それで、最後になりますが、仮に土肥地区が小中一貫校になった場合、これもまた仮です。仮になった場合、さっきのお話だと3つの中学校を統合するというお考えもあるし、それぞれの学校で連携という言葉を使いましたけど、私は伊豆市版発信で小中連携校でなくて、ぜひ小中融合校にしてほしいと思います。なぜならば、連携っていうのは、先へいくときっと地盤沈下を起こします。消化不良を起こします。なぜならば、施す側とされる側がはっきりしてるから、この理論、この考え方というのは、先にいくとだめなんですね。だから融合でいけば、お互いにメリットがあるんです。だから、そういう学校を目指してほしいなって思いますので、よろしくお願いします。

そこで、私は平成15年、要するに16年3月31日まで伊豆市にお世話になってるんじゃなくて、旧天城湯ヶ島にお世話になってました。その後、転勤で函南町へ行ったんですが、だからちょうど10年前になるわけですが、そのときに、もう既に、きょうもどなたが分けてくれ

た資料わかりませんが、もうこういう人口動態、子供の推移、出生率を考えていけば、もう当然の減少っていうように、私なんかは考えていました。その中であるならば、伊豆市の学校再編は、当初出た複式になったら統合するとか、そんなことを言わないで、私は小中一貫校っていうのが、どこの地区も一番伊豆市にはなじみがあるんじゃないかっていう持論を持ってらんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほどの地理的なということなのですが、これは私が使った言葉でして、やはり土肥地区、例えばこの天城、天城小と天城中、これは一貫校をこれからつくっていきます。例えばです。修善寺、修善寺も修善寺中学校4校で要するに一貫校をつくっていきます。中伊豆もやります。やはりそのときに、そのことが本当に子供たちにとって、特に中学生にとって、本当によりよい環境なのかとなったときに、やはり先ほど前提としたのが、子供たちの通学における身体的な精神的な苦痛だとか、そういうものを配慮しなきゃならないっていうことは前提です。それらを踏まえたときに、じゃよりよい子供たちにとっての環境はどうなんだろうといったときには、やはりこの天城、中伊豆、修善寺の子供たち、特に中学生にとっては、やはり1つの学校をこの地区においてはとっていったほうがよりよい学習になっていくんだろう。

例えば、それが今中学校で例えば1学級、2学級になっていったときに、小学校の先生方が全て小中の免許を持っていけばいいんです。ところが、なかなか全ての小中の免許を持っている先生たちが、じゃ全ての学校に配置できるかという、これはできません。そういう中で、よりよいものを求めていくときに、中学校、修善寺中学校の現在、中学校では御存じのとおり教科担任制です。中学以外の3校では、9教科の教科担任を免許外解消の非常勤講師を任用してやったり、また免許外申請により全くその経験のない教科を免許外の先生が授業しなきゃならない、家庭科をやんなきゃならなかったり、音楽をやることはないんですが、体育をやんなきゃならない、そんな状況が、例えば中伊豆、天城には起こっています。

そして、これらの教育活動とちょっとあれですが、部活動、子供たちに非常に興味があります。親御さんもなるべくいろんな部活をやらせたいと思っても、その部活がないとか、そういう中で合同部活、それから部活動の減少で非常に中学校、子供たちの興味関心がなかなか薄れてきているっていう現状もあります。そういうことを考えたときには、やはり中学校については1つの学校にしていくことが、よりよい子供たちにとっての環境だというふうに私は思っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○3番（小長谷朗夫君） 最後になります。

私が申し上げたのは、やはり地区から学校がなくなるっていうことは、本当に寂れるし、

寂しいことだなど、それはもう重々わかるんですが、ただ、それを大人の目で解釈したらいいけませんよという思いがあります。ですが、地区から学校がなくなるってことは大変なことですねって、そういう意味では伊豆市は小中一貫校にしたほうが、なじみがあるんじゃないかなっていうことで申し上げました。

今、教育長さんから答弁があったように3校は1校です。じゃ3校は1校になったときに、ぜひただ数合わせの1校じゃなくて、伊豆市の何とか中学校になるかわかりませんが、行ったらすごいよ、あそこで子供を育てたいねっていうぐらいのことがあっても、僕はいいような学校づくりをぜひ今後目指していければな、いってほしいなということを期待して質問を終わります。

ちょうど12時になりました。以上です。

○議長（飯田正志君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了します。

ここでお昼の休憩といたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時58分

○議長（飯田正志君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 木 村 建 一 君

○議長（飯田正志君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

大きく3点にわたって市長及び教育長に質問いたします。

第1に市民に人口減少・少子化克服に向けて具体的なメッセージを発していただきたいという内容であります。

人口減少・少子化を進行させないという市長の認識、強い意気込みを前議会で述べられましたが、市民にその本気度が伝わる具体的な方針を伺います。

1点目です。市長が前議会で答弁されたように何もしなければ10年後、20年後は、人口は減り、子供も減り続けるということでもあります。私は未来の人口はどうなるのかという予測について、前議会で意見を述べましたが、今回は過去から現在の人口減少、とりわけ子供、15歳未満の減少に焦点を当てて議論をしたいと思います。

市のホームページを見ますと、1960年、昭和35年からつい最近までの「年齢3区分別人口」が掲載されております。市町村合併した2004年、平成16年以降、その減少が加速されています。日本のこれまでの政治のマイナスの影響が大きく影を落としています。過去から現在を振り返り、同じ道を歩まないようにするにはどうすればいいのか、まさに政治がその

解決を求めて方向性を打ち出す責任があると私は思います。第1次伊豆市総合計画後期基本計画のまちづくり指標、出生数をどうするのかなど、過去から現在までの子育てのまちづくりについて市長の所見を伺います。

2点目は、子育てを初めとした生活コストが本当にふえております。生活コストを下げる施策について市長に伺います。

高校生の通学費の補助の検討はどこまで進んでいますか、教育長に伺います。

以前にも質問しましたが、小中学校の教材費、学級費、学年費、これは教育にとって不可欠と考えております。教育は個々の家庭の問題ではありません。社会が政治が責任を持つ分野と私は思います。公費として検討することを求めます。

大きな2つ目です。

旧小学校跡地の体育館は、災害避難場所として市の管理下に置くべきだと私は思います。今後、旧小学校跡地利用で売却や貸付を考えて不動産鑑定する方針ですが、月ヶ瀬小学校跡地が既に売却もしくは貸付の公募の中に体育館も入っていました。地域住民はどこに避難すればいいのか、体育館は避難場所として市の管理下に置くべきではありませんか。担当課では、旧月ヶ瀬幼稚園を避難場所として考えているとのことですが、どういう災害を予定しての場所変更でしょうか。そのほかの旧小学校の体育館も月ヶ瀬小学校と同じような扱いと考えているのでしょうか。

大きな3点目、先ほども論議になりましたが、地域づくり協議会と行政組織との関係、議会との関係を私は明らかにする必要があると思っております。

1つ目は、地域のことは地域住民が決める。これは、住民自治の原則であります。この原則を貫くためにも、市民から選ばれた市長及び議会、議員との関係や地域づくり協議会の提議と要件、財政はどのように決めるのか、監査はどうするのかなど、新たな組織をつくり、活動していくためには、どの協議会も共通する基本的なことが必要と私は思います。モデル地区が決まり、活動するに当たっても、これらのことについての市民合意は必要と考えます。

2つ目、地域づくり協議会と行政組織との協力・共同は必要と考えますが、行政組織として、その役割を支所にする考えはありませんか。

以上、明確な答弁を求めます。

○議長（飯田正志君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、人口減少・少子化対策ですが、やはりいわゆる縦割りの子育て支援という政策だけではないと思うんですね。まさに総合政策だと思います。例えば子供さんをふやしていただくためには、当然勝手に産まれてくるわけではないので、20代後半から30代ぐらいの現役世代の方々の支援をしなければいけない、そうすると、そこに予算を重点化するとすれば、ほ

かのところは我慢をしていただかなければいけない、そうすると、例えばほかの事業のところは予算を単に削って、その事業を縮小するだけではなくて、市民皆さんによって何らかの活動によって補填をしていただくこともあるかもしれない。そういった意味では、一つ一つの政策が個別に行われているわけではなくて、総合的に子育て支援あるいは人口減少対策のために修練していかなければ、そのように考えています。

特に、平成24年度は出生数が145だったでしょうか。極めて深刻な数字までいって、ことしは160前後までまた少しふえそうな状況でございますが、それと定住促進の成果で、去年、おとしは、産まれてきた子供さんよりもちょっと人数はふえております。本当にわずかな改善傾向ですが、そういったものを地道に着実に包括的に総合的に推進していくことによって、ひたすらこれまで人口が減る一方だった、この伊豆市地域において、少しでも子供さんをふやす、現役世代をふやすということを果敢に実現していくべきだろうと、このように考えております。

それから、2つの生活コストのうちの高校生の通学費ですが、御承知のとおり、まさに4年、5年ずっと悩んでまいりました。1つには、まず中学生から大人料金になるんですね、バス代が、電車代もそうですけど、その中学生については、まあ通学費を市が負担をしているので、その他は塾とか、クラブ活動とか、中学生についてはそこをどうするか。

高校生は非常に通学距離が長いものですから、一番負担が大きいのですけれども、しかし他方義務教育ではないところをどの程度公費でカバーすべきなのか、随分悩んでまいりました。ただ、ことしのタウンミーティングでも、幾度かそのような御指摘もいただきましたし、現実、高校生の通学費負担が著しく重たい、それを考えると、今高校生の定期券なのか、回数券なのか、どのように助成したらいいのか、今担当の課に検討を指示をしているところで

これは、仕組みとしてはもし26年度あるいは27年度予算づけるとすれば、当初予算の中で必要と見積られる金額を載せるべきであると考えていますが、目的を限定したふるさと納税もしくは寄附をこれに絡められないかと今考えています。やはり高校生の通学費とか、あるいは中学生の市内の移動とか、できればこれは伊豆市の全市民もしくは伊豆市で育って、今市外にいる方々から志をいただきながら公金も充てていく、そういった制度が、枠組みができないかなと今担当に指示をしているところでございます。実現に向けて、今具体策を練っております。

それから、旧小学校跡地の避難場所ですが、これは確かに議員御指摘のような事象にはなっておりますが、しかし、現実問題、今までは小学校があった、体育館というものがあったから、そこが行政が使えるので広域避難地に指定してきた、ところが月ヶ瀬小学校なんかの場合には、広域避難所を開設した際も、避難実績というのはいないんですね。ですから行政の都合でここは使えるから、ここは広いから、自分たちが管理できるからということと、実際に危険だと御自分が判断された方が避難できる場所というのは、必ずしも一致していない、

そこで、今防災担当のほうには、今市が掌握してない各地区ごとに設定をされている、あるいは開設をされる地区ごとの避難所をしっかりと掌握をして、そことの連携とか、その地区ごとの避難所に対する支援のあり方というものを検討をさせているところです。今までのように広域避難所が、あるいは市が開設する避難所が行政が管理してるから、使いやすいからという指定ではなくて、その地域の方々にとって、本当に避難しやすい、あるいはより安全なところというもので、見直すべきであろうというように考えております。したがって、今の小学校、中学校、あるいは廃校となる、なった小学校の体育館を引き続き広域避難所として指定するか、あるいは見直すか、まさにそこを今検討中でございます。

それから、最後の地域づくり協議会のところですが、これも御指摘のことはよくわかります。ただ、あくまで市長と議員は、伊豆市全体の行政あるいは議事機関として、伊豆市全域から選出をされている、伊豆市の行政、伊豆市の議事機関としての代表であるということであって、今回提案申し上げてる地域づくり協議会とは、役割はやはり基本的に異なっていると考えております。ただ、先ほど山下議員にもお答え申し上げましたように、個々の議員さんも当然今お住まいのところの地域住民ではあるわけですから、そういった地域住民である公人という立場で御尽力いただければ心強いとは思っております。

そこで地域づくり協議会の定義、要件あるいは恐らく条例化しないのかという御議論もあるかと思いますが、これも何度も申し上げるように画一的なものにはしたくない、まさに伊豆市がそれで困ってるわけですね。東京23区と同じ都市計画の網がかぶさっている、北海道や東北の大規模農場と同じ網が農地にかぶっている、あるいはさっき光ファイバーでもありましたけど、静岡県というのは基本的に東名高速道沿い、新幹線沿いというのは、非常に財政力も高いし、産業基盤もしっかりしてる、そのような地域と同じ制度、枠組みをつくられても、伊豆市は非常に標準に入ってこないんですね、制度の、それと同じことを市が各地区に要求するのは、それは自己矛盾だろう、やはり土肥には土肥、修善寺には修善寺らしい制度というものを、制度というのかな、組織と事業というものを考えていただいて、ある程度めどが立ったとき、ある程度地域の皆さんの意見が確認できたときに、改めて制度化する、必要であれば、あるいはそれがよければ条例化する、それは考えてまいりたいと、このように考えています。

○議長（飯田正志君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、高校生の通学費の保護者負担軽減対策についてお答えをいたします。

伊豆市では、経済的理由により就学困難な生徒及び学生に対しては、学費と通学費について教育資金として奨学金の貸付制度を実施し、高校や大学における就学についての経済的負担の軽減を図り、高校生につきましては月額1万6,000円を就学の期間無利子でお貸ししております。これは以前にもお答えしたとおりでございます。

小中学校の教材費についてですが、これまた以前もお答えしておりますけれども、教育委員会としましては、市から各家庭で異なる通学費について手厚い補助により負担軽減をお願いしているところです。教材費等の直接的な保護者支援につきましては、国や県に対して今後も要望をしておりますが、各学校の支援員の配置等による教育現場の教育内容や活動の質の向上とともに教育施設、設備の充実のために予算確保を優先させていただいているところが現状でございます。これについては、市当局をお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 支所についてちょっとお答えがない、市長に、支所はどうですかと。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そこは、先ほども別の方の答弁で申し上げたと思いますが、支所の職員とそれからサポーター5名、ここで橋渡しして組織の立ち上げ等、それからあと事業の決定等を支援をさせていく、これは、既に答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 執行部、市長及び執行部の部長の皆さんに、それから議員の皆さんにお配りした資料、残念ながら傍聴者に渡すということがまだないものですから、子供の数と人口に占める割合、その1、その2というのを皆さんにお渡ししました。数字が飛び交うものだから、私が知ってる限りでお話ししても、なかなか通じないのかなと思いますので、ざっと見たとおり、1つ御説明しますが、昭和60年、1985年に限って言いますね。いわゆる15歳未満の子供たちの人口の中に占める割合は19.3%だったのが、どんどん減って2011年、平成23年には10.3%になってますよということなんです。

その下のグラフは、全体のそれがどういうふうに変遷しているのかということの表になってるんですけども、本当に右肩下がりがどんどんひどくなって、子供たちの数が少なくなってきた。棒グラフは基本的には同じですけども、そういう表であります。

それからもう一つ、その2というのが、平成16年に合併してからのことをやろうかなと思ったんですが、急にそんなに人口がどうのこうのっていくわけじゃないんですが、いわゆる私が冒頭でお話ししたように平成16年合併して以降、減る率っていうのがすごく高くなってますね。何だ、なだらかに減ってるじゃないかっていう見方をされる方もいるかもしれませんが、この2つをちょっとごらんになった上で、具体的にお尋ねしますが、今までも市長は平成21年の第1回定例会でいろんな施策をやっていきますということで、不妊治療の問題とか、出産祝い金の問題等々やって、伊豆市にとって最も本質的な重要な問題、人口減少の阻止について申し上げますっていうことで、そのときにお話しなさいました。

それで、市長言われるように本当に総合政策だと思うんですね。これをやれば絶対にふえ

るっていうことはないですね。ましてや産むか産まないかは、それぞれ結婚された御家庭の夫婦の間のやるべきことですから、それが行政からおまえ少ないから産めとか、1人じゃない、3人、4人産めと、それはできない。

そういうことを前提条件にして、総合政策なんですけど、まず第一にお尋ねします。もう少しお話ししますね、なぜ合併以来ぐっと下がってるよっていうことをこの数字だけちょっと見当たらないものですから、いわゆる資料のその1、これは5年ごとの国勢調査、5年ごとにずっとなってるんですが、理由が私もわかりません。昭和60年、1985年と1990年、平成2年、この中でゼロ歳から14歳までの比率がどのくらい下がってるかっていうと、0.48%なんですね。それを順繰りに追っていくと、それ以降、また1990年から1995年、0.38、またその減少率が少し下がって0.26、0.28、0.28、こうなってるんですが、2ページ目のこれは各年度ごとにずっと出します、これは比較検討できないものですから、平成16年、2004年から5年後、国勢調査と同じような形、比率を見てますと、この減少比率というのが、ここが0.28です。先ほど、その前の5年ごとの中で見ると、ほぼこのあたりは、似かよった数字が出てきてるんですが、例えば、2つ言います。

2005年、平成17年度と5年後の2010年、平成22年のを比べると、ここが0.34になる、だから少し減るパーセンテージがふえてきてる、2006年、平成18年度と、直近ですね、2011年、ここを比べると、0.32になって、わずかに零コンマ幾つかかもしれないんだけど、零コンマ幾つがすごく重要、なぜかっていうと、このままずっと続けば、未来に向かってどうなのっていえば、それは前にお話ししましたから、少し省きますが、教育長はお答えにならなくて結構ですよ、質問してないので。

教育長が前の午前中の議会の中でお話しなされた2024年、10年後を私はこう考えています。そのときに、いわゆる今の状況がずっと続くならばという前提条件のもとに見たときに、2011年の子供の率は、全人口の10.3%なのに、ちょっとくるってんですけど、2025年しかデータ的に出てないんですけども、7年先、これが8.7%に落ちこっちゃう、このままいくならば。子供の数もさらに2011年よりもまた減って、約200人減る、このままでいくならば、やっぱり人口減少に歯どめをかけるためにどうするか。

全国的な課題なんだけど、国がいろんな施策の影響としてやっぱりこういう伊豆市にも影響が出てるんですが、私は伊豆市として何をすべきなのか、最低限、これだけはどうしてもやりたいねっていうところで、さまざまな政策を掲げてると思うんですが、冒頭、市長が答弁の中で、総合政策であるということをお話しなさいましたが、前にも、前の議会でも、国立社会保障人権問題の中で、やっぱり国の全国民にとってアンケートの結果でも、やっぱり子育てに教育費にお金がかかり過ぎるってというのが、六十何%ありますよと、これは国の政策ですよ、なんだけど、そういう状況は伊豆市にもあるんだから、私は何らかの対策をとるべきじゃないですかというふうなお話をしました。

もっと身近に静岡県で言うと、ことしの8月ごろだったですかね、県民調査をやりました

ね、生活アンケート、そうしますと、全体としてやっぱり6年連続、生活が苦しいというのが4割を超えてるんですね。とりわけ今子育て中の20歳代の人たちのアンケートを見ると、2012年には29.3%だったのが、2013年には38.8%、苦しくなったという、こういう静岡県民のアンケート結果、そうしますと、やっぱり全体として変わらないと、ほんのわずかですね、大変だから冒頭、私が質問した生活コストにやっぱり大変なんだから、子育て支援をやるならば、そのこのところを中心にしながらやるべきではないかということに、私は結論づくんですけども、今、きょうざっと見て、どのように、菊地市政というか、市長になられたのは2008年、平成20年度ですから、全体を見られないかもしれませんが、ずっと繰り返し市長が言ってる人口減少、とりわけ少子化対策だっということが1つのやっぱり柱として掲げてる、私はそれは政治姿勢としては、私は真っ当だと思んですけど、今のこの現状、グラフ等で見て、具体的に総合政策といったときに、市民にメッセージが伝わるようなものは、何かできないのかどうか、やるべきじゃないのかなと私は思いますが、いかがですか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） やはり伊豆市の一番大きな課題ですから、平成20年6月にすぐに人口減少危機宣言っていうのを、これこそが課題であるっていうことを市民の皆さんに発信したわけです。市町村合併とそこで少子化が加速してるということが関連性があるのかどうか、私にはわかりません。あるという方もいます。合併によって、合併して新しく大きな市になった中心地は、ある程度人口が集約するけども、その周辺部分は人口が、あるいは元気がなくなったということを指摘してる方もいます。ひょっとしたらそういうことも関連があるのかもしれない。

他方、もう一つ思うのは、平成16年、例えば10年前にこういう対象になった30代の方が、今40代ぐらいですよ。そうすると私より10から15歳ぐらい下の方々、そうすると私が大学を出て社会人になった直後がバブルからバブル崩壊ぐらいですから、その10年から15年ぐらい後の世代というのは、日本の大人の楽しさなんて全く感じてないわけですよ。大人になる、結婚する、子供を育てることが幸せだと、全く感じることをできない世代、私はこれは大きいと思うんです。私たちが小さいころは、テレビのコマーシャルやれば、大人のコマーシャルってたくさんありましたよね。今、そのこのところが私は1つ社会的な大きな問題だと思っていて、そこで世代を超えた人生のうれしさとか、喜びとか、楽しさというものをやはり考えなきゃいけないだろうということが1つ。それから、職場をつくるということが1つ。そして、伊豆市民が外に出なくてもいいようにすることと同時に外から来ていただきたいということがあったんですが、この都市計画というのは地獄ですよ。

修善寺地区において住めるところがほとんどない、4つ小学校がありますけど、2つは調整区域ですから、もう一つは、小学校は温泉場の一番端ですから、しよせん住宅地にできないような温泉場の観光地の一番西の外れに小学校があって、要するに30年くらい前にこの唯一都市計画がかぶっている、唯一電車の駅がある修善寺地区は、修善寺南小学校に集約する

んだっていう計画を30年前に採用して、そのとおりになってきたわけなんです。そこで、私がこの5年間でじゃ変えましょうと言って、それは大変、今やってますけどね、そうすると結局社会全体の構造的な問題と産業振興とそれから定住促進振興、それぞれが物すごく難しい課題を抱えてる中で、今少し、少しながら定住がふえてきたり、少し出生数が回復するかどうかのところまできたりという状況にあるわけです。

そこで、いろんな方に聞いてみると、仕事ができるだけ、職場があっても定住はしてこない、それはここで仕事を果たした人が三島、長泉に住んでこちらに通うこともあるかもしれない。そこで、やはり教育、そこに行けば質の高い、数や場所じゃないですよ。質の高い教育が得られるということが、物すごく大きな魅力であるってことがもう一つ大事な要因としてあるわけですね。したがって、端的に言えば総合計画、総合計画において都市計画とか、土地利用とか、産業とか、教育とかいうものを全部やっていく。

ただ1つここで問題がここ最近出てきたのは、総合計画がほかの計画の基準とならないんですね。普通だったら総合計画がこうなっているから土地利用はどうする、総合計画がこうなってるから社会政策はどうするかなのに、総合計画は総合計画として、それとは無関係に個別の法律、制度が縦割りで地域に影響を及ぼしているわけです。これはもう全く国家の体をなしてないですね。ですから、これは伊豆市は特に特異な問題ですけれども、伊豆市だけの問題ではありませんので、ほかの市長、町長と力を合わせて、国の形をしっかりとつくっていただくとともに、伊豆市としては引き続き、産業振興、教育の充実、定住の促進、そしてそれを可能にするための都市計画の見直し等々を果敢に進めていかなければいけない、このように認識に立っています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 働く場所と所得を上げる、いわゆる生活、ちゃんと子育てをできるようにやること云々っていうのは、そのために当然住むことというのは、私は基本だと思うんですね。それで、働く場所がないから人口が減るんだという話がよく出てくるんですけども、1つわかったらいいです。何か調べもしないで質問するっていうのはちょっと酷なんですけど、わかったらいいです。いわゆる国のほうで、これも5年ごとに事業所がどうなってますかという調査をすると思うんですね。前も持ってるんですけど、いわゆる合併した年と、それから一番直近だと平成21年度、いわゆる従業者がふえてるか、減ってるかという、そういう状況っていうのは、どこの担当部でしょうね、もしつかんでたら、アバウトでもいいですが、わかりますか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市域内の経済活動というのは出ます。県の経済統計の中で2年くらい後かな、だからいわゆる伊豆市の中のGDPに相当するところが1,000億ぐらいあったのが、今は多分900を切っていると推測されます。それが1つ、事業所の数、雇用の数だけで

はないけれども、経済規模全体がわかります。

それから、法人会とか商工会のお話を伺うと事業所とか加盟数とかが減っている傾向にありますので、そういったものは減ってるだろうと、これも推測はされます。もしほかにデータがあれば、観光経済部長から説明をさせますが、すみません、ないそうです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） こういう提案です。別に答えないからだめだっていうんじゃないで、何年間に1回必ずいろんな国の方針として、現状を知りたいもんだから、今言った農業センサス、工業センサス、こういう事業所を調べてくる、予算もくれますよね、やっぱりそのあたりもどうしたっていろんな形、今ある仕事、ちょっと先の仕事、半年ぐらい先の仕事っていうか、業務をどうしようかっていうことにどうしてもなりがちだと思うんですけども、調べましたら、確かに今言われるように平成7年度の例えば総務省統計ですよ。就業者、働いてる人ですね、約でいきましょかね、約2万2,000人ぐらい、それが平成12年になると確かにまた減ってる、2万人になった。5年間で1,600人、1,700人減ってるんですけども、もう一つデータ的に取り入れた合併した年度、平成16年度、ここまた減ってますね、確かに約1万5,000人なんだけども、平成21年度はわずかですけども、これから上にいってるんですよ。5年間で904人ふえてる、働き場所云々というんだけども、このあたりのデータもちゃんと見ながらやっぱり何をすべきなのかっていうことは、ぜひとも市長部局、前に市長が言われた総合的に全ての部がこの人口減少、少子化対策に向かって進んでいくんだってことですから、全ての担当部にもいろんな課題があると思うので、そのあたりせっきくそういう国から出してくれて、市のお金も出しながらやってるもんで、そのあたりの検討をぜひともしていただきたいというように思います。

いわゆる一言で言うと、いろんなことを述べられましたけども、若者を中心としながら、伊豆市はこういう子育てをしてるんだよっていうメッセージをやっぱり僕は発信すべきだと思う、いろんなこと、都市計画云々っていうことも大事なんですけども、別に否定はしないけども、ああそうか、伊豆市で生活して子育てしてても、外から見ても、伊豆市ってこういう子育てを中心にしながら、人口減少対策に取り組んでるなっていうメッセージが、やっぱり私は足りないのかなと思うもんで、その点の御意見を伺いながら、次のところへいきましょう。

一緒にです。2つです。高校生の通学費、相当前にも何回もやってきたんですが、1つの考え方として、検討してるってことですから注目しておきます。それで、今言った財源、目的税だけ、ふるさと納税だけかなと思って聞いてたら、いわゆる公金もその中に、というのは、ふるさと納税がなくなっちゃうと、はい、あなた方、悪いけど来年から通学生の補助金なくなりますよと、そうじゃなくて、一定のふるさと納税ですから、そういうふうに高校生の皆さん、外に行かないでここで頑張ろうよ、そういう親の心配しなくても、そうすることによって、自分が大人になったときに、自分の子育てどうしようかと、結婚してやったとき

に、何だまた親と同じことを、また負担かけるのかなと思うとやっぱり出てっちゃうと思うんですね。

これは、経済的な問題と時間的な問題ですよ。修善寺の近くはいいんだけども、僕はたまたま天城に住んでるけども、まあ朝はどんどん車が走っていきますよ。一旦帰ってまた来る保護者もいらっしゃる、そのまま行く方もいらっしゃる、そうすると、朝早く会社に着いて車の中で寝て仕事にかかる、それは、やっぱりやりたくないですよ、今の小中学生が自分が大人になったときに、また同じことをやるのと、それは、やっぱり極めてマイナスイメージですから、そういう意味では公金も含めながら、なるべく早く長年の市長が言っていた課題ですから、実現をしていただきたいと。2つ言いましたが、1つ目のことをちょっとメッセージの関係についてお尋ねします。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 1つ目の伊豆市が子育て支援だとか、少子化対策に取り組んでというメッセージをしっかりと発信しない、全くそれは御指摘のとおりだと思っております、事業に関係されてる方々には、伊豆市の子育て支援、あるいは幼児教育、幼児教育と学校教育との連携等は、決して劣ってないという評価もいただくんですが、しかし情報の出し方が下手だというお叱りも、これまた同じくらいいただいております、そこで今、伊豆市の事業である未来づくり事業の中でシティプロモーション、伊豆市のより上手な発信の仕方というものを今年度中に今勉強してもらっているところです。行政の中でも引き続き伊豆市の魅力と行政の真の姿の発信の仕方については、取り組んでまいりたいと思います。

高校生の通学の件で、これは未確認情報ですから、ある方はこうおっしゃっていたというあくまで、数字はまだ私は未確認なんですが、ある方が修善寺駅で見えたら、高校生を送ってくる車が300台あったというんですが、これ本当に300あったかどうかわかりません。1回うちの担当にもちゃんと確認させようと思ってるんですが、確かに、火金のバスなんて中学生、高校生が1人も乗ってないんですね。これは明らかに異常な状況なんです。そうすると、1つはクラブ活動、朝練に間に合わないのかな、朝練がいいかどうかはわかりません、長野県の例もありますので。ただ、何かに間に合わないんだらうなということが1つと、高いんだらうなということがやはり考えられます。

そこで、全部寄附金やふるさと納税で賄う気はありませんが、しっかり制度として子供の通学費及び活動のための公共交通の足を負担軽減するための施策をまず予算措置をして、そしてそれをなるべくより志のあつて、生活に少しでも余裕のある方は、そういう目的のためにさらに御支援いただけるような、そんな制度も検討してみたいと、このように考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） わかりました。ぜひ注目しておりますのでお願いします、高校生の

通学問題は。

教育長に伺います。通学費は、これどちらかと関連するんですが、市長にお答え願いたいってことで伺ったんですが、お答えなかったから、それは置いておきます。

いわゆる教材費、学級費なんか、前と同じなのか、これで3回ですね、通算しますと平成20年3月議会で元教育長のときからずっとこれは聞いてるんですが、私は教育費ってどうあるべきかっていう、そもそも論からお尋ねしております。堂々めぐりはしません。

平成25年3月議会で、このように市長は述べられました。いろんなことを、いわゆる教材費どうのこうのっていった後ですね。教育委員会としても、やっぱり全体として何が公費として必要なのか、それはやはり私費、いわゆる保護者が出す、その区別をしたい、そして、各家庭が子供たちに、これで教材費として賄っていただく、いわゆる公費で出すところと保護者が出すべきところと区別しながら教育費の計上をしていくところでございますというお答えなんですね。そうすると、予算として出してるところの教材費と、子供の教育にとって必要、保護者、いわゆる保護者が出してるのも、私は教育にとって欠かせないから先生たちがいろんな状況は違ってても、買うものは違ってても、これは教育にとって大事だからって保護者、学級費から、学年費から私は出してると思うんですね。それ抜きにして、抜きにして、さあ勉強ですよといったときに、私持ってませんっていうのは、その子は当然横に置かれるっていうのは変だけど、ついていけないと思うんですね。だから、教育っていうのは、私事であると同時に、未来の伊豆市、未来の静岡、未来の日本をつくっていくっていう立場だから、私は最低限のこと、前は約1億円かかるんじゃないかと、修学旅行費から給食費の問題から含めて全部検討してくださいねって話で、別に要求してるわけじゃないんだけど、これは具体的な要求です。

トータルしても多分5,000万円です。全部やってもそのくらいかかるわけだし、先ほど子育て支援との関係で言いましたけども、本当にこの伊豆市は教育、いわゆる子育てで関連しますよね。教育にとってもやっぱり力入れてるね、中身もそうだけでも、みんなで支えますよ、行政が皆さんのかかる費用は支えますよっていうのなら、どれだけ強いメッセージになんだろうか。

前に、下條村のことをちょっとどっかの場所でお話ししましたが、別にまねしろとは言いませんが、精神だけ私は学ぶ必要があるんじゃないかと、子育て支援にあそこは一生懸命やってるから、小さな村だけでも子供がふえてる、減ってもその率は極めて少ないという状況であります。修学旅行費4割軽減だったかな、ちょっとごめんなさい、資料が見当たらない、そういうことを可能な限り子育てに生活にとって必要なものを市が、今そこは町だから、町が応援しますよということなんですね。

教育長が言われるように、通学費を全額やりましょうよということは、そういう意味では私はほかにない、静岡県中を見たってないすばらしい取り組みですよ。それでもなおかつ人口は減ってる、そういう意味では市長部局も教育委員会も一緒になって子育て支援をして、

未来のこの伊豆市をつくる子供たちを育てていきたいと思います。私は必要なかなと思います。

お考えをお聞かせ願いたいんですが、再編成問題を私は質問しませんけども、何かこう聞いてますと、もう学校のよりよい学校づくりという、その前提条件が未来に向かっては、子供がふえるんじゃないんだよと、減るという前提条件のもとで、私は教育委員会は考えているのかなというように思ったもので、それはいいです。もしもあったら反論してください。私だけ言いたい放題言って申しわけないから、やっぱり教育委員会としても最低限、このくらいやってはどうかということなんですが、いかがですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 教育については、無償という考え方もあるというふうに思っております。ただ、先ほど答弁をさせていただきましたように、やはり教育費、特に教材費、学年費がありますが、それらが全て個々で使うものもかなりあります。いつも同じような答弁で私自身も心苦しく思っているんですが、この教材費につきましては、学校の先生方、学校です、学校にはぜひこの点で見直しをしてくれと、なるべく教材費については、精選、有効に活用、効率化を図って、なるべく保護者への負担、これを軽減する方向、例えば学校で市費で賄って、それを子供たちに分けて使えるものはないか、今までは個々で買ったものを市費で購入して、それらを例えばほかの子たちと一緒に使う、そういうものがないかどうか、もちろん個々で行く修学旅行とか、例えば体育着だとかそういうものについては、本人が着てやるものですから、そこは個人として、そのもう少し教材費、学年費全体を計画的に、そして私費、私の費、それから公の市、これとの教材費、これをしっかりと押さえて、なるべく減らす、そういう方向で検討していこうと、まずそこから今ちょっと進めている段階でございます。決して、全て無償ということではなくてということで、御理解をいただきたいと思っています。あとについては、最後申し上げたように教育委員会としては、学校の現場でとにかく今子供たち、また状況の中で必要なものについて、積極的に財政当局にお願いしていくと、そういう状況でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） なかなかおかたいようで、また別の角度から、私は最低限のことで、一番財政的にも負担をかけない、そしてなおかつ教育にとって、子供を育てるにとって大切なところについては、今言った精査するということは大事なことですけど、無駄っていうか変だけど、みんなで協力できるものはやりましょうと、そういう指針はいいんですけども、次検討してください。

次に、最後に残ったのは、どうしてもこれは今の市、公費だけじゃ買えないものというのが必ず残るはずですね、それは。それについては、また検討していただきたい。また私も調

查しますし、教育委員会としても、保護者負担が前提っていうのは、私はやっぱりまずいのかなと、メッセージになりませんね、これだって。

いわゆる避難場所、いわゆる体育館どうなのということで聞きます。

月ヶ瀬小学校に避難実績がないということなんですが、それでは具体的にお尋ねします。ほかのまだあと残ってる小学校跡地がありますが、それはどのように検討されてますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 既に、議会に報告してると思いますが、大東小学校については決まりました。土肥南小学校については、地元の要望も新たに伺った上で、解体をしようと思っています、なかなかここは使い方が難しいということで。それから八岳小学校は、今検討しているところであり、湯ヶ島小学校は、何らかの形で湯ヶ島文学館のようなものを整備をしていきたいと思っています。

月ヶ瀬小学校は、先般公募したところ応募がなかったものですから、今どういう形で活用していこうか、再検討をしているところでございます。それぞれの広域避難地としての指定については、先ほど申し上げたとおり、より市民の皆さんの実態にあった見直しというものを進めてまいりたいと考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 基本的には、大規模災害が起きるかもしれないねっていうことでやってるもんですからね、ましてやたまたまそうお答えになったのかと思うんだけど、月ヶ瀬小学校を今度利用したい、あっちも便利ですよっていうんだけど、現実にあそこは伊豆市の観光協会が使ってますよね、だから使えないんですと僕は思ってる、ホームページ見ても、まだ月ヶ瀬云々ってなってるから、それで避難場所をどうするのかというところについては、今見直す云々って言ってるもんで、そのところはやはり市民にちゃんと投げかけていかないと、今の広報等あたりで避難場所に指定されてるわけですよ。だから、その点は見直しをちゃんとやって、市民に対して別のところなら別のところを今検討しますと、これものんびりじゃできないと思うんです、いつなんどきなるかわかんないから、そういう対策をとっておられますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その方向で見直し作業は何年もかけられませんので、地震はちょっと別ですけど、基本的にやはり私がこの5年半、約6年で避難勧告を相当深刻に考え、避難勧告を一度出したのはやはり雨、それを考えると6月から9月、10月くらいが一番毎年起こり得る災害については、一番大きな驚異ですので、この次の大雨が予期される季節までには、一定の見直しの方向を固めたいと、このように考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。あと2分26秒ですので、お急ぎください。

○16番（木村建一君） 地域づくり協議会に最後いきますが、私は市長も市民から選ばれ、我々議員も市民から選ばれ、そこに新たな地域づくり協議会をつていうんだから、ちゃんとその関係は、私はちゃんと持つべきだと、具体的にお伺いします。

あるところでは、地域自治組織は町長が諮問して、いろんな市みずからの地域にかかり、いろんな問題は調査して、町長に、ここの自治体は町なんで、町長に答申しましょうと、地域自治組織と町長との兼ね合いってというのは、はっきりしてるんですね。市長が先ほど言われた画一的なものにしたくない、ここを見ますと画一的ではない、大原則を決めてる、後でまた抜き書きしながらちょっと示していきたいんです、そうしないとやっぱり今午前中に伺ったけども、ぼーんと投げかけても、何をやっていいかわからない、その土台づくりをやっぱり私はあくまで大原則はつくるべきだと、あくまでも地域自治組織には、市長に対して総合計画の問題とか、さまざまな計画があったときに、ちゃんと意見具申をすると同時に、地域づくり協議会から計画案が出てきたときにはどうするか、首長はそれを尊重しましょうよということなんですね、これは、たまたま条例なんですけども、また要綱等々については、またお尋ねしますけども、何かこう、何もないんじゃないくて、大原則はやっぱりつくって、定義はどうですよっていうところ、市長と市長部局と地域づくり委員会との兼ね合い、どういう原則でやっぱりパイプを結ぶか、ごめんなさい、終わりますが、結局今までもそうですね、市が出した計画と地域づくり委員会がやりましょうよという計画というのは、同じ土地の中でやるわけだから、オーバーラップする部分があると思うんですね。そこのところをやっぱり煮詰めるためにも、市長、市、行政と地域づくり協議会というのは大原則は、やっぱりつくるべきじゃないかなと私は思いますが、いかがですか、すみませんちょっとお伺いします。

○議長（飯田正志君） ちょうどあと1秒残りですので、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 一応参考となるものは出していきます、説明会のときに。仮に皆さんが手を挙げたとして、500万円掛ける12カ所で6,000万円、13カ所で6,500万、これは新しい財源ではなくて組み替えですので、こういった財源からきます。逆に言えば今まで各区にっていた財源は、その地域づくり協議会の中でのんでくださいねと、ですからそういった事業を自分たちの中で維持するのか、組み替えるのか、ほかのことに使うのかということに当然なるわけですね。ですから、その参考となる前提条件というのはお示しをしていきます。

それから、あと区要望の中で公共事業としてやるもの、これもまだはっきりしてないわけですから、いろんな地域の方がこれはやりたい、やってほしいけど、どっちなんだというときには、当然こちら側で判断をして、それは一定の技術が必要なので、市の建設部のほうでやります。あるいはこれは材料支給ですので、皆さんの中でお願いしますということも、当然キャッチボールがあるわけですね。ですから、そこは全く投げて、ゼロから100まで全部そちらで判断してくださいねということではありませんし、それから組織と事業を組むとき

に、これは何度も申し上げてるとおり、我々の職員も担当の部課も含めて、キャッチボールするわけですから、そこは始めていただければ、今の湯ヶ島小学校区のように、区長さんにお集まりいただければ、その後は、一定の思考過程を共有する中で話し合いは進むものだろうと、こう考えています。

○議長（飯田正志君） 1秒残りですので、これで木村建一議員の質問を終了します。

#### ◇ 小長谷 順 二 君

○議長（飯田正志君） 次に、9番、小長谷順二議員。

[9番 小長谷順二君登壇]

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

通告してある3件について質問いたします。答弁を市長に求めます。

1番として、伊豆半島7市6町の中で伊豆市出生率の現状と今後の対策について。

下記の表は、平成24年3月31日現在、伊豆半島7市6町の普通出生率、総務省、自治行政局発表の人口1,000人当たりの出生数と住民基本台帳人口、出生者数、合計特殊出生率、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子供の数の平均値です。この数字にはいろいろな見方があり、一概に上位だからよいとか、下位だから問題であるとは言えないそうですが、普通出生率と合計特殊出生率のベストスリーは、それぞれ違う市町です。しかし、13市町中伊豆市は11位と12位になっています。この現状の分析と現在も取り組んでいます。今後の人口増に向けてのさらなる対策はどのように行っていくますか。

2番、伊豆観光推進協議会の強化について。

市長が平素口にしてしている伊豆半島広域連携について、既に発足している伊豆観光推進協議会のさらなる強化が必要だと思います。協議会の構成団体は、伊豆市・伊豆地区行政・観光協会・旅館組合・商工会・交通機関・宿泊施設です。交通面で見てみると、今年度中には、東駿河湾環状道路が伊豆中央道路とつながり、東名・新東名から伊豆市大平インターに接続します。

また、富士山世界文化遺産登録で利用客が増加している海上交通のドリームフェリーで静岡と伊豆市土肥の海の玄関口としてつながっています。この状況から“伊豆半島のへそ”である伊豆市が中心となって、伊豆半島の広域連携を進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3番、第一委員会三陸被災視察研修から見た伊豆市の津波対策における行動について。

10月22日から24日の3日間、第一委員会で遠野市、大槌町、釜石市、気仙沼市、陸前高田市、南三陸町を視察研修してきました。震災から2年半が経過し、沿岸部では瓦れきなどが1カ所にまとめられて処分中でしたが、そこに以前の町の姿はなく、一面が野原になっていました。自然の驚異と防潮堤をなぎ倒し、20メートル以上も遡上して町を飲み込んだ津波の

破壊力を改めて知りました。

今回の震災で遠野市の果たした役割は後方支援でした。平成19年と平成20年の2回の実践訓練を行った経験から、東日本大震災発生後わずか14分で運動公園の開放を決断し、自衛隊、警察、消防、医療隊を初めとした救援隊の受け入れ準備を始めたそうです。

遠野市周辺を伊豆市に置きかえた場合、遠野市は修善寺・中伊豆・天城地区で大槌町が土肥地区となり、沿岸部では津波の襲来で悲惨な状況になる可能性があります。しばらくの間、行政機能は完全に停止するものと思われます。津波の被害のない修善寺本町などを対策本部とし、遠野市の後方支援を可能にした背景を検証して、新たな実践的な総合訓練の実施を望みますが、いかがでしょうか。

また、土肥地区では、町の半分以上が浸水する可能性があります。一次避難場所の確保、平らな場所が少ない土肥地区では、高台に仮設住宅の候補地も必要となってきます。三陸でも現在土地の確保は問題になっているそうです。具体的な場所の確保について、考えていく必要もあると思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（飯田正志君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず1つ目の少子化の問題、今後の人口増に向けてということですが、まさに、ここにデータを書いていたのとおり、この表をお借りしますと、函南町が293名、出生者数ですね、伊豆の国市が333、伊豆市が163、約半分で、そして人口がうちより1万人少ない下田市が141、これが平成24年度の伊豆市の出生者数とほぼ同じ、こういう状況で非常に厳しい状況にあるわけです。

他方、先ほど申し上げました都市計画は田方広域ですから、函南町と伊豆の国市と伊豆市修善寺地区が同じ都市計画の中にあって、伊豆市においては、ほとんど住めるところがない、企業誘致するところがない、これはもう構造的に極めて深刻な問題です。今度、牧の郷のインシナーの跡地、今ちょっと廃墟になってるところですが、あそこの残っている部分が宅地化になるというような情報を得ておりますけれども、あそこは市街化区域だったからできるのであって、要するに伊豆市は潜在的にはもっとできることが、やることを許されていないという状況なんですね。これはひとつやはり深刻な問題だと思っています。

同一都市計画区域、私たちは昔から田方郡とか、あるいは新幹線の三島駅とか、自分たちの生活圏だと思っていますので、南部の方々よりも現役世代の方々引っ越してしまう、自分が現役の間、御両親が元気な間はちょっと行ってくるという形での引っ越しのハードルが非常に低いものですから、単に教育とか医療の充実というだけではなくて、伊豆市から通学できるような通学費負担だとか、より利便性の高いところに定住促進できるような都市計画

の見直し、あるいは地区計画の作成だとか、本当に総合的な政策を遂行していかなければいけないと考えております。

それから観光推進については、これは先般もシンガポールに行ってまいりました。また、毎年台湾に行ってますけれども、本当にこれは広域でやらないと、平たい表現をすれば戦にならない、伊豆市です、東伊豆町です、西伊豆町ですとってプロモーションしても戦にならない、これは1日も早く、できることからでいいので、伊豆半島広域化でやらなければ、個々、個別にやっていることの意義は、ネガティブな意味でのそういった効果というのは、非常に少ないと私は考えております。

今、伊豆半島は7市6町サミットの中で、伊豆半島グラウンドデザインもでき上がりましたし、これを推進していく組織をつくる中で、できることから始める、そのような提言をさせていただいているところです。

具体的には、12月に開催される7市6町会議の中で、サイクリング事業だとか、あるいはフラワーフェスティバル、河津桜を主体とするようなフラワーフェスティバルだとか、ホテル祭りだとか、あるいは海外向けのプロモーションだとか、一緒にやりましょうという提言も具体的にこれから進めてまいりますので、伊豆半島の他の市町の御同意を1日も早くいただければと考えています。

それから防災対策、特に土肥地区の津波に対する驚異というものは、非常に深刻でかつインパクトの大きなものがございます。総合訓練はやはりこれは1つのシナリオの中で、年に1回、2回できればいいんですが、少なくとも年に1回、体系的なシナリオの中で訓練できるほうが効果はあるんですね。自衛隊は大きな訓練のときには、ちゃんとしたシナリオをつくりますので、来年は総合訓練が南伊豆町、下田、南伊豆町だったかな、開催と聞いております。できればその中で、そのシナリオにあわせた市の災害対策の訓練、あるいは土肥の皆さんの避難訓練等々をやっていただくことが効果的だと思っています。ただ、市民の皆さんにできることは、やはり日常の避難対策、防災対策を準備していただくこと、避難ビル、津波避難ビルをちゃんと確認していただくこと、それから高台への避難経路をちゃんと確認し、かつ整備をしていただくこと、そして高台の避難先、これもできれば地元の皆さん、一部御承知のとおりやっていただいたところもございますけど、できないところは市がやりますので、そういった避難場所の指定と整備と確認というものをしっかりやっていくことが大事だと思っています。

その上で、より政策的なことを申し上げれば、これも本当は総合政策と合わせるべきなんですね。静岡県総合政策における伊豆半島の位置づけは、国際観光交流圏ですから、東海岸のように開発されていない西海岸の魅力を大事にしながら、西海岸の魅力を生かしながら、高台を開発する、そうすると現時点では必ず農地だ、国立公園だ、それから予算だという問題が個別に出てくるわけです。そうではなくて、伊豆半島というのは国際観光交流圏として将来発展し、雇用創出していくんだということは、方向として決まってるわけですから、そ

の中で農地を見直す、国立公園の運用を見直す、投資先を探してくる、その中で移転を希望される住民とか、あるいは状況によっては公共施設なんかも高台に逐次、時間をかけてということになりますけれども移転をしていく、そのようなやはりこれは長期的には総合的なマクロ政策というものが、これは絶対に必要になると思います。このようなことは、しかるべく県とか国には申し上げてますけれど、これも伊豆半島に共通した課題ですので、できれば伊豆半島グラウンドデザインの中で、重要な課題として取り上げて、広域で進めていくことができれば、より効果的だろうと考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） まず1番の出生率の件で再質問させていただきます。

9月の定例会の私の市制10周年を迎えるに当たりの一般質問の市長の答弁で、未来づくり大作戦構想で、全国共通の人口減少と伊豆市の出生率が極端に少ない2つの課題について、進学先、就職先がないために高校、大学進学をきっかけにそのまま出てしまうので、社会的流入よりも流出が多く、結婚する20代、30代前半の人が少ないので、当然子供の人数も少なくなることが1つ。

もう一つは、伊豆市内の結婚適齢人口は1,000人単位いるのに、以前より結婚せずに独身で30代4代になっている人が多いということです。これを同時に解決するには、今まで聞いたような働く場所の確保や雇用、所得も上げる、定住促進もしますだけでは足りないのを痛感しているので、未来づくり協議会のようなものでオールイン体制でやっていきたいという答弁をいただきました。市制10周年の事業ということで、1年をかけて市役所の中でも検討し、また10月には市内の各種団体の代表者の方にもお集まりいただいて、オールイン体制でやっていきたいというふうにおっしゃっていましたが、具体的に決まったことや現実をおびてきそうなことなどがあれば聞かせてください。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まだ決めきっておりませんが、市長として2つのことはやりたいということで、今準備をしています。

1つはやはり教育、これは学校教育に限定すると教育委員会の主管ということになるんですが、幼児教育、学校教育、それから義務教育ではない高校との連携とか、あるいは社会教育とか地域教育とかを含めた子育て次世代育成、実は皆さんいい教育を子供に言うけど、いい教育の定義が共有されてないわけです。学力テストの1番のことを言っているのか、地域の魅力を十分に、あるいは地域の文化を十分に子供に教えたいのか、あるいはもうどんな環境でも生き残れる人間力をつけてほしいのか、それぞれ思いが異なったままよい教育という話をしてるんですが、よい教育の定義というものを1つに収れんできなくても、みんな話合っ、て、こういう子供を育てよう、こういうように教育をしていこうという、その話し

合うこと自体が私は大変大事だと思っています。ですから、幼児教育・学校教育・社会教育・地域教育等々を含めた本当のよい教育とは何かを議論するセッションはつくりたいと、こう思っています。

それからもう一つは、やはり平成32年の予算編成、平成31年までに地方交付税が減っていく、ただ国も小出しに交付税の減額を小さくする、例えば支所はあるものと見なすとか言われても、我々は長期的な予算、財政の課題をクリアできないですね。一生懸命財調は積み上げていくけれども、本当に平成32年から我々はどういう予算編成をしなきゃいけないのか、したがって、現時点で市長としては、最大限の20億円が減るだろうという準備をせざるを得ないわけです。そのときには、物すごく予算が削減されるわけですから、そこで、総務省とか県とか実際に自治財政をやっている方々にもおいでいただき、これはこれからお願いしますけれども、本当に20億の地方交付税を減らし、30億の予算を減らしたときに、今、予算書に載っている膨大な数の事業をなくさなければいけないですね。それを皆さんにちゃんと受け入れていただかなければいけない、そうすると、それはやはり市民の皆さんに、もうずっと遠い未来ではない、たった6年後ですよ、たった6年後にそういうことが起こるということを市民の皆さんにもしっかり認識していただいた上で、何を諦めるのか、何はしっかりやるのかという議論を平成32年の予算というところをシミュレートすることで議論いただきたい、この2つは市長としてはやろうと思っています。

そのほかは、第2次伊豆市総合計画に反映させられるような今テーマの設定の仕方を担当が考えておりますので、現時点ではまだそこまでしか申し上げられる状況にありません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） そうですね、先日教育委員会の方とちょっとお話をしたんですけど、まさに地域教育をどうするかというようなテーマが出ておりました。

そして、もう一つ聞きたいことが、静岡県ホームページに記載されている少子化の現状と現状の見込みについてというのがありまして、男性30歳から34歳は伊豆市54.8%、非常に高く、南伊豆町の40.8%と比べると14%の差がありました。また、女性25歳から29歳は65.2%とこれも非常に高く、河津町の40%と比べて25.5%も高くなっています。同じ伊豆半島でも、このような違いが出てきています。未婚者が多いということは、出生率の低下にもつながります。私のこの表も参照しながら、何でこういうことが起こっているのか、市長の見解で結構なんですけど、わかればお聞きしたいなと思います。地形的なものなのか、よろしくお願いします。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 御質問になかったもう1点も含めてわからない、市長としてわからないっていうことがあって、1つはまさに未婚率のせい、いろんな集会に行っても、やっぱり30前後の方の未婚の方が非常に多い、何でだろう、出生数もこの間も河津町長と話したん

ですが、人口7,000人で六十何人生まれてるんですよ。で病院はないんですよ、産婦人科は、順天堂だとおっしゃってるんですが、何で伊豆市はこうやって低いんだらうということが不思議なことが1つ。

それともう一つ、職場、世帯所得と申し上げてきたんですが、実は慶友病院にしても、新しい特養ホームにしても、あるいは土肥の旅館さんにしても、サービス業に来ていただけない、最近の傾向としては夜の仕事は嫌だとか、土日は仕事したくないということがあるのかもしませんが、新たに募集をすると、伊東とか函南とか三島とかからは来てくれるけど、伊豆市からは職員募集ができないって言われるんですね。この2つがもう私の最大の難問で、答えがどこにあるかを探しあぐねている、ぜひこの2つの伊豆市特有の不思議な現象の解答をどなたかお持ちでしたら、ぜひぜひ伺いたいと思うんです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） まさに市長のおっしゃるとおり土肥地区でも、毎日のように新聞に広告が入ります、従業員募集、でも多分見つからないから入ってくると思うんですけど、本当によくわからない状況ですけど、数字は確かに確かなものですから、何とかみんなで検証しながら原因を追及して、対策をとっていかなければならないと思います。

私なんかの仲間にもいるんですけど、伊豆市生まれて自分のやりたいこと、例えば野球とかサッカーなどのスポーツ、釣りとかマリンレジャー、趣味なんかで大勢の仲間が楽しそうにやっていると、一旦外に出ても何かをしに帰ってくる人がいます。あるいはまた全然伊豆市出身ではないんですけど、伊豆市が何か気に入っちゃって住んでおられる方もいます。この魅力ある町をどういうふうにつくるかっていうことが、我々の仕事だと思ってます。せっかく移り住んできても、つまらない町では去って行く人も出てきます。気候的には、本当に申し分ない町です。田舎なので多少不便なことはあると思いますが、自然と人情を生かして、温かい町をつくり、結婚や子育てをしやすい環境をつくっていきたいと思っております。

続きまして、観光のほうにそのまま入らせていただきます。

伊豆半島のそれぞれの市町をアピールしながら、6市7町で何かを行うというのは、ちょっと現実的には難しいと思います、各地区でいろいろ特徴がありますので。伊豆半島全体のPR、テレビとかインターネット、ポスター、キャンペーン等を静岡県やマスコミ、大手旅行業者を巻き込んでする方法は、市長がいつもタウンミーティングで述べたように先ほども出た話で、例えば全国的に有名になった河津桜祭りを一面にどんと出して、1月下旬から2月上旬までは、河津桜祭りと伊豆半島周遊花祭りみたいなタイトルをつかって、観光イベントを行いながら、そのポスターに伊豆半島の大きな地図を書いて、名称や各旅館、温泉地の特徴を明記する、そして、例えば熱海梅園は何月何日から何日まで、みなみの桜祭りはいつ、どここの菜の花祭りはなにがしみたいな、この時期に伊豆に来てくれればたくさん見どころやイベントが明らかになるものをつくり、現在行っている環駿河湾活性化協議会のよう

な規模で全国的な発信をしていく、そういう広告を広域で打って伊豆半島にお客さんが入ってくれば、あとはおのおのの市町や温泉地が独自性を持って誘客をし、町ににぎわいが戻るというふうになると思います。まさしく市長が平素言っているとおりだと思います。首長サイド、観光協会サイド、行政サイドなどそれぞれの分野でよく協議をしていただき、各方面での連携を深めて、伊豆半島全体でPRを打つことができると思います。しかし、予算の問題等で乗り越えなければならない壁というのは、幾つもあると思いますが、もしトライしたら、どんな形でトライをしたらよろしいと、いいと思いますでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 観光振興は非常に大事なところでございまして、これをもう一度再確認してもいいことだと思うんですね。第一次総合計画、平成17年に策定した中で、伊豆市は人口が減っていく、ふやしたいというところももちろん書いてるんですが、それを埋めるためにも観光交流数、要するに伊豆市に滞在してる人をふやさなければいけない、総合計画にあってる、その方向は私は正しいと思うんです。したがって、観光交流を振興することは、伊豆市全体にとっての大きな利益だろうと思っています、これは大前提。

その上で地域ごと、修善寺は修善寺、湯ヶ島は湯ヶ島、里山の美しい中伊豆は中伊豆、土肥は土肥、それぞれの地域づくりのコンセプトは地域でやっていただいたほうがいい、今、修善寺温泉は非常にいいまちづくりになったと思いますが、土肥の皆さんにも花と夕日で皆さんでコンセプトをしっかりとつくっていただきたい、湯ヶ島は自然と温泉と文学でしっかりコンセプトをつくっていただきたい、中伊豆は日本一きれいな里山、日本一のワサビ田を有する里山、そういったコンセプトを地域の皆さんで確立して、そしてそれを大事にしていきたい、どこにお泊まりになるかは、正直な話、個々の旅館さんの競争ですから、旅館さん、ホテルさんで、それは健全な競争をしていただきたい。

広域でやるべきは、プロモーションに私は限ると思ってるんです。それは、首都圏はとりあえずいい、問題は中京圏、関西圏、あるいは北海道、九州であったり、あるいは外国であったり、そういったこれまでの比率の非常に少ない新たなマーケットに対しては、個別でやるのではなくて、伊豆半島が連携したプロモーションのほうがいいと私は思ってるんです。何とんでも世界遺産に富士山がなったとはいえ、あれが有名になったのは、達磨山から撮った写真、それから駿河湾フェリーは、どこにもない唯一船から臨むことができる富士山、こういう日本で唯一のものがあるわけですから、そういった資源をうまく活用しながら、伊豆半島の中でお互いに資源を活用し合うことで、より多くのお客様を伊豆半島に全域として来ていただく、これは広域でやるべきだろうと、このように考えています。そのための予算とか人の配置というのは、皆さんが同意いただければ、私は捻出できるものと考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） そうしますと、今の観光推進協議会というのは、伊東が事務局にな

っているということで、多分伊豆市は年間60万円ぐらいのお金がいってるとは思いますけど、駿河湾海上活性化協議会というのにやはり60万円ぐらい捻出して、富士山世界文化遺産登録を機に環駿河湾観光交流活性事業で1億5,000万円の予算がついたわけですね。伊豆市観光推進協議会を伊豆半島グランドデザインのようにバージョンアップをして、大きな事業をしていくことは可能なのか。

あとちょっと伊豆半島のグランドデザインを見ましたけど、ちょっとここがまいちどういう組織かよくわからないもんですから、大まかでいいですのでちょっと説明していただければと思います。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） グランドデザインを推進する組織がまだ固まっていません。正直言ってわかりにくい、説明しろと言われたら、私も今説明できない、ですから基本的には今の伊豆観光推進協議会を暫定的にそこを増強するなり、強化する、そして、将来伊豆半島グランドデザイン推進組織ができたなら、その重要な一部を占めるということは、当然あるんだろうと。ただ、その組織の作り方がまだ決まってないもんですから、わかりにくいんですが、伊豆半島観光推進協議会を全部ばらばらにして、もう一回新しいものをつくり直すというのは、あんまり現実的ではないんだろうなと、ここの機能を強化をして、グランドデザインの中の一機能とすることが現実的ではないかと考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

伊豆の知名度というのは抜群です。私が学生のときは、伊豆半島の土肥温泉出身であると名乗るとほとんどの人は知っています。夏に泳ぎに行ったことがあるとか、ちょっと年配の方は、新婚旅行で熱海に行って以来ちょくちょく伊豆には行くとか、あんたいいところに住んでいるんだね、なんてうらやましがられました。友達も夏休みになるとみんなで小長谷んちに行こうぜみたいな感じで毎年泊まりに来ましたね、うちの子供たちも今友達を連れてきます。本当は自分たちが住んでるとすごく田舎で何もないよと言っても、謙遜するんですけど、実際に連れてくると、みんな非常に喜ぶわけです。自分たちでは、こんな田舎でおもしろくないと思っけていても、周りの人は違うという思いを持ってることを当時知りました。灯台もと暗しです、まさに。

意外と伊豆に住んでる人間は、自分たちの地域の魅力に気づいていないのかもしれないと思います。住民はもとより、伊豆以外の人に伊豆の魅力や伊豆がどんなふうになってほしいかということを知ること、今後の伊豆の魅力を引き出す大きな鍵になると思います。ぜひ観光推進協議会などでやっていただきたいのは、データをとるアンケートとか、インターネットで募集などをして、抽せんで宿泊券が当たるなどということで、そういう取り組みみたいなものというのは、現在、協議会では難しいのでしょうか、それとも可能なのかお聞きし

ます。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 確かに自分たちのよさをなかなか認識してないよねというところからは同感で、実は先ほど答弁書の中にあったんですが、定住促進、今年度まだ11月現在なんですけど、11世帯43人も転入があるんですね。ですから、伊豆はいいとこだなあ、実際に本当に移り住んじゃえっていう方も、毎年毎年10件以上あるわけですね。ですから、そのやはり我々の魅力というものは、もう少ししっかり発信してよいのだろうと。

その中で、実際にできることというのがもう既に幾つかありまして、今、私の手元の推進協議会の中の事業では8つほど広域でやってるところがあるんですけども、それ以外にも、必ずしもこの観光推進協議会7市6町全部が一致しなくても、中・西の例えば5市とか4市とか、3市1町とか、伊豆箱根沿線沿いの3市1町とか、そういった連携でもあると思うんですね。ですから、私ども伊豆市としては、伊豆箱根沿線が1つ、中伊豆・西伊豆の枠組みが1つ、そして7市6町の枠組みがある、そういったそれぞれのその事業にあった広域連携の仕方というものをより加速していくことはできるし、進めるべきだろうなと思っています。ここで特に、ここにある事業、個別に申し上げることはないと思うんですが、現にやっている事業がたくさんございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 先日、旅館組合、観光協会の役員の方々と私たちの会派で勉強会というのを行いましたけど、うちとか西伊豆地区の観光協会の交流は比較的あるらしいんですけど、熱海とか下田とかの会長は、もちろん観光協会長というのは、交流があるんですけど、一般の人たちはあんまり知らない、ホテルの名前は知ってるけど社長の顔は知らない、交流をもうちょっととったほうがいいかなと思ったんですけど、観光経済部と首長さんが一緒になって協議会に参加しているんでしょうか。そのメンバーを見ますと、名前が入ってますけど、全体で集まって協議をするのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 観光推進協議会については、幹事会、下部組織、事務方の集まる幹事会、それと推進協議会の本体でございます。本体のほうについては、首長級とか、会長級ですね。幹事会のほうは事務方が集まっているという形になっております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） ぜひ当事者、観光の当事者とやはり行政の課長さんとか部長さんたちもいろいろ知恵を出して連携をとって進めていただきたいと思います。私たち議員も最近伊豆の市町の議員と交流をして勉強会を始めています。世界ジオパークに向けての構想も

ありますので、伊豆観光推進協議会と伊豆半島世界ジオパーク推進協議会とのさらなる連携、協力をし、国内はもとより世界に魅力を発信して、このグランドデザインに書いてあるように世界から賞賛され続ける美しい半島、伊豆を目指して取り組んでいくことを願っております。

続きまして、次の質問をさせていただきます。

三陸研修なんですけど、今回の研修は本当に勉強になりました。三陸地方は過去に何度も大地震に見舞われています。このために世界に誇れる防潮堤整備で守られてると思い込んだことが最大の悲劇を生んだそうです。いわゆる浪切観音のようなものがところどころにあり、過去の最高の浸水場所を明記してありました。住民は昔に比べて丈夫な防潮堤もできているから、ここには津波は絶対に来ないと思ひ込み、初動避難をしなかった人が大勢いたそうです。かえって海辺の人のほうがすぐに避難をして助かりました。家が建ち並ぶと海が非常に遠く感じられます。津波で家が流され野原になった場所から見渡すと、海はこんなに近かったんだなと住んでいる人がびっくりしたそうです。

東日本大震災では、地震発生から大津波が押し寄せるまでに30分から40分ほどの避難時間があり、家具の転倒や建物倒壊で身動きができなかった人以外は、本来は逃げる時間はあったと思います。地震で身動きができずに亡くなった方や体が不自由で避難ができなかった人がどれくらいいるのかは、今となってはわかりませんが、とにかく高台に避難することさえできれば命は助かると思ひました。私、大槌町長に東海地震の場合、5分以内に津波が押し寄せてくるということはわかっているので、どうしたらいいでしょうかと尋ねたんですけど、とにかく少しでも高いところに逃げるしかありませんねという答えでした。津波高の想定はあてにはならないので、海拔十数メートル以上だから避難する必要はないと思わずに、少しでも高いところに逃げるのが大切なことだと改めて思ひました。

今回、東日本大震災で遠野市の果たした後方支援の役割は、非常に大きなものがあったそうです。遠野市自体は、震度5強の揺れで市役所の本庁が破損し、昭和38年建設の1号館が全壊したそうです。民家のかかわらが落ちたり、壁が損傷をしたり、道路、公共施設に被害が及び電気、電話も一部停電し、断水も起きました。しかし、命にかかわるようなけが人は出ておらず火災は起きなかったそうです。市内に設置された避難所は50カ所で、避難者は2,000人を超え、大混乱をしたそうです。そんな中、先人たちは明治三陸大津波のときから、釜石、大槌の後方支援に尽力をした背景があったので、こういうことができたんだと担当の職員は言ひました。

しかし、もし遠野市自体、震度5強の揺れだったんですけど、市内がもっと大きな被害があった場合には、こんな迅速な後方支援はできなかったと言ひておりました。東海地震の伊豆市の予想震度は震度6強です。この修善寺の本庁もかなり古いと思ひうんですけど、耐震のほうは、6強の想定では大丈夫なんじゃないでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願ひます。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） その当時の耐震の数値というのは、私もちょっと承知はしておりませんが、その当時は6強というような震度ではなく、震度5強程度だったと思うんですが、そこまでの強度というものは、耐震補強は済んでいるというふうには承知はしております。6強になったときにどうかというのは、これはもう一度確認をしてみないとちょっと即答はできません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 遠野市も震度5強で一番ひどかったのが市役所が一番ひどくて、あと民家はそんなに大したことはなかったらしいんですよ。ただ、やはり市役所がやられたということで、駐車場にテントを立てて対策本部を立ち上げたという話ですので、もう一度耐震基準をしていただいて、ここがやられてしまうと、もう本当にどうしようもなくなってしまっているので、この辺はまた耐震のほうの検証はしていただきたいと思います。

そして、今度対策本部をもしいよいよの際に立ち上げたときには、修善寺、中伊豆、天城、土肥、それぞれの地区の避難状況の把握をしなければいけないと思いますけど、もちろん電話は使えないと思いますし、被災の情報収集はどんな形で行っていくつもりでいらっしゃるのか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 広域の課題はまだまだたくさんありますが、伊豆市長という立場で考えると、情報通信、これが一番脆弱ですね。現場と市長が情報をやりとりするツールが非常に細い、細いです。去年の6月14日、私が5年半で唯一避難勧告を出した場合には、地元の消防団と連絡がとれていましたので、中伊豆のマチャ地区って言いましたっけ、あそこで電話であと1メートル、まだ増水してる、こういう情報をいただける関係にあったんです。問題はないところ、ことしの9月15日と言えば、7時ごろからずっとFMみらいずステーションから情報を流していただきました。夕方の8時ころから同報無線をやめて、聞こえませんでしたので、そこからラジオ一辺倒にしたんです。

問題は、ラジオを使った情報を発信するような場合に1つは、ふだんは聞いてなくてもいいから、何か災害が起きたときには必ず聞いてねという周知徹底がまだ十分なされていない。それからもう一つ、基本的に小峰とか沢口のように入らないところ、これはできれば若い方にパソコンでサーバー放送でスマホでも聞けますので、どなたかに聞いていただいて、その地区の中で支援を必要とする方、配慮を必要とする方に情報を伝えるなり、どこかに一緒に避難していただくなり、何らかの地域ごとの対策が必要だろうなど、これが2つ情報の発信のほうですね。

で問題はそこからこちらに情報をいただくツール、9月15日の場合には、大きな被害が行っていなかったもので、メールのやりとりが一晩で80回ありました。中伊豆地区を中心とする

停電なんかが地元からみらいずステーションに行って、そして市に来るといふ、こういう情報のやりとりが80回あったんですね。問題は大きな災害が起こったときに、失礼ながら非常に心配している米崎だとか、持越、猫越だとか、ああいったところと連絡がつかなかったときに、ヘリも飛ばせない、夜間連絡がない、さあ伊豆市長としてどうやって情報を得るか、ここが今、解決策がありません。そこをどうやって情報収集していくかというところが今最大の課題となっています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 遠野市の訓練なんかでは、道路状況を確認するのにトライアルバイクを買って職員が行ったとか、自転車を走らせて道路の確認をしに行ったなどということがあるんですけど、情報がつかめないと市長が県に報告ができないわけですね。大変だから、何か大変そうだから、自衛隊来てっていうわけにもいかないわけじゃないですか。その辺の県との約束事というか、こういう状況まで出してくれないと我々は動けないよみたいなものというのは、あるんですか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 県は私以上に現場の状況がわかっておりませんので、県のほうに情報収集で、県のほうにこちら要望するってことはなかなか難しいと思います。

バイクも状況が許せば、車よりバイクのほうがいいんです。御存じかどうか三島市だと防災センター、ボイス・キューだったかな、1階にバイクが随分並んでいて、そういった準備もされてるんですが、そこが難しいのは、大雨が降っていて、どっかが洪水で水があふれそうだというときに、各地域の若い人たち、バイクを持ってる方に行ってねっていうのは、これもやはりリスクが高い、自衛隊みたいにとんでもない訓練してるわけですけども、そうすると本当に孤立化が危惧されるころの情報収集というのは、県の能力を踏まえても、やはり極めて難しいというのが現状でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 東北でも岩手県は、とにかく非常に混乱をしていたので、遠野市はどんどん支援をしたいという連絡をしても、なかなか受け答えができずに、非常にスムーズにできなかったということで、市長さんは本当に力説をしていました。

ただ、静岡県の場合は、どこの部隊がどこに入るというのは、決まっているという話をお聞きしたので、少し安心はしたんですけど、何せ広域で九州から静岡までやられたとなるときは、本当に多分十数名程度しか初動の自衛隊は来ないんじゃないかなと思います。大平までは道が整備されているので、そこまでは入ってこれると思うんですけど、修善寺とか中伊豆、山間部の地域や土肥の道路が崩れた場合なんかは、入ることはできないと思いますね。

2009年に第1次安倍内閣のときに、静岡県で県の総合訓練を伊豆市で行いました。私も松

原公園に行ったときに、ちょうど総理がへりか何かでおりにきて、さまざまな訓練をした記憶が残っております。来年は、先ほど市長が述べたように賀茂郡で行われます。賀茂郡もやはり陸路が遮断されてしまうと、伊豆市から土肥を超えて入るっていう以外に多分方法がないんじゃないかなと思うものですから、もし、修善寺、中伊豆、天城、この辺がそんなに被害がない、遠野市のようにない場合には、自衛隊がここまでは入ってこれるとなると、ここが受け入れの場所になる可能性というのは、非常に高いと思うんですけど、まだ実際的には、被害の状況もわからない中で、急に受け入れるっていうことは、想定はできないと思いますが、そういうことがあったときには、やはり市長としては決断をしなければいけないと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大きな三連動になると、実は政府のほうは静岡県の中部、西部から愛知県の東部ぐらいのエリアが甚大な被害を受けますので、伊豆半島は逆に言うと三連動になれば、より自分たちで初動を何とかしなければいけない、こういう非常に厳しい状況にあるわけです。伊豆半島がある意味、地区限定的な、だけど大きな災害を受けた場合には、これは西海岸と南部地域が支援が難しいということは、当然防衛省も政府も承知してるんですね。土肥で訓練をやったときも、あのときの陸上幕僚長は私の上司でしたから、私も現地に行って、市長になる前でしたけども、あのときの連隊長とか陸幕長とかにも話を伺いながら、実際に市長になったら、どうなるかななんてことも考えたんですけども、長期的にはしたがって壊れない道路、つまり伊豆縦貫道を早く早く整備してもらおうということが1つ。

それからもう一つ、当面は天城北道路、月ヶ瀬インターがほぼ5年以内ということは確定していますので、月ヶ瀬を拠点にして、どうやって西と南とを支援していくか。御承知のとおり、もし道路が使えているけれども、使いにくい、相当観光客も滞在するような場合に大平のガソリンスタンドもなくなり、土肥のガソリンスタンドも1つ減り、そして今船原峠で1つ、そうすると月ヶ瀬インターができたときに、エネルギー拠点をどこに置くのか、支援拠点をどこに置くのか、物流拠点をどこに置くのか、1つ大きな候補地としては、月ヶ瀬インター直ってということがあり得るんですが、これはまだ県との話も何も進んでおりません。今度、県には提起をしようと思ってるんですが、そういったその意味で、この中伊豆地区といいますか、内陸部、伊豆市の内陸部が支援拠点であるということと、そこまでは壊れない道路が出る見込みがほぼついている、これをどう広域の中で生かしていくか、これはまさに議員御指摘のように非常に重要な視点だと当然認識しております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） そうですね。来年は賀茂郡ということで、非常に参考にさせていただきたいと思っておりますけど、県の総合訓練というのは、東部、中部、西部と会場を分けて

行うので、今度また伊豆市で総合訓練となると、何十年先かわからない状況になると思います。

それで、この夏、板妻駐屯地から56名の隊員が泊まりがけで土肥の南小学校に1泊して、海上救出訓練を行っていました。私も見に行つてちょっと隊員の方とも話をしたんですけど、災害が起こったときには、板妻駐屯地の隊は入るといのは決まっているということでした。

それで、夜、自衛隊協力会の役員さんたちが差し入れを持って南小の体育館に行つて懇談をしたそうなんです。そうしたら、自衛隊のほうから、ぜひ自治会とか消防なんかと合同で訓練をしたいんだつていう話も雑談の中で出たそうなんですけど、自治会が勝手にやるわけにもいかないんで、やはりこれは伊豆市さんに間に入ってもらわなきゃならないなとは思つてますので、小規模な内容でも現場に来る自衛隊員と地元の消防団だとか自治会が、そういう夏の訓練の途中に一緒にやるというようなことも望みたいと思いますけど、その辺は可能なんでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 自衛隊が単位区と呼ばれる担当部隊、地域を持つてるのは、東北も同じ、静岡県だけではございませんで、全国の陸上自衛隊は一番小さな隊では中隊という単位で担当地区が決まっています。初動は34連隊、そのとおりで、東海地震になると富士共同団、それより広域になると計画とは違うことが起こります。陸前高田に行つた第5普通科連隊は、計画外の行動でしたから、ただ、そういう自衛隊は訓練されてるんで運用はきく、どこかの部隊は来る、だけど、常時、伊豆市でも地域と連携をとつてるのは第34普通科連隊、これはそのとおりです。

今、自衛隊が困つているのは、昔は消防団の皆さんが自衛隊に訓練に行つたので、そこで顔見知りになつて、自衛隊の協力会は発足当時は、かなり町長さんが先に立つていて、そういった意味で自衛隊の隊長と町長も結構顔見知りが多かつた。今は物すごく疎遠になつてるもんですから、なかなか人間関係が緊密にされていない、県を通してのこれは災害派遣出動要請、これはいいんです。市長、町長から県を通じて自衛隊に行く、このルートはいいんですが、しかし、明らかに自分の地域が甚大な被害を受けたときには、当然地元からお願いしますねつていう、こういうことはこれは問題ではない、そのときに、やはり気心が知れていて、いや、あの人言うことだったら、これは本当に大事、大変だろうということが、あるいはあの地域のここでこんなことが起こつてましたよつていうことを信頼できる人間から情報を得るといふことは、これは極めて大事なことなんです。ですから、できれば消防団の皆さん、あるいは自主防災会の皆さんと第34普通科連隊の平常時の人間関係、できれば自衛隊協力会というものを挟んでいただいても結構ですし、そういった関係はもう一度復活していただければ、初動対処には極めて有効な体制になつていくと考えています。

○議長（飯田正志君） 残り3分ですので、よろしくお願ひします。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） そうしますと、夏の間到我々が懇親を深めて顔見知りになって、このメンバーが来る、隊が来るというのがわかっていれば可能ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ぜひそれは、土肥に限らず各地でやれば良いと思います。

○議長（飯田正志君） 小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） これは少し安心の材料をいただきました。

最後ですけど、大槌町では、震災時、町長初め役場の幹部のほとんどの方が亡くなって行政機能が完全にまひをしたそうです。土肥地区の津波においても、規模によっては支所の2階ぐらいまで入ってくればまひをする可能性がありますので、しかも、その程度の規模になると道路の破損などで、陸上からも入ってこれない、海は瓦れきで海からも入ってこれないという、本当に孤立してしまうので、大変なことになってしまうと思います。

今回の研修で学んだことは、まだまだたくさんあって、正直自分でも整理をしきれずにもう時間となってしまったんですけど、また何かの機会に発表や質問をしたいと思っております。言えることは、土肥地区の場合は、とにかく三陸沿岸部で起こったさまざまな事例を検証して、命を守る対策をしっかりと行うということで、修善寺、中伊豆、天城の内陸部は、地震の被害の状況に応じて、東日本大震災で果たした遠野市の後方支援の役割を検証し、伊豆市として、今後起こり得る地震対策に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（飯田正志君） これで小長谷順二議員の質問を終了します。

ここで10分程度、55分に再開いたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時54分

○議長（飯田正志君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（飯田正志君） 次に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

疑惑の入札、し尿処理場の入札方法、施工について質問します。

田代に建設するし尿処理場です。この質問は6月議会、9月議会でも質問しています。まともな答弁はありません。疑惑は高まるばかりです。それは答えようとしなからず、隠そうとするからです。答えないということは、隠そうと同じです。伊豆市を隠し

事のないまちにしませんか。透明で公正な隠し事のない伊豆市をつくりましょう。

市長は9月議会では、品確法について説明をしました。品確法とは、平成17年3月31日の法律第18号でしょうか。公共工事の品質確保の促進に関する法律ですか。品確法第8条について説明していました。この法律の基本方針で、第8条、政府は公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という）を定めなければならない。

2、基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1、公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項、2、公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針、3、基本方針の策定に当たっては……、4、政府は、基本方針を……、5、前2項の策定は……、とありますが、市長の言う品確法第8条による受注者の保護とは、この法律のどこにあるのでしょうか、どこに受注者提案内容を守るようにと書いてありますか、受注者の保護についての法律の説明を求めます。

審査会で入札参加者に公表の可否を聞いたのですね。このことは審査委員会の議事録に記録されていますか。審査委員会の委員長は承知していますか。審査委員会の副委員長は承知していますか。委員長は静岡県立大学の横田勇名誉教授ですね。副委員長は静岡県立大学の国包章一教授、静岡県立大学のどこに所属する方ですか。所属する学部などの名前を教えてください。

企業の意向で事業の核心を公開できないのですね。そういった企業の方々の名前、所属を教えてください。事業の核心とは何を指しますか。設備全体を指しますか。それとも特定の設備ですか。設備名を教えてください。

受入設備、前処理設備、貯留設備、個液分離設備、生物処理設備、凝集設備、高度処理設備、消毒設備ですか、資源化設備でしょうか。その他の設備ですか。

資源化設備は保有しているのですか、どんな内容ですか。利用方法を考えているようでしたら教えてください。

業者の革新的技術とはどんなものですか伺いたい。具体的に教えてください。

伊豆市には同様な設備があると思いますがいかがですか、ありませんか伺いたい。

施工計画書はいつごろ完成しますか。

新しいし尿処理施設の処理方式について伺います。

どんな設備ですか。標準脱窒素処理、高付加脱窒素処理、膜分離高付加脱窒素処理、浄化槽汚泥対応型膜分離高付加脱窒素処理のどれでしょうか、または、違う処理方式ですか。

4社の提案した処理方式は同じですか。4社がそれぞれ提案した処理方式は、どんなものですか。

審査委員会による評価項目は、どんなものがありましたか。

平成24年11月21日付の建設総合評価審査結果報告書、7、8ページ以外に、細部の評価がありますか。どのような評価項目がありましたか。それぞれの業者ごとの評価はどのよう

したか。

予定価格の設定について伺います。

1回目の見積価格が漏れていたようなことはありませんか。1回目の見積価格が出た段階で予定価格が変更されなかったようですが、なぜですか。この段階で予定価格を新たに設定すべきではありませんか。

改めて伺います。

特定の審査委員が評価をリードしたようなことはありませんか。

入札審査委員会の議事録はありますか。

隠すことなく全てを明らかにしましょう。透明で隠し事のない伊豆市をつくりたいものです。

続いて、インフルエンザの予防注射。

子育て支援に熱心な市長さんですから、ぜひ前向きなお答えをいただきたい。

インフルエンザは、これからはやってくると思います。多くの父兄がインフルエンザの予防注射をさせてやりたいと思いながら、余りの負担に二の足を踏んでる御家庭もたくさんあるんです。ぜひ前向きに検討していただきたいです。

インフルエンザのシーズンに入りました。市内の状況はいかがでしょうか。把握しているようでしたら伺います。

市長は今期インフルエンザの予防注射をしましたか。答弁を求める方には載っておりませんが、教育長さんはいかがでしょうか。同じ質問をしていますが、前は市長の答弁はありません。改めて伺います。

この質問は、子供たちにインフルエンザの予防注射を受けさせたいと思うからです。私は1,000円で予防注射を受けることができました。予防注射を受けておけばかかっても軽く済むと思います。また、かからなければほかの人に移す心配もありません。インフルエンザの予防方法はいろいろあるようですが、予防注射にまさるものはないと思いますが、市長はどう考えますか。子供たちの予防注射の料金は数千円のようなのです。父兄にとっては大きな負担です。2人、3人と子供が多くなればその負担は大変なものです。子育てに理解のある市長さんです。父兄の負担を軽くすることを考えていただきたい。インフルエンザの予防注射の負担軽減を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

インバウンドについて。

市長のインバウンドと称する海外旅行は恒例となりました。

ことしは、いつどこへ、どんな陣容で行きましたか。

目的はどのようなものですか。

総勢、何人で行きましたか。

飯田正志議長も連れて行きましたか。目的は何でしょうか。

成果はいかがでしょうか。

市長の成果報告を広報いずに載せてください。同様に、飯田正志議長の出張報告も載せていただきたいと思います。

続いて、学力テストの準備は始めましたか。

来年4月にまた全国一斉の学力テストがあると思います。ぜひその準備を今から進めていただきたいと思います。先ほどの答弁では、菊地市長さんは、余り子供の学力については、前向きでないようにもうかがえましたが、教育の原点は子供たちの学力向上です。伊豆市の子供たちの学力向上なくして、伊豆市の発展はありません。日本も今必死になって子供たちの教育をどうしようか考えているはずですよ。

ことしの4月に実施された全国学力テストの結果は、川勝知事の発言もあり、全国的な話題となりました。これを契機に学校現場の先生方の子供たちの教育について、学力向上について、そのモチベーションも上がっていると言われていています。今が学力アップのための絶好の機会とも言われます。伊豆市の状況はいかがでしたでしょうか。

改めて伊豆市内の小学校のテスト結果を伺います。よいところも悪いところもあったようですが、いかがでしたか。成績に対する分析はできたでしょうか。

全国で成績アップのため、その対策に腐心しているようです。静岡県でもいろいろ対策を立てているようです。いかがでしょうか。

伊豆市の対策はいかがでしょう。来年度に向けての対策は、どのように考えておられますか。学力テストの主要な目的は、子供たちの学力アップです。成績のいかんを問わず学力の結果を問われるのは仕方のないことです。伊豆市の小学生の学力アップをどのように考えていますか、そのため学力アップのための対策をどのように考えていますか伺います。

○議長（飯田正志君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず1つ目の入札について、品確法第8条による受注者の保護について、公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条第1項に基づく基本方針として、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針についてというものが、平成17年8月に閣議決定されています。

これにより技術提案書については、各発注者は、つまり伊豆市ですね、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない、評価の方法や内容ですね。その際、発注者は民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他社に知られることのないようにすることなど、その取り扱いに留意するものとなっております。

このことから、市に提出された技術提案書類は、入札参加者が入札における価格提案について、具体的な内容を記載した各社独自の創意工夫やノウハウが網羅された書類であるため

非開示とするものでございます。

そのほかの部分については、全て既に答弁申し上げたところでして、1カ所のみ施工計画書は、いつごろ完成しますか、この点については、担当する部長から答弁をさせます。

なお、これ繰り返し繰り返し議員からありますけれども、もう入札の時期、内容、結果等々議会に報告申し上げ、そして予定価格の範囲内におさまり、正当に競争がなされ、正当に契約がなされ、私はこれ以上、要するにこちらがどういう答弁をしようと、同じ質問を繰り返されることに対して、これ議会のほうでぜひお考えをいただきたい。何ら民間企業も交えて、客観的にそこに不正があると合理的に疑わしい、合理的な疑わしさが全く言及されないままあたかも市の行政、あるいは民間企業等に問題があるような言動を繰り返すということは、極めて深刻な問題だと私は思っております。

したがって、まずこのような発言を繰り返すのであれば、合理的な疑わしさがどこにあるのかをしっかりと明確にさせていただきたいと、それ以外についてはお答えする必要はないと思います。

インフルエンザについては、私は予防接種をまだことは受けておりません。それ以外については、部長から報告をさせます。

それから、インバウンドですが、今後、増大が見込まれる海外、特に台湾や東南アジアからの外国人観光客の誘致を目的に、伊豆市インバウンド推進プロジェクトチームが海外プロモーション事業を実施しております。ことしは11月6日から9日にかけて、6日の夜半に出て、朝3時ごろ着いたんでしたっけ、それから9日の夜中の3時に戻るという非常に強行なスケジュールでしたけれども、インバウンドプロジェクトチームのメンバー8名、事務局2名に加え、プロジェクトチームのアドバイザーとなっております市長である私と飯田議長もチームから招請を受け、総勢12名でシンガポールへの観光プロモーションを実施いたしました。

今回の目的は、伊豆市への誘客を図るための観光プロモーションですが、あわせてシンガポールや東南アジア諸国の旅行ニーズの把握、効果的な誘客商品造成と情報発信に向けての現地でのネットワークの構築でございます。訪問先の静岡県東南アジア駐在員事務所、それからかつて私が研修いたしておりました丸紅にお願いをして、丸紅アセアン、それから日本政府観光局シンガポール事務所、在シンガポール日本国大使館を訪問し、シンガポールを初め所管する東南アジア諸国の旅行ニーズ調査を行い、今後の伊豆市のインバウンド施策推進に大きな収穫を得てまいりました。

また、現地旅行代理店や旅行雑誌社へ豊かな自然と食文化、あるいは富士山がそもそも世界で有名となった契機である達磨山、そしてそこからの富士山と世界文化遺産登録や首都圏からの近接性をポスターや映像、パンフレットなどで御説明申し上げてまいりました。

成果としましては、行政報告で述べたとおりですが、シンガポールを初めとするアセアン諸国に対して、伊豆市の観光資源は十分に魅力あるものと確認できました。

また、静岡県事務所、日本政府観光局事務所、大使館の訪問を通じて、伊豆市あるいは伊豆半島への観光誘客について、来年度以降の御支援もお約束いただくことができました。

なお、このようなプロモーションを私が行う場合には、やはり伊豆市として行っているわけです、伊豆市役所ではなく、したがって、行政の代表である私と議会の代表である議長とそれから当事者である観光事業者、本件であればインバウンドプロジェクト推進チーム、これが一体となって行くことによって、伊豆市のプロモーションになるわけでございます。なかんずくその中での公人である市長と議長は、目的も行動もともにしておりますので、そこは成果報告は一体として作成をしております。御関心があれば、担当課で御確認いただければと思います。市民に対する成果報告のあり方については、これから検討してまいります。

○議長（飯田正志君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） まず、インフルエンザについてですが、既に私は注射を受けております。

それでは、森議員の学力テストの準備は始めましたかについてお答えをいたします。

このたびの全国学力学習状況調査の結果を受けた全国及び静岡県の一連の動きは、学校現場の教職員だけではなく、保護者を含む社会全体にとって非常に大きな関心事になったことは、間違いないというふうに受けとめております。

伊豆市の小学校の結果を端的に伝えるというのは非常に難しいんですが、このたびの調査結果の一部を捉えてお話をします。

まず、ことわざ、国語におけることわざや図形に関する定着度、これは高く、文を書いて答える問題や問題文を読み込む問題は、正答率が低い傾向がうかがえます。要するに、問題を読んでその問題の意味を把握して答えるという、このことが弱いということです。

伊豆市では、調査問題の中から各学校で自校の正答率が低い問題を選び出し、なぜ正答率が低かったのかをさまざまな観点から分析、考察し、それらの改善に向けた具体的な方策を全教職員で共有し、共通理解を図るようになってきました。実際に各学校でそのような取り組みを既にしております。11月には、県教育委員会が設置した静岡県政令市市長教育委員会代表者会において、静岡県の学力向上のための提言がまとめられました。伊豆市としましては、この提言を受け、全国学力学習状況調査の問題や結果を活用して、学習指導要領が求めている学力の確認をし、また、家庭学習の充実を図ることで質の高い学習習慣を身につけることなど、提言を具現化するための実践を推進していきます。

大切なことは、県・市・学校の平均正答率を比較することではなく、各学校の結果を分析・考察し、それに対する具体的な方策こそが重要であり、それを踏まえた教育活動こそが目の前にいる児童生徒にとって実効性のある学力向上対策であると考えております。そのために教育委員会は、各学校の取り組みを全面的に支援してまいります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、私のほうから施工計画書はいつごろ完成しますかという質問でございますが、総合施工計画書につきましては9月に提出されました。図面のほうは10月にこれも提出されました。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） すみません、私のほうから2点目のインフルエンザの状況について説明をさせていただきます。

まず市内の状況ですが、把握してるところ、今はございません。

それから、インフルエンザの予防接種にまさるものはないと思いますかということなんです。インフルエンザの予防接種ですが、これにつきましては、インフルエンザの予防接種は、重くなったり、重病化を抑えるとか、集団の生活での蔓延化を抑えるということですので、小まめな手洗い、うがいが一番だというふうに考えております。

次に、インフルエンザの予防接種の負担をということなんです。子供のインフルエンザの予防接種につきましては、1歳から6歳までは20%から30%、高齢者につきましては90%ということで、接種後の発熱等の副反応が出るということから、任意の予防接種とされております。そういうことから、現在のところ、近隣市町村や国の動向を見ましても、特に今は助成を行っておりません。

また、今のところ近隣の市町村の動向を把握しながら、考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市長さんね、私は何をやってんのか聞いてるんですけど、全然答えてないですよ、あなた。

まず、前回の質問の続きにしますけども、これは議会だよりですね。ここで、機密文書なので情報の公開は不可、公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条によってあなたは言ってるんです。どこに書いてあるんですか、第8条に、あなたも元公務員なんだ、法律っていうのは、法律のもと、この法律、この法律以外に何か書いてあるんですか、政令に書いてあるんですか、施行令に書いてあるんですか、何か通達があるんですか、ちゃんと出どころを言ってくださいよ。ただ、この法律に書いてありますって、どこに書いてあるんだか、この法律には書いてないんです。政令なのか、施行令なのか、通達なのか、教えてください。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

先ほど答えたような気がしますけど、もう一度、もしあれだったら、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 先ほどお答えしたとおりです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 議員の皆さん、あれで市長、答えてると思いますか。この法律のどこに書いてあるんですか、書いてないんですよ、だから持ってきてくださいよ、ここに書いてありますっていうのがあったら、まだきょう時間あるんですから。

続いて、施工計画書が出たと、図面も出たということですね。施工計画書は全部出たんですね、完成したんですか、お伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 先ほど、私のほうから総合施工計画書ということで、話をさせていただきましたが、今回の方法は、総合施工計画書のほうは提出されたんですが、各工種の施工計画書につきましては、各工種、かなりあるわけですが、これにつきましては、その都度提出されるということで、これは、工種ごとに、いつ提出されて、工事がいつからというものをちゃんと明記したものをいただいておりますので、それに基づいてやっております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） いいですか、市長、伊豆市から私がもらってるのはこの程度しかないんですよ。これで、あの10億円程度の事業の全容を知ることができるのかどうかなんです。ほかにもあるっていうんだったら教えてくださいよ、私もなくすことがあるからね。平成21年10月の資料と平成24年11月21日の資料、たったこれだけです。これで何がわかるんですか、あなた。

先ほどの質問でどんな施設なのか聞きましたね、この施設、一言で言ったら、どういう施設なんですか、教えてください、それすらわからないんで。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長、どんな施設か、施設の内容をお願いします。

○市民環境部長（山口一範君） この施設は、御承知のとおりし尿処理をする施設でございます。処理方法としては、浄化槽汚泥対応型膜分離高付加生物脱窒素方式という方式でし尿を処理する施設でございます。日に28キロリットル処理するものでございます。

簡単ですが以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） いいですか、市長、あなたはこの施設全部をカバーしちゃって公表

してないんだ。私は先ほどこの施設の一体どれが企業秘密に該当するのか教えてくれと言ってるんですよ。受入設備か、前処理設備か、貯留設備か、以下ずっと言ってるんだ、全部なんですか、それともその一部なんですか教えてください。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げたとおり、平成17年8月に閣議決定された方針に基づいて、技術提案書類は機密だということで、法律に基づいて、情報をここは企業のために確保しているわけです。

そこで、今、伊豆市長というのは、反問権を今与えられておりますので、再三繰り返し御説明をし、事業内容も御説明し、契約の入札のことも御説明し、ここで森議員が疑惑だと言ってる合理的な疑わしさを説明してください。そうしないと、同じことのこれ、さっきもそうですけども、何度も委員会やいろんなところで説明しても、同じことを聞かれるだけであって、これ単に繰り返しても、はっきり言って公金で運用してる議会の無駄な時間を浪費するだけですので、森議員は今どこに合理的な疑わしさを感じていて、この質問を繰り返しているか、そこについて御説明いただかなければ、こちらとしては説明しようがありませんので、まずそこをお願いします。これは、反問権としてちゃんと認められていますので、御回答いただきたい。

○議長（飯田正志君） ただいま市長のほうから言われました反問権じゃなくて、質問権というのがありますので、答弁をする市長等は質問の不明確な部分を明らかにするために、議長の許可を得て、当該議員に対して質問することができるという条文がありますので、今の質問に対して、森議員、答えてください。

○14番（森 良雄君） いいですか、これ時間をカウントするの、反問権も、抜けない、そうしてくださいよ。

大体、人の質問したことを何も答えてないんだ、例えばあなた通達って言うんだったら、何月何日の通達何号ってあるんじゃないんですか。それを言ってくださいよ。

○議長（飯田正志君） 質問に対して答えてください。答えてください。

時間をとめてますので、質問に対して答えてください。

○14番（森 良雄君） まず通達があるんだったら、通達があるということ、その通達の内容を教えてください。

○議長（飯田正志君） それは質問ですので、それだったら時間を入れますよ。

質問の内容がわからないから、どういう質問ですかという質問権ですので……。

○14番（森 良雄君） 答えてないからおかしいと言ってる。

○議長（飯田正志君） 質問の内容がわからないから、答えないんだから、質問の権利がありますから……。

○14番（森 良雄君） 答えてないから、おかしいって言ってるんだ。

○議長（飯田正志君） 質問を今してますので、市長の質問に対して答える義務がありますの

で、森議員は、今の内容について質問に対して答えてください。

○14番（森 良雄君） 市長は、機密文書なので情報公開を不可だって言ってるんですよ。だから、その根拠は何だと。通達があったら通達何号ってあるんじゃないんですか、副市長、政府の通達だったらちゃんと番号振ってあるやつですよ。なぜそれを言えないんですか。だから、それを言ってくれるんだったら、ちゃんと通達があるんだったら、ちゃんと法令集なんか載ってるはずだ、通達があるんだったら、それをコピーして持ってくればいい。

○議長（飯田正志君） 森議員、先ほどそれは答えてますから、どこが疑惑なのか、どういうところがおかしいのかっていう。

○14番（森 良雄君） 全部隠しちゃってるんですよ、全部。

○議長（飯田正志君） 全部ってどこですか。どこかわからない。

○14番（森 良雄君） 受入設備から資源化設備があるかないかは答えてないね。消毒設備まで全部カバーしちゃってるんですか、これ。あなたが言ってるのはそういうことでしょうか。出さないんだ、私が手元にある資料はたったこれだけです。あなた方の持っている資料はこんなにある、入札の……。

○議長（飯田正志君） ちょっと待ってください。市長、わかりますか、質問内容。

時間に入れたいくらいだからこっちは、どうします。先ほどと同じことでいいです。どこに書いてあるかだけで結構ですので。

○市長（菊地 豊君） 議長、ちょっと確認、今時間外でしょう。

○議長（飯田正志君） はい。会議中です。これ、会議中。

○市長（菊地 豊君） 会議中だけど質問時間残ってるからね。

もう一回、質問権ある、市長に質問権はあると言ってるんですよ、議会の皆さんに認めていただいたんです。議員の皆さん御承知のとおり、何度も何度も何度もこちらが説明したことを聞いてるか聞いてないかわかんないけど、何度も繰り返し質問されてるわけですよ。こうやって書かれて、ラジオでも放送されて、疑惑の入札だって根拠のないことを言われてるわけですよ。そうすると、どこに合理的な疑わしさがありますかということを私は確認をさせていただきたい。その上で、御回答申し上げますと言ってるんです。

森議員は一体どこにこの汚泥再生処理センターのどこに合理的な客観的な疑わしさを感じてるんですかということを質問してるわけです。まずそれにお答えください。これは議会の定められたルールですから、そこはちゃんと回答をいただきたい。

○議長（飯田正志君） 今の質問わかりますか、どこに疑惑があるのかって。

○14番（森 良雄君） わかっていることは、自分の情報は隠しちゃっただよ、それで何でだって言たって、それはわかんない。

例えば私がきょうの質問で、県立大学のどの先生は、どこに所属してるんだって言たって、それも答えてないじゃないですか。

○議長（飯田正志君） そこに疑惑があるわけですか。

○14番（森 良雄君） 全て疑惑の中の1つでしょう。

○議長（飯田正志君） だから、疑惑の内容はどこですかっていうこと。

○14番（森 良雄君） 何にもわからない。どういうこの処理施設かって聞いて、やっときょう答えたじゃないですか。浄化槽の何とか、汚泥槽……。

○議長（飯田正志君） それは、前にだって議会で説明したじゃないですか、内容は。森議員、ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時31分

○議長（飯田正志君） 会議を再開します。

それでは、今、市民環境部長のほうで、法律のほうの読み上げをしますのでお願いします。

○市民環境部長（山口一範君） それでは、その部分をちょっと読み上げさせていただきます。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすることというふうに記載しています。

以上です。

○議長（飯田正志君） 法律のどこ。

○市民環境部長（山口一範君） すみません。これは、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針についてということで、先ほど市長からも話がありましたように平成17年8月に閣議決定をされているものでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） そういう説明がありましたけどね、後でそれをコピーくださいよ。ちゃんと前の2行には公表するということが書いてあるんですよ。

どういことが提案されたのか教えてくださいよ。あなた方が公表しないのは全部なんだ、そうでしょう、大石さん、あなたはここに全部出席してるはずなんだよ。この事業がどういものか承知してるはずなんだから、その中のクボタの技術を保護しなきゃいかんっていうのはどの部分なのか、本来だったら、その部分だけ保護すればいいんでしょう、出してくださいよ、全部、見せてください。なぜ見せられないか。

○議長（飯田正志君） 答弁できますか。

副市長。

○副市長（大石勝彦君） 先ほどの品確法に基づく閣議決定の内容のとおり、その結果については、伊豆市汚泥再生処理センター建設総合評価審査結果報告書として、平成24年11月21日にその審査委員会から報告書を出しています。これが恐らく議員お持ちの資料であると思います。こういう公表をなさいたいということに基づいて、結果について公表してありますし、その内容について、技術について、民間企業の保護をしなければならない部分については、各民間企業に確認をし、保護する部分は保護した上で公表してるということでもあります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 10億のプラントだとしましょうね。当初の予定価格が14億幾らですね。あなた方は、それ全部公表してないんですよ、たったこれだけですよ、図面もなければ、漫画もない、市民はどんな施設かもわかんないんですよ。これ、市長に聞きますよ。この施設ができ上がったら見せませんか、見せますか、市民に。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どういう意味かわかりませんが、この施設は市民の財産ですから、当然オープニングセレモニーもやるし、御関心がある方はぜひ、むしろ積極的に見学いただきたい、当然のことだと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 当然のことだとおっしゃいましたね。なぜ、事前にこういう施設だという絵が見せられないんですか。全て見せられないんですよ、受入設備ってあったのわかりますか、受入設備がどこにどんなふうになってるかも私はわからない。議員の皆さん、わかりますか。こういう受入設備をつくるという説明すらできないんですよ。なぜできないんですか、市長、受入設備ってわかるよね。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長、簡単に。

○市長（菊地 豊君） 国会なんかでも秘密会ってありますよね。要するにこの情報はそこで審議する、それは扱うことによって、あるいは公表することによって不利益をこうむる方がいらっしゃる可能性があるわけです。今回は、今回はちゃんと審査会があって、そこに市民の代表もいて、専門家もいて、そこでしっかり審査をしてる。その審査の結果は、市民にも議会にも公表をなさいたい報告をなさってなって、全てそこに基いてやってるわけです。

そこで、今市民が不利益をこうむるような合理的な疑わしさがどこにあるんですか、価格なんですか、技術なんですか、今市民が具体的な被害をこうむるような可能性が、今どこに存在してるんですか。我々は、制度と法律に基づいて審査をして、そしてその中で制約を受

けた部分についてちゃんと公表してるわけです。違法行為をしると市長に迫るような市会議員なんか聞いたことないですよ。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） いいかい、違法行為しろなんて言ってない。ちゃんと聞きなさい、あなた、いいですか、何で全部教えられないの、受入設備がなぜ公表できないの。公表させてください、あなた、議長、受入設備、前処理設備なんか何で技術的に隠さなきゃいけないの。まず隠さなきゃいけないって、どういう技術が隠さざるを得ないのか、言ってくださいよ、なぜ言えないの。

○議長（飯田正志君） 追加、いけないですからね、今の質問は却下します。続けてください。再質問をお願いします。

○14番（森 良雄君） まずね、私はこれ、議事録あるんですか、これ、審査会は、議事録つくりましたか。

○議長（飯田正志君） 議事録があるかどうか。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） この審査会につきましては、議事録を作成しております。以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ある、ある、ある、幾ら言ったってしきれないぐらいある。議事録は見せてくれますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） これにつきましては、開示請求をしていただくようになると思いますが、技術的提案、自社のノウハウが入っているということもありますので、非開示になる部分もあるというところがございます。すみません、あるところというよりも、この議事録のほうは、すみません、いずれにしても、情報公開のほうで請求をしていただければ、そちらのほうで判断していただけるというふうに考えてます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 情報公開で請求してるんですよ、ところが見せてもらえない、この企業の機密文書だから。ここが問題なんですよ、市長さん、何も見せてもらえない。

ところで、これはもう着手金は払ったんですか。最終的に支払いはいつ終わりますか、お伺いしたい。

- 議長（飯田正志君） 支払いはいつ終わるか。
- 市民環境部長（山口一範君） この工事の完成が27年3月の中旬を予定しております。それが終わりましたら、支払いのほうということになります。
- 以上です。
- 議長（飯田正志君） 再質問ありますか。
- 森議員。立ってしゃべってください。
- いつ支払うかだけですから、もう一度。
- 14番（森 良雄君） さっき聞いたんだよ。カウントしないでよ。
- 議長（飯田正志君） します。
- 14番（森 良雄君） 着手金は払いましたか。
- 議長（飯田正志君） 答弁願います。
- 市民環境部長（山口一範君） すみません、今ちょっと資料がありません。調べてまた話をさせていただきます。すみません。
- 議長（飯田正志君） 再質問ありますか。
- 森議員。
- 14番（森 良雄君） これだけ質問して、反問権の行使までされて、着手金を払ったどうかもわかんないんですね。市長、我が町の10億円に達するであろう事業の入札の実態がこれですよ。
- それと、この県立大学の先生の所属はどこなんですか。理工学部の何々学科とか、最近はそういうこと使わないらしいですね。環境何とかセンターの何々教授とかっていうんですけど、そういう所属を教えてください。
- 議長（飯田正志君） 市民環境部長。
- 市民環境部長（山口一範君） お待ちどうさまでした。
- すみません、委員長と副委員長の所属でしたですね。まず、委員長がその当時になりますが、県立大の名誉教授、静岡県立大の名誉教授ですね。それから副委員長は、県立大の環境科学研究所の教授と聞いております。
- 以上です。
- 議長（飯田正志君） 森議員。
- 14番（森 良雄君） やっと、やっとですよ、この先生どこに所属してんのか、まだまだですよ。委員長は名誉教授としかわからないですね、これがこの事業の実態ですよ。
- 市長、教えてくださいよ。企業を保護するための技術っていうのは、どんなものなんですか、それでその設備がどこにあるんですか、教えてください。
- 議長（飯田正志君） 答弁願います。
- 市長。
- 市長（菊地 豊君） 同じことの繰り返しなんですけど、技術提案自体がフルセットで企業

は隠してくれと言ってるわけですよ。それをね、いいですか、今我々は市民の利益、市の利益のために議論し、事業をやっているわけです。で、今あなたは、民間企業が隠してくれと一生懸命言っているところを開示しろ開示しろって、もし議員の言われたとおり開示して損害賠償請求されたら、一体どれだけの金額を企業に市が払わなきゃいけないんですか。だから、私が確認してるのは、今伊豆市は、伊豆市民は、どういう不利益をこうむる可能性があるんですかと、金額なんですか。それともサービスなんですか、その何にもないままどれを守ろうとしてるかなんて、繰り返し答弁になるに決まっているじゃないですか。技術提案書そのものを秘匿してくださいと言われてるから秘匿してるんです。法律に基づいて我々は企業の知的財産を保護してるんです。そして、ちゃんと定められたものは、公表してるんです。もうそれに尽きるじゃありませんか。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市長ね、あなた公表してる、してるって言うけど、何も公表してないんです。受入設備がその知的財産の一部に入るんですか。前処理設備も同様ですよ。どんなもんだか、あなたはわかっているの。消毒設備もこの知的財産の中に入るんですか。どの部分が知的財産に入って公表できないのか、確認してくださいよ。今できないんだったら、後で確認しますぐらい言ってください。私ずっと七、八個も上げたんだから、全部なの、もし全部だとしたら、全く逆だ、受入設備ってどんな設備なんですか、説明してくださいよ。

○議長（飯田正志君） 繰り返しの答弁になるんですけど、よろしいですか。

○14番（森 良雄君） 繰り返してくださいよ。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。繰り返しで結構です。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私たちの姿勢は、既に何度も申し上げてるとおりです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 何度も申し上げてるとおっしゃってますけどね、あなたがおっしゃっていることは、何も答えてない。きょうの答えを見てね、また次の機会に、あとってからに、いきたいと思います。

インフルエンザ、お答えは手洗いだ、うがいがこれが最高の予防だと、部長さんにお聞きしますがね、毒性の違いがあるだろうけど、国は新型インフルエンザについては、国民全員に予防接種をするというような考えのようですけど、御承知ですか、知らない。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） すみません、新型については、ここはインフルエンザの予防接種ということだったもんですから、新型については、資料を持ち合わせておりません。す

みません。申しわけありません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市長さんね、やっぱり父兄は子供に予防注射を受けさせたいんですよ。毒性がある、副作用がある、問題も確かにある予防注射ですよ。しかし、私が1,000円で予防接種を受けられると、これはもう自己責任ですよ。そういうことで、予防接種を受けさせてやりたいなと思うんですけども、市長さん、いかかがでしょう。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の現段階での方針は、部長が先ほど説明したとおりです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 教育に熱心な市長さんになるんですけども、残念ながら予防接種はお父さん、お母さん、あなた方の負担でやってくれというお考えのようですね、非常に残念です。

さて、次、インバウンドに移ります。

シンガポールへいらしたんですね、観光はしなかったんですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。観光したか、しないか、はい、どうぞ。

○市長（菊地 豊君） 相変わらず質問の意味がよくわかりませんが、当然移動しますから、その間に町の風景を見たことを観光といえばそうかもしれませんし、観光という目的を持ってどっか特別の場所へ行ったことがないといえば観光はしていなかった、そういうことでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） シンガポールの観光の目玉は、何だと思えますか。

○市長（菊地 豊君） 観光で行ってないから……。

○議長（飯田正志君） 答弁ください。

市長。

○市長（菊地 豊君） 小さいところですけども、たくさんの施設がございますので、人それぞれ魅力は違うだろうと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） インバウンドで行ったんですから、やっぱり相手のよさを認めてやんなきゃいけないんですよ。自分の言いたいことだけ言ってきて、相手のことを、まるで今聞いてると何も知らないやと言ってるのと同じですよ。シンガポールって都市域なんですよ、私行ったことないんだけどね。とりあえず見てこないとね。議員の皆さん、笑い事じゃない

ですよ。観光といえば相手の何を目玉に売ってんのか、あそこは売って観光客を呼び込んでるんですからね。ぜひ行くんだったら、それを勉強してきてください。

今回は12人しか行ってないようですが、大分陣容が減ったようですが、それは何か理由がありますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 台湾にも行ってまいりましたけども、市長、議長、インバウンドプロジェクト推進チーム、陣容は変わっておりません。その時々には事業者さんのほうは、いろんな都合があるようですから、多少の増減はしますけれども、編制は特に変わっておりません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市長さんね、施政方針の演説で、向こうの大使が伊豆市に大変好意的だったと言いましたけど、大使の名前しか載ってませんが、シンガポール駐在の大使なんですか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） はい、そのとおりです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 大使と言えば日本の代表なんですね。日本の代表が伊豆市を特別面倒見てくれると言ったんですかね、お伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そのとおりで、大使というのは外務省の代表ではないんで、日本の代表ですね、日本という国の代表、ですからいろんな事業、いろんな人脈をお持ちなんです。だから、先ほど申し上げましたように、当然県の事務所にも行く、日本政府観光局の事務所にも行った、民間企業からも情報をいただいた、特に総合商社っていろんな情報をお持ちですから、大変アセアン全域に対して広い情報を持ってる、当然大使のところにも伺う、大使は大使なりに、これから10月からいろんなおつき合いをこれからされるだろうというところで、伊豆市としては、いろんなルートがあるけれども、しかし、伊豆半島と一緒にそういった貴重な人脈も生かしていきたいと、こういうことを申し上げたわけです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ぜひね、その大使がそういうことをおっしゃったんだったら、伊豆市のために頑張ってもらいたいと思いますね。

それから、市長さん、相変わらず富士山、富士山とおっしゃってますけど、達磨山の富士山はいつでも見えるとは限らないんですね。行って見えない日のほうが僕は多いんじゃない

かなと思うんですけど、市長さんの感覚はどうですか。

○議長（飯田正志君） ちょっともう一回、聞こえなかった。何ですか。

○14番（森 良雄君） カウントは外してくださいよ、時間カウント。

達磨山から、いつでも見えないほうが多いんじゃないかと思うんですけど、いかがお考えですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 雲がかかって議員から見えないときは、私も見えておりません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 見えないものを余り宣伝しても落胆のほうが多いですよ。ぜひ、二度、三度、観光客が訪れてくれるようなアピールをしたほうがいいんじゃないかと思います。続いて、学力テストに移ります。

学力テスト、静岡県はなぜこんなに問題になったかといったら、やっぱり小学生のテスト結果が悪かったんですね。ただ伊豆市で救われるのは、1校だけいいところがあったようですね。教育長さん、どこだったんですか、それは。

○議長（飯田正志君） 答弁を願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 鈴木浩二という名前がありました。どこの学校というのは、これは伊豆市から、もし公表するならば修善寺南でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 救われたですよ、1人でもいらっしゃれば。やっぱり当然分析したと思うんですけど、どこでこういう結果が出たのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これは校長というよりも、その学校のやはりその実情の中で、実態の中で、子供たちが国語のAというその評価を得たと。かといってじゃ算数のA、Bはどうだったかという、ここは公表はしてありませんが、やはりその部分については、県、全国よりも上だったということのあらわれであったというふうに捉えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 伊豆市の教育委員会は、このテスト結果については、把握しておるんでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） はい、結果は把握しております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） そうしますと、その分析は当然行ったと思うんですけど、最近の情報だと分析ソフトの配布はこれからというようなことも聞いてるんですけど、伊豆市としては、24年度の試験結果も分析はしているというふうに考えてよろしいですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほどお答えをさせていただいたとおり、各学校で行ったもの、それを教育委員会へ上げていただいております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 全国学力テストの目的はいろいろあると思うんですけど、主目的はやはり子供の学力アップだと思うんですけど、どうでしょう、いろいろな考えがあると思いますが、教育長さん、どうですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これは一番基本になるのは、小学校も中学校もですが、国が出している学習指導要領、これが一番基本になってます。ここの部分について、やはり各学校がしっかりとその内容を把握して、それに子供たちがその学習指導にのっとってその学力、そのところに行き着くように各学校が取り組むことが学力向上につながる、やはり学習指導要領というものをもう一度ここで改めて見直すことが大事だというふうには考えてます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） それで、学力アップさせるためにはどうするかということが、今はっきり言って静岡県の教育委員会の大問題でもあるし、全国の教育関係者が注目してるわけですね。前回も言いましたけども、秋田県がいい成績だったってということで、秋田県もうでというか、参りも結構行われているようです。やはりそれは市とか学校とかっていうんじゃないかと、僕は個々の先生方の教育力が物をいったんではないかと思うんですけど、その辺はいかがお考えですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） もちろん個々の先生方の力というのは、あるかもしれませんが、しかし一番大事なのは、やはり学校がその学力をどういうふうに捉えて、そして例えば6年の試験、学力調査を行う担任だけが、そこにテストに向かう子供たちを向かわせるんじゃないかと、

やはりその学校の1年、2年、3年、4年、5年、全てを持っている先生方が、同じ、どういふ問題であったのか、何を求めているのか、それを理解する、そうすれば次の4年生、5年生の先生が6年になったときに、ああそうか、そういう視点で授業を行えばいいんだと、そういう視点が出てきます。今まで恐らくその学年に任せた部分があったんじゃないか、やはり学校全体、伊豆市全体でその問題、どういふ問題なのかっていうことを確認した上で、子供たちにつける力、これをしっかりしていこうというふうな捉えをしております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 教育長さん、しっかりお考えいただいておりますので、力強いんですけども、やはりそのためには、個々の先生方一人一人の先生方の我々の社会で言えばスキルアップというわけですけどね、スキルアップをどのように考えているか。当然伊豆市も考えていると思うんです。今までも、これからも、どのようなスキルアップを考えて実施してるか、ちょっとお話あったようですが、もう一度お願いしたい。

○議長（飯田正志君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） もちろん先ほど申しましたように、各学校の先生方が、例えば1つになって研修をする、そしておかげさまで本年度からこの2市1町、議員の皆様も御了承いただいております。田方地区の教職員協議会、研修協議会というのを立ち上げました。立ち上げていただきました。その結果として、今各学校にその協議会から、学校に要請に応じて、ここでも、この11月で伊豆市でも4校ばかりその協議会から、例えば国語の大家、先生を招へいして、そして授業を見ていただいて全員で研修をしてると、そういうことの取り組みも進めているところです。やっぱり研修が大事です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 最後だな、最後にもう2つ質問して、きょうの新聞なんですけど、県教員の目標達成度はDだという新聞記事があるんですよ、けさです。全国規模の学力調査で県教員が掲げた目標は、達成困難という新聞報道があるんですね。県総合計画の前期4年間分を取りまとめた白書を公表したと、その中のあれですね。全国学力学習状況調査、すなわち全国学力テストですね、の取り組みがD評価となったそうですけどね、そんなのは県の問題で伊豆市は別だというようなぜひお考えを最後にもお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） これは、県の教育長も話をしていたんですが、ここで、また先ほど申しましたように、県が学力向上のための提言を出しております。それに向けて、これはやはりオール静岡という言葉で県の教育長は使っております。やはりオール静岡ということは、下から言えば各学校、そして市町の教育委員会、そして県の教育委員会、これが1つになっ

て、その学力向上を目指していくということ、これを私たちが捉えながら、この子供たちの学力向上を進めていく。ただし、最初に申しましたように一番基本は各学校、各学校で一人一人の教員がどういうふう子供たちにかかわっていくか、これが一番大事だということに思っています。

○議長（飯田正志君） これでは森良雄議員の質問を終了します。

#### ◇ 西 島 信 也 君

○議長（飯田正志君） 次に、10番、西島信也議員。

[10番 西島信也君登壇]

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

時間も大分押してきたわけですがけれども、しばらくの間、御辛抱をお願いいたします。

それでは、質問通告書に基づき、私は2点市長に質問をいたします。

初めに、市長名誉毀損裁判の判決についてということでございます。

昨年4月の伊豆市長選挙直前に配布されたビラ、「市民生活に背を向けた菊地市政の4年間を問う」の内容が名誉毀損に当たるとして、菊地市長が伊豆市の一市民を訴えた裁判の判決が先月結審しました。そのときに配布されたビラがこれでございます。

ビラの内容は、1番、湯の国会館指定管理者選定に疑問、2番、天城会館の指定管理者への疑惑、3番、旧天城湯ヶ島支所貸付に異議あり、4番、学校の統廃合は伊豆市を衰退させる、5番、市長の歴史観と学校再編への考え方に異議ありの5点でありました。

原告、菊地市長であります。この裁判の訴状において次のように主張しております。

被告、小森勝彦氏は本件ビラにおいて、殊さら事実をゆがめて記載し、原告が特定の団体や特定企業と癒着していることを強調する。しかし、原告が摘示する本件各事実は存在しない上、（中略）本件ビラの読み手である伊豆市民が本件各事実を真実であると盲信して、公的立場にあった原告に汚職の疑いがあると誤解するに十分な内容である。

したがって、本件各事実が客観的に見て、原告の社会的評価を著しく毀損するものであることは明らかであると。これは原告が書いた、代理人の弁護士が書いたんでしょうけど、訴状をそのまま写したものであります。として、被告に300万円の損害賠償と新聞紙上へ謝罪文の掲載を請求したものであります。

これに対し、静岡地方裁判所の裁判官3人いたようですけれども、これは事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に係り、かつその目的が公益を図ることにあつた場合に摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明のあつたときには、前記行為には違法性はない。仮に前記証明がないときにも、行為者において前記事実の重要な部分を真実と信じるについて、相当の理由があればその故意又過失は否定されると解するのが相当であるとの最高裁判所の判例を引いた上、被告の一部過失を認め、原告の請求した300万円の損害賠償のうち10万円、裁判費用50分の1の支払いを被告に命じたものであ

ります。なお、新聞謝罪広告及び原告のその余の請求については、理由なしとして棄却の判決でありました。この結果を市長はどのように受けとめるのか伺います。

2点目、天城会館指定管理料の支出について。

伊豆市長は、天城会館の指定管理者である伊豆市観光協会に対し、天城会館指定管理料として、平成23年度に929万6,000円、24年度に2,380万5,000円を支出しております。このことに関連して、次のとおり質問をします。

1番目、伊豆市天城会館条例別表第2に業務の範囲として、指定管理の業務の範囲として、ア、市の特産物の展示及び販売事業、イ、観光振興及び誘客対策事業、ウ、当該施設の維持管理に関する業務、エ、その他当該施設の管理に関して市長が認める事業の4点が合計挙げられております。この4項目が挙げられておりますが、具体的にどのような業務を指定管理として指しているのか、お伺いします。

2番目、天城ミュージアムで行われている展示事業及び物販事業の事業主体者は、伊豆市なのか、それとも違う人なのかお伺いします。

3番目、天城ミュージアムの入場料収入及び物販収入は、平成23年度、24年度、それぞれ幾らあったのか伺います。

4番目、天城会館収支決算書において、収入は入場料収入、売店販売収入、支出においては人件費、その他がこの収支決算書において未掲載となっておりますが、載せられておりませんが、その理由はどのようなものがあるか伺います。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の裁判についてですが、判決において小森勝彦氏が作成・配布したビラには事実でない内容が含まれているという私の主張が認められ、また、裁判の過程において、小森氏本人から、菊地の行政運営が不公正であることを意味しているのではないとの明確な説明がなされ、全体として大変に安堵しています。

なお、相変わらずですけども、西島議員の御質問の中に不正確な部分がございますので、私のほうから正確に説明を申し上げます。

まず、湯の国会館の指定管理について、平成24年7月24日に提出された被告準備書面第1回という文書がございます。ここで小森氏は次のように主張しました。批判の対象としているのは、指定管理者審査会ないしはその審査委員である、そして6月19日に行われた、これはことしですね、ことし6月19日に行われた小森氏本人の陳述では、次のようなやりとりがありました。これは、相手側の弁護士と被告のやりとりです。特にあなたとしては、こういう事実、こういう事実っていうのは、やりとりの中で私と業者との癒着関係によって指定管

理が決まったという事実を指してるんですが、こういう事実があったというところまで踏み込んで書いた、そういう認識はなかったんですか、多分なかったと思います。もっと言うと市長が不正行為をして業者を選定させた、そういう意図まであったんですか、もちろん全くないです。こういう一文を見た市民は、市長が何らかの不正行為を行ったというふうに誤解するとは、あなたは考えなかったですか、考えませんでした。

そして、私の弁護士と小森さんのやりとりがその後に続きます。湯の国会館の指定管理者の決定までのプロセスのどのあたりに市長の個人的なつながりというのが介入する余地があるんでしょうか。委員の数の決定、委員の任命、それから採点方法の決定、採点評価の仕方の決定、それから審査に持ち込む企業とか法人の決定、その全てに関与することができると思います。伊豆市長が先ほどおっしゃったようないろんな決定のプロセスに個人的な関係を持ち込んで関与することができるということですか。いや、違う、違う、違います。どうということですか。市長が全ての業務をやる人の上司なんです。だから全て命令権がありますから、関与することができます。市長の個人的なつながりで決められたという文書ですが、市長の個人的なつながりによって指定管理者が決められたという意味でよろしいですか。違います。それは違う。違います。こうおっしゃってるんです。裁判の中で小森さんは、市長が不正行為したとは全く言ってませんと、こう言ってるわけですから、なるほど結構でございます。

次、天城会館について。

これも被告準備書面という小森氏側の文書がございます。法廷に提出されました。天城会館関連文書による批判の対象者は、中抜き、中、中略します。指定管理者に選定された団体ないしその代表者であり原告ではない。つまり、あの文書の2番目に書いてある天城会館の指定管理に疑惑ありの内容は、菊地ではなくて観光協会ないしは小森泰信であるということをも主張されてるわけです。この後、天城会館の御質問もありましたけども、お仲間ですということを書いたようですから、ぜひ弟さんに聞いてくださいなということですよ。

以上、2件については小森氏本人がまず批判の対象は菊地ではない、菊地が不正行為したとは主張していない、菊地が不正行為をしたと市民が誤解するとも思っていないと述べてるのであって、それを認定した判決に私は何らの異存はありません。

次ですが、実は裁判の別のところで、小森勝彦氏はそもそも書きたかったのは、天城湯ヶ島支所の減額貸付なんだ、今の2件については、自分が減額貸付を書こうと思っていたら、ほかの市会議員、当時ですよ、からあれも書け、これも書けと言われたから書いちゃった、こういうことを裁判長にもちゃんとおっしゃってるんです。ですから小森氏本人の問題は、次の天城湯ヶ島支所の減額貸付のところなんです。本人の陳述がございます。相手の弁護士さんが、このピラの中の幾つか全部で5つのテーマありますね、そこに5つテーマがありますけれども、その中で一番重要だと思っていたテーマというのはどれになるんですか。減額貸付です。ここの5つあるテーマの中では、貸付があなたの見解だと条例違反したことが、

これはまずい、そういうことなんですね。そうです。ということで、ここが菊地個人の批判の対象だと言ってるんです。

判決はどういうことかという、本件不動産を貸し付けるに際し、伊豆市は公募を行っていたことが認められる。そうすると、公募もせずに貸し付けた旨の本件記載3、その3番目は、真実であるとは認められない。

次、被告は伊豆市議会の議事録を確認することにより、つまりつくったのは当時の現職議員と本人は元議員ですから、伊豆市議会の議事録を確認することにより、公募があったことを認識することができたにもかかわらず、議事録の確認をしないまま本件ビラを作成したのであるから、本件記載3にかかわる事実が真実と信じるについて、相当な理由があったということとはできない、以上によれば、被告の本件記載3を摘示しての名誉毀損について、違法性阻却事由や責任阻却事由があるとは言えない。つまり、これは違法であって責任も生じていますってということを裁判官は認めたわけです。

そして御承知のように、ここまで説明したように、二段階で小森さんは違法性がないことを主張し、実は三段階目がありまして、これが小森氏の主張ですが、本件ビラにより原告の社会的評価が低下していたとしても、原告が伊豆市長であることを問うに鑑みると受忍限度の内容範囲内にあるものとして違法性が阻却される。つまり内容が間違ってるかもしれないけど、市長だから我慢しなさいよということを主張されたわけです。

そこで判決では、人の社会的評価を低下させる表現行為について、諸般の事情を考慮した上で、違法性を欠く場合があり得るとしても、本件における被告の前記表現行為が違法性を欠くものであったということとはできない。三段階を裁判官のほうですね、私の主張のほうを全部認めていただいているわけです。

そして、判決は本件選挙前に伊豆市民に配布された本件ビラにより原告の社会的評価は低下したものと認められるものの、中略します。公益目的に基づいて行われたと認められることや伊豆市長という本件ビラ配布当時の原告の社会的立場、さらに原告が現市長として、本件選挙に立候補し、再選されたことなど本件にあらわれた一切の事情を総合すると原告がこうむった精神的苦痛に対する慰謝料は10万円であると、こう判決してるんです。

私が市長でなければ、当選してなければ、当然普通の民間人であれば、この慰謝料は200万とか300万になったんだろうと思いますけれども、当時、私が市長であったこと、しかもそのときの事象には関係ない、その後で起こった、私が再選したことを含めて全部考えると、私は慰謝料まで難しいかなと思っていましたけれども、現職の市長でありながら、さすがに10万円に相当するという、これは現職市長が起こした名誉毀損の訴訟としては、非常に希有な例だと私は思っております、私の主張は十分に認められたものと、こう認識しております。

1つ目と2つ目は批判対象は菊地ではない、3つ目こそ問題である、その3つ目の問題は公募があった、公募がなかったと信じる理由もない、そして、現職市長であっても被害はあったということを裁判所は認めていただいたわけです。

なお、訴訟費用が極めて先方が少なく、私のほうに多かったことを指摘される方もいらっしゃるかもしれませんが、この訴訟はお金のやりとりではない、私が300万円貸したから300万円返してくださいというのではなくて、名誉を毀損されたので、これからの行政運営をしっかりとやるために、私は市長として自分の名誉を回復したい、この判決によって名誉を回復されたじゃないか、だから訴訟費用は自分で持ちなさいよという程度の内容なんですね。ただ、これは慰謝料とは違って自動的に支払うものではなくて、先方から請求があった場合に支払うものですから、まだ請求は来ておりません。5,000円になるか1万円になるかわかりませんが、請求いただければ当然お支払いをいたします。

なお、参考までに伊豆市は行政訴訟はたくさんございますけれども、議員から、森議員から起こされた行政訴訟は4件ございますが、この4件は、いずれも訴訟費用は請求しておりません。これは高々5,000円か6,000円の訴訟費用をいただくためにかける行政コストのほうが高くなりますので、それは請求してこなかったということでございます。御参考までに。

2番目については、観光経済部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは2番目の質問、天城会館指定管理料の支出についてお答えをいたします。

まず御質問①業務の範囲についてですが、これについては平成23年6月議会において、西島議員御本人より質問を受けて、御答弁をさせていただいております。条例第1条に記載される目的、これを達成するために行う業務の範囲を条例第14条において示しており、その別表でございます。

具体的な業務といたしましては、アとして、地域の特色を生かした物販を展開する中、3階部分ですね、駐車場のフロア、あそこでは月ヶ瀬梅組合の販売する梅シロップ、それとか天城の水、出口の黒玉、ワサビの加工品や最近ではジオ菓子などの販売を行っております。

次に、イとしての業務ですけれども、誘客拠点としての展示事業、展示業務並びに新たな観光メニューとしてのそば打ち体験の開催、並びに地域づくり勉強会の開催など観光振興事業を行っておるものがございます。

次に、ウとして掲げられた業務ですけれども、この施設の管理業務については、私どもと連携して維持管理を行っておるということで御理解をください。

エについては、協定書・仕様書に記されない事項で管理に必要な業務であると考えておりまして、現在具体的に取り組んでいるものはございません。

以上が①の業務の範囲でございます。

続きまして、②展示物販の事業主体者はとの御質問ですが、事業主体者は一般社団法人伊豆市観光協会でございます。

③の収入についてですが、事業報告に基づきまして行う私どもの監査の中で確認済みの数

字ではございますがお答えをいたします。平成23年度の入場料は352万8,100円、販売収入については138万5,684円、平成24年度の入場料は915万5,000円、販売収入は445万7,529円を確認してございます。

続きまして、④についてですが、平成24年9月議会でも御説明をさせていただいております、これについては。業務仕様書に基づく事業であるため協会より提出される事業報告への記載はございません。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、1番目の裁判の結果をどう受けとめるかということについて再質問をいたします。

私が質問していること、先ほど言ったわけですがけれども、それに対して先ほど市長が長々といいますかね、ちょっと素人にはわからないようなことを長々とおっしゃって、私もあんまり理解できなかったわけですがけれども、もっとわかりやすいあれをお願いしますね、答弁を。私が質問してるのは、この名誉毀損裁判の判決は、何を示して、ビラの内容は菊地市長はどう受けとめてるか、先ほどの答弁では、私の訴えが受け入れられて安堵したと言っていましたけど、いいですか、市長は裁判を起こすときに、2件の小森氏の言っている2件の指定管理と天城支所の貸付は全くの虚偽であると、ちゃんとした審査会があり、市内部での検討会もあって、議会の承認を得ている、伊豆市の行政全部がでたらめと言っているようなもので、やむなく訴えると、こう言ってるわけですね。

それで、判決主文はどういうことかというのと、1、被告が原告に対して10万円支払え、これはさっきから言ってますけどね、原告のその余の請求をいずれも棄却する、原告というのは市長ですよ。訴訟費用は、これを50分しその1を被告の負担とするとなってるわけですね。最初に、菊地市長は300万円の損害賠償を請求した、2番目に新聞への謝罪広告を請求した、3番目に訴訟費用は被告の負担とせよと、こういうふうに3点言ったわけですよ。それが、300万円の請求が10万円に減らされたと、300万円が10万円ですよ。新聞への謝罪広告は必要ない、裁判費用のほとんど98%が原告市長持ちと、という判決をどう評価しているのか。

菊地市長、さっきこれは私が勝った勝ったっていうようなことを言ってたんだけどね、普通に見れば300万円の損害賠償、損害賠償は名誉毀損とかの損害賠償だと、普通もう100万円ぐらいすぐいくんですよ。それが30分の1しか認められていないということですよ。

それから、新聞への謝罪広告は必要ないと、これはこの前のオウム真理教の國松警察庁長官のあれにも載ってましたけど、新聞への謝罪広告は必要ないっていうのは、それはよくあることですよ。

それから、裁判費用の98%を原告が持てと、こんなことは、普通は民事裁判ではないんですよ、こんなことは。これについて、どういう評価をしてるのかと、自分がこれで勝ったと

思ってるんですか。要するに、ビラの内容は全部でたらめだと、それはさっき2%分はありましたよね。2%はそれは公募したかしないかということですよ。どう思ってるんですか。98%裁判費用、300万円が10万円になった損害賠償、新聞広告は要らないと、普通誰が考えたって、これは小森さんの言ってるほうが正しいと思いますよ。そこら辺どう考えてますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 非常におもしろいやりとりなんですけれどもね、さっき私が言ったでしょう。300万円貸したから返せだったら10万円じゃ困る。今回、私もただ残念なことには、ここは、小森さんは批判してるのは、伊豆市指定管理審査会だ、伊豆市観光協会だ、菊地だ、あとの2つは私はやってない、教育問題だから市長やる、権限外ですから、それは対象外ですからいいですけど、その3つのうち要するに菊地じゃないと言ってるんだから、指定管理審査委員長と観光協会長と私とやれば、それは判決の内容は変わります。そんなのだけ何も弟なんだから、兄弟げんかはおうちでやってねっていう世界ですよ。そういったことを裁判の中で明らかにされてるわけですから。仮に同じビラまかれたら、私はその判決書をコピーして、これ兄弟げんかだそうですって渡せば済む話であって、私の名誉、それから伊豆市長としての公正な行政運営を損なっている等々については、全く無関係なことが法廷において、裁判官が認めた内容で証明されたわけですから、何ら私がこうされた以上異論を持つ必要はないと思いますけども、だから私は言ってるんです。こういって関係ないところへ引用されると困るから、準備書面、陳述書、判決文、全部公開しますから、当時の議員さんの名前、当時公人ですからね、全部見て、内容をよくごらんになったらいかがですか、少なくとも議員の皆さんはということです。

だって、さっき読んだとおりですよ。菊地が不正行為をしてるなんて書いてないもんで言ってるんだから、別に私がそうですか何ら問題はないと思うんです。それによって、しかもここに非常に珍しい、元議員とはいえ、市長が一市民に対して、これは名誉毀損でしょうということに対して、確かに実害があった、違法行為だ、だから10万円払えというところまで、裁判所が認定していただいたことに対して、私の名誉はもう損なわれていない、要するにこれによって回復されたということで満足しております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、菊地市長は私が不正行為を働いてるんじゃない、それは証明されたわけですよ。それはいいですよ、それはそれで。じゃ何であなたは訴訟を起こしたんですか、裁判に訴えたんですか、何で訴えたの、それが1つと、それから10万円、10万円あれしたから勝った勝ったっていうのは、それはおかしいじゃないですか。10万円っていうのは、このビラには幾つも書いてあるわけですよ。天城会館にしても、東京ラスクの支所にしても、条文に書いてあるわけね、そのうちの公募もせずという、東京ラスクの公募もせず

にというところだけね、これは2%ってことです、それが、ほかのところは何でそんなの訴えたの、それをお聞かせください、何で訴訟を起こしたんですか。そんな自分が不正行為を働いてないって言うことが、自分でもわかってるんですね、書いてないんだから、書いてないのに何で訴えたのって言うことです。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この時点で、これを批判なく、要するに無視してしまうと先ほど言ったような指定管理審査会という、これは菊地市長の本人が入ってるわけではないけども、しかし、これは行政の一機能ですよ。それから、伊豆市と観光協会との契約関係等々を考えれば、これをそのまま無視する、あるいは受け入れてしまったら、伊豆市の行政全部でたためだらけだということになりますよね。だから、刑事で訴訟を起こす可能性もあったんです、これは、刑事で、しかし、刑事のほうでやるとうちの職員に大変な負担がかかるんですね。全部調べなければいけない、そうすると、これは当時の状況を考えると市の職員に過大な負担をかける刑事訴訟ではなくて、自分の責任でやむなくですよ、当時、市長候補者だから、やむなく伊豆市行政の公正に運営されてることを確認するために個人で名誉毀損訴訟を起こしたわけです。その裁判の過程の中で、過程の中でですよ、市長は行政で不公正してない、誤解をさせようとも思っていない、本人が一番気にしたところは全部こちらの主張が通ってる、お金のやりとりじゃありませんからね、この裁判。

しかも、湯の国会館については、小森さんは訴訟の中で、地元やらせるべきであって、随意契約もできるんだっていうことを主張されてるんですが、御承知のとおり、平成23年9月、皆さんの前の議会では、公募を前提にした条例改正が全会一致で通ってるんですよ、全会一致で、当時の議会は、平成23年9月に全会一致で公募を前提とした条例改正に賛成されてるんですよ。

それがしばらくしたら、やれ地元だ、随契だっていうのは、それこそ市長がゆがめてしまうわけですから、そんな市長が圧力かけるようなゆがめた行政はやりませんよと、私はふだんから言ってるのであって、そういった一連のものは、裁判所で認められたわけです。菊地は不公正なこともしてない、不公正なことをしたとも小森さんは言っていない、小森さんは、不公正なことをやってると誤解するとも思っていなかったと言ってくれているような判決を私が異論を挟む余地はないと思っています。

○議長（飯田正志君） 西島議員。

○10番（西島信也君） 市長は、それはやってない、やってないって言うからね、それはそうでしょう。だって小森さんだって、不正はやってないということを書いてるんだからね。それを何でそんな訴訟なんて起こすんですか、変じゃないですか。いいですか、今、名誉毀損の裁判のことなんです。いいですか、名誉毀損が認められるには、何が必要かということなんです。名誉毀損が認められるには。市長は小森さんを名誉毀損で訴えたんだから、

この人はこういうビラに真実でないことを書いて配布したと、市民が間違えるじゃないかということで訴えたわけでしょう、そう言ってるわけですから。いいですか、名誉毀損が認められるには、何が必要かっていうと、その表現行為が、このビラならビラの書いてある文言が、特定人の社会的評価を低下させるもので、いいですか、1番目、公共の具体的な利害に関係がない、そして本人だけのもの、2番目、その目的がもっぱら公益を図るものでないこと、このビラが公益を図ってないということ、3番目に、このビラに書いてある摘示した事実が真実でないこと、この3つが相まって名誉毀損行為、名誉毀損になるわけなんですよ、この3点を証明させれば、証明すれば、原告側が。

だけど、市長側ですよ。原告側が4人の弁護士を頼んで、何人頼んでもいいんですけど、これを裁判所に訴えたわけですよ。結局、2%しか認められなかった、ただ、公募もせずにといいるといって、そこだけしか認められなかったわけですよ、それは小森の間違いだということに認められなかったです。それを裏から見れば、配布されたこのビラは、判決文に書いてありますけど、公共性、公益性がこのビラにはあり、なおかつこのビラの内容は、ほとんどが真実であり、いいですか、ほとんどが真実であり、2%だけ、公募したか、しないか、その部分だけ真実性の証明がなされなかったと、こう解釈するのが当然でしょう。特に、ビラの内容がほとんど真実であるということが判決の中にも、よく見ますか、あるってことを言ってるわけですよ、ほとんど真実であるってこと、裁判所が認定したんですよ。菊地さんが、菊地市長が不正を働いたか、働かなかったか、それは別問題ですよ。裁判所が認定したわけだ、そういうことを、要するに市でやってることを、いいですか。

それから、私はそう思うんですけどね、そうじゃないなら言ってくださいよ。これから市長はこの裁判所のこの判決が出たわけですよ。それで市長はこれで満足ですと、安堵してるということにいるわけですけども、私は98%はビラに書いてあることは真実だと、そういうふうに思ってるわけですけども、この件について、市民にどのように説明して、真実ですよ、このビラの内容は、どのようにこれを改善していくのか、それとも改善する気はないのか、お伺いします。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 全く同じことを何度も繰り返さなきゃいけないんですけど、今この内容のビラの内容の真実性について、裁判所というのは審議しないわけです。今回の訴訟は、私の名誉毀損ですから、菊地の名誉が損なわれたか、個人ですからね、名誉が損なわれたかどうかだけを審査するわけです。わかります、その湯の国会館と天城会館について、指定管理の中の審査会の内容を審査したわけでもないし、それが正しいかどうかの政策判断もしないわけです。そこで、菊地が関与したのか、圧力を加えたのか、不正行為を行わなかったのか、行ったのかどうか、これは審査できないんです、裁判所というのは。わかります、だからその内容が正しいか、真実であるかとか、裁判官はそんなところ当然見てない、審査してない、考えていないんです。それが今回の個人の名誉毀損訴訟の限界なんですよ。限界な

んです。

ただ、今回は3つ提示した中で、1つ明らかに現職市長だから不利ですよ、しかし、内容は事実公募がされた、本人が公募がなかったと信じるに足る理由もない、現職市長でしかしその後再選したにもかかわらず、かわらざるでですよ、ここが300万円が10万円になったところですね。私が民間人だったら、当然こんな訴訟なんか判決なんか下りませんよね。そこまで参酌しても、斟酌しても、違法行為があったと、裁判所は認めたわけです。わかります、そこで今回限界のある中の伊豆市の行政の公正さを審査した裁判ではありませんから、菊地の名誉回復のための訴訟としては、十分にそこで正当な判決がなされたわけです。

しかし、問題は、問題はですよ、3発のうち3発殴られたか、3発のうち1発殴られたかっていう本質的な問題ではなくて、2発空振りだったら無罪ですなんてあり得ないわけですよ。3発殴られて2発空振りでも1発殴られれば、それは暴力行為、この内容は違法な内容だと、さっき判決にあったように違法性阻却事由はないと言ってるんです。この表現行為は違法であって、つまりそのチラシは全体として、当然違法な内容を含めば違法に決まっていますよね、こんなの、当然皆さんおわかりのとおり、そうですよね。それを市長選挙のために、あなたの事務所で当時の市会議員と一緒に、作成されたか、協議されたか、私は作成したとは言っていない、どこでワープロ書いたかわかんない、しかし本人、私はほかの議員さんにも伺いました。まだ告示前だから、選挙対策本部ではなくて、後援会事務所ですよ。そこで作成された、あなたの選挙のために違法行為を含む文書を作成を早くしたと言ってるんですよ。これは、議会の問題でしょうということを私は初日に議会に提起させていただいたわけです。

それは、全て判決において、菊地の不正行為はなかった、不正行為があったと誤解させる気もなかったんだ、ごめんねということを経験しておっしゃってるわけですから、弟の悪口書いちゃったけどごめんね、それに対して、私が何か、引き続きそこで内容はこういう書き方だけでも、ここは菊地の不正行為があったと言われたんだしたら、それを裁判所が認めたんだしたら、とんでもないということになりますけど、そもそも菊地の違反なんかしてないんだもんっておっしゃってるんだから、だから、それで別に差し支えございませんということだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 前には、市長はおれは不正はやってないと、正しいことやってんだと言うけど、この裁判の結果を見れば、どういうことかっていうことはみんなわかりますよ。要するに、ビラに書いてあることは真実、それは市長が不正をしなくても、例えばほかの人がしてるかもしれない、とにかくビラに書いてあることは真実だということでしょう。それで、市民に説明もしないし改善もしないということは、非常に問題のところだと思いますよ。

それでは、時間もないから次にいきます。

次は、天城会館指定管理料のことについて。

まず、細かく聞いていきますけど、天城ミュージアムっていうのが今ありますよね、天城会館の中に天城ミュージアム、これは展示館の中に入ってるのか、入ってないか、展示館の一部なのかどうなのかお伺いします。

○議長（飯田正志君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時40分

○議長（飯田正志君） 暫時休憩を解いて、会議を再開します。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 最後の発言で虚偽の内容がありましたから、私もちゃんとこれは議事録に載せさせていただきます。

繰り返しますけれども、判決において1と2のところは、菊地の名誉が損なわれているかどうかについての判決であって、その審査の内容について、あたかも誰かが不正行為をしたようなことは判決文では一切認めてないんです。そういった歪曲した表現を議会において繰り返されることは、議員としてあるまじき行為であって、ここはしっかり、しっかり確認させていただきますけど、そんな判決は、この判決文ではしておりません。

○議長（飯田正志君） 西島議員。

○10番（西島信也君） 菊地市長は不正行為を働いてないと、それはさっき言ったじゃないですか、観光協会長がどうしたとか、審査会がどうだとか、そういうことを言ったじゃないの、あんた自分の言ってることを忘れたら、思いだしてと言っただけの話だからね。

じゃ次の質問いってください。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 天城ミュージアムは展示館の一部かということですが、展示館そのものでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 天城ミュージアムでやっている展示業務ですね、今は大鉄道展とかやってるようですが、あれは指定管理の業務ですか、どうですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 展示業務については、基本協定並びに年度協定に基づいて、行っております業務の一環でございますので、そのように御理解ください。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは天城ミュージアムで入場料を徴収する、それから土産物を販売して収入を得ると、それも展示業務の中ということでもいいですかね、どうですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） これについては、平成24年9月議会で御説明をしたとおり、展示業務は仕様書に基づいて行っておりまして、当該地区の観光振興誘客対策を目的に行う事業費の一部として取り扱い、不足分を観光協会が指定管理料から支出しているということを御説明申し上げた次第でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） そのときの平成24年9月に質問した人は、もう今議員じゃないけど、鈴木初司さんという元議員ですけど、その人にね、鈴木さんから、鈴木元議員から言われて、要するに市への報告書に入場料収入が入ってないと言われたんですよね、言われましたよね、どうですか、覚えてますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） はい、そのときの答弁が今私が申し上げたとおりでございまして、さらに追加を補足いたしますと、そのときに展示業務を行っている事業者の単年度収支状況、損益計算書、貸借対照表、その写しを私どもの担当者が監査という形で確認をして適正であるということを確認していることもあわせて報告をいたしました。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） いいですか、今ね、天城ミュージアムでやっている業務は、天城ミュージアムでやっている業務はね、展示業務は指定管理の一部だよ、指定管理でやってるのが大部分って言いましたよね、大部分だよと。いいですか、じゃ入場料徴収、土産物販売、これも展示業務の一環だよと、指定管理の中だよと、観光協会ですか、委託してるところですよ。いいですか、この委託っていうのは、これは問題ですけど、丸投げじゃないかというあれもありますけどね、丸投げと私は思ってるんだけど、百歩譲って、委託しようがしまいが、市の業務なら当然収入、支出、決算書にそれを入れなきゃおかしいでしょう。市の業務ですよ。指定管理のほとんど大部分なんですよ。何で入れないんですか。

例えば自主事業っていうのがありますよね。ここで言えば伊豆市でもプールの指定管理な

んてやっていますけれども、自主事業で水泳教室なんていうのもやっていますよね、子供さん、大人に対しても水泳教室、それで収入取ってるわけですよ。料金取ってるわけですよ。だけど、それさえも、その指定管理者は入ってるわけですよ、収入、支出、決算に。何で、これは本体なのに、指定管理の本体なのに、何で市の業務に係る、何で収入、支出も入れないんですか、それに、収入、支出の中に。物販業務だってあれでしょう、物販業務だって、ここにも書いてありますけど、市の特産物の展示及び販売事業、あれだって指定管理でしょう、何で入れないの、だって市の、市から指定管理された部分じゃないですか、入れないっていうのはおかしいですよ。それはどう思いますか、市長、どう思いますか、そこら辺は。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 先ほど申し上げた平成24年9月議会で御説明をしたとおりですけれども、もうちょっと補足をいたします。

本件については、伊豆市と伊豆市観光協会とで指定管理協定を締結して、天城会館の事業計画書の提出を受け、年間の指定管理料を予算計上した上で議会承認をいただいて、指定管理料の支出をしておるということでございます。その中で平成24年9月議会で御説明をしたような形のを承認いただいているというふうに理解をしております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 去年の9月にそう言ったって言うんですけど、私は去年の9月は議員じゃないから知らないんですけどね、いいですか、平成23年8月に伊豆市指定管理者審査会ってというのが行われたんですよ。これには副市長も出てると思うんですけど、出てますよね。いいですか、そのときに、伊豆市観光協会から提出された天城会館の管理に関する業務の収支予算書には、収入ですよ、収入を言いますと、1番目、市の委託料が2,500万円、これは指定管理料と思うんですけどね、2,500万円、2番目、展示入場料収入、これが1,000万円、売店販売収入、3番目、120万円、こう載ってるんですよ。審査会に出した、その収支予算書は、議会にも出たと思うんですけども、それが載ってるんですよ。何でここで載ってて、入場料収入と売店販売収入がこの予算書に載ってて、何でここへ来て、去年もそうですけど、すっぱり抜け落ちているんですか、お伺いします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 提案書には、そのように書いてございましたことは、承知はしておりますけれども、それから実際に業務に移るに当たって、基本協定書並びに年度協定書で、その辺の御説明はしてあるつもりでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 説明をしてあったって、今説明してください。おかしいとは思わない、おかしいとは。だって、これからやりますよっていう、あれ始めたのが平成23年10月ごろからやっていますよね、11月ですか、ころからやっていますよね。その前の8月に、直前の8月にこういうものでやりますよと、こういう収支予算書ですよっていうのを出しておきながら、おきながら、何でこれ入ってきてないの、指定管理料は入っていますよ、展示入場料収入と売店販売収入、120万ってありますけど、さっきのお話だと四百何十万って言ってましたよね。おかしいじゃないですか、市長、これどう考えます、これ、市長さん、どう考えますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 先ほど来、申し上げてるとおり、本業務は当該地区の観光振興誘客対策を目的に行う事業費の一部として取り扱い、不足分を観光協会が指定管理料から支出しているということでございますので、入場料のところは、それは差し引きという形でやってあることを既に平成23年9月、平成24年9月の議会で御説明をしております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） だから、それが何を言ってるのかよくわからない、全然わかんないんですよ。確かに、いいですか、確かに、天城会館条例には、天城ミュージアムを運営するんだと書いてないですよ。当然入場料を徴収するんだったら、入場料徴収事業料っていうんですか、それを載せなきゃなんないのに載せてないということは、これはもともと、これができたのはいつですか、天城会館条例が改正されたのは、恐らく23年でしょうけど、もともと天城会館ミュージアムへの入場料は、市の収入にしないで、市の収入にしないでっていうのが大体おかしいね、おかしくないですか。だって、展示業務全体は市の業務ですよ、市が指定管理させてるんですよ、観光協会に。それを委託しようがしまいが、委託しようがしまいが収支決算書、決算書は出てきてないけど、決算書は出てるけど、これが載った決算書は出てないからね、どういうことですか。おかしくない、これ、副市長、どう考えます、おかしいか、おかしくないか。

○議長（飯田正志君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 本件の展示については、もともと指定管理業務については、伊豆市と伊豆市観光協会との契約でございます。議員が御指摘してる部分については、伊豆市観光協会が直接展示業務ということで、事業者との企画提案の中で、その中での契約のやりとりの中で入場料収入等、人件費等を含めた支出金額、それを積算した上での内容を決定してるということでございます。先ほど来、申し上げたとおり、私どもの監査において、そのあたりまで確認してございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 監査って、確認するっていったって、そんなあんた確認がありますかね。じゃ指定管理料2,380万円は何のために、どういうあれで支出してるんですか、お伺いします、2,380万円の使い道、いいです、言ってください。

○議長（飯田正志君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 指定管理料については、先ほど申し上げてるとおり、総経費から要するに売上充当分を差し引いた額、それを充当してるという形で理解をされるのがいいかと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 理解されるのがいいんじゃないですかって言ったって、理解できないから聞いてるわけですね、いいですか、去年の9月議会で、私は議員じゃなかったから、後で会議録を見せてもらったんですけども、今杉山部長さんを責めるんじゃないけど、杉山部長は、鈴木初司さんの質問に対して、協会決算に入場料収入が見えないの指摘に対して、いいですか、その辺のことについては真摯に受けとめて、平成24年度には観光協会と相談して改善するようにしますと言ってるんですけど、それで、市長は、この天城会館、この施設は目的外に施設を使用しているものから、そこはやはり部長からありましたように、毎年少しずつ改善をしますと、どういう改善をしたんですか、お伺いします。

○議長（飯田正志君） どういう改善をしたか。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） その点については、議員がおっしゃるとおりでございます、私のほうでも、平成25年度の契約のほうは、この辺がよく見えるように経理を分解して出すという形を指示してございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 25年度、26年度、25年度、ことしの契約ってこと、もうやってあるってことね、それは、改善してるってことね、どうですか。

○議長（飯田正志君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 答弁したとおりです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） このことについては、非常に不透明なんですよね、やり方が、非常に不透明、副市長さんも指定管理料のときに判こを押してるんでしょう、指定管理料の支払いのときには、押してますよね、600万幾ら、4回に分けてあるから。非常にこの経理は不透明、要するに、決算がちゃんとなされてないんですよ、これは。決算がなされてない、例

えば、いいですか、展示をするに幾らで借りて、年4回ありますけど、4回ごと違うはずですよ、何で当初予算どおり300万円、一括して、3カ月で300万円って、そうやって何で支出してるんですかね。

私が聞いた話じゃあの展示は、池袋か何かの百貨店でやったやつを終わったら、そのまま持ってくるっていうのを聞いたんですけどね、そんな金がかかっているとは思わないけどね、だからそこら辺の経理が監査してるって言ったけど、何にもちゃんとした監査じゃないと私は思うけどね、この辺はぜひ監査のほうでも頑張ってもらって、ちゃんと監査をしてもらいたいと思うんですよ。

この天城会館の管理、それから支出、指定管理の支出、これについては、森さんのせりふじゃないけど、非常に疑惑があると思ってるんですよ、非常に不透明だと。それでは24年度、23年度の入場料収入を入れたあれは出す気はないんですか、あるんですか、それを伺います。

○議長（飯田正志君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） そちらのほうは、もう経理が済んでおりますので出すことはできません。25年度については、先ほど申し上げたとおり、より明確にわかるように進めてまいります。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。あと何秒ですのでしめてください。

○10番（西島信也君） とにかくこれは非常に問題のある天城会館ね、あれだと思いますよ。そっちは23、24年度はもう終わったもんだから、おら知らないって言ってるかもしれないけど、ところがそうじゃないと思いますからね、またしっかりとちゃんと経理をやってくださいね、お願いします。

終わります。

○議長（飯田正志君） これで西島信也議員の質問を終了します。

#### ◎散会宣告

○議長（飯田正志君） 残る一般質問については、11月29日の午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時59分

平成25年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年11月29日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森修司	次長	飯田勝久
主幹	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長(飯田正志君) 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成25年第4回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長(飯田正志君) それでは、昨日の会議に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序8番の室野英子議員から発言順序10番の青木靖議員までを行います。

これより順次質問を許します。

◇ 室 野 英 子 君

○議長(飯田正志君) 最初に、13番、室野英子議員。

[13番 室野英子君登壇]

○13番(室野英子君) 皆さん、おはようございます。13番、室野英子です。

一般質問をさせていただきます。

伊豆市の小中一貫校について、教育長に答弁を求めます。

今回の行政視察において長野県の信濃町立信濃小中学校を視察してきました。小中学校の円滑な接続を目指し9年間を見通したカリキュラムで教育する公立の小中一貫校が急増し、ことしの春までに全国で100校が開校しています。

(1) 市内でも近い将来、小中一貫校を開校する予定はとありますが、これは市の学校再編計画から各地区の小学校の再編の後だと理解しておりましたので、遠回しにこのような設問をしましたが、本日、新聞紙上にも教育長が来月土肥地区で小中一貫校の説明会を開催する予定だというふうにはっきり載っていましたので、(1)については答弁は不要です。

(2) 一貫校を推進する目的にはいろいろあると思われませんが、伊豆市で小中一貫校を進める目的をどのように考えていますか。

(3) 以前に視察した、やはり小中一貫校の京都市立の大原学院も今回の信濃小中学校も、ともに地域の並々ならぬ協力の中で子供らと一緒に学校も育まれていて、それが教育の成果につながっているとの認識を持ちました。伊豆市で実施するに当たり、どのようにしたらそのような地域との教育環境をつくり上げられると考えていますか。

(4) 9学年を収容する校舎のこと、通学対策、小中を指導できる免許の教員の確保や保護者の説明会の開催を初めとして、多くの問題に対して十分な時間が必要だと考えています。どのような見解をされていますか。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの室野英子議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。

それでは、室野議員の伊豆市の小中一貫校についてお答えいたします。

1点目については省くということで御了承ください。

それでは、2点目からですが、まず伊豆市で小中一貫校を進める目的です。昨日の質問でもお答えしたとおり、メリットに加えて児童生徒数の減少により子供たちの活動に制約が出てくる面を解消していくことができるというふうに考えております。現在でも小中学校で交流活動を進めておりますが、日常的な清掃や部活動などにおいても小中学生の交流が図られ、子供たちの活動に幅をさらに広げることが期待できます。

3点目のどのようにしたら地域との教育環境をつくり上げられるかについてです。

議員のおっしゃるとおり、土肥地区で小中一貫校を推進する場合は、地域の方の協力を得ながら、地域と一緒に子供たちを育て、教育の成果につなげることが重要だと認識しております。したがって、今後の検討課題の大きな一つとして、小中一貫校には地域の方との交流を考えた教育との複合的な施設を併設できれば理想的であるというふうに考えております。

4点目の9学年を収容する校舎など多くの問題に対して十分な時間が必要だと考えるが、どのような見解かについてです。

これも議員のおっしゃるとおり、小中一貫校を開校するには、いろいろ解決しなければならない問題や課題があり、多くの時間と予算が必要となると考えておりますが、土肥地区では一体型の小中一貫校を推進していくとの保護者や地域の方の理解が得られれば、土肥地区の子供たちの教育環境を整えるために可能な限り早期に課題解決に向け取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

室野英子議員。

○13番（室野英子君） 教育委員会の平成24年度の自己評価報告書というのを拝見しました。

これは学校再編成計画の推進については再編計画に基づき順次再編成を行っており、天城小の諸問題の課題解決が図られましたが、修善寺地区の再編成に係る説明会等には着手できなかったので実現度をBとしたとありました。A、B、Cとあるんですけども、やっぱりちょっと修善寺地区については再編成の説明が少なかったのということでは理解できました。

この土肥地区ですけれども、土肥地区では来月一貫校に向けた説明会を開くと聞きましたが、ああもうこれは準備に入っているなと思いました。でも、土肥地区が土肥小と土肥南小

と一緒に頑張ってよい成果を上げているのは承知しておりますが、ここで小中一貫校に急いでいるような気がしていますが、それはなぜですか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これにつきましては、小学校につきましても中学校につきましても、今現在この小中、人数ということもありますが、この小学校、中学校、土肥地区においては今の教育活動の中においても、ここ4年ぐらい前からですか、伊豆市の教育委員会の指定という形で一貫教育、これを推進していただいているという中で、今、その成果も昨年度教育センターの総会の中でも発表していただいたわけですが、多くの成果を上げてきているという中で、急ぐということよりも、その一貫教育をさらに発展的にしてやる、早く今の成果をさらに深めていく、このことが土肥の小中学校の児童生徒にとっては必要ではないか、それをとにかく早く実現をしてやりたいと。これは地域の方の要望もありますし、そういう中でこの推進というふうにお考えいただければありがたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

室野英子議員。

○13番（室野英子君） それでは、土肥が小中一貫校になった場合に地域との連携を深めるために複合施設を考えていると答弁されましたが、もうちょっと具体的にどのようなものを考えていらっしゃるのか教えてください。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これについてはまだ具体的にこれから検討していきますが、考えられる複合施設、1つは、例えば図書館、今、土肥の支所に図書館があります。その施設を例えば土肥中のその施設に移管をする、そうすると、そこに市民の、要するに土肥住民の方々もそこへ来る、それから小学生、中学生、お年寄りもそこで図書館の利用をする、そこには小学生、中学生もいる、それから、あとは例えば今、読み聞かせとか地域のボランティアの方がかなり学校へ入ってきています。そういう方々の集まる場所、それらも確保することによって、いつもそこの、学校へ行けば、そういう施設のところに行けば、子供たちといつも交流できる、そういう施設も考えられるというふうに思っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

室野英子議員。

○13番（室野英子君） 小中一貫校では本当に地域とのつながり、地域の協力が大変必要だということは大原学院に行ったときも、大原学院では京都の名産のしば漬けを大原学院でつくって、それを地域の人に教わって販売して、とても子供たちも社会性もついているというようなことを勉強してきました。今回行った信濃小中学校でも、黒姫山とか野尻湖のある町だったんですけども、黒姫高原に都会から別荘を持っている人たちが本当に一流の演奏者

であったり、それから学者だったり、そういう人たちにどんどん学校の中に来てもらって子供との交流を深める、それから夏休みに来る大学生たちが子供たちと一緒にいろんな活動をしたり、東京音楽大の学生さんたちと一緒に合唱をすとか、そういうような交流が本当に子供たちに、田舎の子供だけでも社会性もつくし、憧れのもとになるような、そういうことを工夫しているということを校長先生が話してくれました。

修善寺中学校では昔からキャロットクラブというのがありまして、月に1回、私もその最初からのメンバーなんですけれども、毎月中学校に行って中学校の子供たちが地域の大人と話をするという機会もとても大事だと思うんですけれども、あと学校の行事に参加している協力しているんですけれども、そういうようなキャロットクラブのような学校支援活動をしているところはほかの中学校にはちょっと見当たらないような気がして、今、教育委員になられた梅原龍一さんも中心になってやってくださっているんですけれども、天城中学校に私がいつかお邪魔したときに、修中で教頭先生だった方が校長先生になっていらして、ああいうのが天城中にもあるといいですよねと、きっとほかの学校でもそういうふうに思ってもらっしやると思うんですけれども、そういうようなものを行政からつくっていただくというのは無理でしょうけれども、そういうものをつくる工夫というか、そういうことは教育長さんはどのようにお考えですか。

○議長(飯田正志君) 教育長。

○教育長(勝呂信正君) 昨日も私が話をさせていただきました10年後のビジョンということで、その中にやはり地域、伊豆市版のコミュニティスクール、これをやはり、今キャロットというのがあります。これは非常に私もいい組織だなと思っています。やはりあの組織は地域の方々が組織をして、委員ではないんですけれども、それぞれボランティア的なところがあるかもしれませんが、そういう方々が集まって学校を支えていただける、そういう組織をこの伊豆市のどの学校にもつくっていく、これが要するに私が昨日話をさせていただきました伊豆市版のコミュニティスクール、子供づくりの協議会、そういうものをつくっていただくと、今、議員がおっしゃったとおりの、そういう私自身もイメージを描きながら進められればいいな、そんな思いがしております。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

室野英子議員。

○13番(室野英子君) これも提案なんですけれども、毎年夏休みに子供がラジオ体操をやりますね。そのときに私の住んでいる横瀬では、地蔵公園というところに子供と同じくらいの数のお年寄りというか、私たちくらいの人に来て一緒に体操をしていました。もう大分前のことなんですけれども、子供たちはスタンプを押すカードを持っているんですけれども、私たちにもいただけませんかと言ったら、教育委員会で何年か前でしたけれども、判こを押さったことがあったんですけれども、そういう交わりというの、ちょっと再編とは外れますけれども、地域で子供を育てるという面からいうと、そこで私は本当に地域の子供の

名前も覚えまして、その後子供たちも通学のときに挨拶すると、どこのおばさんだなというのがわかるし、そういうことも高齢者にとっても毎朝ラジオ体操で体をほぐすというのはとてもいいことだと思うので、そういう奨励するようなことも教育委員会でこれから進めていって、子供は少なくなるけれども地域でみんなで育てるという意識を統合するためには有効だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） やはり地域の人たちが子供たちとかかわっていく、そして地域の力で子供たちを教育していただく、これは非常に大事だと思います。それと今度は裏を返せば、地域の人たちの子供を教育する力、教育力、また家庭の教育力、そういうものもいかに高めていくかということが重要ではないかなと。昨日も市長のほうからもありましたように、やはり市民全部が一丸となってどういうふうにして子供たちを育てていくか、そういう視点で話し合っていくということも必要であるというふうに教育委員会も認識をしているところで

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

室野英子議員。

○13番（室野英子君） 先ほどの伊豆市教育委員会の自己点検評価報告書の中に、一貫校は人間性の育成に必要な学力、社会性、体力の向上を目指すというふうに明記されていますが、これについてももう少し具体的に学力、社会性、体力、どのような考えを教育長が持っていたらっしゃるか教えていただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） やはり子供たちの成長というのは、今おっしゃいましたように知、徳、体、このバランスをいかにとって成長させていくか、それにあるというふうに思っております。したがって、当然各学校においては教育目標、それから重点の中にはその知、徳、体ということを重点にしながら、その教育活動を進めていただいています。それは教育委員会としても認識をしております。各学校でそういう取り組みをしていただいているということに対しては、非常に校長先生を初め職員には感謝をしている、それが大事なことですよということでお話もさせていただいております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

室野英子議員。

○13番（室野英子君） 私も小中一貫校については賛成です。反対ではないんですけれども、やっぱり下の小学校でも中学3年生と一般に言われている中学3年生と9年生というのは違います。9年生は、やっぱり下級生をいたわるというか、そういう心が育っていきます。また下級生は本当に上級生を憧れの的として見る、そういうような環境で、とてもいいという

ふうに説明はされました。私も、学年を超えていろいろ交流して刺激し合うというのは、今、子供の家庭でも兄弟が少ないし大変いいことだと思っておりますが、8年生、9年生とか上級生、中学生は同学年の友達同士で競い合いつつ育むべき学力や体力があるはずです。それで、そういうようなものは人数が少ないからしょうがないとはいっても、どのようにして補っていったらいいと教育長さんはお考えですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 今、議員がおっしゃったとおり、私どもの時代というのは縦割りというんですか、上級生がいて、それは学校だけではなくて地域においても、そうして一緒に遊んだり何か行事をやったりとか、そういうのがありましたけれども、恐らく今は地域でもそういう縦割りというのが、縦割りというかその上級生、下級生の中で一緒になってというのはない。それを補うために、今、各学校は小学校、中学校もそうですが、縦割りという形で給食を一緒に食べたりとか、縦割りの行事を取り入れたり、縦割りで掃除をやったりとか、上級生、下級生一緒になって掃除をやるとか、そういう取り組みをしております。

この小中一貫というのは、小学校から中学校、その年齢層の中でそれぞれの上級生が下級生を思いやる、それから下級生はその上級生を敬う、そういうお互いの姿を育てていきたい。

それからもう一つは、小中一貫の中で今まで問題になっていたのが、小学校、中学校はどちらかという小学校は小学校、中学校は中学校、中学校に来て悪いのは小学校のせいだとか、また小学校は中学校に行けば中学校がちゃんと育てないからだとか、そういうことでなくて、やはりそのギャップ、小学校から中学校をいかに義務教育の9年間つなげていくかというところにこの小中一貫の意味もあるだろうし、また今言った上級生、下級生の縦の関係、これをうまく育てていく、これが大事なところに含まれるだろうと、そういうふうに私は思っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

室野英子議員。

○13番（室野英子君） 8年生、9年生の子供たちにも将来があるわけです。高校、大学とかそういうときに、学力がちょっと私は不安になるということがあるんですけども、支援員さん、何か講師とかそういうところで特にそういうところを補充するとか、そのようなお考えは。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） やはりこのところ、支援員については、軽度の発達障害をお持ちのお子さんもしゃったり、それから、また当然学力でなかなかついていけない子たちもいることは事実です。そういう中で当然そういう子たちを補う、なかなかその子1人に1人の先生をとということにはいかないわけですが、やはりその子を中心として担任がその子に

全てかかることはできません。できませんので、当然その子を中心として、支援をしていく体制は必要だというふうに思っておりますので、これは予算面でも教育委員会としては極力お願いをしているところでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

室野英子議員。

○13番（室野英子君） こういう全国的に少子化で児童生徒は減少していますし、もう小中一貫校が将来どんどん増加するというのは、そういう傾向は明らかです。でも私は本当に8年生、9年生に当たる子供たちの意見というか、そういう子供たちが、私は20年近く毎年、青少年健全育成大会で彼らの主張を聞いています。そうするとその子供たちの、中学生の主張が純粋で真摯で、本当に私たちが心洗われるようなしっかりした考えを持っています。ですから当事者である子供たちの声を聞く機会を持つことが考えられませんか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 発表する子供たちの声を同世代の子供たちに聞かせるということでしょうか。

〔発言する人あり〕

○教育長（勝呂信正君） すみません、ちょっと確認させてください。

○議長（飯田正志君） では、ちょっと質問の確認ですので。どうぞ。

○13番（室野英子君） 今こういう流れになって伊豆市でも小中一貫校が進められていますけれども、子供たちは、8年生、9年生の子供たちをどう思っているのか、その子供たちの声を聞く機会というのはあるんでしょうか。

○議長（飯田正志君） では、答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 一貫校についてですね。そのところにつきましては、これは特に土肥地区においては今の3年生、2年生、1年生も含めて、例えば体育的な行事、これは運動会でも小学生が種目に参加したりとか、また中学生がその小学校に行って応援をしたりとか、そういう中で私も中学校2、3年生の声を聞きますと、やはり小学生と一緒に活動する、そして自分たちがその小学生にいろんなことを教えたり、そして小学生がその自分たちの姿に感動してもらうことに対しては非常にやりがいとか自分たちの自尊心だとか、そういうものが、自尊心という言葉は出ませんが、うんと自分は面倒を見てやったとか自分自身のその思いというのは高まっているということは間違いない、そういう声を私は聞いていることはあります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長(飯田正志君) これでは室野英子議員の質問を終了します。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長(飯田正志君) 次に、2番、三田忠男議員。

[2番 三田忠男君登壇]

○2番(三田忠男君) 2番、三田忠男です。

通告に従い一般質問いたします。

昨日の杉山議員及び木村議員と重なる質問も多々ありますが、御容赦ください。

伊豆市の最大の課題は人口減との認識のもと、あらゆる施策の取り組みを推進しておりますが、雇用、定住、所得保障等の課題とともに、それらを土台から支える生活の安心、安全、結婚し子供を産み育て、住みなれた地域で安心して老後を送るためには、生活の部分で社会保障の充実、とりわけ社会福祉と医療保障は欠かすことのできない政策であると認識し、質問させていただきます。市長部局にお願いいたします。

1点目として、介護保険の現状と課題です

現状のサービス量は不足している部分がありますでしょうか。要介護あるいは要支援認定者の割合は全国平均では17.8%と出ております。静岡県は約15%で低いほうから4番目、静岡県は健康な県だという前提になっておりますが、その点、伊豆市はどんなものなのか、それに基づくいろんな施策の質問状況を高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の平成26年までの数値目標から見ていかがでしょうか。

今後、重点的に置く分野はございますでしょうか。あるいはそれらを保障する人材確保についてはいかがなものでしょうか

介護保険外の高齢者サービスの現状と実態はいかがでしょうか。

また、報道されているような、まだ確定はしていませんが、いろいろな制度変更について、伊豆市で独自に検討されているようなことはありますでしょうか、よろしくお願いたします。

2点目として、障害者福祉の現状と課題についてお伺いいたします。

第2次伊豆市障害者計画・第3期伊豆市障害者福祉計画の進捗状況について、介護保険と同じく各事業の数値目標と比較していかがなものか、お伺いいたします。

2番目として、福祉避難所についてお伺いします。高齢者分野では既に特別養護老人ホーム等に設置されておりますが、障害者分野では今までなかった感がありますが、新聞あるいは広報等の報道のとおり、障害者分野での福祉避難所も設置されました。それらの現状と今後の整備状況について改めてお伺いさせていただきます。

3番目として、介護保険と同じく障害者分野でも来年度からの新制度の変更があります。ケアホーム、グループホームの一本化とか、あるいは重度の訪問介護者の知的障害、精神障害への利用の拡大とか、あるいは刑務所等の矯正施設に入っている方の地域移行を推進する

とか、あるいは救護施設等の平均14年くらいの方が1万7,000人も入っているそうなんです、そういう方の地域移行を進めるというような新制度になるわけですが、伊豆市として検討していくことがあればお伺いしたいなと思います。

3点目として、児童福祉の分野の現状と課題についてお伺いいたします。

子育て支援の中で、今までの市民からの強い要望等の事業について、何か新規事業の要望はありましたでしょうか。

少子化の流れの中で、児童福祉分野での重点的にどのような施策を展開する予定があるかお伺いしたいと思います。

その流れで、3番目として、認定こども園等の保育所、幼稚園等の再編計画の必要性はありますでしょうか。これは今、小学校の小中一貫教育等が言われていますが、同じく地域的な流れとかを見ても、やはり保育所、幼稚園等の再編計画は必然として出てくるものと認識しますので、お伺いさせていただきます。

4番目として、障害児の支援策、発達障害等の支援がおこなわれている分野での伊豆市としての過不足、あるいは東部地区での全体的な過不足等についての認識、あるいは検討事項がありましたらお伺いいたします。

最後になりますが、地域医療の現状と課題についてお伺いいたします。

これから地域包括ケアという概念のもとで、医療と介護の連携、あるいは他の施策との関係で、本当に住みなれた地域で生活させるためには、病院関係者と診療所との連携とか医療機関と介護事業所との連携とかが非常に大事になってきます。そういった連携なしには地域ケアの体制はあり得ないと認識しております。ともすると、縦割り行政の中で違う部局になりがちな関係なんです、それが一体とならないと、本来の地域包括という概念は構築できないと考えますので、伊豆市としてそのような方が集まって検討するような会議はありますか。なければ、その必要性について伺いたいなと思います。

2番目として、これも毎回言われていることですが、医師、看護師、あるいは介護従事者等も足りないと言われている中で非常に大変なことなんです、改めて医師の確保、医療従事者の充足等について検討している事項があったらお伺いしたいなと思います。

細かい点については改めて再質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長(飯田正志君) ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長(菊地 豊君) 皆さん、おはようございます。お答え申し上げます。

まず、1つ目の介護保険の現状と課題についてですが、まず、現時点で特別養護老人ホームの入所希望の方が約160人いらっしゃいます。その中でも必要度の高い、それほど高くない、いろいろいらっしゃいますが、来年度には70床の特別養護老人ホーム天城の杜が開設されますので、その時点でサービス量が不足している分野はおおむね解消されるものと見て

おります。

なお、今後重点に置く分野ですが、重度の要介護の方々あるいは医療ニーズの高い方々に對して、住みなれた地域や御家庭で安心して暮らしていただくことができるような訪問介護や訪問看護、リハビリなど、こういった事業に重点を置いた支援が必要であろうと考えております。

そのほかについては健康福祉部長から説明をさせます。

次に、障害者福祉の現状と課題についてですが、第2次伊豆市障害者計画・第3期伊豆市障害者福祉計画の進捗状況については、障害者地域自立支援協議会を核として協議しており、おおむね良好に進んでおります。特に障害者の就労継続支援については協議会の就労支援ネットワーク部会の働きもあり、目標を上回る実績という報告を受けております。今後は障害者の地域移行等、個々の支援計画の充実が課題と考えておまして、その他の具体的な事業内容等については、担当の健康福祉部長から説明をさせます。

それから、3つ目の児童福祉の現状等についてですが、ことしも10月、11月に市内の保育園、幼稚園、こども園を全て回らせていただきました。保護者の方々の参加数がそれぞれあるのですが、率直な御意見を賜り、その中で特に多かった御要望は、低年齢児の保育、ゼロ歳児からの保育ということですね。それから毎年必ずあるのが児童公園の整備、安心して遊べる公園が欲しい、これは私たちの時代とは違うんですね。それから子供医療費助成の入院時の食事医療費の助成などがありました。今後こういった御意見を反映させることを考えてまいりたいと思います。

それから、幼児教育の再編成も現在考えておまして、現在、中伊豆地区にさくらこども園と橘保育園がございます。これをある時点で統合させていただき、より充実した新しいこども園をどこか適切な場所、保護者の皆さんが送迎しやすいところ、あるいは他の施設と隣接したところ、そのように移転し、建設することを考えております。まだ具体的な計画には至っておりませんが、そのようなことを構想しております。それから天城湯ヶ島地区、現在2幼稚園、1保育園があるんですが、これもより保護者の皆さんのニーズに合った施設にするとともに、多くの子供さんたちが楽しく過ごせるような施設とすべく統合して新しいこども園を整備する、このようなことも現時点で構想しています。

ただ、新しいこども園をつくる場合に、いろいろな財政負担とか後の運営、伊豆市はこれからは職員の数を減らすことも強いられておりますので、いろいろな諸条件を考えると、基本的には民営化なのかなということ考えております。

次に、障害児支援ですが、保育につきましても保育園、幼稚園、こども園では加配職員、定数以上の職員を配置して受け入れを行っております。重度障害児に対しては市内に受け入れ施設がなく、特別支援学校への通学手段と放課後の居場所の確保、発達障害児に対応する医療機関の不足などが上げられ、御家族の大きな負担になっていると認識しております。

先日行われました東部市長会議、これは富士宮から下田までの11の市が参加している東部

市長会議というものがあるんですが、そこで療育支援事業が非常に大きな課題となって協議をされました。静岡県東部には専門のお医者さんがいらっしゃらないんですね。ですから相談はできても診断ができない、適切な対応策を診断をいただいた上で考えることができない状況ということで、これは議員の皆さんを中心とした療育支援、発達障害児を支援する会議でしたか、今後はそちらの支援をする会と東部市長会が連携をして、県のほうに強く申し入れをしていきたいと考えております。

最後に、地域医療の現状、これはもう本当に御承知のとおり、大変厳しい状況でございます。私が市長になりましてから年1回、市長と病院、診療所のお医者様との間で地域医療懇話会を開催しております。これまでも5歳児健診だとかジェネリック医薬品の活用の仕方だとか、具体的な一定の話し合いの成果を得ていると認識しております。

介護保険事業所と医療機関との連携では、地域包括支援センターを中心に各圏域ごとに会議の開催や市主催の医療関係者との会議などを実施しており、連携の強化に努めているところでございます。

それから医師の確保ですが、市内に診療所が13施設、医師が18人、これが現状ですが、10年前よりも6人の医師数が減少しております。また市内5病院の医師の充足率はおおむね8割程度となっており、医師不足が深刻となっております。ことし、年当初からいろいろなところに私も、伊豆赤十字病院長やいろいろな方々と御一緒に日赤本社、当然静岡県厚生部、それから県内の大学病院、いろいろ訪問して要望させていただいたり、市内出身のお医者様に直接、市内に戻っていただきたいという期待を込めた手紙を差し上げたり、できる範囲内の最大限の努力はしておるつもりですけれども、一進一退、お1人確保できればまた1人減りというような状況で、これは基本的に国の施策がこのような形で、国が当初描いていた目的とは別の形の効果が地方であらわれてしまったということもあり、地域医療のあるべき姿については引き続き県と国等にも申し入れながら、伊豆市でできることを最大限果たしてまいりたいと考えております。

○議長(飯田正志君) 次に、健康福祉部長。

[健康福祉部長 鈴木 正君登壇]

○健康福祉部長(鈴木 正君) おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、第1点目の認定者の割合なんですが、約14.7%、県平均よりは若干低くなっております。ただ数値目標で見ますと、平成24年度の実績ですが、40人から50人ほど数値目標は上回っております。

それから、3番目の人材の確保という点ですが、御存じのとおり、介護保険のヘルパー養成につきましては国の制度が変わりまして、うちのほうではできないということになっております。その関係からどうしても民間にお願いをするというような形になってくるかと考えます。ただケアマネジャー等の質の向上等の研修は、私どものほうで積極的に行っていかなければいけないというふうには考えております。

次に、4番、5番の介護保険外の高齢者サービスの現状と実態なんですが、元気はつつ事業やレクリエーション、転倒予防などを今現在やっております。ただ利用者が固定化している、高齢化しているという問題が課題となっております。

制度改正によりまして、比較的軽い要支援の方のデイサービス、それからホームヘルパー等が平成29年3月までに地域支援事業に移行される予定ということになっております。昨日もちよっと杉山議員の質問にお答えしたんですが、自分たちだけで、行政だけで考えて押しつけるということではなくて、事業所等の意見を聞きながら、できるところから積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、特養の入所条件が御存じのとおり、介護度3以上になるということが決まっております。今後は、介護度の低い人で入居を希望する人、例えば独居で生活が困窮しているんだが介護度は1しかないというような方が現在いらっしゃいます。そういう方の入居施設を考えますと、伊豆市にもケアハウスが必要になってくるというふうに考えております。

続きまして、2番の障害児の現状です。目標数値ということなんですが、グループホームにつきましては、平成21年の実績が目標値21に対して11、それから平成23年度には、15に対して15というふうに一応目標数値はクリアしておりますが、市だけでなく、グループホーム等につきましては県下でも不足しております。そういうことで今後課題になってくるのかなというふうには考えています。

それから、2番の福祉避難所ですが、既に伊豆市では、伊豆中央ケアセンター、それから土肥ホーム、それから特養中伊豆の3施設に加えまして、先日、中伊豆リハビリテーションセンター、それから駿豆学園と提携しまして、現在5施設と協定を結んでおります。今後とも多くの施設と結んでいきたいというふうには考えております。ただ県のほうも若干おくれておりまして、来月、ふじのくにしあわせプランということで福祉避難所運営マニュアルというような説明会を行うということになっております。市としましてもその辺を検討しながら、協定している施設と協議を重ねながら、どういう形で運営していけばいいのかというふうには考えております。

続きまして、3番の新制度内容の準備状況ですが、平成25年4月に障害者総合支援法となりまして、要綱等の改正を進めております。今後、市が実施します地域生活支援事業の必須事業についても、専門性の高い人材などを登用しながら、地域格差ができないように対応していきたいというふうに考えております。これにつきましても平成26年4月からの改正点もございまして、これにつきましてもまだ国、県のほうから正確な情報が入ってきておりません。その関係から、正確に情報収集しまして対応していきたいというふうな形で、今準備をしております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） それでは、時間をいただきまして、順次質問させていただきます。

まず、介護保険のほうなんですけど、先ほど出ました天城の杜の改めて進捗状況と開設時期ですか、あるいは事業内容等について変更があるのかないのかも含めてお伺いさせていただきます。

○議長（飯田正志君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 天城の杜の開設時期なんですけど、御存じのとおり、国の当初予算、平成25年度の予算が成立がおくれまして、その関係から県のほうの認可が延びております。そういうことから、開設というか完成は多分来年の5月末、当初目標より2カ月程度おくれるのかなというふうには考えております。これにつきましては理由としましては、今申し上げたとおり国の予算がおくれて許認可がおくれたと、そういうことでございます。

建設の進捗状況なんですけど、全体の約20%、来月には約40%ということで、県の中間検査が予定されております。

それと、もう1点、質問ではないんですけど、申し込みというかの状況なんですけど、事業所のほうで伊豆市の修善寺のほうに事務所、準備室を設けております。そこで来月の3日から申し込みの受け付けを始めるというふうには聞いております。また具体的につきましては広報等で市民のほうにPRをしていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） ありがとうございます。

そうしますとソフト面の人材の確保等については情報等ございますでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 法人のほうの話を若干聞きました。市内というか、広く募集をかけているみたいなんですけど、なかなか人材が集まらないということ聞いています。ただ、ある程度の人材がそろってきたということで面接を始めているということ聞いています。それから、不足するヘルパー等につきましては、事業所等がグループ企業の中でグループホームまたは老人ホーム等を運営しております。そういうところからある程度一定の人数をこちらのほうに回すというふうには聞いております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 以前、伊豆市独自で人材確保、養成とともに、奨学金制度等の充実の中で伊豆に定着する人材を確保したらどうかというような質問をさせていただきましたが、財政難の折、非常に厳しいかと思いますが、まだそこまでいっていないとの認識でよろしい

のか、何とか他の事業所を含めて集まるだろうかというような行政的な認識はいかがでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 正君) 信愛会、それから春風会のほうで伊豆市で人材を集めるために研修を実施していただけるというふうな話を聞いております。ただ今年度ではなくて来年度から始めていただけるというふうな話は聞いております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) 細かくて非常に申しわけないんですが、報道されているような制度変更が伊豆市の介護保険、財政面ではどのような影響が出るか聞いてみたんですが、まだ不確定な要素で申しわけないんですが、私の資料では、伊豆市が第1号被保険者の月額基準額は4,100円で設定し、全国平均が4,972円、それが新制度で高所得者は2割負担になるということになると、全体的に40円ぐらい月の単価が減らせるとか、施設入所者等の補助給付の食事代等の変動をはかると37円減らせるということ、あるいは特養がより重たい人が入ると給付料が上がるだろうとか、あるいはデイサービス等が介護保険外の総合支援事業になったときに単価は伊豆市が独自で決めるとかなったときに、もろもろ考えて感想で結構ですが、介護保険が上がるのか下がるのか、どんな予測のもとで、つまり平成27年の計画をそろそろ立てなければいけない時期ですので、あえて伺わせてもらって、ちょっと気がせつちかかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 正君) 議員のおっしゃるとおりでございます。当然要介護以上は変わらないわけですが、要支援1、2の方のヘルパー、それからデイサービスが地域支援事業に移っていきます。地域支援事業は、現行ですと、目標の3%が補助対象という介護保険のルールの中に含まれております。それが何%になるかによって随分金額が変わってきます。仮に8%になれば5%分で数字が大きいものですから、当然一般財源を圧迫しないということで、当然65歳以上の保険料には影響しません。ただ8%になるのか、それが5%ですと2%しかありませんので、逆にいいますと、一般会計を圧迫する、また65歳以上の保険料に加算しなければならないと。この辺が今、国のほうも数字を出しておりません。有識者のほうですと8%ということなんですが、この辺によって随分変わるのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） この分野では事業者が非常に心配していると思いますので、答弁にもありましたように事業者の意見の確認をしつつ、よりよい制度になるように御尽力いただければと思います。

次に、障害者分野の確認をさせてください。

先ほど福祉避難所が障害者分野でもできたということですが、いわゆるまだ中身等については県全体でおくれているということですので、その指定されている避難所等の意見も聞きながら県にも提案するような形で進めていただけたらありがたいなと思います。どんな設備が必要になり、どんな人材を配置しなければいけないのかとか確認したかったんですが、まだ県等の兼ね合いでは、ここは省略させていただきます。

障害者の分野で市長もおっしゃっていましたが、就労の支援と地域移行ということなんです、伊豆市の地域移行者の実態というのがもし把握できていたらお願いしたいということ、地域移行したいというケースがあるにもかかわらず、それができなければ、どこに原因があるのか、どのように分析されているのかお伺いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 地域移行の伊豆市の希望者については1名ということで、もう支給決定がございました。この方については一応できているわけなんです、先ほど言いましたように、グループホーム等が県内も含めまして、当然市もそうなんです、全体に不足しているということで、そういうことで一番問題になるのは、移行が決定した後の移行先というふうには考えております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 移行はしたいんだけどお金がないとか、あるいは住む場所の確保ができない、これは高齢者の分野も同じなんでしょうが、そういった意味で市営住宅等の活用はできないのかと。市営住宅が満杯ならばまた違う質問になりますが、もしあきがあるならば、制度を変えてでも、そういった単身の障害者が使えるようにならないでしょうか。これも前にも質問させてもらっていますが、改めていかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 市営住宅ということですので、私のほうで答えさせていただきます。

まず、市営住宅については満杯ではないです。というのは、必ず1部屋、2部屋はあけて

おかないと、万が一の災害時のときに逃げる方というんですか、そういうことを考えて満杯にはしないということになっています。またもともと障害者の方が住む市営住宅という形で家を建てていません。伊豆市の場合には、低所得者の家族が住むということで市営住宅、当時町営住宅を建てていますので、こここのところの廊下の広さであったりとかトイレの広さ、浴室の広さ等、軀体をいじってまでの改造というのは隣に人も住んでいますので、ちょっとそれも不可能かなというところになっています。ただ法律上は単身の方が住めるようなことにはしましたけれども、建物自体がまだそれには対応していないというのが現状です。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) せっかく建設部長に答弁いただきましたので、すみません、急遽触れさせていただきます。

駅前の整備の中のバリアフリー化とか移動困難者への配慮についての質問なんですけど、これも前回質問させてもらいましたが、北側ですか、坂の問題等で不安を抱いている方もいらっしゃると思いますが、どのような配慮が可能になったのか、改めてお伺いさせていただきます。いかがでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長(佐藤喜好君) 修善寺駅周辺整備事業ということで、ちょっと駅以外のこともあります。まずは鹿島田公園、それと今回皆さんにお願いしているさくら堤公園、これに多目的トイレを設置いたしました。そして今御指摘の駅広場についてですけれども、これもバリア新法にのっとった形で整備を進めているということで、森議員のほうからも6%はきついではないかという御指摘を以前受けました。こここのところについて何とかやはり6%ではなくてもっと緩やかにしたいという中で、5%というところまでいきました。何とか5%ですとうまくいけるかなど。いろんな情報を見ますと、やはり車椅子の方も5%から6%というのは相当感覚的に違うようです。また、三田議員、この前日向トンネルのところも見ていただきましたけれども、あの日向トンネル、新しいトンネルですけれども、そこが勾配が5%ということで、あのスロープが実感されたかと思うんですけれども、駅の広場については5%でセットしています。ただ5%にセットすることによって緩くはなるんですけれども、坂の距離は長くなるということになります。

また、そして駅舎ですけれども、駅舎についても多目的トイレを設置いたします。そして車椅子ばかりではなくて、障害者の方というのは目の悪い方、耳の悪い方がいらっしゃいます。そのために伊豆箱根のほうとも協議をいたしまして、アナウンスはやって、電車が2分おくれですよというようなものはスピーカーでやるんですけれども、耳の悪い方にそれが届かないということで、電光掲示板といいますか、これで電車がおくれますよとかおくれてい

ますよというような、そういう情報まで出すような形で駅舎の整備は今行っているということになります。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) ありがとうございました。

そういうように少しずつ進んでいるということで安心しました。私個人の意見で、私もちょっと視力が弱いせいか、時刻表の案内が3本までしているんでしょうかね、何か字が非常に小さくて、遠くから慌てて走っても、どっちが、2番に行くか3番に行くかでわからないような状態になって、もうちょっと工夫できないのかなと、そんな要望ができるのかどうかも含めてまた御検討していただけたら助かります。

次に、児童分野の関係で質問させてください。

先ほど市長から再編計画の話も伺いました。よくあゆのさとができる前には公立と民間の違いで何か非常に保護者の方が不安を抱いたと。あゆのさとができたことでそういった懸念も払拭されているように私は感じますが、まだそういうことの認識がない方は、民間になることについて非常に不安があるような気がしますけれども、民間と公立は何か違うものがあるかどうか、制度的なものとか保護者の負担が増加するとか、保育内容が何か劣るといっては失礼ですね、保育内容の変更があったりするのかな、いわゆる民間と公立の違いが私はないという前提で質問していますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 正君) 公立と民間の違いということなんですが、あゆのさと保育所の部分につきましては、これは保育料につきましては国で基準を定めておりますので、民間であろうと公立であろうと変わりはありません。それから幼稚園の保育料につきましても公立と同じということをお願いをして、そのもとにあゆのさとを建設しておりますので民間と公立との違いはないというふうに考えております。

そのほかの件ですが、運営費につきましては、国のほうから民間ですと補助金がございます。2分の1の国庫補助がございます。それから施設につきましては、公立が建てますと、こども園につきましては、幼稚園の部分については若干の10分の1ぐらいですか補助があるんですが、公立ではなくて民間が建てますと、保育園、幼稚園とも2分の1の補助があると。当然その事業所は、あゆのさとでいいますと信愛会が4分の1、うちのほうで4分の1ということで、施設整備につきましては民間と公立では大きな違いがあると。ですから一つの園をつくるには、民間でつくれば、一般財源は4分の1で済むということでございます。

それから、あゆのさとと伊豆市の現状で比べさせていただきますと、あゆのさとには新しい施設でございまして、これは今の保護者のニーズに合った建物になっております。例えば

0歳児保育の部屋、1歳児保育の部屋、2歳児保育の部屋、それから給食室、それから一時預かりの部屋というような形で、病後児も当然あるわけですが、今の保護者の多様化するニーズに合わせた形で建設をしております。

一方、公立なんですけど、昭和のときにつくったということで、どちらかというと小学校に近いような教室型という形でつくっております。当然給食室であるとか一時預かりの部屋がなかったり、それから当然、中には低年齢児を預かる部屋もない。あるところは増築をして使い勝手が悪いというようなことでございます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) 公立ですと議会の条例の承認とかいろいろあって、使い勝手が非常に時間がかかるような気がしています。あるいは公務員等の労働時間の問題もあったりして柔軟な対応ができないということで、私は民間施設で柔軟な対応に非常に期待しているところなんですけど、市長にお伺いいたしますが、検討しているということは、もうちょっと踏み込んで時期とか、いわゆる工程みたいなものがもしあれば、もうちょっと学校教育の何か展開みたいにとどんどん進めていかないと財政的にもおくらせていくような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) 天城湯ヶ島地区と中伊豆地区については、できれば平成28年4月を目途に話をさせていただきたいと、こう思っております。これは市長の率直な考えをここで申し上げさせていただきますと、学校教育と違って幼稚園、保育園は親御さんのニーズが大事なのであって、無理に行政が主導して集約することは考えておりません。家の近くが必要であればそれでいい、現状の数を、場所を維持するべきであるのであればそれでよい。しかし、実際に学校の再編成に伴って、友達が多いところに集まる傾向にある、それからやはりあゆのさととは典型なんですけれども、新しい施設、友達がたくさんいる施設に集まる傾向があるんですね。

それから、子供の数だけにこれまでいろいろ議論が比較的多かったんですが、もう一つは、大きな要因として職員の数、例えばあゆのさとでは定員170人ですと、今、職員さんが31人いるんだそうです。31人の職員がいると出産直後から、それから後ろのほうも6時が、まだ7時までいっていないようなんですけれども、預かろうと思ったら、例えば朝早くから夕方7時まで、それからゼロ歳児、それから養護児のための部屋もつくることのできるし、職員の運用も柔軟にできる。小規模な施設をいっぱい置いておくと、確かに家の近くにはなるけれども、職員四、五人ではそれだけ対応できませんので、そういったいろいろなことを総合的に考えると、一定規模で友達がたくさんいて職員も柔軟に運用できる。それから機能も、これは部

屋の機能ですけれども、いろんな機能をすることができるということを考えると、結果としてある程度集約をしてこども園にして、そして職員の運用も柔軟にできるようにして、保護者の受けるサービスも多様化できる、そんなことを考えますと、なるべく早くということはあるのかもしれませんが、現時点では少し急ぐことになるかもしれませんが、平成28年4月には達成できればなと考えております。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) 新しくなるところが今の施設よりも使い勝手がよく保護者のニーズが踏まえられたもの、あるいは伊豆の特色を使った、先ほどの児童公園の話もありましたけれども、それよりもっといっぱい自然があって、伸び伸び育てる環境もあるわけですから、あるいは田舎のほうですと、祖父母もいらっしゃるような気もしますので、そんなことを活用しながら伊豆の子供を育てていくような環境整備をぜひお願いしたいなと思います。

発達障害の方の支援で先ほど答弁ございました。私も前職の関係で、発達障害の支援を考える議員連盟というものに所属させていただいています。東部地区の県議が7名、市町村議員が8名で、伊豆市は議長を初めとして4名の方が参加して、そこで県に対して発達障害者療育支援センターの設置を要望するというので県にお願いしました。ですけれども、県としては東部の総合庁舎に既にそういったものはあるからということで、私たちから見れば、ゼロ回答だったというような気がしました。

あるいは私の県での役職の中で県の部長さんと話をさせてもらったところ、もっと絞って、発達障害といっても、いろんな方がいるんだから、もっと絞って具体的な支援の中身がないとなかなか難しいみたいな話もあったりして、先ほどの市長の答弁にあったように、今後議員だけでなく、行政と一緒にってぜひ東部に進めていく支援をお願いしたいなと思います。

発達障害者支援センターというのが法律にあるわけですが、発達障害者療育支援センターというのはないんですね。ここに療育が入っているのがみそでして、いわゆる相談事業だけでなく、そこで療育訓練もやると。医師を初めとした医療の関連支援もできて、そこから訓練もできて、子供の成長を見守っていくようなセンターという意味で何か療育をつけているみたいですが、法律的には発達支援センターを設置してということだと思っています。

そんな中で、先ほどの市長の答弁がありましたので、ここは割愛させていただきますが、そうしますと、当然学校教育との絡みも出てくるわけですね。学校のほうも、すみません、横文字でなかなか苦手なんですけど、インクルーシブ教育システムを柱とした特別支援教育なりを学校教育法施行令が改正されたということで、早期の受け入れ態勢を整えるというような話になっているかと思うんですが、まだ学校分野は、いわゆる児童福祉分野よりも若干特別支援教育等についての認識が、私の目から見ておくられているように思っているんですが、

伊豆市としてのこの辺の取り組み状況を確認させていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 通告にありませんので。

〔発言する人あり〕

○議長（飯田正志君） では、答弁、市長お願いします。

○市長（菊地 豊君） 市長からの答弁ということで、学校教育部分について補足的に教育長から説明をさせていただきます。

この事業も、やはり縦割りではカバーできないところがございまして、現役の先生方に伺うと、学校教育の中で大体1クラスに四、五人、特別な個人的な支援を要する児童さんが大体6年生くらいまでいるようなんですね。それが全体の授業運営にかなりの負担になっている。そういったことをなるべく予防もしくは抑止するために、なるべく早い段階で気づいていただくということで、一つは5歳児健診が入ったわけですね。これは先ほど申し上げたお医者さん方との懇談会の中で提議をいただき、そして小学校に入る前に専門の先生から診ていただいて何らかの対策を早目に御家庭でとっていただくということが一つ。

それから、先ほどの療育支援センター、これも今までちょっとばらばらにやっていたこと自体が本当は問題だったと今認識しているんですが、ことし私が東部市長会長を仰せつかっているということで、先般非常に強くこの意見が出ました。沼津に現在相談事業所があるんですが、しかしある市からは、土地も建物も提供するので、そこにつくったらどうかという提案もあったり、そういった東部の中での意見集約と県との調整の窓口、今、私が仰せつかっていますので、支援する会の会長さん、あるいは会員の皆さんとここは連携をしながら、今ないですね、この機能が。専門のお医者さんがいないと。そこをより強化することによってどの程度かわかりませんが、少しでも教育現場のほうの負担が軽減できればと、こう考えております。

教育の中身について、教育長から補足をさせていただきます。

○議長（飯田正志君） 通告にありませんけれども、教育長、答弁できたら。よろしいですか。教育長。

○教育長（勝呂信正君） 今、市長が話をさせていただいたとおりでございますが、学校現場におきましては、発達障害、特別支援を要する子供たちの中で、やはり特別支援学校、それから特別支援学級、なおかつ普通学級において例えば特別支援を要する、そういう形で、これは就学指導委員会というところがありまして、そこで子供たちの適性を判断しながらそれぞれ親御さんと話をしていくわけですが、やはり先ほど議員さんがおっしゃったように、インクルーシブ教育は、要するに普通の学級でそういう子たちも全て育てていってほしいということであるわけですが、やはり今言った支援学校、それから支援学級、それから普通学級、その中でその子に合った教育というのは私はあると思うんですね。だから全て普通学級の中でそういう子たちを全てやっていくというのは、なかなか今度は周りの子たち、

義務教育の中においてはかなり厳しいところがある。そのためにはやはり国の制度的なものがもっと整えてくれて、学校現場の先生方が本当にその子たち、全ての子たちに教育ができる、そういう体制をまずつくっていただかないと、このインクルーシブ、全ての子たちが普通に教育を受けるということがなかなか難しいというふうに私は判断しております。

ただ、伊豆市としましては先ほど市長が言ったように、いろいろ支援をしていただいたり、それから中には車椅子の子がおります。小学生です。その子に対しては、その学校に1階から階段にリフトをつけてリフトからそのままずっと上に上っていく、そういう施設もつくっていただいている、本当にありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) すみません。大変失礼いたしました。

健康福祉部長に改めて高齢者、障害者、児童とも人権擁護の観点から虐待防止というのが非常に叫ばれている今日でございます。伊豆市の発生状況とか、あるいは万が一発生があった場合の対策はこういうようにしたよとか、そんな確認をさせていただければありがたいと思います。

○議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 正君) 虐待、ここでは幼児ということで、子供について答えをさせていただきます。

虐待のケースとして受理したのは昨年が26人、今年度まだ途中なんですけど19人の受理をしております。比較的軽いものについては関係者等を集めてケース会議、当然警察等も入ってケース会議を行っております。それから重いケースにつきましては児童養護施設への入所をさせております。これが今現在といいますか、平成25年度現在、8名の児童が入所しているということでございます。これにつきましては危害を加えたということだけではなくて、育児放棄等もございますので、けがをさせるというだけでなく面倒を見ないような形の子供が結構いるというふうに解釈していただければいいかと思っております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) 虐待の背景には親の子育て不安やストレス、あるいは望まれない妊娠等の背景があるような報道もあります。妊娠から子育てまで一貫して支援できる地域の支援体制がやはり必要になるんじゃないかという厚生大臣の談話とかあるわけですけども、望まない妊娠、養育能力の低さが原因のためには、知識の普及ということで、ほかの部局とも連携しながらそういうことを、背景を改善することが少しでも虐待の発生をなくすんじゃない

いかと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

同じように学校教育の中でもいじめ防止対策推進法というのができまして、学校でも設置義務があると聞いておりますが、この辺も聞こうと思ったんですが通告前でしたので、これはまた次にずらさせていただきます。

最後のほうの地域医療の現状と課題についてお伺いいたします。先ほど申しましたように、今後地域包括というと、医療と介護と福祉の切れ目のない支援が本当に求められると。連携が必要だと。連携が必要ということは連携ができないから必要性が叫ばれているということでもあります。あるいは多職種が本当に連携しなければ、在宅の医療の推進はできないし、医療から介護に結びつける、あるいは施設から地域への流れがつかれないと言われていますが、前提として、そういう会議みたいなものはあるのでしょうか。福祉部局とかいろんなものはあるような気がしますが、本当に包括して何か検討できるような会議はまだないような私は気がしていたんですが、どんなものなのでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 正君) 第6次の国の方針がある程度固まってきたということで、地域ケアに関しましてはある程度説明会がふえております。そういうことで今年度から地域ケア会議だけでなく医療関係者、それからケアマネジャーとか各地区でも医療関係者等の検討会をふやしております。

そういうことで今後は地域ケアを中心に、先ほど言いましたけれども、訪問看護等が最終的には不足してくるのかなというふうに考えておりますので、そういう分野を含めまして、今、会議をふやしているという状況です。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) 先ほど出ました地域ケア会議なんですが、個別ケアの会議と本当の個別ケアのケースの事例を通して、本当の伊豆市の地域の基盤体制を変える会議、その変える会議のほうが弱いんじゃないかなと思うんですね。それが今度の介護保険の改正等には強く求められているということで、そのためには多職種が本当に連携していろんな意見を出さないといけないということだと思いますので、これが国の考え方が固まりつつあると思いますので、事前の準備が必要じゃないかなという意味で質問させていただきましたので、よろしくをお願いします。

それとの関係で、ちょっとこの分野では不適切かもしれませんが、あと生活困窮者支援法とか地域福祉計画等で生活困窮者支援の視点というのが、私は今の伊豆市の計画に余りなかったような気がするんですが、これもまだ制度ができたばかりで答えにくいかと思うんですが、何か生活保護もこの中で変わるような制度ですが、何か補正予算の中では生活保護者

の受給がふえているようなデータも出ていたと思いますが、この辺の現状についてはちょっといかがでしょうか。すみません、ちょっと法律的に早くて申しわけないですが。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 正君) 計画上は御存じのように、まだできておりません。ただ包括支援センターのほうで当然高齢者だけでなくて障害の関係であるとか子供の関係であるとか、今言いました生活保護、そういう相談を結構受けております。その関係につきまして包括を中心に高齢者だけでなくて、うちのほうがちょうど子供に関しましても障害につきましても課を持っておりますので、その辺の職員が連携してケース会議等を開いております。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) やはり地域医療を守るためには、日赤だとかリハビリテーション中伊豆温泉病院等の充実が欠かせないと思うわけですけれども、その病院にいわゆる交付税の中の助成をしているかと思いますが、交付税上の計算上の金額と実際伊豆市が支援している金額との差があるのかなのか、改めてこれも前回も伺っていますが、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 正君) 9月の議会で補正をさせていただいております。この金額につきましては特別交付税のルール分ということで、国のほうから基準が示されております。その関係で、それにあわせて金額を算出しております。その金額が1億1,070万8,000円ということがございます。ただ、これは支出のほうでございまして、入ってくるのはこれが全て入ってくるかというところと入ってこないというのが交付税のルールでございまして。財政力指数が0.6以上の自治体は、今言いました算定した基準額の70%、0.6以下の場合は0.9、約9割という形になっております。

伊豆市につきましてはこの財政力指数、3年間の平均で出します。0.58というふう聞いております。そこで計算をしますと、交付税に算入されて入ってくるだろうという、これも交付税全体の枠ですので、実際にわからないんですが、1億53万7,000円ということになっております。計算上でございます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番(三田忠男君) ありがとうございました。

交付税というのは全額国はやっているよと言うそうですが、なかなか中身が見えない制度

になっているみたいですが、この制度の変更も含めて過疎地域全体で変えないと、なかなかこういった地域医療のシステムができないかなと思ひまして、質問させていただきました。

子育て支援の状況の中で、伊豆の子育て支援がおこなわれているのかおこなわれていないのか、優れているのはどこかとか、いろいろ過去にも質問させていただいたんですが、あゆのさとの調査とかさせてもらったり、近隣の情報等を集める中では、非常に遜色ない状況だと。ただゼロ歳児保育等についてはやはりまだおこなわれている分野じゃないかと。これは設備的にも人材的にもかかるもので、新しい再編計画の中でぜひ実現できたらよろしいかなと思ひまして、要望しておきたいと思ひます。

ちょっと話がずれるように感じますが、三島市の資料をちょっと私いただいて読んだら、何か伊豆市出身の方がお嫁さんに行って里帰りして帰ってきたら、旦那さんがやっぱりいいところだなと思つたと。東京で働いている方みたいですが、けれども修善寺からではちょっと遠過ぎて三島に住んでしまったと。三島の子育て支援と財政の中でゆったりやって、仕事も充実した子育てもできるというようなものがあって、何かやっぱり地理的な問題で伊豆市は損している。そんな中で本当に話がずれて恐縮なんですけど、道路網の整備とか一生懸命推進していると。さらにそれを進めつつ、伊豆箱根の電車も35分をもうちょっと20分くらいに短縮できるようなものはないかとか考えないと、ただここで小細工でやっても、総合計画でやらないと難しいのかなと考えながら、今回質問をちょっとさせてもらいました。

最後のほうになりますけど、雇用の拡大とか人口減等の問題で、南伊豆市等については東京都の特別養護老人ホームの誘致と言つていいんでしょうか、偶然一致したんでしょうけれども、いわゆる政府では福祉分野を成長産業に位置づけておりますので、もうちょっと福祉の拡大の中で、伊豆市の雇用とか人材確保とか財政の交付税の増とか考えまして、さらにいろんな面から医療と福祉を充実するような施策の展開の必要性は私はあるんじゃないかな、そうすれば地域住民も安心してここで住み続けられるんじゃないかなと思ひまして、それを市長に伺ひまして最後の質問にさせていただければと思ひますが、市長いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはりこれからの20年ないし30年、世界でトップを走る少子高齢化の中で日本人はどのように自分の人生を、幸福な人生を歩み、そして締めくくっていくのか、そういった比較的国民の哲学的な考え方とも連携すべきだろうと私は思っています。その中で先般、県内の市長と選出国會議員の意見交換会があったときに、上川総務副大臣も御参加いただいた席で、もし鉄道が伊豆半島全州を回っていたら、もし今、伊豆縦貫道が下田まで完成していたら、都市部の評論家に公共の電波の中で南伊豆をうば捨て山だなんて言われることはないですよ、あれほど暖かくて風光明媚で美しい観光地であるところがうば捨て山ですよ、こんな失礼な話はない、こう訴えたところ、すみません、あの方は後で訂正しましたと副大臣はおっしゃっていましたが、そういうことではなくて、一つには、やはり社

会インフラが余りにも伊豆半島は伊豆市から南が脆弱過ぎるということが一つ、それから伊豆縦貫道を整備することにはある意味もう事業が進んでいますので、その中で私たち地元の市民はどのように人生を設計していくのか。それから2時間圏内になる首都圏3,000万人の方々は現役時代、それからセカンドハウスの、あるいは老後を風光明媚な房総半島とか伊豆半島をどのように活用するかということが人生設計の中に組み込まれていくのか等々、やはり考えるべきだろうと思っています。

一つ伊豆市について強く申し上げるのは、伊豆市内においても伊豆縦貫道で恐らくあと2つはインターができると思っています。もし今、湯ヶ島インターなり浄蓮の滝なりにあったとすれば、いのしし村の跡地がうば捨て山だと言われることもないだろうと。そこで今回珍しく、特養の建設については非常に珍しく、起工式にテレビが2社おいでいただいたんです。これは非常に珍しい例だそうです。やはり国立公園の中に、ジオパークの中に特別養護老人ホームができるということが非常にニュースバリューが高い、そこで来年開設されるオープニングのときに間に合うように施設の周辺の間伐も含めて、入っていただくお年寄りがここは確かにいいところだなと、日当たりもよくなったし景色もいいし、そんなに不便でもないしというようなものをやはり伊豆市がまずつくることによって、南伊豆町を初めとする同様の事業をお考えの方々に勇気を与えたい、そのように考えています。

○議長(飯田正志君) これで三田忠男議員の質問を終了します。

ここで10分程度休憩いたします。

再開を11時10分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

○議長(飯田正志君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長(飯田正志君) 次に、6番、青木靖議員。

[6番 青木 靖君登壇]

○6番(青木 靖君) 6番、青木靖です。

通告に従いまして一般質問を行います。

伊豆市の人口を増加させるためにどんな施策をとっていきますか。人口の減少傾向は日本全国の共通の課題であり、大きなテーマではありますが、当市にとっても放置できない問題であると考えます。

そこで、1、第1次伊豆市総合計画では、基本計画の中でも重点的かつ横断的に取り組む必要がある施策として、5項目の重点プロジェクトが掲げられています。その中でも住環境

整備と次世代育成については、伊豆市固有の地域性から生じる課題を克服して伊豆市を住みやすく、暮らしやすくすることで、人口の維持、増加に寄与する政策であると思います。住環境整備と次世代育成の2項目について、現在までの成果と今後の取り組みの方向性について伺います。

2としまして、人口減少の原因の一つは、未婚率の増加にあると考えます。これもさまざまな社会的背景がいわゆる適齢期の年代の方々の未婚化の要因になっているとは思われますが、市の結婚相談の会の活動であったり、iリーグの事業等を進めていく上で、どのようにそれらを分析し対応しているのかについて伺います。また、これまでのそうした活動の成果に鑑み、新たな取り組みを行う考えはありますか、伺います。

○議長（飯田正志君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず1つ目の伊豆市総合計画の中での住環境整備と次世代育成ということでございます。まず住環境整備については、やはり利便性の高い修善寺駅周辺でほとんど市街化調整区域になっている、これは非常に厳しいです。これを県に伺ったら、今まで見直し作業が全くなかったようですけれども、そういった問題認識がどのように共有されて、どのような見直し作業が内部であったのかどうなのか、私は承知はしておりませんが、いずれにせよ、現時点ではゼロから都市計画の見直しというものをしなければなりません。

そこで、主な取り組みとしては、地区計画の策定、それから、より快適な生活環境ということで上下水道の整備や、あるいは時代に合った住宅の確保、住宅地の整備等々が問題になるかと思っております。その中でも特に修善寺地区の市街化調整区域の未利用地調査は既に終了し、昨年度より取り組んでいる市街化調整区域、それから地区計画調査事業も本年度をもって完了する予定となっております。今後は市街化調整区域地区計画調査をもとに、住環境の整備や未利用地の活用を考えていきたいと考えています。

上水道及び下水道等、いわゆる生活環境については、これまでいろいろところで報告申し上げているとおり、着実に整備、改善を進めてまいりたいと思います。

それから、次世代育成は、先ほども少し申し上げましたけれども、学校教育の再編計画は教育委員会のほうでお考えいただいておりますけれども、やはり幼児教育が非常に大切な教育であるということの認識のもとに、幼児教育の内容、質のほうをいかに充実させ、そして子供さんと保護者の皆さんにとって必要な行政サービスを十分に提供していく環境の整備、こういったことを目標として進めてまいりたいと考えております。

最後に、結婚率が非常に低いというのが、これも非常に苦しい状況が続いているんですけども、当然私も若い方々と一緒に飲んだり話したりいろんな活動のときに伺っていると、やっぱり結婚に対する何というんでしょうね、欲求というんでしょうか、非常にそういった

考え方が変わっている。それから現実には20代後半から30代前半ぐらいの方々の所得が安定していない、そういった問題も底辺にはあろうかと思っております。他方、結婚したいと思っている若い人たちも多数いらっしゃることも事実ですので、そこをいかにサポートしていくかということで、伊豆市では結婚相談の会、それからiリーグという2つの事業を進めております。

そこで結婚相談の会では、本年度は実績が上がっているという磐田市に研修をさせていただきました。またiリーグは、運営主体を民間のサポーターの方々に担っていただいているんですけども、大変な御尽力をいただきまして、現在の会員数は1,548名、これまでのイベント開催が35回、参加者数の延べ数ですが1,592名。皆さんが報告いただくことはないのですが、この結果、事務局に報告があったものとして9組のカップルが誕生しており、うち3組が伊豆市内の在住者となっております。

これはもともとiリーグが発足したときに、必ずしも余り結婚を強く勧めたり伊豆市内に住むことということ強く要請している事業でもないということ、それから、始めた結果、やはり余り婚活というものは地元でやりたくない、したがって会員数が静岡市が一番多かったり、伊豆市の方々はどちらかというと伊豆市外の婚活のほうに出たがる傾向、そこで三島市とか熱海市、それから伊豆半島7市6町サミットなんかでも提案申し上げて、うちのモデルを御紹介しますので、お互いに開催して、お互いに若い方が交流できるようにということで進めておりますので、9組カップルができて、うち市内在住者が3組というのは、iリーグの成果として決して悲観はしておりませんで、周辺の市町との連携をこれからも強めてまいりたいと考えております。

○議長(飯田正志君) 次に、教育長。

[教育長 勝呂信正君登壇]

○教育長(勝呂信正君) それでは、青木議員の伊豆市の人口を増加させるための施策について、1点目の次世代育成についての成果と今後の取り組みについてですが、教育委員会の取り組みについてお答えいたします。

次世代育成プロジェクトに掲げられています主な取り組みのうち、教育行政に関するものが2つございます。1つ目の取り組みであります、よりよい教育環境づくりにつきましては、小学校の再編を推進し、実施してまいりました。子供の数が減少する中、土肥地区、中伊豆地区、そして今年度天城地区のそれぞれの小学校を各地区1校に再編いたしました。各地区、地域におきましては、子供の声が聞こえなくなり寂しくなったなどの声も聞いておりますが、土肥小と中伊豆小で保護者の方に実施したアンケートからは、7割程度の方から「再編してよかった」、「どちらかというとよかった」との回答をいただいております。また学校においては複式学級を回避することができたこと、それから大きい集団、それから複数の集団を構成することができ、その集団の中で多くの友達と触れ合うことができたなど、子供たちにとって良好な教育環境づくりができたものと考えております。

今後につきましては、本議会で小長谷議員、室野議員にお答えしましたとおり、学校再編計画の基本的な考え方を踏まえつつ、この計画を見直し、修善寺地区の4小学校の再編と中学校の再編を推進してまいります。

2点目の取り組みであります児童生徒の安心を守る取り組みの充実につきましては、特に再編した小学校につきましては、バス通学する児童が多くなることから、路線バスの時刻の調整や天城小学校における新規の路線バスの運行など、安全な通学手段の確保に努めてまいりました。また通学距離が2キロメートル以上の児童生徒につきましては、定期券を利用する場合は定期券代を全額補助するなど、通学にかかわる交通費の補助を行っております。今後も引き続き子供たちの安全確保、そして通学にかかわる保護者の負担軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番(青木 靖君) 昨日からも同じテーマが出ていますけれども、あえて重複する部分もありますが、同じような話を少しさせていただいて、また違った方向の質問をさせていただきたいと思います。

厚生労働省が平成25年9月に公表しています平成24年の人口動態統計年報の確定数というのがありますが、これによりますと静岡県の合計特殊出生率というのは1.52%、これは前年からは0.03%ですけれども、上がっていると。ここ何年か若干上がっているそうです。1.52%が静岡県の平均で、全国平均が1.41%だから少し高いと。ですけれども、いわゆる人口を維持するのに必要な水準、人口置換水準というんですが、これは2.08%、2.08%からはやっぱり遠く離れているわけですね、全国平均も静岡県の平均も。それで伊豆市のこの数値はどうかというと、1.26%、いずれにしてもこの2.08%からは下回っているわけですから、全国的にももちろん静岡県もこの数字からいくと人口は減少傾向であるということは間違いありません。それで、要するに伊豆市はちょっと先を行っておりますけれども、全体的にそういう傾向であるということはまず間違いありません。

それを踏まえてですけれども、これは平成22年の国勢調査ですけれども、それによりますと静岡県の未婚率、これはきのう小長谷順二議員からも出た数字ですが、25歳から29歳の静岡県の男性の未婚率が70.2%、同じくその年代の女性の未婚率が54.8%。それで伊豆市のデータが静岡県のホームページに出ているんですね。25歳から29歳の女性の伊豆市の未婚率が65.2%、30歳から34歳の男性の当市の未婚率が54.8%なんです。これはここまで、きのう出ていた話でして、実はもう一つありまして、生涯未婚率というものがあるんですね。生涯未婚率というのは45歳から49歳、それから50歳から54歳の方の未婚率を平均したものだそうです。生涯未婚率といっても50歳時の平均値ということなんです、これが静岡県の平均が20%ですね。静岡県の男性のほうは20%、女性のほうが約9%。これは実は昭和60年は男女とも

3.4%くらいです。それで平成に入って静岡県全体でも生涯未婚率が20%まで上がってしまっているというのが現状です。ですからこれは伊豆市だけの問題じゃなくて、全体的にそういう傾向にあるということです。

先ほど最初に言った数字から何が見えるかということ、生涯未婚率というのは最終的に女性は静岡県でも9%ですから、54%、29.8%、9%と来ていますから、最終的には結婚なさっているんです、相当の方が。だから要するに晩婚化なんですよ。晩婚化と同時に生涯未婚率がふえているということがここから読み取れるということだと。そうすると、結婚するのがおそいですから、どうしても子供が生まれる人数も減っているのかなということが読み解けるのかなと思ったんですね。

そこでちょっとお伺いしますが、これは平成22年の国勢調査によるデータということですので、伊豆市独自の今言ったような未婚率というか、年齢別の未婚率のデータというのがあるんでしょうか。あるかないか。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長(山口一範君) 伊豆市独自の未婚率、実は先ほど議員から言われましたように、平成22年の国勢調査の資料をもとに伊豆市の未婚率、これをちょっと調べたものがございまして、まず生涯未婚率の出し方が45歳から49歳、それから50歳から54歳の未婚率の平均で50歳の未婚率を算出した数値ということになっております。それに当てはめて伊豆市の未婚率を出したものがございまして、伊豆市の生涯未婚率、男性が21.6%、それから女性が8.77%という数字が出ております。先ほど議員のほうからも話がありました、これはちょっとすみません、全国的なもので、全国のものでいきますと男性が20.1%、それから女性が10.6%という数字が出ております。全国と比較しても男性のほうが1%多い、それから女性の方は逆に2%低いというような状況で調べてございます。

以上です。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番(青木 靖君) ということは、要するに全体的な傾向で、ほぼ同じくらいの傾向で、伊豆市特有ではないのかなというのが私の考えなんですね。それで、きのうも話題に出ていましたけれども、やっぱりこれは原因がどこかにあるんだと思うんですよ。それを調査する必要があるのかなというのが私の考えなんです。調査の方法とかこれは難しいかもしれないんですけども、路線バスの利用状況の意識調査をするのと同列にはできないということもよくわかるんですが、調査してみたら、意外な実態が出てくるという可能性もあるわけじゃないですか。原因がわかれば対処のしようもあるということもありますので、要するに最終的に結婚するような支援を何とかできないのかなということ踏まえてですけども、そういう結婚に対する意識調査アンケートみたいなものを作って、その原因の究明をするという

ようなことは可能なかどうか、やれるのかどうかということと、そういうことについてのお考えをちょっと伺いたい。どこでやってくれるのかなということも含めて。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) ちょっと私も今未確認ですが、少なくともそういった調査、これまではやっていないと思います。ただ、そういった調査に答えていただけるか、あるいは何らかの正確に反映できるようなアンケート内容をつくることができるか、少し検討させてください。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番(青木 靖君) ぜひ検討して、これはやったほうがいいと思うんですね。ほかでも多分やっていないのかもしれないし、難しいかもしれませんが、取り組むべきじゃないかなと思うんです。というのも、きのうも市長の答弁の中にありましたが、今の若い層というのは高度成長も知らないし、バブルも知らないし、それで外資が入って経済が下り坂になったところで社会に出ている人たちがもうほとんどになってしまっています。我々のころと違って、子供のころから1人専用の一つの端末を持って育ててきている世代で、我々と全く意識が違うという可能性がありますので、そこはやっぱり調べる必要が多分あるんだと思うんですね。なぜだろうと考えても対処のしようがないですから、ぜひ調査をしてみてください。効果のある対応をとらなければいけないのかなということが一つあります。

それで、できないことを幾ら数えてもしようがないので、できることを数えましょうというのが私の考え方ですので、そういうところからちょっと静岡県のほうの取り組みを見ていくんですけども、県のほうでも少子化対策ということで平成25年度の取り組みをホームページから見ることができます。そこでいくと、若者が結婚へ夢を持ち、その夢をかなえるという部分と、夫婦が望む子供の数をかなえるという部分と、全ての子供たちが自立できる社会の実現をするという3本立てで来ています。

その中でふじのくにエンゼルパワースポット活用事業というのがあって、見ましたら、伊豆市内にも10カ所のエンゼルパワースポットというのが出ています。子育ての意味であるとか出会い橋なんかも、もちろんそうです。問題はそこに若者たちが行かないということが非常に問題でして、それをどうするのかというのがすごく大変だと思うんですが、それも含めて、さっきの調査というのがやっぱり必要なのかなと思います。その中で、さらに県の取り組みの中でこういうものがあるんです。子育てはとうとい仕事、具現化モデル事業というのがあって、これは精神論で哲学的な部分なんですけれども、実はそういう部分の社会的な教育というのが一時に抜けていたのかなということがあると思うんです。今、道徳を正規の授業に入れようとかという動きもある、そういう中で子育てはとうといんだよという価値観、要するに次世代を育てることがすばらしいことなんだよというような教育、教育の中に、子

育てはとうとい仕事、具現化モデル事業というのがありまして、こういうことを伊豆市の中でも教育の中に取り込めるという可能性はあると思うんですけども、そういうことの県の取り組みについて、教育長どうでしょう、お考えを。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 今、青木議員がおっしゃったように、やっぱり市民、市として本当にみんなが子供を育てていきたい、育てていこう、そして子供たちがこういう子供たちに育っていききたい、そういう思いをあらわしていくということは大事というふうに思っています。今現在、社会教育委員から提案で、今、社会教育課も進めておりますけれども、伊豆っ子宣言というものを、これは子供たちにとっては、子供たちがこういう姿に成長してほしい、そして今度は住民、大人も親もこういう子に育てるために頑張りましょうという一つの指針ですね、そういうものを作成していこうという話も出ております。実際にその動きが社会教育委員を中心として起こって、そこで恐らく検討委員に作成していただいて、狙いは最終的には、その話の中で来年度あたりにそういう一つの形としてあらわせればいいなということで検討していけるかどうか、そんな話も出ているところです。

やはり今、青木議員がおっしゃったように、みんなで子供を育てるという、そういう姿勢を住民も持つことが大事だというふうに思っています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 伊豆っ子宣言ということで、ぜひそういった方向の取り組みも必要じゃないかなと思うんですね。道徳的で精神論が云々ということもあるんですけども、それが必要な部分も絶対あると思いますので、そういった方向からもぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

それで、少子化ということの流れの中で少し話しますが、学校は再編が進んでいるんですけども、要するに生徒児童数は減っていますよね。その中で実はPTA活動というのが結構大変になってきているという現実がある。子供が減っていく中でPTA活動の現状というのをどういうふうに捉えられているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 確かにPTA活動、これは学校の単なる請負というふうに私は捉えておりません。やはり学校に参画して、前にも話をさせてもらいましたけれども、コミュニティスクール的な学校づくりに協力していく、そういう組織であってほしいというふうには思っています。

したがって、現状としては確かにどこの組織もだんだん役員になるというのは大変なことでありまして、どの学校も今PTA組織の見直し、これはやっています。例えば地区でなる

べく人数を少なくする中で選んだりとか、そういう形では組織をしてきております。その目的をやはりある程度一つに絞りながらコミュニティスクールの一つの中に加えていくような組織になっていかないか、そういう思いもあります。幾つもの組織があっても、なかなかまとまっていけないと思いますので、どこかにそういう組織をまとめながら学校づくりに参画していただきたいと、そういうふうに思っています。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番(青木 靖君) 次世代育成ということの観点からいいましても、親の世代に対する働きかけというのは結構大事な部分だと思ひまして、PTAというのは本当に親が勉強するいい場所になっているはずなんです。広域での活動も、これは役員さんに限られますけれども、役員さんだけ集まる広域の組織も、結構集まると結構な人数になると、そういうのも本当に地区に帰ってからの人材育成のリーダーにもなるというような場面もあると思うんですね。そういう上の、この辺でいうと田方の集まりがあって、その上に県があって、関東ブロックがあって、全国があってという中でも役員になると動いてくれていて、その人たちが結構次世代育成のエンジンになってくれるという場だと思うんですよ。

子供の数が減っているものですから、運営費用がなかなか厳しくなっているという現状があるようでして、その辺はそんなに多額な金額じゃないと思うんですよ。次世代育成のエンジンの部分のPTAに、例えばですけども、全国大会に役員さんが行くような費用的なものが足りなくなった場合に、多少の金額を行政のほうから応援するということは可能なんでしょうか。

○議長(飯田正志君) 答弁はどこかな。

教育長。

○教育長(勝呂信正君) 確かに組織を維持していくためにはそういう全国、それから県、そういうブロックごとでありますので、そういうところに参加して、そしてその情報を仕入れて、その情報をやっぱり下につなげていくということは大変大事だというふうに思っています。またその辺の旅費とかを精査していただいて、要望できれば財政的なものとしてのまた検討をしていければというふうに思っています。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番(青木 靖君) ちょっと県の施策のほうに戻りますけれども、官民連携による子育て支援ということで、最近テレビでも時々報道されるんですけども、企業子宝率調査というのがあるんですね。結局企業も子育てに積極的になってくださいよという働きかけを県のほうでもしているということなわけなんですけれども、要するに残業が多いであるとか、休日出勤であるとか、育児をしている女性に対する対応であるとか、もろもろのことがあると思うんですけども、そういったことの一つの新しい取り組みのあらわれなのかなというふう

に思っていますけれども、これは先ほど来市長もおっしゃっているように、広域でやらないと意味がないのかなというふうに思うんですね。伊豆市だけでやってもいけない、要するに伊豆市の人が働きに行っているところでやってもらわないと困るわけですから、そういうことも広域で企業子宝率調査に絡めて育児をバックアップするようなことを企業のほうにお願いしていくというようなことは、今どんな感じになっているのでしょうか、教えていただきたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 基本的に本当に子供の数をふやそうと思ったら、おっしゃったとおり、ほとんど国の形を変えるくらい、作り直すくらいの努力をしないと、ちょっと保育園をふやしたぐらいでは絶対無理だと思うんですね。北欧とかドイツ、フランスも出生数がかなり回復したようではございますけれども、北欧のように、お父さんの名前を書かなくていいですよ。お母さんの名前だけ書けば出生届はできると、こういった社会は多分日本は難しいだろうなど。他方、ドイツのように毎日4時半になればうちに帰れると。残業は基本的にはない、ちゃんと親が余裕を持って子供をつくり育てることができるような、これが大事なんだろうと思います。

それから、非常に残念だったのが、民主党が政権をとって、子ども手当をつけたときに、私は国会議員の皆さんに絶好のチャンスですので、ナショナルミニマムを再編成してくださいと、何がナショナルミニマムなのか、子ども手当、それから高校生のとき、あのとき授業料をただにして幼児教育は残したわけですね。そういった、何が全国民は等しく国から与えられるのか、何を等しく国は与えるのか、国民に約束するのか、せっかくそのチャンスだったのに、子ども手当、児童手当は当事者にはそんな気はないでしょうが、国民から見ていると選挙対策にしか見えないような形になってしまった、非常に私は残念だと思うんです。

ですから、これは現時点で、今官民で民間企業だけではなく、国と県と私たち現場と、それから企業を含めて、本当にどこまでこの少子化というのが将来の国にとって弱体化をもたらすのかということ認識して努力の方向を一致させるべきだろうと、こう思っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 本当に最初からも言ったように、これは伊豆市だけの問題では当然ないですから、ぜひ広域で幅広く行政のほうからもアプローチを引き続き続けていただきたいと思います。

それで、住環境のほうにちょっと触れますが、都市計画の縛りがあってできないことがあるということとはよくわかります。そうなんですけれども、その中でやっぱり住環境整備、それから上下水道であるとか道路の基本的な整備というのは当然継続的に進めていかなければいけないことであって、それはもうやられているところだと思うんですね。

それで、働くところがないということを伊豆市の場合、よく言われるわけですがけれども、住環境としては多分すばらしい環境なんだと思うんですよ。やっぱりそういう意味でも、ベッドタウンというよりも、もうちょっと質の高いまちづくり、ベッドルームではなくてリビングルームというか、生活するのにもっといいところだよというような方向づけで整備をしていくのがいいんじゃないかなと思っているんですけれども、そうすれば、外に一回学生で出ても、また帰ってきたくなくなるまちであったりというふうになるのかなと思うんですね。

これも漠然とした質問になってしまうんですけれども、そういう縛りのある中で、どういふところまでの水準まで持っていかうとしているのかということをやっと、住環境整備ということの一つ確認したい、どの辺のレベルを今狙っているのか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどの基本的には都市計画のある修善寺地区についてのみ申し上げましたけれども、これは都市計画の目的、それからもう一つコンパクトシティあるいはコンパクトタウンという言い方も私はしているんですが、これから将来の投資力が落ちる中で、やはりある程度都市機能を集約せざるを得ない、これはもうやむを得ないと思うんです。それで、修善寺が問題なのは、都市機能があるところを調整区域にしてあるから問題なんです。牧之郷のように駅があつて、高校があつて、調整区域にしてしまっている、したがってここは都市機能があるところについては見直させてくださいということが一つであります。

もう一つは、例えば中伊豆の八幡地区とか土肥の中心部、天城湯ヶ島はちょっと難しいところがあるんですけれども、そういったところにある程度既に機能があるところを、よりそこで生活が集約できるような機能をどうやってさらに付加していくかということの一つあるんだろうと思うんです。そして、わざわざ三島に行かなくても買い物ができる、病院に行ける、あるいは心地よい生活環境が約束できる、そういった意味での都市機能をやっぱりある程度集約をせざるを得ない。

その前提に立った上で、一時期知事もおっしゃっていたんですが、ちょっと郊外に出たら300平米でしたか、そうすると100坪くらい、伊豆市であれば100坪あればカーポートが2台、3台分とちょっとした庭と畑くらい、そういったものができるような住宅地開発というものはあってよいのかなと思っています。駅の近傍では、さすがに100坪というのは難しいと思いますが、修善寺駅とか牧之郷駅の近くであれば50坪、60坪であれば、長泉町よりも安価に取得できるという有利性、そこから駅から20分、30分離れるのであれば、やはりより広くてよりゆったりとして、リビングも広く、畑もありというような住環境をある程度政策誘導をして整備をしていく、こういったことが求められているんだろうなと考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） いろんな都市計画等々の縛りの中でできることはぜひ探っていって、住環境は本当にいいはずですから、継続的な整備というのをこれから進めていただきたいということをお願いしておきます。

それで、道路については東名からつながるのが間近になっていまして、大分よくなるんですけども、新幹線通勤で東京に通っている人が中伊豆にもいるんですね。修善寺から三島までの鉄道は結構通勤に利用している人がたくさん、意外といらっしゃるんですね。減っている、減っているというような話を聞くんですけども、利用者が結構多い。どこまで働きに行けるかという結構行けるんですね。仕事はそっちでして住むのはこっちという考え方でいくと、今、一つネックになっているのは、この間も平塚の美術館へ鈍行で行ったんですけども、やっぱり熱海でJRを乗りかえなければいけないという問題が一つひっかかるんですね。あれがずっと行ければ、小田原とか平塚も、もしかしたら働きに行く場所として十分ありなんじゃないかなということがああるんですけども、それはやっぱりJRの問題ですから、伊豆市単独でどうなるという問題ではないということによくわかっていて質問しているんですけども、Suicaが使えないという問題と同時に、あそこで乗りかえなければいけない問題というのはどうにもならないものなんでしょうかということの一つ、あえて聞かせてください。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは私が国の約束違反だと思っていて、国鉄を分割民営化したときに、こういった不便は生じさせないという約束だったんですよ、お亡くなりになりましたけれども、当時の運輸大臣も。先般シンガポールに伺ったときもJNTOの事務所長さんがもともと運輸省の方で、その経緯を御存じで、とにかくみんなで国交省鉄道局に行ってくださいと担当者の名前まで伺ったんですが、しかし国交省鉄道局に行く、あるいはJR東海に行く、私どもが一人一人で行っても全く力がないと思うんです。これは直接的にJRだけの問題ではありませんが、これも先般、実は東部市長会の最後に、こういう提案がありました。東部が本当にまとまろうと。もし今のまま仮に道州制が進んだら、富士山が真っ二つになるわけですね。富士山の半分は南関東州、半分は中部州になるわけです。そんなこと耐えられるかと、やっぱり富士山は一体で本来あるべきところにおさまらないといかん。それで、今せっかく東部市長会で11人がこれは絶対にまとまるぞと。政令市の話まではいかなかったんですが、この点だけは絶対まとまるというところで、それがまさに経済的、文化的生活圈を共有しているわけですね、我々。そこを熱海で切られているわけです。これはやはりゆゆしき問題であって、富士宮、富士市さんから東を含めて、とにかく熱海で切られていることの不便性というものは、やはり我々が力を合わせて国会議員にも協力をいただきながら、国とJR、関係各社に強く申し入れる、これはもう全くおっしゃるとおりだと思っております。その方向に今進み始めます。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番(青木 靖君) できることはやっぱりあると思うんですね。ぜひそれも進めていただきたい。それで、プラス住環境がいいということのレベルアップを継続してお願いしたいということを申し述べておきます。

それで、もう一回学校の問題に戻ります。確実に児童生徒数減っていますよね。それで平成20年に教育振興審議会で学校再編の話が出たときにも、これからもう減るのがわかっているので、そのまま放置することはできないというところから議論は始まっています。もちろんこの重点プロジェクトの中にもありますように、よりよい環境づくりというのが学校再編の目的であるはずで。

これからまさに中学校のほうにも、部活動ができないような状態にもなっていますから、何とかしなければいけないという時期に来ているということは確かだと思っていまして、それを要するに皆さんに理解していただく必要がこれからあるんだと思っています。5年前も同じでした。メリット、デメリットを上げて云々といういろんな議論があったわけなんですけれども、最終的にはやっぱり子供たちのためにはどっちがいいのかという選択を責任を持ってするのが大人の仕事なんだろうというふうに私は思っています。

その部分をこれから進めていく上で、これは選択ですね、どちらかを選択するんだという、このほうがいいですよということをぜひ説明していただきたいということ、それはやっぱり今言ったように選ぶのは大人の責任だし、やらなければいけないことだと思うんですね。それによって、もちろん学校がなくなるということもあるんだけれども、やっぱり子供のために第一に考えてくださいということをぜひ前に出していただきたい。それと同時に、全部の学校が一度閉校して新しい学校をつくる、要するに再編成ですよという考え方で、それは理屈だという人もいたんですけども、私はそうじゃないと思って、全部なくなって新しいものをつくるという考え方がないと、最終的にうまくいかないのかなど、その当時から思っていました。多いところが少ないところを引き受けるとかということではなくて、お互いにいいんだということをぜひわかっていたいただきたいし、私はそれが大事だと思って当時参加していましたが、そういう考え方でいいでしょうかということは今確認をさせていただきます。

○議長(飯田正志君) 答弁願います。

教育長。

○教育長(勝呂信正君) まさに私もそのとおりだというふうに思っております。これは12月からまた説明に入りますけれども、やはり教育という立場、子供たちの教育をするんだと、それでどういう環境がいいかということで具体的な計画を、それからその形を、そして近い将来も含めて示しながら説明をさせていただいて、その中で皆さんから御意見をいただくと。そして最終的にはよりよい新しい学校づくり、伊豆市の学校をつくっていく、そんな思いでおります。まさに議員さんのおっしゃったとおりでございます。

○議長(飯田正志君) 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番(青木 靖君) 幾つかにわたって質問させていただきましたけれども、また最初に戻りますけれども、やっぱり現状としては、晩婚化と未婚化が進んでしまっているという事実は皆さんに統一の認識として受けとめて、この問題をやっぱり共通課題として持っていく必要があるのかなということを最後に言わせていただいて、質問を終わりにします。

○議長(飯田正志君) これで青木靖議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

### ◎散会宣告

○議長(飯田正志君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月3日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時48分

## 平成25年第4回（12月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成25年12月3日（火曜日）午前9時30分開議

- |       |         |                                  |
|-------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 88号 | 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）           |
| 日程第 2 | 議案第 89号 | 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）     |
| 日程第 3 | 議案第 90号 | 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 4 | 議案第 91号 | 伊豆市緊急地震・津波対策基金条例の制定について          |
| 日程第 5 | 議案第 92号 | 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の制定について             |
| 日程第 6 | 議案第 93号 | 伊豆市都市公園条例の一部改正について               |
| 日程第 7 | 議案第 94号 | 伊豆市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 95号 | 伊豆市税条例の一部改正について                  |
| 日程第 9 | 議案第 96号 | 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について            |
| 日程第10 | 議案第 97号 | 伊豆市子ども・子育て会議条例の制定について            |
| 日程第11 | 議案第 98号 | 伊豆市教育施設の利用に関する条例の一部改正について        |
| 日程第12 | 議案第 99号 | 伊豆市社会教育委員条例の一部改正について             |
| 日程第13 | 議案第100号 | 静岡県市町総合事務組合理約の変更について             |
| 日程第14 | 議案第101号 | 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）       |
| 日程第15 | 議案第102号 | 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）       |
| 日程第16 | 議案第103号 | 公の施設の指定管理者の指定について（宮湯）            |
| 日程第17 | 議案第104号 | 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）           |
| 日程第18 | 議案第105号 | 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）     |
| 日程第19 | 議案第106号 | 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）         |
| 日程第20 | 議案第107号 | 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）   |
| 日程第21 | 発議第 9号  | 伊豆市議会議員政治倫理条例の制定について             |

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1番 永岡康司君

2番 三田忠男君

3番	小長谷 朗 夫 君	4番	山 下 尚 之 君
5番	山 田 元 康 君	6番	青 木 靖 君
7番	大 川 明 芳 君	8番	梅 原 正 次 君
9番	小長谷 順 二 君	10番	西 島 信 也 君
11番	森 島 吉 文 君	12番	杉 山 誠 君
13番	室 野 英 子 君	14番	森 良 雄 君
15番	飯 田 正 志 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	大 石 勝 彦 君
教 育 長	勝 呂 信 正 君	総 務 部 長	鈴 木 伸 二 君
市民環境部長	山 口 一 範 君	健康福祉部長	鈴 木 正 君
観光経済部長	杉 山 健 太 郎 君	建 設 部 長	佐 藤 喜 好 君
教育委員会 事務局 長	森 下 政 紀 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	森 修 司	次 長	飯 田 勝 久
主 査	稲 村 栄 一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成25年第4回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（飯田正志君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第88号の質疑、委員会付託

○議長（飯田正志君） 日程第1、議案第88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 皆さん、おはようございます。10番、西島信也です。

私は、議案第88号につきまして、2点質疑をさせていただきたいと思います。

初めに、議案書の15ページですけれども、2款の1項8目企画費、13-40浜名湖花博2014出展花壇作成委託料、これ40万円出ておりますが、これについてお伺いをいたします。

今から約10年前に、浜名湖花博というのが大々的に開かれたわけですがけれども、入場者数が五百数十万人という大変大きなイベントでありました。ここで10年たって、またそのミニ版というのをやろうとするわけですがけれども、この浜名湖花博2014は余り聞いたことがなくて、宣伝が行き届いてないじゃないかと思うわけですがけれども、これの概要についてお伺いいたします。いつ開催されるのか、あるいは会場はどこだとか、そういうことですがけれども、これについてお伺いします。

2点目、議案書の21ページ、7款1項3目観光振興費、15-42旭滝公衆トイレ改修工事ですけれども、これにつきましては、旭滝の手前のところに公衆トイレがあるわけですがけれども、これをどのように改修するのか、これにつきましてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） おはようございます。

観光経済部長から説明させます。

○議長（飯田正志君） それでは、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） おはようございます。

それでは、ただいまの西島議員の御質問にお答えいたします。

まず、企画費の浜名湖花博2014出展花壇作成委託料について、御説明をいたします。

冒頭、議員がおっしゃったとおり、浜名湖花博2014については、浜名湖花博から10周年の節目に当たる来年、平成26年に「浜名湖花博10周年記念事業／第31回全国都市緑化しずおかフェア」として、浜松市の浜名湖ガーデンパーク、はままつフラワーパーク、この2会場で開催をされることになっております。

開催期間については、浜名湖ガーデンパークが、平成26年4月5日から6月15日までの72日間、はままつフラワーパークが、平成26年3月21日から6月15日までの87日間ということで予定をされております。期間中、両会場では「花の都しずおか」の情報発信を目的に、花や緑を生かした展示や修景の演出、ステージ等を利用したイベント、フラワーアレンジメントを初めとした体験教室等が行われるということが予定されております。

今回、伊豆市が出展を予定しているのは、浜名湖ガーデンパーク会場に期間中展示される「花銀河」という名称の自治体花壇で、「花緑が結ぶ全国の自治体の絆」、これをテーマに都道府県・政令指定都市が出展する球体花壇と、県内市町が出展する円形平面花壇、これで構成をされます。この平面花壇の広さは10平方メートル、直径が約3.5メートルということで、デザインコンセプトの解説のほかにも市のPRや写真を掲載した出展プレートを配置するということになっております。

次に、本事業に伊豆市が出展する理由でございますが、提案理由でも御説明を申し上げたとおり、本事業の開催に当たり、静岡県からの協力依頼があったこともあります。あわせて、浜名湖花博が来年10周年を迎えると同様、伊豆市も誕生から10周年を迎えます。この節目の年に、県内を初め県外からも多くの来場者が見込まれる一大イベントが開催されるわけですので、伊豆市における花・緑に関する身近な環境改善の取り組みや、花卉産業の振興等のほか、当市の魅力を県内、県外からの来場者に広くPRする機会であるということが考えられます。これが非常に大きなメリットと考えて、伊豆市は出展するというところでございます。

続きまして、旭滝公衆トイレについて御説明をいたします。

旭滝については、現在、平成25年度事業で旭滝ジオサイト整備工事として工事を、遊歩道整備を行っております。工事内容は、駐車場及び園路の舗装と落石防止柵並びに手すりの設置等を事業としております。

公衆トイレの改修については、実は次年度の施工を予定しておりました。しかし、県のほうと相談をしましたところ、県の担当より、今年度の一体的な整備をしたらどうだというこ

とを勧められまして、今年度でございますと、ジオパークということで補助率が3分の2ということで、非常に高率のために、今回補正で提案をさせていただいております。

旭滝については、平成24年9月の日本ジオパーク認定を受けて、訪れる観光客等がふえているのが現実でございます。現状、設置されているトイレは和式の便器でございまして、利用者への配慮、あとアプローチを含めて、障害者の利用対応が整っていないのが現状です。今回の改修工事については、大便器を洋式にすること、女子トイレについては、障害者用の配慮をいたしまして、女子トイレ兼用の多目的トイレに改修をいたします。男子トイレの小便器には手すりを設置するというところで考えております。

また、アプローチの部分ですけれども、外部のスロープ、進入がしやすいようにスロープの整備もあわせて実施するというような構想で考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について質問させていただきます。

介護保険費、17ページですが、136万円余りの予算です。金額は少ないですが、この予算は5億2,500万円になる大きな予算の中の一つです。常々、私は伊豆市の介護予防は、介護保険の範囲内でしか行われていないと。我々一般市民が考える介護予防というのは、いわゆるぴんぴんころりの世界で、健康な者が介護保険を受けなくても済むようにするのを私は介護予防というふうに考えておりますが、この介護保険費の中の予算ですから、これは介護認定を受けた方のための介護予防だと思います。その内容についてと、どういう人にどういうことをするのか、それから、当初の説明では、利用者がふえているということですので、その利用者の状況及び今後もそういう傾向があるのかどうなのか伺いたい。

以上です。

○議長（飯田正志君） それでは、ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に説明させます。

○議長（飯田正志君） 続いて、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、森議員の介護予防計画作成業務委託料についてお答えをします。

御存じのとおり、この委託料につきましては、要支援1と2の方のケアプランの作成ということになっております。ケアプランの作成につきましては、地域包括センターのほうで作成をするということで義務づけられております。そういうことで、修善寺の包括支援センター、直営でやっているわけですが、この中で計画ができないということで、運営協議会のほうで協議をしていただきまして、現在15の事業所にケアプランの委託をしております。そういうことから、増額をお願いするものでございます。

当初予算では95件を予定しました。包括で45件、それから委託が50件ということで委託を考えておりました。10月現在、127件の認定の件数がございます。包括で49件、それから委託が78件ということでございます。増加の要因ですけれども、介護保険、要支援だけでなく要介護者も当然ふえております。そんな関係から、高齢化が進む中で、認知症や脳梗塞等によって介護保険を利用される方がふえているということでございます。この傾向は今後も高齢化社会が進むということで、当然ふえていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 状況、そこまでは当初の予算説明のときに大体想像がついている状況です。それでは、要支援1、2をお持ちの方を主体にした予算だと思いますけれども、まず伊豆市のこの介護保険を、要支援含めて、介護保険を受けている方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。それがふえる傾向にあるのかどうなのかお伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

補正予算の関係で。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 平成24年度の実績ですと、1,532名の方が介護保険を利用されているということでございます。一般質問の中で、三田議員のほうからも質問があったように、大体15%、県の平均、それに近いものがございますので、高齢化率が進めば当然、高齢者がふえます。そうなれば15%ということで考えますと、当然、年々ふえていくというふうに考えています。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

◎議案第89号の質疑、委員会付託

○議長（飯田正志君） 日程第2、議案第89号 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

◎議案第90号～議案第99号の質疑、委員会付託

○議長（飯田正志君） 日程第3、議案第90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第12、議案第99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正についてまでの10議案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第99号までの10議案については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第13、議案第100号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田正志君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第100号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号～議案第107号の質疑、委員会付託

○議長（飯田正志君） 日程第14、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）から日程第20、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）までの7議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案101号中伊豆体験農園、102号修善寺自然公園、103号管湯、104号恋人岬、105号萬城の滝キャンプ場、106号中伊豆授産所、107号中伊豆室内温水プール等、まとめて質問させていただきます。

既に資料が配られているようですが、この7つの施設の活動状況、年間利用者の増減、それから、これからの計画について、今後の見通しについて説明を求めます。

また、105号については、今後の企画はあるのか、またメンバーが全くわかりません。この辺もご説明いただきたい。

○議長（飯田正志君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市町 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から説明させます。

○議長（飯田正志君） それでは、初めに観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、ただいまの森議員の質問にお答えいたします。

最初に、共通となります年間利用者数の推移でございますけれども、お配りした資料をもって御確認をいただきたいと思えます。私のほうからは、議案第101号から105号、これまでを一括して御説明をさせていただきます。

なお、説明の中で、事前に配付されました議案の附属資料、そちらとダブる部分がございますので、その辺は御容赦を願いたいと思えます。

まず、101号中伊豆体験農園についてですけれども、中伊豆体験農園は、地域の農業者等を中心とした団体に管理運営を想定して建設されております。このようなことから、地元の有志の方々により中伊豆体験農園管理組合が、平成17年11月24日に設立をされております。

平成18年7月1日の開園当初は、市と協定を結び、管理業務を委託しました。平成19年度

からは、指定管理者制度を採用し、指定管理者として同組合が、農園の管理運営をしてきました。平成21年度からは、自主自立した管理体制に移行するため、利用料金制により指定管理者として農園を管理運営し、昨年度行われました審査会において、各項目ともA評価を得ております。

業務の内容は、清掃、草刈り等の施設の維持管理業務、農園利用者への営農指導、農機具の貸し出し業務、そのほかに公共性の保持、利用者へのサービス向上及び利便性の向上に努めております。

また、自主事業といたしまして野菜畑のオーナー制事業、環境美化活動、農園で栽培された農産物の収穫体験・収穫感謝祭等の開催、また都市住民と農村との交流、グリーンツーリズムの推進に関する活動を、現在継続しております。

次に、102号でございます。

修善寺自然公園、こちらについては、活力ある地域活動と緑豊かな地域づくりの促進を目的とし、市民の福祉増進と地域文化の向上を目指して活動しております。

これからの計画については、これまで培ってきたノウハウを利活用し、来園者に「感動・喜び・楽しみ」、これを提供する取り組みを進めるという計画になってございます。

今後の見通しについては、審査結果にも意見付託されていますが、伊豆市の観光の目玉資源として発展に努めること、修善寺地区内の連携にとどまらず広域的な連携を図ること、これを目標として、指定管理者として施設の発展に期待するものでございます。

続きまして、議案第103号宮湯についてでございます。

現在までの活動については、利用客に気軽に楽しんでいただける立ち寄り湯として、施設利用の活性化と修善寺温泉全体の活性化を推進するため営業をしております。

これからの計画については、伊豆市観光協会が誘客におけるPRの上で、宮湯を含めた修善寺温泉全体の活性化を進めるということでございます。

今後の見通しについては、当該地区内だけの連携にとどまらず、広域的な連携を図ること、観光施設としての積極的な広報活動に努めることを目標に、指定管理者として施設の発展に期待をするものでございます。

続きまして、104号恋人岬でございます。

こちらについては、自然災害や経済情勢の影響により利用者が年々減少する中、宣伝活動に取り組んでまいりました。

これからの計画については、地元雇用のみならず、地元業者や地元団体との協力体制の構築による地域への波及効果、また、宿泊施設との連携で、施設利用及び土肥地区全体の活性化を進める計画というふうに考えております。

今後の見通しでございますが、有料施設ではございませんので、売店等の売り上げ、これが財源的には主になりますが、道路環境の整備により土肥地区への交通の利便性もこれから上がってくるということで、利用客の増加を期待するというところでございます。

続きまして、議案第105号萬城の滝キャンプ場についてでございます。

今後の企画があるのかについては、運営管理計画の自主事業計画に売店の充実や四季折々のイベントの開催、特に今までは冬場のキャンプ場は閉鎖しておりました。これを通年で利用することを提案をされております。そのほか、各種日帰りツアー等の企画、これも提案を受けております。

御質問にあったメンバーについてということでございますが、法人登記をされている者は、代表理事に塩谷さんという方がなっております、ほか3名が理事として記載をされております。

以上、森議員の質問にお答えいたしました。いずれの指定管理者も伊豆市指定管理者審査会で引き続き指定管理者として指定することを適当と認める、105号については指定管理者と指定することを適当と認めるという答申結果をいただいておりますことを補足いたします。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから議案106号 中豆授産所の指定管理につきまして、質疑に回答させていただきます。

平成19年度から、小規模作業所の体系としまして、障害者就労継続支援B型事業所として運営をしております。同じく指定管理になりました平成19年から、定員を20名から25名に引き上げまして運営をしております。自主製品といたしまして、刺しゅうタオル等開発を行いまして、利用者に工賃を増加させているということでございます。

資料の2枚目のほうに、年間の利用者の増減ということでごらんいただきたいと思います。

中豆授産所につきましては、観光施設等ではございませんので、障害者の就労支援施設ということになっております。その関係から、定員が25名、現在は平成19年度から24名の方が登録ということで平均22名以上の利用者があるということでございます。

これからの見通しですが、引き続き障害者の特性を生かした上で、利用者のニーズに合ったものを自主製品等開発しながら、運営を行っていくということでございます。

中豆授産所につきましても、指定管理者審査会のほうから適切に運営されているということで、引き続き運営を行うようにという答申をいただいております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） それでは、私のほうから議案第107号 公の施設の指定管理者の指定についてのうち、中伊豆室内温水プール及び天城温泉プールにつきまして、森議員からの質疑にお答えをいたします。

まず1点目、今までの活動状況につきまして、受付・案内業務、また利用者の監視業務などの安全管理、そして公認指導者によります水泳教室・水中運動等健康づくり教室の教室事業を日々の業務として実施しております。その他、自主事業としまして水泳大会や体験教室等の各種イベントの開催を実施してございます。特に教室業務につきましては、ジュニア向けの水泳教室、それから一般向けの健康づくり教室、そういったものを年間通して実施をし、プール利用者の拡大を図っております。

2点目の年間利用者の増減につきましてでございます。傾向としましては増加傾向にございます。詳しくは補足資料の3ページ目でございます。そちらのほうの別表をごらんいただき、御確認をいただきたいと思っております。

3点目の今後の計画についてでございます。利用者の安全利用を第一に、清潔な施設環境を維持し、サービス向上を目指して施設の管理運営を行っていくものでございます。また、教室事業についても、利用者のニーズに合った教室を継続して開催するとともに、プール利用者の拡大を図るべく、特に中高年の方々を対象とした水中運動及び陸上運動の教室充実に努めます。

このプールの指定管理という中で陸上運動と、何ぞやという部分がございますが、これは附属しますトレーニングルーム、そういった施設もございます。そういったものの活用、それから中伊豆の温水プールの建物に併設して生涯学習センターという施設がございます。そちらで、腰痛対策の教室とか、そういったプール以外の部分での事業も実施をしております。今後も進めていきたいというふうに考えております。

4点目の今後の見通しについてでございます。水泳教室の対象年齢の子供が年々減少しておりますので、いかに対象年齢の子供の参加率を上げていくか、ここが問題となっております。そのために、ジュニア向け高齢者向けのカリキュラムの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 今、皆さん一生懸命施設の運営にかかわっていることは十分わかるんですが、教育福祉施設、これに競争原理を導入しろというのもちょっと無理があると思います。しかし、やはり利用者へのサービスというのは努力してもらわないと、伊豆市の福祉や教育の進歩というのはないと思いますので、ぜひとも頑張ってください。

ところで、教育福祉施設を除いた5つの施設は、いわゆる観光立志を目指している伊豆市にとっては、ここで頑張ってもらわないと伊豆市の観光の発展というのはないんです。まず、お聞きしたいのは、指定管理者というのは一度指定されると、もう永久にそこで管理するんですか。この移行期の様子を見ると、そういうふうに思えるんですけども、市長の考えをまず1点伺いたいです。

それから、萬城の滝のキャンプ場の指定管理者はなぜかわったのか、この辺しっかり分析できているのかどうなのか、要は潰れたんじゃないんですか、ここは。そういう厳しい目があるのかどうなのか。それが抜けていると、新しい人たちがどんなに頑張ったって、やはりこの施設の先行きというのは厳しいんじゃないかと思います。

それからもう一つ、102号の修善寺自然公園なんですけれども、私は常々言っているんですけれども、やはりここが頑張らないと伊豆市の観光というのは伸びないです。この今後の何か新しい企画とか、こういうふうにするというようなのが出ているのかどうなのか、ぜひ伺いたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、ただいまの3点について御回答申し上げます。

指定管理は、その同じ事業者がずっと続くのかという御質問でございます。これについては、審査会のほうに常々諮りまして、それでもってこの議案にもあるとおり、審査会で答申を受けて、それでやっているという形でございます。結果的に、前回の事業者がつながったというふうに御理解をください。

2点目の萬城の滝についてですけれども、これも議案説明のときに若干申し上げたような記憶がございますけれども、そちらについては現在の管理者、A評定をいただいておったんですが、これ西島議員の次の質問にもダブりますけれども、実はその現在の管理者が高齢化を理由に辞退をしてきたということでございます。それで、公募に至ったということでございます。

最後、3点目の虹の郷について、修善寺自然公園ですか、こちらについてですけれども、いろいろ企画そのものは考えておまして、前年度については犬を入れる、わんちゃん同伴の開放とかさまざまな企画は考えております。そのあたりでは、私どもといたしましては営業主体が振興公社でございますので、彼らのほうをバックアップしていくという考え方でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市長の考えが全然聞けませんでしたね。指定管理者といえども、やはり競争原理を導入しないと伊豆市の観光は伸びませんよ。どう思います、市長は。ぜひ伺いたい。

福祉施設でも競争原理を導入していますよ、よその町では。福祉施設、介護施設などでも、給食施設もそうですね。やはり競争原理を導入して変えています。我が町の一番大事だと思うんですよ、観光行政は。そこに競争原理が導入されないから、観光がどんどん縮小していく、新しいアイデアが湧いてこない。ぜひ市長さん、答えてくださいよ。なぜ指定管理者、いつも同じ人なのか。新しいアイデアを持った人を、やはり指定管理者に選んで、伊豆市の

観光の活性化に必要なんじゃないですか。

まず質問、その中で、修善寺自然公園、これ理事は何ていう方なんですか。過去の経歴はどんな方なんですか。やはりリーダーがしっかりしていないと、虹の郷も発展しませんよ。発展しないということは衰退あるのみ。まずリーダーについてお伺いしたい。

それから、恋人岬もやはり利用者は減少傾向にあるんですね。何かこれでふやすんだというようなアイデアがあるのかどうなのか。道路がよくなっただけでお客さんが来るとは私は思いません。ただ平成25年度は増加傾向にありますよとか、そういう見通しがあるのかどうなのか伺いたい。

次、萬城の滝の指定管理者についてお伺いしたいんですが、萬城の滝は、あの地域一帯の方が皆さん頑張っていてやっていたんじゃないかと思うんですけども、これ高齢化だからという理由が成り立つのかどうなのか。あそこをつくるとき、私も応援に行ったことがあるんですよ。恐らく100人以上の方が集まっているいろいろな造成をしたり、何かやっているのを見ております。そうすると、ああこれは地域の人がみんな応援しているんだなというふうに感じたんですけども、そういう、いわゆる管理者がかわったということは、そういうのがなくなったのかどうなのか。上地区の方だということですけども、上地区のどの辺の方が今後ここにかかわってくるのか伺いたい。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 一般的な指定管理の決め方に関する考え方ですけども、毎年とは言わないけれども、例えば3年置きにその都度競争させると、じゃ、新しい事業ができるのか、これ必ずしもそうとは限らないんです。やはり大きな施設を管理する立場からすると、本当は長期的な計画の中で我慢する時期、あるいは施設整備に投資する時期、いろいろあるはずなんですね。ですから基本的には、ある程度、その中期的、長期的な経営見通しが立つほうがチャレンジもしやすいということは、経営の立場から見ると、一般的には言えるんだろうと思うんです。

ただ、これはあくまでも市が所有する施設ですから。したがって、3年もしくは5年の中で経営見通しを立てていただき、そしてその都度、経営実績が悪ければ、指定管理者審査会のほうで、これは不適ということになるわけですから。今のやり方は、現実的に考えればバランスがとれたものであると、このように考えております。

その他については部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 観光経済部長、3つ。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それではお答えいたします。

まず、第1点目の102号についての理事はということでございますが、こちらについては議案書の131ページに、ございますとおり、代表理事は鈴木健範氏ということになってございます。

104号 恋人岬の見通しということでございますが、恋人岬についてはお手元の資料に載

っているとおり、平成21年度から平成24年度まで利用者数の変遷がなされていることは確かでございます。この原因といたしましては、やはり屋外施設でございますので、天候に非常に左右されやすいということを私どもは理解しております。さらなる誘客手段ということでございますけれども、先ほど御説明申し上げたとおり、交通環境の改善であるとか、もちろん、その広域連携での政策であるとか、それらを絡めて、さらなる誘客を図っていくという所存でございます。

続きまして、105号、地域との関連性ということでございますが、先ほど申し上げたとおり、現管理者は中伊豆葵漬物組合でしたか、という形でやっておりました。こちらの方々、地域との連携を図りながらやっていただいていたんですが、それがメンバーの高齢化ということで辞退された。今回の次の指定管理者になります一般社団法人楽っ季伊豆ですか、こちらの提案書のほうにも地域との連携ということをうたってございまして、従来どおり萬城の滝については、協同の会とか、そういうものが外郭としてサポートを組んでおりますので、それらと連携をするということは伺っております。

○議長（飯田正志君） これで、森良雄議員の質疑を終わります。

次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）のことについて、質疑を行います。

今、森議員のほうから一括して指定管理について御質問があったわけですが、もう大分わかってきたこともあるわけですが、質疑をさせていただきます。

今定例会では、公の施設の管理者の指定議案が7件出ていると。お話が出ましたが、萬城の滝キャンプ場以外は全て今の指定管理者の継続ということですが、この萬城の滝キャンプ場につきましては、今のお話ですと、高齢化のために辞退したということなんですけれども、先ほどお話が出ましたが、これをやったのは中伊豆の山葵漬物協業組合というところがやっていたそうですけれども、高齢化ということですが、高齢化といっても組合ですから、組合が高齢化、組合の中の人が高齢化するということでしょうか。結局、この萬城の滝キャンプ場をやっている、指定管理者でやっても、うまみがないと、商売としてはなかなか成り立っていかないというようなことで私は辞退したんじゃないかなと思うわけです。

それで、これにはもっと、ただ単に高齢化だからということでやめたというのではなくて、もっと根本的な問題があるんじゃないかと私は思うんですけれども、そこら辺は何か、指定管理のやり方というか、行政としての設定の仕方に何か問題はないのかというようなことは分析していらっしゃるのかどうか、これを一つお伺いいたします。

それで、2点目ですけれども、指定管理者審査会でこの楽っ季伊豆ですか、このところが

やりたいと、こういうことのわけがいいよと審査会はオーケーということになったわけですが、この楽っ季伊豆の経歴を見てみますと、まだできたばかりだと。実績もほとんどないし、数カ月前に法人になったばかりだということで、失礼ですけれども、ここで継続して、継続といえますか、何年も萬城の滝キャンプ場をやっていけるのかという不安の声も私は耳にしているわけですが、この指定管理者審査会で、そこら辺についてこれは大丈夫だというような意見が出たのかどうなのか、そこら辺についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 萬城の滝の指定管理のあり方ということですが、私は極めて健全な姿だと思います。今まで、地域の人たちが、恐らくつくったときに、整備したときにも、地域の地元の方からの要望があったんだろうと思います。そこまで地元に適した商売をやっておられた中伊豆山葵漬協業組合の皆さんがやってきた、そのメンバーの方々が高齢になられたら、今度は地元の、やはり若い世代が、じゃ、私たちがやりましょうと手を挙げてきた、こんな健全な姿ありますか。

そして、その人たちはこのために急に思い立って、きのう、おとといチームをつくったわけではなくて、任意団体ながら幾つかの活動もやってきて、そしてそのメンバーを見ると、そういったことにも、過去の職責において経験もされている。私は、大変大きく彼らの志と進みたいと彼らが考えている方向に対して期待をしているところでございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

いや、これ本当ならこの質問だけで、再質疑からやらないとおかしいんですけども、許しましたので、再質疑お願いします。

○10番（西島信也君） じゃ、今市長のお考えを聞いたんですけども、審査会にはどのような御意見が出たのかということをお伺いします。

○議長（飯田正志君） 再質問です。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） お答えいたします。

審査会では私ども担当のほうは出ておりませんので、議事録を事務局のほうからいただきまして、どのような経緯があったのかを聞き取りました。そうしましたところ、応募者からのプレゼンテーションを終えて、委員との質疑応答があったそうでございます。その項目は、指定管理に係る、要するに経費面の積算の部分、それとかりスクの管理、収支見込み、資金計画、夜間の対応、PR方法、予約システム、観光協会との連携、また地元との連携、自主事業、以上の項目について質疑があったということでございます。ただ、私どものほうにいただいた決定表については、特に審査会としては、意見は付記されておりました。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、審査会に担当が出ていないというのは、にわかには信じられないんですけども、副市長は審査会のメンバーだと思うんですけども、メンバーですね。それじゃ、メンバーですかと聞きますけれども、そういうことだったんですかということも1点お伺いしますけれども、それで、例えば、これは別にこの楽っ季伊豆が、悪いとか、そんなこと我々は毛頭言っているわけではありませんけれども、真っ先にお金というお話があったけれども、例えば今、指定管理は二百四十何万ですよ、それがふえるとか、ふえたっていいんですけども、そういったお話はあるのか、あったのかないのか、どうなのか、そこから辺は副市長出ていなかったのかどうなのか、指定管理者の審査会のメンバーじゃないんですか、どうですか、これ一緒に含めてお願いします。

○副市長（大石勝彦君） 私は、指定管理者の審査会にメンバーとして出ております。

西島議員がおっしゃった内容につきましては、先ほど部長から答弁申し上げたとおり、新たに指定管理者になる、指定管理者候補として出席された方々が、どういう意欲を持って、どういうやり方を持って経営をしていこうかということに関して、当然ながら審査会として質疑を交わしました。

例えば、地元との具体的な連携先があるかであるとか、あるいは従来の漬物協業組合の方がなかなか夜の管理は難しいというような話をされておりましたけれども、それに関してどう考えておるのかというような話であるとか、そういった点から、新たに指定管理者候補として手を挙げられた楽っ季伊豆の皆さんは、非常に若くて、やる気を持って対応しようとしていることから、審査会全体としては、これは指定管理者に適当であろうという結果になったということでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第101号から議案第107号までの7議案については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

ここで、10分程度、10時30分まで休憩といたします。

次の日程ですが、発議ですので、行政の方々は職務に移って仕事してもらったほうがいいと思うんですけども、どうでしょうか、答弁も何も要らないし、じゃ、仕事に戻ってください。これは議員だけの話ですので。

休憩 午前 10時21分

再開 午前 10時30分

### ◎発議第9号の質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第21、発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例の制定について、このことについて質疑を行います。

私は、この本条例案は、不備なところ、そして根本的に民主主義に反する点があると思いますので、これについて質疑を行います。

まず、1点目ですけれども、政治倫理条例の第3条政治倫理基準というのが幾つかあるわけですけれども、地方自治法第92条の2では、普通地方公共団体の議会議員は、当該普通地方公共団体に対し請負業をする者及び支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないという法律があります。簡単にいえば、議員はその所属している市や町の工事等の請負をしたら、議員の職を失うという、そういう法律であります。そして、議員政治倫理条例を定めている自治体では、ほとんど100%が、議員の今言いました兼業禁止と、議員の一親等、二親等の親族も市等の請負契約を辞退するように定めてあるわけであります。伊豆市のこの条例案では、この規定が見受けられないのはどういう理由でしょうか。これが1点目、お伺いします。

2点目ですけれども、同じくこの3条ですけれども、7号に、議員の発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実により他人の名誉を毀損する行為をしないことの条文は、憲法21条第1項集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障するという、この憲法に違反をしていないか、これにつきまして、議案提出者、そして特別委員会はどのような見解をお持ちでしょうかとあります。

それから、3点目ですけれども、この条例第6条に、政治倫理基準に違反したと認めるときは、審査会は次の措置を講ずるよう議長に求める旨の決定をさせるとありますが、この第4号出席自粛の勧告というのがありますけれども、この出席自粛の勧告とは何に対する出席の自粛なのか、本会議へ出てはだめなのか、委員会なのか、あるいは全員協議会なのか、それとも議会に関係のない何かの出席自粛か。この前、参議院で天皇陛下の園遊会がありまして、参議院議員の1人が、何とかという人が、行って天皇に何か手紙を渡したという事件と、いいですか事案があったわけですけれども、その参議院議員は7年間の皇室行事への出席を

禁止されたということなんですけれども、これ国会とは関係のないところなんですけれども、そんなものもあるわけなんですけれども、この出席自粛の勧告というのはどういうことを指しているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長（小長谷朗夫君） それでは、西島信也議員の質疑にお答えをします。

お答えをする前に、最初に申し上げますが、私の答弁は委員会で審査された確たる事実に基づいての答弁だということで御理解をお願いします。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の第3条の中に、地方自治法第92条の2に関する規定をなぜ盛り込まなかったかという質疑でございますが、私どもはこの条例を考えるときに、上位法を尊重するという基本的な考え方は持っていました。したがって、地方自治法はこの条例より上位法となります。したがって、あえて条例にはこの内容を定めなくても、地方自治法第92条の2の規定は議員に適用されますので、重複して定める必要がないとしました。

2つ目の第3条第7号の議員の発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実により他人の名誉を毀損する行為をしないことについて、憲法21条第1項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」に違反していないかという質疑でございますが、私どもは、憲法21条第1項の表現の自由には抵触しないとした考えのもとで、この7号の政治倫理基準を定めてあります。

最後に3つ目になりますが、第6条第4項第4号の出席自粛の勧告の説明ということなんですけど、一定期間の議会への出席自粛を促すことを想定しています。地方自治法第135条第3項の一定期間の出席停止による懲罰とは異なり、出席の自粛となります。これについても審査会で措置の内容を決定することとなります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、委員長さんから御答弁をいただいたわけなんですけれども、まず1番目のこれは上違法、憲法に定めてあるから、あえて定めなかったということなんですけれども、地方自治法に定めてあるのは、あくまでも議員の兼業禁止なんですね。それで、多くのほとんどの自治体で定めているのは議員の兼業禁止、それから親族の請負業もだめだというようなことも定めてあるんです。これはほとんど、99%ぐらいの自治体が定めてあるわけですね。何で伊豆市しか定めていないのかということが疑問なわけなんですけれども、これについてはまた討論で言います。

それから、2番目の議員の発言又は情報発信についてということですが、これは憲法に違反していないという、そういう見解ですが、私はそうは思っておりません。これにつきましても、討論で私の考えを述べていきたいと思えます。

それから、この6条第4項、出席自粛の勧告、これは考え方を聞いているわけではなくて、こういう条例に例えば議会に来てはだめだよということは、議会とは何を指すかということも明確にしておかなければ、条例としてこれは成り立たないと私は思うんです。さきに言ったように本会議なのか、委員会なのか、全員協議会なのか、特別委員会なのか、そこら辺を明確にしないと、それともこの議会へ、議場とか委員会室、委員会室は伊豆市はありませんけれども、そういうところにも立入禁止なのかとか、そういうようなことをちゃんと定めなければ、これは条例にならないと。不備があるということをお知らせしますが、私の考えとしましては、また討論で申し上げますから、質疑は以上とします。

○議長（飯田正志君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、14番、森良雄議員。

〔14番 森良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例の制定について質問させていただきます。

まず、委員会ではどのぐらいこれについて議論したんでしょうか。先ほど西島議員の質疑にもありましたように、憲法論議をしたんでしょうか、倫理ですから。憲法で国民の保護がうたっているんですよ。表現の自由について委員会はどういうふう考えたのかどうか、日本国憲法第3章は、国民の権利及び義務を制定しています。皆さん承知していますね、こんなことは。その上で皆さんは議論したはずですよ。憲法13条について議論しましたか。同じく憲法19条について議論はありましたか。憲法21条、表現の自由についてどんな議論をしたのか、内容及び時間について伺いたい。基本的人権についてはどのようにお考えなのか、伺います。また、議論の内容、時間についても伺います。

第2条の2項に、議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときには、みずからの責任において事実関係を明らかにしなければならない、この事実関係とはどういうことを言っているんですか、ぜひ説明してください。また、なぜこんな文が入っているのか、それについても伺いたい。

第3条の7、第3条は、議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない、7項は、議員の発言又は情報発信は、確たる事実について行うこととし、虚偽の事実により他人の名誉を毀損する行為をしないことと書いてあるんですが、確たる事実とはどういうことなのか、ちゃんと議論しましたか。市長は退席してしまいましたけれども、反問権なんていうのを行使して事実を示せなんて言いましたね。反問権なんて言うから、朝鮮半島の板門店かなと思ったけど、笑い事じゃないですよ、反問しちゃうよ。説明してくださいよ、ちゃんとわかるように。事実とはどういうことなのか。いいですか、皆さん。袴田事件をごらんな

さい。死刑判決が出ているのにいまだに事実かどうか議論しているんですよ。皆さんそんなところで事実かどうかなんて確認できるんですか。

第6条の7は、協力しないといけないのか、強制なのか、議論しましたか。しっかり教えてくださいよ。第6条の7は、審査請求者及び審査対象議員は、審査会から会議への出席の要請、審査に必要な資料の提出その他協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実に応える義務を負うと、これは協力なのか強制なのかちゃんと議論しましたか、教えてくださいね。

第6条の9、この中に要求を拒否したときはと、虚偽の陳述をしたときはと、要求の拒否をしたときはどうなるんですか。虚偽の陳述かどうかなんてことは皆さん確認できるんですか。ちゃんと議論したかどうか答えをお聞きしたいですね。

西島議員からの質問もありましたけれども、政治倫理で一番問題になるのは、議員がいわゆる伊豆市の仕事ができるかできないか、やっているかやっていないかじゃないですかね。よその条例を見ても、その辺が一番市民の関心が高いのではないのでしょうか。いいですか、伊豆市の仕事をやるのに親族の名前を使って現実には自分も参加していませんか。そういうことを規制するのが私は政治倫理の一番の目的じゃないかと思います。この条例は非常に不備、かつ国民としての基本的人権を、過激な言葉で言えば愚弄していると。憲法無視じゃないですか、その辺をしっかりと答えていただきたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

小長谷朗夫議員。

〔伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長（小長谷朗夫君） 森議員の質疑にお答えいたします。

基本的な立場は、先ほど西島議員と同様、委員会としてのありのままをお答えしたいと思っております。

まず最初に、委員会が議論した時間はというお尋ねなんですが、委員会としては十分な時間と判断しております。

それから、続いて、日本国憲法第3章は、国民の権利及び義務を制定しています、知っていますかということなんですが、これについては委員会内容の、要するに審議内容から考えるといかがなものかということをお思いまして、これについては私の個人的な見解を述べさせていただきます。

日本国憲法第3章、国民の権利、要するにそれを知っているかどうかという個人宛てに向けられた質問だと捉えております。少なくとも私も36年間教師の端くれをやってきました。種免も社会科でございます。中学校で3年、あとは小学校で教鞭をとりました。ですから、私が就職試験に、採用試験に受かったときに、私の親族が一番最初に私にプレゼントしたのは、広辞苑と六法全書でございます。36年間、私の机の傍らに広辞苑と六法全書はいつもあ

りました。ですから、私自身はなじみが深いと、そういうふうに理解しております。

続きまして、憲法13条について議論しましたかということですが、憲法13条、個人の尊重と公共の福祉については議論していません。

それから、憲法19条についての議論はありましたか、これについても、思想及び良心の自由についても議論していません。

憲法21条に関する議論の内容及び時間、憲法21条、要するに集会、結社、表現の自由、通信の秘密については議論していませんが、パブリックコメントをいただいたときに、市民の皆さんからこれについての同様の御質問がありましたので、そのときには一步踏み込んだ審議をした経緯がございます。

それから、基本的人権について議論しましたか、及びその時間、憲法11条、基本的人権の享有については議論していませんので、要するに議論の時間はありません。

続いて、第2条の2項、この条文を入れた理由はということですが、2条の第2項というのは、議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときにはみずからの責任において事実関係を明らかにしなければならないというところの御指摘なんですが、パブリックコメントの解説文にもありましたが、議員が果たさなければならない最低限の議員の責務について定め、もし政治倫理に反する疑惑があった場合は、みずからその事実を明らかにし、弁明し、その責任や進退を明らかにする責務があることを示したものです。

続いて、第3条の第7号、確たる事実とはどういう意味ですか、これについては委員会でも話題になりました。要するに話題になったということは、一步踏み込んだ審議をしました。確たる事実ですが、「確たる」は、それこそ先ほどの広辞苑で、辞書で引っ張れば確かな、確かで間違いのないさまを、私どもは事実、真実の事柄、本当にあった事柄、実際に起こった事柄、現実に存在する事柄ということになります。具体的な例を挙げて議論しましたかということなんですが、そのときに、情報発信にはいろいろ手段があると思います。例えばチラシもそうだし、インターネットも含まれることになりますから、他市の事案、事件などを事例として確認しています。

続いて、事実とはどういうことですか、事実を例示できない場合はどうしますかという御質問ですが、第3条第7号の中で重きを置いたポイントは、事実の例示ではなく、虚偽の事実により他人の名誉を毀損する行為についてでした。虚偽の事実とは、誤った、偽りの事実があったかどうかを審査会で確認することとなります。虚偽の事実が審査会で確認できなければ、当然審査請求による対象議員への措置はありません。審査請求された虚偽の事実は認められない旨の公表が、その次に行われることとなります。

続いて第6条の7項、これに従い、かつ誠実に応える義務を負う、これは協力なのか強制なのかということなんですが、強制ではなく、その立場に応じて当然しなければならない義務としての定めになっています。ただ、もしこの規定に応じない場合は、同条第9項で審査会が、審査対象議員が第6項の要求を拒否したとき、または虚偽の陳述をしたときは、その

旨を公表するものとする」と定めてあるため、公表の対象事項にもなります。

続きまして、第6条の9項、要求を拒否したとき、それができるのかできないのかという御質問ですが、それから罰則はないですか、公表するということが罰則ではないのかということなんですが、拒否することは審査対象議員の判断となります。公表は罰則ではないかとの御意見ですが、審査請求した市民は、審査会の審査経過として出席の要求に応えなかった議員や、虚偽の陳述があったことについて当然知る権利があります。議員みずからが自制すべき政治倫理基準を判定する審査会の審査経過は公表すべきと考え、定めてあります。

最後になると思います。議員は市の事業に参加して金品を受け取ることは規定していませんが、どう考えますかということですが、この質疑は第3条第2号の中で、地位を利用してと定めております。それ以外の金品の授受の場合はどうかという意味の質問として回答させていただきます。例えば、議員として招待される市や、または市内団体の式典等では出席者への記念品やお弁当など用意されているケースも多々あると思います。これについては、主催者からの出席者全員への慣例としての謝礼ですので、常識の範囲内で受けてもよいこととなるように私どもは考えました。当然、議員から請求することは逆に地位を利用してということに該当しますので、あってはならないものであります。

以上、質疑に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 憲法論議はしていないんですね、委員長さん。憲法21条には、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障するとなっているんですね。ところが、あなたがおっしゃったのは、チラシやインターネットを見て、問題があれば審査の対象にするというんですか。全くもう憲法を無視した考え方じゃないんですか。どんなに憲法を読んでも中身を理解していないと、一般的には論語読みの論語知らずというんじゃないかと思うんですけれども、これまた過激な質問内容になるかもしれないですけれども、全く憲法を無視した条例であると言わざるを得ません。

それから、この条例の中に入っていないという、一番最後の質問ですけれども、西島議員の質問にもあったと思いますけれども、言っていることは、弁当をもらってきたとかなんとかということではないでしょう。ただ、土木工事を誰かが請け負った、その下請で土木工事やっけてもいいのかどうなのかとか、親族の名前を使って堂々と商売をやっているとか、そういう議論はしなかったんですか、議会で。

○議長（飯田正志君） 最後の。

〔「もう一回あるでしょ」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 憲法の問題はもういいですから、この最後の問題について。

〔「憲法だって言ってくれないと困るよ、そんなの」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 議論しなかったという、質疑はありませんので、その先ほどの一番下

の議員は市の事業に参加してというところの問題で、先ほど言ったように答弁願います。

○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長（小長谷朗夫君） 1つだけ、話題にのった、審議されたということで御紹介いたします。

例えば、憲法論議、憲法論議という、今お話が出ておりますが、私どもは専門的な法律家でもなければ、憲法を一般常識的、社会通念上は解釈するわけですけれども、それ以上踏み込んだ、要するに解釈論というのは、私は専門家ではありません。また、ここにいる議員の皆さんはそういう方、いらっしゃるかもしれませんが、通常はそういうふうなことになるんじゃないかなと思います。

そこで、憲法21条の関係で一つ具体的な例を挙げますと、じゃ、こういう問題は逆にどういようにおさめたらいいかということになるわけですが、桐生市の市議会議員さんの事案を御承知だと思んですが、桐生市のある市議会議員さんが、インターネットのツイッターでこういう情報発信をしました。「献血の車がとまっているけど、放射能汚染地域に住む人の血って欲しいですか」、これは、私どもが定めている基準の中の幾つもの重複したものに逆に引っかかってくるんじゃないかなというふうに思います。まず、品位品格がありませんよね、このツイッターでの発信というのは。それから、本当に確たる事実ということに関しても、どうかなというふうに思う節があります。もう一度言います。全国には、こういう市議会議員さんのあらぬ行動によって多くの方が迷惑を受けているという事例がございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 桐生市の方の例示を上げたんですけれども、それは個々の方が判断する問題であって、条例としてここで取り上げることは何ら関係ないんじゃないんですか。それを政治倫理に反するというで審査の対象にするんですか。まず、そこが私は議事録を見せてもらったけれども、憲法論議がされたのかどうなのか、今、委員長がおっしゃったようなことが論議されたのかどうなのか、それはさっぱりわからない、仕方ないと思いますけれども、まとめられた議論が書いてあるだけですから。

我々は議員としても国民としても憲法を守らなければいけないんですよ、先ほども言ったように。法曹界の専門家が何十年もかかっても真実の議論というのをやっているんですよ。この間もちょっと言いましたけれども、私はいつも森良雄たたきの対象になっているんじゃないかなと思うんですけれども。まず、伊豆市議会で最初にあったのは、看板もない業者に発注するののかということを行いましたね。

○議長（飯田正志君） 森議員、質疑ですので、その意見は討論でやってください。質疑をお願いします。

〔「意見じゃないよ、こういうことをどうやって実証するのかということを知っているんだ、君の意見じゃないよ」と言う人あり〕

- 議長（飯田正志君） じゃ、質疑をしてください。質疑を。何を聞きたいのか。
- 14番（森 良雄君） これをどうやって皆さん弁証するんですか。できるんですか。いいですか、看板もない業者に発注するんですかというのを、当時の議長は多分遠藤正寿君だと思ふ。未消しています。当然、当時はおかしいと判断したんでしょう。しかし現実を見てください。いまだに修善寺総合会館には亀裂が残っているは……
- 議長（飯田正志君） 倫理条例についての質疑をしてください。  
〔「だから言っているんだよ、事実とはどういうことなんだというのは、皆さん判断できるんですかということだ」と言う人あり〕
- 議長（飯田正志君） わかりました。じゃ、答弁を願います。  
〔「まだまだ、いろいろある」と言う人あり〕
- 議長（飯田正志君） はい、簡潔に。
- 14番（森 良雄君） 簡潔じゃないよ。事実の認定をどうするんだということだよ。これ、急所でしょ、まだまだいっぱいあるんですよ。こういう後からでないといけない、そういうことをどうやってやるんですか。私は、上原という人間から名誉毀損で訴えられました。検察はこれを不起訴にしていますよ。こういうことがある。市長退席してしまったけれども、船原ホテルの跡地の売却について……
- 議長（飯田正志君） 森議員、事実はどうやって把握するかという……  
〔「だから事実の把握ができるかってことを言っているんだ」と言う人あり〕
- 議長（飯田正志君） だから、質疑のもう一つは何ですか。質疑は。次の質疑は何でしょうか。
- 14番（森 良雄君） いいですよ、こういうことが事実として認定できるのかどうかです。
- 議長（飯田正志君） できますかですね、それだけですね、質疑は。  
〔「まだあるよ」と言う人あり〕
- 議長（飯田正志君） 何でしょう。
- 14番（森 良雄君） 船原ホテルの跡地、ごらんください。いまだに何もっていない……
- 議長（飯田正志君） だから船原ホテルもそうでしょう。だから、事実をどうやって認定するかでしょう。
- 14番（森 良雄君） 君に聞いているんじゃないんだよ、君の意見なんか聞いていないんだよ。
- 議長（飯田正志君） 質疑を、何の質疑かわかりませんので聞いています。
- 14番（森 良雄君） 事実を確認できる方法なんてあるのかということを知っている。
- 議長（飯田正志君） はい、じゃ、それを1つですね。2番目は、質疑の2番目は何でしょうか。
- 14番（森 良雄君） 修善寺総合会館の補修工事をごらんくださいということと、船原ホテル

ルもごらんください。この間の杉山誠君が私の質問に対して意見を出して、飯田正志君が削除した文言がありましたね。これなんかは5年、10年、3年後ぐらいには結果は出ると思いますけれども、彼らの事業が成り立つかどうかなんてのは。こういう事実をどうやって認定するんですか。委員長さん、お伺いしたい。

○議長（飯田正志君） それ1点だけです。答弁願います。

○伊豆市議会議員政治倫理検討特別委員会委員長（小長谷朗夫君） 質問は1点だと思いますので、事実の認定はないと。仮にこの条例が可決されて成立した暁は、条例の中に書かれているように審査会が設置されます。その審査会の中で、事実なのか事実でないのかということ審査するものであって、条例に従うしかないと考えます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 以上をもって森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「あります」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 討論がありますので、暫時休憩をいたします。

この休憩中に討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時12分

○議長（飯田正志君） 引き続き会議を開きます。

先に反対討論を行います。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

この、ここは何なんですか、今。伊豆市議会の本会議ですね。まず市長がいないじゃないですか。本会議が成立するんですか、議長さん。この条例が成立した暁には、この条例は誰が公布するんですか。私の判断が間違っていなければ、市長が公布するのではありませんか。議会事務局長、どうなんですか。それを議論する場に市長がいないんですよ。議員の皆さん、よろしいんですか、それで。これから賛成討論する方もいらっしゃるようですが、少なくともそのぐらいのことは認識してやってもらいたい。議会事務局長の森さん、この議会は成立するんですか。

〔「議運でしょうが」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 議運か。時々間違えるんだよね。この議会は成立するのかなの

か。笑い事じゃないよ、室野さん。

〔「討論をお願いします」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 木村さん、何ですか、地方自治法にそうなっているんですか。

まず、この条例は憲法議論もされていないと認識せざるを得ない。表現の自由はどうなっているんですか。目的は何なんですか。チラシやインターネットの政治家としての考え方の発信を規制したいんですか。政治家としての意見を発信することを監視しようとしているのではありませんか。やめさせようとしているのではありませんか。

市長の反問権、本当に悩んでしまいますよね、あんな反問をされたのでは。彼は品格をもとに、し尿処理場の入札状況を発表しない。99%隠してしまっているんですから。どのような入札が行われたか、皆さん知る由もないんです。ところが、彼が言ったのは、完成したら見せると言うんですね。今何で隠しているのか、いわゆる疑惑隠しなんです。入札状況を知られたら困るから隠しているんじゃないんですかね。そういうことを私は一生懸命調べているんです。調べようとしているんです。しかし、現実には調べようがない。委員長さん、事実認定は審査会だと。審査会のほとんどは議員になるんでしょう。事実の認定なんていうのはできない。どういうふうにするんですか、皆さん。あの袴田事件をごらんください。公明正大に審査委員の皆さんはできるんでしょうか。

私が、暴力事件と言っていることがこの議場で行われました。うそつきの暴力議員だと言いました。そのとき、室野さん、あなたは見たと言いましたね。杉山誠君、あなたも見たと言いました。暴力が振るわれている状況を本当に見たんですか。あのときに真実に近いことを言ったのは木村さんだ。しかし、それもそうっとさらっただけだった。私は、これ警察に告発しました。刑事が言うには、森さん、これは事実認定は難しいよと。どうやってやるんですか。

また、袴田事件じゃないけれども、殺人事件としても確たる目撃者がいない限り、厳然たる証拠がない限り、事実認定は難しいんですよ。ましてやこのような倫理に関する問題を、これが事実かどうかという認定ができるのか。刑事事件でさえ何十年もかかるような事実認定を、このような倫理でもって皆さんできるんですか。それを今、皆さんはやろうとしているんですね。

市長は品確法だ、品確法だと言っていますけれども、品確法のどこに隠していいなんてこと書いてあるんですか。隠したければ、どこを隠したいか市長が証言するべきなのではありませんか。品確法は公開しなさいと書いてあるんです。我々政治家が、一地方政治家ですけれども、政治家というのは真実を追求して伊豆市民の幸福を願うものだと。この条例は真実を覆い隠そうとするもの、真実の目、口を封じようとするものではありませんか。

はっきり言わせてもらう、このようないいかげんな条例は、伊豆市議会のそれこそ品格を疑わせるものだと。つくるなどは言いません。難しいから皆さん時間をかけてやっているんですよ。何年もかけて倫理条例をつくっているんじゃないですか、よその自治体では。よそ

の議会では。

はっきり言わせてもらおう。平塚市が視察に来たと言っていますが、こんな条例は平塚市、まねしませんよ。これまた時間が証明するものです。皆さんは時間を無視して現状しか見ようとしていない。この条例は伊豆市の衰退をさらに加速させる。まともな人だったら、伊豆市へ入ってきませんよ。何だ何だ、伊豆市では本音が言えないのか。伊豆市へ移住する方を歓迎するなら、このような条例は再検討すべきです。伊豆市は自由に物が言えるまちにしましょうよ。よろしいんですか、これで。私は断固、反対したい。

以上。

○議長（飯田正志君） 次に、賛成討論を行います。

8番、梅原正次議員。

〔8番 梅原正次君登壇〕

○8番（梅原正次君） 8番、梅原正次です。

発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例は、本会議において設置に関し特別委員会を設置することは、伊豆市議会として決定し、その後特別委員会で議論され、きょうに至っているわけであります。この倫理条例に関しては、伊豆市議会の決定事項であると認識をしています。

そこで、内容についてですが、第1条目的や、第2条議員の責務は当然の内容であり、第3条の政治倫理基準に関して議員として当然してはいけない事柄を列記してあり、一般市民が見ても至極当たり前だと感じている事柄だと思います。第4条は審査の請求に関する項目で、通常の請求とは違い、議員の人格に関することから、審査の条件をほかの事柄より厳しくしていることは理解できます。第5条から第8条までは、審査会の設置からその運営に関する条文であり、これでいくことが妥当であると考えます。第9条は審査対象議員の陳述書に関するもので、弁明の機会を与えているものと考えます。10条から11条は審査結果の公表と措置に関するもので、請求があったからには、その結果を明らかにしなければ、市民の皆様からの信頼は得られないと考えます。

以上の考えから、この条例は議員の質を高め、市民の皆様方からの信頼される伊豆市議会を構築するために必要不可欠なものであると考え、皆様の御賛同をお願いし、会派フロンティア伊豆の代表としての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、反対討論。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、伊豆市議会議員政治倫理条例案に対し、反対の立場で討論を行います。

まず初めに、本条例は、全国的に見て非常に特異で変わった条例であるということが言え

ると思います。何が変わっているかという点、その一つは、議員の兼業禁止及びそれに関連する規定がすっぱりと抜け落ちているという点であります。

南淡路市の政治倫理条例を引用しますと、同市の政治倫理基準では、議員は、市からの活動、運営に対する補助、助成を受けている団体等の長に就任しないこと、次に、議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族及び議員が役員をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法92条の2の規定を尊重し、市が行う請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならないという2つの条項が、この伊豆市議会議員政治倫理条例の中には影も形もないわけであります。ここで肝心かなめの議員は補助団体の長にならない、議員及び親族は市の請負契約を行わない、これが抜け落ちている政治倫理条例は何の意味もない、仏つくって魂入れず、まさに骨抜き条例であります。

次に、今度は余計なものが入っている。同じく政治倫理基準の第7号、議員の情報発信は確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実により他人の名誉を毀損する行為をしないこと、この条項は、憲法21条第1項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」の規定に明らかに違反をしております。

なぜ、表現の自由が大切なのか。それは、表現の自由は、まさに民主主義の根本、民主主義そのものであるからであります。民主主義国家では、政治は国民の意見、具体的には選挙の意思表示によって行われます。正しい選挙のためには、正しい情報がなくてはなりません。そして、正しい情報とは、表現の自由がなくては、発信できないわけであります。正しいといっても、その判断基準や価値観は、人によって考え方によってさまざまであります。権力を持つ者が、自分たちの価値基準だけで自分たちに都合の悪い意見や思想、言論や情報、集会、デモなどを悪いものだとして一方的に消してしまったら、国民は自分で何が正しいのか判断することができなくなってしまうわけであります。つまりは、多様な意見を認める民主主義が機能しなくなってしまうのであります。

しかしながら、世の中には守るべき価値のあるものと、そうでない無価値なものが確かにあります。しかし、表現の自由では、価値のあるものないもの、その全てを国や地方自治体は保護すべきであって、その価値判断はみずから行うものではありません。政治倫理条例でいえば、議場外の議員の情報発信の中身が真実かどうか、事実かどうかを議員が審査するなどはおもてのほかであります。最終的には、このことは司法に任せるべきだと思うわけであります。表現の自由は、権力側が法律、条例で力づくで押さえつけるべきものではありません。問題のある表現には、それを抹殺するのではなく、言論には言論で堂々と対抗し、解決すべきものであります。特に、議会人ならば当然のことであります。

私は、冒頭、本条例案は非常に変わっていると指摘しましたが、その2つ目は、この表現の自由の侵害であります。1つ目、議員の兼業禁止規制が盛り込まれていない。2つ目、表現の自由を議員みずから否定する。このような議員政治倫理条例は、全国的に見てもまことに珍しい、希有な条例であると思います。

議員の皆さんには、この憲法違反で骨抜きの欠陥条例を否決されるようお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、賛成討論を行います。

5番、山田元康議員。

〔5番 山田元康君登壇〕

○5番（山田元康君） 5番、山田元康です。

発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例の制定についての提案につき、賛成の立場で討論させていただきます。

議員が守らなければならない政治倫理基準として、議員としての名誉と品位を損なう行為、また、不正と疑われる行為をしない、議員の地位を利用し不正な影響力を行使して金品を受けないこと、不正に特定の企業や団体などのために働きかけをしないこと等々、この条例に書かれている事柄を私たち議員は真摯に受けとめ、市民の代表者として恥ずかしい行動、言動はしない、みずからを厳しく律し、議員たるもの公私にかかわらず襟を正して活動すべきであり、政治倫理を確立するという当然の趣旨に私は反対する理由はありません。

市民からの期待にさらに応えるよう求めるものであります。

以上で私の討論を終わりにします。

○議長（飯田正志君） 次に、賛成討論。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 発議第9号 伊豆市議会議員政治倫理条例について、賛成討論を行います。

今、議会が成立しているのかどうか、市長及び部長がいないと成立しないのか、本題ではありませんが、地方自治法に基づいてやるならば、何ら問題ないというところであります。よく皆さん地方自治法を勉強していきましょう。

市民から選ばれた議員は、議員としての地位、権威を振りかざすのではなくて、常に謙虚に代表者にふさわしく生活し、活動することが求められています。だがしかし、議員としての本来のあるべき姿から逸脱をして、こんな振る舞いはしないようにしようよというのが、政治倫理基準だと私は判断しております。これは、議員に対してのみであって、全ての条例案も全市民を対象にしたものではないということは、議員の皆さん、当然のことであります。市当局、市長や部長に政治倫理条例違反だと訴えるものではありません。

また、市民が、例えばです、以前私のところに一住民の方から、自分の娘を就職あつせんしてくれないかと、いや議員という立場なんです、それはできませんと。議員だから頼んでいるんだからということだったんですね、拒否をいたしました。どうしても就職を有利に進めたいならば私はできません、ほかの議員がどうなのかわかりませんがというような話を

しました。じゃ、この市民は罰せられるかと、いわゆるこの条例違反になるかと、そうではない、あくまでも議員はどうあるべきかというところをしっかりと我々はわきまえる必要があると思います。

2つ、いろいろな論議をしましたが、大きくは3点ですね。政治倫理基準の第3項目め、補助金等の交付の決定に関し、不正に特定の企業、団体等のために働きかけをしないこと。そうすると、こんな論議をしました。補助金をもらっている、その団体の長、それは議員としてふさわしくないのか、やめるべきであるということで、一律にやるのではなくて、今言っている不正に補助金をもらっている団体として、その団体に有利になるようなことはよしませうということだというふうな論議もしました。

それから、兼業の禁止の問題ですが、詳しくは述べませんが、あるところで、損害賠償請求控訴事件というのがありました。市議会議員の二親等以内の親族が経営する企業、これは辞退しろということなんですが、高等裁判所では、これは憲法上保障された企業の経済活動の自由及びその議員の議員活動の自由を制限できる合理性や必要性を欠いたものであり、このように二等親以内の親族は、参画する、それを拒否しろということは無効であると判決もあったということが、条例をつくる委員会の中でも話があったということで、これはそういう意味では省きました。

私は、第3点目、とりわけ私も重視しましたが、政治倫理基準の7項目めの議員の発言や活動、活字やインターネットによる議会報告は事実に基づくこと、その内容が虚偽の事実で、他人の名誉を傷つけることのないようにということが、憲法21条の表現の自由の全ての国民に保護されるという重要な権利を侵していないのかどうか、私も考えたし、委員会の中で若干論議しました。表現の自由、全くやっていないんじゃないかと、ある程度やったということでもあります。表現の自由、知る権利は、私たちの政治にとって不可欠であり、民主政治にとって重大な意味を持ちます。表現の自由に対する規制に関しては、他の人権に対する規制よりも慎重に行わなければならない、これは憲法であります。

今回のこの政治倫理条例の中に、政治倫理基準に違反する行為があったとして、請求された議員は直ちに違反行為となるものでもないし、審査請求者も審査対象者も、審査に必要な資料を提出しなければなりません。表現の自由が規制された場合、この表現を発信する行為そのものが禁止されてはならない。だから、審査会に出てみずからの意見を述べようということも、この今回の提案の条例の中にあります。表現の自由は、何を言っても、いついかなるときも全てにわたって保障されなければならないのでしょうか。私は、日本国においては、表現の自由にも一定の基準、ルールがあると思います。

そこで、批判と名誉毀損につながる誹謗中傷を考えてみましょう。批判をすれば名誉毀損になるのか、そういう認識であるならば、まさに憲法違反であります。批判とは何か、物事の真偽や善悪を根拠にして否定的な意見、厳しい意見をあらわすことは多いのであります。名誉毀損につながる誹謗中傷とは、根拠のないことで相手を傷つけること、事実を無視した

意見がほとんどであります。事実とは何。後で述べますが、例えば、一般会計に誰が賛成したのか反対したのか、これは事実でしょう。事実かどうか全くわからないというのであれば、議会で論議できません。それぞれの議員がみずからの主張、これは事実である、真実であるという根拠に基づいて論議しているわけですから、それはそれなりの事実としてやっているはずであります。

名誉毀損につながる誹謗中傷とは、根拠のないことで相手を傷つけること、事実を無視した意見がほとんどであります。表現者、いわゆる意見を言う方が、その自身が主張した具体的な事実が真実だと信じて、信じたことが相当の理由があるということを明らかにすることができれば、これは、責任は問えないというのが、日本の民法上、刑法上の一般論であります。しかし、十分な裏づけ、調査をせずに発言したり、活動したりという表現活動は、他人の名誉権は許されるということで守る価値がない、否定されております。これは表現活動の自由ではないと。これが名誉毀損に当たるというのは日本の法治国家としての判断であります。

虚偽の意味は、意図的にうそをつくということであります。具体例で虚偽の事実を挙げます。この国の人みんなこういうものだど、よく日本でも外国でもあるんですね。一人一人のこと、それから小集団を見て全体を語る、あるものの評価をおとしめる、けなすときに使う場合が、こういう場合は多いんです。

もう一つ、例えばです。ある家庭内で批判と中傷の問題について述べます。妻が夫に対して、「またトイレの電気を消すのを忘れたでしょ、電気代がもったいないからちゃんと消してよ。」これは夫に対する批判であります。「そんなだからあなたはだめなのよ、万年係長どまりでそのうちリストラよ、そりゃ頭もはげるわね。」こういうように妻が言いますと、これは家庭内の問題ですから大騒動としないんですが、違いは皆さんわかるでしょうか。後段で述べたこと、これは電気の話と全く関係ない。これが中傷であります。

今、報道関係、いろいろな報道の自由等々がインターネット上でも論議を醸し出しておりますが、こういう裁判事例があります。インターネットの電子掲示板等の場合、新聞や雑誌と異なって、誹謗中傷を受けたというふうに思う方が同じ場面で即時に反論することができるから、当然ですね、理論上可能だと、インターネットでまた反論できる。だから対抗する言論による名誉回復ができるんじゃないかと、こういうこともあるわけですが、ニフティーサーブ事件という、東京地裁平成9年5月に判決があつて、また東京高裁まで行って平成13年判決がおりたんですが、これは反論が、いわゆる名誉毀損ということで、誹謗中傷を受けたほうがインターネット上で反論が可能であるからといって、被告の名誉毀損的発言がそこまで許されるものではないとして、相当性を欠いた被告の侮辱的発言を名誉毀損に当たると判断されていますし、その後の裁判例においてもインターネット掲示板での名誉毀損発言について、一般的に対抗言論の法理で違法整理が阻害されるという、いわゆる外されるということはないようであります。

最後に、この政治倫理を議会内でも議会外でも同じように適用することは慎むべきだというのが、私の主張であります。それは、地方自治法104条、議場の秩序の保持を議長の権限の第一に上げて、129条にはその議長権限をさらに具体的に規定しているからであります。時間的に議会中にできなかったからという理由だけで政治倫理を適用することは、私は適切でないというふうに判断しております。かといって、だから政治倫理に反してないから、議会でも何でも言っているんだと、それは地方自治法違反に引っかかるということでもあります。

そもそも、民主主義は何が正しいかわからないからこそみんなで議論し、お互いの考えをぶつけ合って、もっとよりよいものを見つけようとするものであります。黙って議会を終わらないように、しかも虚偽の事実でない論争、責任ある自由で論争できる議会を目指しながらも、今、中心的には第7項目めのことを私はお話ししましたが、全ての項目に対して、倫理上市民から問題ありと言われることのないように、議員一人一人が切磋琢磨することを、私もそうですが、皆さんで倫理に引っかからないように、当たり前のこと、人格を持った謙虚な議員活動をやっていきたいと思いますということを呼びかけて、賛成討論を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終了いたします。

これより発議第9号について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

### ◎散会宣告

○議長（飯田正志君） 以上で本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は12月13日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時50分

## 平成25年第4回(12月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第5号)

平成25年12月13日(金曜日)午前9時30分開議

- |       |         |                                  |
|-------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 88号 | 平成25年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)           |
| 日程第 2 | 議案第 89号 | 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)     |
| 日程第 3 | 議案第 90号 | 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 4 | 議案第 91号 | 伊豆市緊急地震・津波対策基金条例の制定について          |
| 日程第 5 | 議案第 92号 | 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の制定について             |
| 日程第 6 | 議案第 93号 | 伊豆市都市公園条例の一部改正について               |
| 日程第 7 | 議案第 94号 | 伊豆市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 95号 | 伊豆市税条例の一部改正について                  |
| 日程第 9 | 議案第 96号 | 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について            |
| 日程第10 | 議案第 97号 | 伊豆市子ども・子育て会議条例の制定について            |
| 日程第11 | 議案第 98号 | 伊豆市教育施設の利用に関する条例の一部改正について        |
| 日程第12 | 議案第 99号 | 伊豆市社会教育委員条例の一部改正について             |
| 日程第13 | 議案第101号 | 公の施設の指定管理者の指定について(中伊豆体験農園)       |
| 日程第14 | 議案第102号 | 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺自然公園)       |
| 日程第15 | 議案第103号 | 公の施設の指定管理者の指定について(菅湯)            |
| 日程第16 | 議案第104号 | 公の施設の指定管理者の指定について(恋人岬)           |
| 日程第17 | 議案第105号 | 公の施設の指定管理者の指定について(萬城の滝キャンプ場)     |
| 日程第18 | 議案第106号 | 公の施設の指定管理者の指定について(中豆授産所)         |
| 日程第19 | 議案第107号 | 公の施設の指定管理者の指定について(中伊豆室内温水プール等)   |

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第10号 伊豆市議会会議規則の一部改正について

追加日程第2 推薦第1号 伊豆市農業委員会委員の推薦について

追加日程第3 閉会中の所管事務調査の申し出

---

### 出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森修司	次長	飯田勝久
主査	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成25年第4回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

◎議案第88号～議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第1、議案第88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）及び日程第2、議案第89号 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の2議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長に報告を求めます。

最初に、議案第88号について、第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） おはようございます。第1委員会委員長、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第88号の第1委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目について、補足説明はなく質疑を行いました。

審議の過程における確認事項として、初めに、議案書21ページにある旭滝公衆トイレ改修工事の内容及び工事概要はどの確認があったのに対して、男子トイレの大便器を和式から洋式に変更し、小便器に手すりを設置します。また、女子トイレは、和式を障害者用として洋式の多目的トイレにつくりかえます。なお、入り口の部分は車椅子対応を考えていますとの答弁がありました。

続きまして、議案書11ページにある地域の元気臨時交付金は、建設事業に充当するという説明がありましたが、どのような事業に充当されるのかとの確認に対して、この交付金1億194万6,000円は、滝下橋公衆用トイレ整備事業に1,340万4,000円、市道整備事業に8,394万2,000円、観光施設整備事業460万円となりますとの答弁でした。

続きまして、議案書15ページの宿日直手当ですが、台風による避難所の設営等との説明でしたが、このときの派遣体制や業務内容、そして、宿日直手当で計上されているので何人分になるのか、また、全ての避難所に職員を配置したのか、それとも、必要なところだけ配置したのか伺いますとの確認に対して、9月15、16日の台風18号と、10月15、16日の台風26号に対する災害の警戒及び避難所を開設したことによるもので、手当は通常1日7,200円です

が、今回のように出勤時間が異なり、2日間の長時間にまたがるような場合の手当は1万200円を規定しています。なお、半日では3,600円となり、特別職と管理職を除く291名分で230万円を増額するものです。また、2回の台風では、ともに明るいうちから早目の対応に努め、2次配備には避難所職員は該当しませんが、あえて13カ所の広域避難所を全て開設しましたとの答弁がありました。

続きまして、議案書27ページの農地災害復旧事業は、中伊豆の2件ということですが、どのような内容かお聞きしたいとの確認があったのに対して、2件ともに中伊豆地区になり、西と清水になります。1つは、にしきのというそば屋から入って西公民館先の上流側の水田になります。所有者が異なる2カ所を1工区と2工区に分け、1工区は延長13メートル、2工区は延長14メートルで、ともに布団かご工法です。もう1カ所は、加藤電気裏の水田になり、のり面が高いことで、延長5メートルのブロック積みになりますとの答弁でした。

続きまして、議案書15ページのバス路線維持事業補助金は、前年度の精算で不足が生じたとの説明がありましたが、補助金の対象となるのはどのようなものでしょうか。また、この補助金はこれからも必要であると考えてよろしいでしょうかとの確認に対して、あくまでもバス路線の運行にかかわる部分です。自主運行バスは、市内16路線、当初予算は5,461万円です。既に支出済みの額は5,310万3,000円です。今回、バス会社の平成24年度の決算額が確定し、欠損の増額分が334万9,000円になりましたので、差し引き184万2,000円を予算の不足分として計上するものです。

また、補助金はこれからも必要でしょうかとの御質問ですが、そのとおりです。1週間ほど前に市内の高校生を対象に、修善寺駅まで保護者が送迎している実情調査をしましたが、三百数十名の方が送ってくる状況でした。今後も、バスの本数や運行時間帯等を協議し、何らかの施策を講じなければ赤字解消にはならないと考えますとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第88号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第88号について委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第88号及び89号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 議長から報告を求められました議案第88号及び議案第89号の2議案について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、議案第88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）第2委員会所管部分についてですが、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、市民環境部の関係では、議案17ページにあります滞納者電話催促業務委託料の増額となる業務の理由について説明を求めたのに対し、この委託契約は、電話催促業務委託の名称ですが、電話催促業務と窓口サポート業務の内容で同じ業者に委託しています。

2月からの確定申告により、市民税スタッフが別館に移り申告業務等を行います。その間、窓口業務のサポートを厚くする必要があるための補正となりますとの答弁でした。

健康福祉部の関係では、議案17ページの障害者総合支援事業の更生医療費と育成医療費の内容について説明を求めたのに対し、更生医療費は、生活保護2名の方、身体障害者手帳を持たれている方で、手術等をした3名の方の分の増額です。

育成医療費は、18歳未満の児童に係るもので、身体障害者手帳等を持たれていて、生活能力を得るための手術等に係る費用負担です。これは、本年度から県から権限移譲され、予算化しています。県の資料をもとに4名分の予算額としましたが、本年度は生まれてすぐ障害を持つ児童が多く、心臓や肺の手術にかかった方があり、大きな増額となりましたとの答弁でした。

議案19ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の制度説明について説明を求めたのに対し、平成25年2月の厚生労働省の通達で、基本的な考えは、待機児童の早期解消のために民間保育所で保育の量の拡大を図るため、民間で保育士に対する処遇改善をする保育所に資金提供をするものです。

改善内容は、民間法人の考え方ですので、保育士への処遇の改善はまちまちですが、保育士の人材確保や現在の保育士への処遇加算などに関する計画書を市に提出してもらい、3月に実績報告をいただき、補助します。これは国庫補助ですので、10分の10の財源充当率となりますとの答弁でした。

以上、教育委員会関係の質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第88号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、質疑として、議案37ページの繰越金の予算未計上の残額は幾らかという質問に、今回の補正後、1億5,871万8,426円となりますとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第89号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで第2委員会が所管する議案第88号及び議案第89号の2議案の委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

○議長（飯田正志君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

初めに、議案第88号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成25年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第90号～議案第99号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第3、議案第90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第12、議案第99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正についてまでの10議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第90号から第94号までの5議案について、第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） ただいま議長から報告を求められました議案第90号から議案第94号までの5議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第90号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号 伊豆市緊急地震・津波対策基金条例の制定について、補足説明はなく質疑を行いました。

審議の過程における確認事項として、この基金の設置については、国・県からの指導によるものですかとの確認があったのに対して、この原資は県からの交付金になることから、この基金の条例案についても県から示されていますとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第91号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の制定について、補足説明、質疑はなく、反対討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第92号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号 伊豆市都市公園条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第93号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第94号 伊豆市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第94号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第90号から議案第94号までの5議案について、委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第95号から議案第99号までの5議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 議長から報告を求められました議案第95号から議案第99号までの5議案について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

まず最初に、議案第95号 伊豆市税条例の一部改正についてですが、今回の改正ポイントについての補足説明があり、質疑を行いました。

主な質疑として、この条例改正は、市民にとってプラスとなるのかとの質疑に対し、今回の条例改正は、株式や公社債に関するもので、一般の方も投資がしやすい環境が整ったと言えます。ただ、市民にとってプラスかマイナスかは、株式ですので一概には言えませんが、答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第95号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第96号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてですが、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第96号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号 伊豆市子ども・子育て会議条例の制定について、補足説明はなく、主な質疑として、今までの保育所運営委員会と新しく設置する子ども・子育て会議の大きな違いとはとの質疑に対し、保育所運営委員会は、保育所の運営に関することだけでしたが、子ども・子育て会議は、こども園、幼稚園、そして放課後児童クラブ、学童保育も議論の対象としますので、取り扱う内容が広くなりましたとの答弁がありました。

この条例の子どもとは、18歳までと理解してよいかとの質疑に、子ども・子育て支援法では18歳までです。ただ、会議設置の目的として、特定保育・保育施設の定員や子育て支援事業計画、その他児童福祉に関する審議となりますので、幼児等が中心となっていくものと考えますとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第97号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第98号 伊豆市教育施設の利用に関する条例の一部改正について、補足説明はなく、主な質疑として、午前の利用時間を1時間早めた理由について説明を求めたのに対し、伊豆市の他の運動施設、狩野ドームや中伊豆体育館の利用時間に合わせています。また、利用時間も、午前と午後も同じ4時間の1,000円に統一しましたとの答弁がありました。

運動施設では、ナイター料金は別途定めてあるが、学校の運動場には照明料金はないのかとの質疑に対し、学校の運動場の照明施設は、他の運動施設のナイター設備と明るさや電球が違いますので、別途料金を定めることは考えていませんとの答弁がありました。

1日通して利用する場合の料金はどうなるのか、また、減免について説明を求めたのに対し、午前、午後、夜間の利用時間帯の間に片づけ等の時間が1時間ありますが、朝8時から夜9時まで通しても使えます。料金はそれぞれの時間帯の料金の合算となります。減免については、他の運動施設の減免に準じて、市の体育協会に入っていたり、少年スポーツを対象に教育委員会規則で減免を定めていますとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、追加する2条に、家庭教育の向上に資する活動を行う者とあるが、具体的にはどんな活動をされる人を示しているのかとの質疑に対し、PTAや保護者も入りますとの答弁がありました。

この改正は、委員の選考が広くなったのか、狭くなったのかとの質疑に対し、社会教育法で地域の事情に合った委員を入れなさいとする内容が文部科学省から示されており、それを参酌して条例で定めますので、委員の選考の範囲は今までと変わりませんとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第99号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、第2委員会が所管する議案第95号から議案第99号までの5議案の委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時58分

○議長（飯田正志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正についてまでの10議案について質疑を行います。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第92号について、10番、西島信也君。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第92号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

この駐車場ですけれども、これは、実は私の家のすぐ隣なんですけれども、大変立派になりまして、道路、それから遊歩道等も整備されて、大変結構なことであると思うわけですが、余り委員会の中では質疑がなかったような報告だったんですけれども、あえてお伺いするわけです。この駐車場ですけれども、名称が修善寺温泉駐車場、位置が伊豆市修善寺1135番地の1ということで、温泉場の上のほうにあるわけですが、これは従来からの説明によりますと、滝下橋駐車場と、あそこに滝下橋という橋がありまして、その名をとって滝下橋駐車場というふうに説明を受けていたわけですが、これが伊豆市修善寺温泉駐車場というふうに名称がなったわけです。名前のことですが、温泉場の下のほうに御幸橋駐車場というのがあるわけですが、修善寺温泉駐車場というのは非常にわかりにくい。御幸橋駐車場との関係というのはどういうふうに委員会で考えたのか、あるいは考えなかったのか、そこら辺を一つお伺いをいたします。

それから、この指定管理のことについてですが、今年度の指定管理は来年の4月からやるということで、1月から3月までは直営でやるというふうにここに書いてあると思うんですが、これにつきまして、これはちょっとこの駐車場とは関係ないかもしれませんが、御幸橋駐車場は今指定管理になっていないんです。ここら辺のほうをどういうふうに、委員会で質疑は余りなかったようですが、皆さんどういうふうに考えていたのか、あるいは、また何も考えなかったのか、そこら辺をお伺いをいたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） 第1委員会委員長の杉山誠です。

西島議員の質疑でありますけれども、確か西島議員も傍聴に見えていて、失礼しました。

それでは、改めてお答えいたします。

まず、名前に対するこの考えていることですが、これは、特に委員会では質疑はありませんでした。よって、各委員の考えているのもわかりません。また、指定管理、御幸橋駐車場、このことに対しても議題以外でありますし、委員がどのように考えているかということをお問われても、お答えのしようがありません。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質問させていただきます。

何もこれについてはそういうお話が出なかったということなんですけれども、普通、ここは今まで滝下橋駐車場となっていて、下のほうには御幸橋駐車場が歴然とあるということで、伊豆市修善寺温泉駐車場条例というのはおかしいんじゃないかと考えそうなものなんですけれどもね。

それから、指定管理者についても、これはちょっと議題から外れますけれども、これもどうなるのかといいますのは、ここら辺の異議もあってもいいんじゃないかと私は思ったんですけれども、これは委員長報告に対する質疑ですからなんですけれども、当局側としては何かそれについて説明をする気があるのか、全然ないのか、そこら辺いかがなんでしょうか。これは当局側に聞くんですけれども、これは議長の指示によってだと思えますけれども、どうでございましょうか、議長。

○議長（飯田正志君） 今、質疑として認めませんので、ほかにありますか。

委員長報告、経過と結果ですから、ルールを守ってください。

じゃ、3回目。

○10番（西島信也君） 多分そう言うんじゃないかと思ったんですけれども、詳細については、あくまでも議案に対して疑問点をただすというのは、議会ですから、市長さん、何にもそういうことについて説明ないっていうのだったら、それはそれでいいわけなんですけれども。甚だそれは市民に対して非常に問題のあるあれだと。これは議長に言っている部分です。本当は、市長はしゃべりたいかもしれないけれども、議長はだめだと言っているから、それはいいです。はい、終わります。

○議長（飯田正志君） 西島議員、今のちょっとおかしな発言ですよ。委員長報告の経過と結果に対して、これはルールですので、市長に対する質疑はできませんので、今の発言、ちょっとおかしな発言ですよ。ルールは守ってください。

以上で質疑を終結いたします。

これより議案第90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正についてまでの10議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第90号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 伊豆市緊急地震・津波対策基金条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

先に反対討論、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第92号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の制定について、反対させていただきます。

先ほど来から、私の所属する第1委員会の案件ということで質疑ができませんでした。そもそも私は委員会ではこれについて質問している。ところが、議題外ということで、質問を受け付けなかった。そうだね、杉山誠君。私が質問したいのは、この条例の中には愛がない。いいですか、政治は愛だ。正志君は政治は愛だなんて言うと、愛だってよなんて笑っていますけれどもね。市長、あなた、わかりますか。政治は愛だ。この条例には愛がないんですよ。

この駐車場をつくるために、先ほど西島議員のそばだという話がありましたので、そのそばには民間の駐車場があった。いいですか、議員諸君、よく聞いてください。この民間の駐車場を利用していただいた人はどうすればいいんですか。この駐車場へ行くための道路を拡幅した

ために、民間の駐車場はなくなっただけですよ。皆さん、どうお考えになりますか。当然、近隣に駐車場があれば、そこを使いますけれども、現在どうなっていますか。道路へ駐車している方もいらっしゃいますよ。この駐車場は誰のための駐車場ですか、市長。大型自動車1,000円だ、普通自動車500円だと。もし、近隣の方がこの駐車場を30日利用すれば幾らになるんですか。1,500円じゃないよね。1万5,000円かかるんです。近隣の方が、この駐車場を1万5,000円出して使うことができますか。全くこの条例には愛がないんですよ。地元の方が使おうと思っても使えない。何で使えるようにしてやらないんですか。市長、そういう考えはないですか。いいですか、私たちの町には愛がない。これでは、何をやっても伊豆市は衰退しますよ。市民を優遇しなきゃだめだ。観光客のために駐車場をつくるのは、それは結構です。しかし、必要なのは市民のための駐車場じゃないですか。現にこの駐車場ができるまでは、市民は近くの民間の駐車場を利用していたんだ。それがなくなってしまったんですよ。職員諸君、施設をつくるのは結構ですけども、そういうことも考えてつくってやってほしい。ただ自分たちが仕事のために駐車場をつくることによって、困っている市民も出てくるんだ。ぜひ、市民のための伊豆市をつくってほしい。住むなら伊豆市だ、子育てするなら伊豆市だ、住みよい伊豆市をみんなで作ってあげませんか。ねえ。

委員長に対する質疑だから職員は答えない。ここで皆さん何のために座っているんですか。ただぼけっと座っているだけじゃ、意味がないんですよ。必要なことは答えなさいよ。議長は答えさせるべきだ。いいですか、旧修善寺町の議会は、委員長が職員を指名して答えさせていたんですよ。やろうとすれば、この議会だってできるんだ。なぜやらないんだ。怠慢だよ、皆さんの。そう思いませんか。私の言うことが過激なら過激でいい。倫理条例適用しなさい。ぜひ、みんなで一緒になって、住みよい伊豆市をつくってあげよう。

反対討論を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終結いたします。

議案第92号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 伊豆市都市公園条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 伊豆市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 伊豆市税条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 伊豆市子ども・子育て会議条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

賛成討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第97号 伊豆市子ども・子育て会議条例の制定について、賛成討論を行います。

何のためにこの会議を持つのかということについては、既に初日の議案説明のときに当局側から行われましたので、それを実施するに当たって、大事なと思う点について討論を行いたいと思います。

内閣府が2012年に自治体の方々への説明会というのが行われたということなんですが、そ

の中で幾つかのQ&Aということで資料があります。こういうことです。何のためにこの会議をやるのかということについて、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されているんだと、特に児童福祉、教育双方の観点を持った方々の参画を得て云々とあります。地域における子ども・子育て支援について、調査審議していただく必要があるというふうに回答してあるんです。

具体的には、さらにこの会議の中で、条例が施行された段階で子ども・子育て会議というのは運営されていくでしょうけれども、この中で何をやるのかということは、この法、第59号に地域子ども・子育て支援事業というところで、15項目全てやるかどうかというのは、それぞれ伊豆市は伊豆市なりの会議のあり方によって取捨選択あるでしょうけれども、例えば子育て相談とか、放課後児童健全育成事業、すなわち学童保育、さらには妊婦に対して健康調査を実施する事業など、多岐にわたっております。私は、計画づくりに当たっては、あらかじめ地方版と言われております、この子ども・子育て会議など意見を聞かなければなりませんよということも、大事な押さえとして内閣府は示しておるわけですから、ぜひとも計画づくりに当たっては、いわゆる市民の声を聞くような場所をぜひとも設けていただきたいと。

なぜ地方版というかということ、国のほうでもこの会議を持っておるんですが、地方における子ども・子育て会議の設置というのは、義務づけではありません。子ども・子育て支援法にそういう機関を置くよう努めるものとするということになります。逆に言うと、努めなくてもよろしいということですから、任意の組織づくりですが、伊豆市はこれをやっていきたいと思いますという提案でありますから、そういう意味では前向きに私は歓迎をしておりますが。

もう一つ大事なことは、自治体が当然いろんな案を出してくるでしょうが、子育て支援が十分なものかどうかをチェックをして、当事者、いわゆる父母や保育関係者の方々の要望を取り入れて施策を改善することができる組織となることが本当に大事なのだと思いますので、そういう会議にしていきたいと。市民の願いが反映された計画及び実践こそが、市の最大の課題である。少子化対策、少子化現象に歯どめをかけるがための重要な役割を果たすような会議にしていきたい、また、計画にしていきたいというふうに切に願って、賛成討論を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終結いたします。

議案第97号 伊豆市子ども・子育て会議条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 伊豆市教育施設の利用に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 伊豆市社会教育委員条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第101号～議案第107号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第13、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）から日程第19、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）までの7議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第101号から105号までの5議案について、第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） ただいま議長から報告を求められました、議案第101号から議案第105号までの5議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）では、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑及び確認事項の主なものとして、指定管理者の実態は添付資料でわかるが、契約内容がわからない。そのあたりの内訳が出ていないので周知してほしい。また、契約内容等を明らかにしてからの採決としていただきたい。なお、この施設の指定管理料はどうなっているのかとの質疑、確認に対し、指定管理施設に関する説明書は様式を統一しているため、議案参考資料のとおりとなります。また、この施設は利用料金制で管理運営を行っていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第101号につきまし

ては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）では、補足説明、質疑はなく、反対討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第102号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（菅湯）では、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第103号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）では、補足説明、質疑はなく、賛成討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第104号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）では、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑及び確認事項の主なものとして、このような施設は、公の施設であるから議題になっているが、公の施設として行政がかかわる基本的スタンス、また、公の施設になっている理由、それぞれ公共性があるからだと思われるが、どのような経緯になっているのか教えていただきたいとの質疑に対して、一つには、市がつくった施設であること、また、一部の人が利用するものではなく、観光客だけが利用するものや、料金を取る場合は一部開放しないところや該当しない部分も出てきますが、子供たちの自然体験や市民を交えた住民の福祉を根本に考えた場合、公の施設の指定管理が打ち出されて以降、市が直接経営もしくは指定管理に出すことで、市が単独で行うよりサービスの向上が見込まれると判断した場合などには、指定管理者に管理を任せていますとの答弁がありました。

次に、景気のよい時代には、これらの施設も経営が成り立っていたが、将来的には施設の廃止や解体等を考える時期が来るのではないのでしょうかとの質疑及び確認事項に対して、公の施設の必要性や市の財政的な体力を勘案して、今後は老朽化等を見据えた施設の廃止や存続の判断が必要になってきますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第105号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第101号から議案第105号までの5議案について委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第106号及び議案第107号の2議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 議案第106号及び議案第107号の2議案について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）についてですが、補足説明はなく、質疑として、指定管理の目的に就労継続支援にB型とあるが、その内容につ

いて説明を求めたのに対し、就労継続支援にはA型とB型があり、A型は雇用主との契約があるもので、現在は最低賃金749円で定められています。B型は契約がありません。両方とも一般就労が困難な方が作業をしたりする勉強の場、実習の場となっていますとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第106号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）ですが、補足説明はなく、主な質疑として、指定管理者審査会の結果と意見はどんな内容だったか、その詳細について説明を求めたのに対し、おおむね良好な運営、管理ができていて、継続することが適当との答弁をいただいていますとの答弁がありました。

指定管理に関する変更点、改善点などの評価はありましたかとの質疑に対し、指定管理の内容の変更点はありません。現在の利用者の拡大ということで、そのためにさらに教室などのメニューの内容をよくしていくことが課題となっていますとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第107号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、第2委員会が所管する議案第106号及び議案第107号の2議案についての委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

ここで10分程度、40分まで休憩といたします。

この休憩の間に、各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（飯田正志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第101号から107号までの7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第101号から107号までの7議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）の討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）の討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

先に反対討論。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）の反対討論をいたします。

議案第101号から107号までは、指定管理者の指定に関するものです。これを見ると、私たちの町には競争がないんです。一度決まったならば、ずっと続いてしまう。これがいわゆる既得権益というものです。既得権益ですよ。一回獲得したもうけ話は、ずっと自分のところへ来てしまうと。中伊豆体験農園みたいな地域住民がやるものは、それでいいでしょう。それはそれでいいと思います。

しかし、修善寺自然公園、これは我が町最大の観光施設です。年間25万人前後を集めている施設です。たびたび言いますが、この施設ほど頑張ってもらわないと、伊豆市の観光は衰退の一途をたどりますよ。ここへどういう人を配置して、どういう活躍をしてもらうかです。この施設が25万人前後の集客でよろしいと思いますか、皆さん。毎年5万人ぐらいずつふやしてもらわないといけないんじゃないですか。ねえ、市長。あなたの観光政策はどういう考えで進められているかわかりませんが、これから5年後も10年後も25万人前後でよろしいんですか。観光客を集める集めると言いながら、どこへどのぐらい集めるんですか。そういう話がどこにもない。年間5万人ふやせよとは言いませんよ。しかし、今年度25万人集めたならば、来年は1割ぐらいアップしましょうよと、そういう目標が何もないんですよ。これはもう、一度指定管理者になってしまえば、競争もなし、現状維持で十分だ、そういうことではありませんか。指定管理者制度でもって競争原理を導入しているところは幾らでもある。我が町は衰退の一途をたどりながら、どうやって衰退をとめて向上させるかという方針が何もない。お客を集める集める、ただかけ声だけですよ。

その最たるものがこの伊豆市振興公社、何ですかこれ、びっくりしましたね。代表理事は誰ですか、これ。鈴木健範さん、この方、この前までは監査委員だったじゃないですか。何で監査委員が振興公社の理事なんですか。議員の皆さん、おかしいと思いませんか。いいですよ、伊豆市の観光にとってこの方がしっかり働いてくれるんだったら、私も、いや、鈴木さんよくやったと言いたいです。監査では市長のために一生懸命やったことでしょう。それが見えます。ぜひ認めたい。しかし、我々は、伊豆市最大の施設の長がこんなことでいいん

ですか。監査委員として能力があるんだったらいいです。私は、能力がある人だったら何百万円積んでもいいと思うんですよ。1,000万円積んでもいいと思います。あの人だったら伊豆市の観光施設をよみがえらせる、そういう方がいるはずですよ。この方にだって、振興公社の代表理事ともなれば、それなりの報酬が支払われているんでしょう。私は無駄にしてもらいたくないんですよ。指定管理料は大変なものですよね。この施設は預けている、この方に預けているというだけでも大変なものです。26年度の入場者数が26万だ27万だ、そういう数字になるんだったら何も言いません。まあ、期待はしますけれども。残念ながら修善寺自然公園、よくて横ばい、何もやらなきゃ20万人割っちゃいますよ。

この指定管理者の指定について、今後の見通しについては何も述べられていないんです。この修善寺虹の郷ですよ、自然公園に限らず。伊豆市の観光を発展させるためには、ぜひ市長さん、一発ぶっちゃってくださいよ。こういうことをやるんだと、虹の郷に雨天でも集客できるような施設をつくるとかね。私はよく箱根の話をしてますが、箱根のビジターセンターは、雨になるといっぱいになっちゃいますよ。おもしろいからですね。あそこはほかにもいろいろ博物館あったりしますが、残念ながら我が伊豆市、天城会館に至っては、もう二流の施設でしょう、展示物は。やっぱり一流じゃなきゃだめですよ。虹の郷はやろうと思えば一流になり得るんです。ぜひ頑張ってくださいと思ひまして、反対討論を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終結いたします。

議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（筥湯）の討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬）の討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）の討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、直ちに討論を行います。

先に反対討論。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）について、反対討論をさせていただきます。

新しい指定管理者なので、将来どういう活躍をしていただけるのかわかりません。残念ながら、立ち行かなくなつたというふうに私は受けとめます。当局の説明では、高齢になると、もうやめたいということが説明にありましたけれども、あの施設の支援者というのはたくさんいたんですよ。この間も言いましたけれども、私もあの芝生の広場の整備のときは応援に行った。芝を張ったり、いろいろ手伝いました。半端な数の人じゃなかったと思います。それが、年とつたからやめたいと、たしか何年か前には再建案みたいなのが出てきたんじゃないんですか。あれもやりたいこれもやりたいと、何も手つかずのまま手放してしまう。こういうのを民間の言葉で言えば、行き詰まつたて言うんじゃないんですか。議員の皆さん、どう思いますか。行き詰まつたんですよ、お客さんが減っちゃつたんです。数字の上ではぼちぼち来ていました。確かにここ一、二年、一生懸命集客に努力していたことも認めます。しかし、残念ながら報われなかつた。お土産品を買っていつてくれる人が減っていると、そういう大きな要因があつたはずですよ。

それで、楽々季伊豆というんですか、ラッキーズなんて野球チームもあつたし、スナックもありましたね。非常におもしろい名前だだと思います。どういう組織かもよくわかりません。何をしてくれるのかもわかりません。もし、この方たちがこれからここを運営しようとするならば、恐らく指定管理料は上げなければ立ち行かないでしょう。当局の説明では、そういう話はなかつたように私は感じております。しかし、年間営業するというんだつたら、当然、指定管理料は値上げが必要なはずですよ。指定管理料の値上げなくして経営が立ち行くんだったら、ぜひ頑張ってやってもらいたい、そういう期待を含めて反対討論を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、賛成討論を行います。

4番、山下尚之議員。

〔4番 山下尚之君登壇〕

○4番（山下尚之君） 4番、山下尚之です。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定（萬城の滝キャンプ場）について、賛成の立場から討論させていただきます。

萬城の滝キャンプ場の指定管理については、現在、中伊豆漬物組合が請け負っていますが、会員の高齢化や観光客の減少等により、3月をもって辞退となります。

一般公募をしたところ、中伊豆八岳地区の公共施設や人口、商店等の減少、また、廃業に危機感を持つ意欲ある若者が社団法人楽っ季伊豆を結成し、伊豆市の振興、地域の活性化のために立ち上がった団体であり、会員には、サービス業やわさび生産者、販売者等八岳地区に生まれ育った地域を愛する正義感、責任感のある若者で結成され、指定管理業務には、初心者ではありますが、唯一、八岳地区での観光スポットである萬城の滝を拠点として、八岳再生を図る取り組みに地域一丸となって自助努力はもとより、長年この周辺のボランティア作業を行っていただいている中伊豆協働の会や八岳八区との連携による共助、また公助として行政や議会の皆さんの大きな御支援や御指導をお願いし、指定管理料ゼロではあり、全て自分たちの身に降りかかる条件にもかかわらず、勇気ある決断をしたこのすばらしき団体、若者たちに期待し、また、多くの皆さんの応援をお願いして、賛成討論とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終結いたします。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）の討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）

の討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（飯田正志君） お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、3件を日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（飯田正志君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することに決定いたしました。

#### ◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 追加日程第1、発議第10号 伊豆市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、森島吉文議員。

[議会運営委員会委員長 森島吉文君登壇]

○議会運営委員会委員長（森島吉文君） 議会運営委員長、森島です。

ただいまの議長の求めにより、発議第10号 伊豆市議会会議規則の一部改正の提案理由を御説明申し上げます。

本年6月にコミュニティFM、FM I Sが開局し、地域に密着した情報発信ツールがふえ、声の広報として行政の情報、防災の情報に加え、議会の情報も提供できるようになりました。

伊豆市議会では、会期日程や一般質問の概要について、現在、FM I Sにて市民に情報提供を始めていましたが、市民に開かれた議会として、議会の情報提供はさらにふやしていく必要があります。

また、伊豆市議会のホームページについても、会議録や本会議の映像配信などを行っておりますが、委員会活動や議会活動など市民に伊豆市議会を知っていただくため、さらなる情報発信が必要となっております。

そこで、現在、伊豆市議会会議規則において、協議の場として設置してあります議会だよりの編集等に限定した議会報編集委員会に議会の広報全般を協議していただけるよう、所掌

事項を広げ、名称を議会広報委員会とするのが、今回の改正の提案となります。

改正の内容ですが、新旧対照表をごらんください。

会議規則第166条の協議等の場を別表で定めてあります。この別表中の「議会報編集委員会」の項を「議会広報委員会」の項に改め、目的の欄を「議会の広報に関する協議又は調整を行うため」とするものです。

なお、改正後の議会広報委員会の委員には、改正前の議会報編集委員会の委員が継続することで、11月25日の全員協議会で確認をいただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

以上、発議第10号の提案理由でございます。皆様の御賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（飯田正志君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（飯田正志君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第10号について採決をいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

#### ◎推薦第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 追加日程第2、推薦第1号 伊豆市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、議会提出の人事案件でありますので、伊豆市議会運営規程に従い、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（飯田正志君） 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りします。

伊豆市農業委員会委員の推薦については、古見梅子さん、山田貴子さん、佐野裕子さん、塩谷美和子さんの4人を推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、伊豆市農業委員会委員の推薦については、古見梅子さん、山田貴子さん、佐野裕子さん、塩谷美和子さんの4人を推薦することに決定いたしました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（飯田正志君） 追加日程第3、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、会議規則第111条の規定に基づき、所管事務の調査事項について別紙のとおり申し出がありましたので、お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、それぞれ所管事件につき、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（飯田正志君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

皆様には長時間慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成25年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時05分